

平成23年11月25日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
-----	---------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美	教 育 部 長	山 田 英 夫
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義
民 生 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦	開 発 部 次 長 兼 商 工 観 光 課 長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	教 育 部 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	服 部 忠 昭
監 査 委 員 長 事 務 局 長	服 部 正 治	秘 書 企 画 課 長	山 口 精 宏
防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸	税 務 課 長	伊 藤 好 彦
収 納 課 長	服 部 誠	市 民 課 長	加 藤 恵 美 子
環 境 課 長	伊 藤 邦 夫	福 祉 課 長	前 野 幸 代
介 護 高 齢 課 長 兼 いこいの里所長	松 川 保 博	総 合 福 祉 セ ン タ ー 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	鯖 戸 善 弘	農 政 課 長	半 田 安 利

都市計画課長	竹 川 彰	下水道課長	橋 村 正 則
民生部長兼 保険年金課長	八 木 春 美	十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘
図書館長	奥 田 和 彦		

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	若 山 孝 司	書	記 横 山 和 久
書	記 岩 田 繁 樹		

６．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	議案第51号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 5	議案第52号 弥富市税条例の一部改正について
日程第 6	議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 7	議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第 8	議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
日程第 9	議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について
日程第10	議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
日程第11	議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第12	議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第13	議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第14	議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第15	議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 開会

- 議長（伊藤正信君） ただいまより平成23年第4回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第81条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。  
第4回弥富市議会定例会の会期を、本日から12月20日までの26日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から12月20日までの26日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（伊藤正信君） 日程第3、諸般の報告をします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第51号 弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 議長（伊藤正信君） 日程第4、議案第51号を議題とします。  
服部市長に、提案理由の説明を求めます。  
服部市長。  
○市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。  
平成23年第4回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。  
議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。  
本定例会におきまして、まず初めに提案し、御審議いただきます議案は、条例議案1件で

ございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第51号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の人事院勧告に準拠して、一般職の職員の給与について改定を行う必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 議案は、伊藤総務部長に説明をさせます。

総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第51号弥富市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明を申し上げます。

13枚ほどはねていただきまして、条例のあらましをごらんください。

このたびの条例改正の内容につきましては、国家公務員一般職の人事院の給与勧告に準拠しまして、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

1．職員の期末・勤勉手当の改正は、ございません。

2．給料月額の改正につきましては、平成23年12月給与から適用することとしまして、行政職給料表を平均0.2%引き下げる改定をするものでございます。改定に当たっては、50歳代の職員が在職する号給に重点を置いて、最大0.5%引き下げることとして、引き下げは40歳代前半層が在職する号給をめどとして収れんさせ、次のページにございます別表の規定に該当する者については、改定を行わないものでございます。

3．公民較差解消減額調整としまして、給料月額の改正の対象となった職員、減額改定対象職員といいますが、この職員につきまして、平成23年4月からこの改定の実施時期前月までの期間に係る公民較差相当分を解消するため、平成23年12月期の期末手当で減額調整を行うものであります。調整額等につきましては、本年4月の給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当に100分の0.37の調整率を乗じて得た額に、4月から施行の日の属する月の前月までの月数、8月になりますが、これを乗じて得た額と本年6月期に支給された期末・勤勉手当に同様の調整率を乗じて得た額の合計額を、本年12月に支給する期末手当から減額調整するものでございます。

4．現給保障額の改定につきましては、平成18年4月に実施されました給料表の切りかえ時に、給料表切りかえ前の給料月額に達しない職員には、給料月額のほか、その差額相当分額を給料として支給することとされておりまして、これを経過措置額といいますが、今回の改正に伴い、経過措置額の算定の基礎となる額は、経過措置額に次の割合を乗じて得た額とするものでございます。

第1号は、平成21年条例附則に規定する減額改定対象職員につきましては、給料表切りか

え前の給料月額に、平成21年の引き下げ率0.9976と平成22年の改定率0.9983と平成23年の改定率0.9951を乗じて得た率、0.9910を乗じた額を給料月額とし、平成23年12月の給料から適用するものでございます。

第2号は、第1号に掲げる以外の職員についての規定でございます。

次のページの5．現給保障額を廃止する規定でありまして、今日まで激変緩和措置が行われてまいりましたが、平成24年度は経過措置額として支給される給料の2分の1を減額しまして、減額の上限は1万円として支給し、平成25年度4月1日に廃止するものでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方、ありませんか。

三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 市長にお尋ねいたします。

もともとこのOECD諸国の経済成長の度合いというのは、この20年近くにわたって、その国の勤労者の所得のふえた割合に比例しているというような状況のもとで、日本だけが一般の勤労者の給料が引き下げられたり、公務員もそれに続いて引き下げられてまいりました。

先ほど全員協議会で配付されました資料を見させていただきますと、平成21年度以降、地域手当等も含めまして年間1人平均50万円を超える給料の削減が、今回の削減と合わせると行われることになりまして、大変私どもは残念なことだというふうに思っておりますが、ますます雇用状況が悪くなっていく中で、やはりこうしたあり方については、ぜひ今後各地方自治体、市長会等とも協力しながら、国に対して、日本の国民生産の大部分を占める個人消費をふやすことを抜きにしては今日のこんな状況を変えることはできないわけありますので、ぜひこうしたやり方を改めるように政府に求めていただきたいということが一つと、それからもう一つは、結局給与の削減とあわせまして定数の削減が並行して行われておりますので、非常に高齢化等に伴いまして自治体の職務がふえる、国民健康保険や高齢者医療制度に伴いましてその実務が非常に複雑にふえてくる中で、なかなか必要な手だてがとりきれないような状況が生まれておりまして、かなり職員に過剰な負担がかかるような状況が続いております。こうした状態を改善する意味でも、ぜひ引き続いて御尽力いただきたいし、必要な定数はぜひ確保するように御尽力をいただきたいということが二つ目でございます。

もう一つは、この間、確かにこうした削減を行ってまいりましたが、弥富市といたしましては、合併以降、他の市町に比べて大変低かった国との間の格差を解消するために努力がされてきて、89%台から90%台の後半にまで縮めてきております。この努力は大変多とするものでございますが、こういう時期でございますので、なかなか大変なことだと思いますが、引き続いてその格差是正のための御尽力をいただきたいと思います。この3点について、

市長としてどうお考えになっているか御答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

今回の人事院勧告に伴う給与の削減0.2%の問題でございますが、私どもは、県と違いまして地方自治体として給与をはかる物差しを持っておりません。そういう状況の中におきましては、従来から人事院勧告ということに対して我々としては従ってきたといういきさつもあるわけでございます。今回、大変厳しい状況ではございますが、他の近隣市町村との自治体とも連携をいたしまして、今回のことについては認めざるを得ないだろうという形で思っておるところでございます。

2点目におきましては、給与の問題、あるいは職員の定数の問題等におきましては、私どもといたしましてもこれは大変重要な問題であろうというふうに思っております。それぞれの個々の職員がそれぞれの所管の中で、市民の付託、市民行政サービスがしっかりできるということが前提にあって、人の配置をしているわけでございます。また、管理職等におきましても、適材適所、能力主義を中心にしておるところでございます。今後、過重労働であるとか、あるいはサービス残業等々の発生がないように、私どもとしても人事管理をしっかりしていきたいというふうに思っております。来年度の職員の採用につきましても、当初の予定を変更いたしまして、増員計画をしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

ラスパイレスの改善につきましては、三宮議員からの御指摘のとおりでございますが、私も担当させていただきましてから年々改善をさせていただいたことは、皆さんも御承知のとおりでございます。今後も市の経常収支、財政の健全化ということを図りながら、さらに向上を求めて実施してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 本当に大変な経済状況のもとで、とりわけ市民の声を聞く市政を本当に進めていく、市民とともに進めていこうと思うと、やはり丁寧な説明や対応が必要でありまして、なかなかいろんなことを市民に周知するといいいましても、広報で流したりする程度では、特に今日のさまざまな社会保障制度、医療制度も非常に複雑になっておりますので、理解していただけなくて、せっかく市でいい減免制度をつくりましても、制度そのものもまだ不十分な点もあると思いますが、もう一方で、そういう説明やきちんとした聞き取りがなかなかできないような状態が、活用できない大きな原因にもなっておりますので、ぜひ市長の方から必要な人員について確保していく努力をしていくというお話がございましたが、引き続き御尽力いただくこと。さらに、少なくとも国との間の格差を縮めてきてくださっ

たので、それを継続していただくこととあわせまして、この間の議会での議論の中でも、特に日本経済が大きく停滞している原因は、市長のお言葉を借りますと、中間層というんですか、きちんと税金や社会保険料を払える人が非常に少なくなったことが、やっぱり自治体が苦しむ、あるいは国民が苦しむ、市民が苦しむ大きな原因にもなっているということで、働き方をきちんと是正するようにということについても、市議会としても意見書を出してきた経緯がございますが、またぞろ今回の派遣法の改正につきましては、一たん民主党は改正すると言っていたことも含めて、全部今回の法案から切り取ってしまうと。本当に細切れ派遣や雇用がますますひどくなる心配がされている中で、ぜひ政府や国会に対して議会としても私どもはますます強く要望していかなければならないと思っておりますが、市長会等におかれましても、雇用の安定、公務員を初めとする勤労者の暮らしの安定こそが国と地域の発展の土台だという立場で御尽力いただくことを強く要望いたしまして、引き下げになりますので大変残念ではありますが、今後の市側の努力を要請いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の方ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第52号 弥富市税条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第7 議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第8 議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第10 議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第11 議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第13 議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（伊藤正信君） 日程第5、議案第52号から日程第15、議案第62号まで、以上11件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に提案申し上げ、そして御審議いただきます議案は、条例議案4件、法定議決議案2件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第52号弥富市税条例の一部改正につきましては、市町村の合併の特例等に関する法律による、地方税に関する特例の適用期限が到来することに伴い、市街化区域内にある生産緑地を除いた農地に対する課税を宅地並み課税にするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、公共施設の利用に関し厳しく使用を制限するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第54号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、障害者自立支援法の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正により、災害弔慰金の支給対象となる遺族に兄弟姉妹を加え、兄弟姉妹に災害弔慰金を支給する場合の順位を定める必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、弥富市公の施設にかかわる指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者となる団体の選定を終えましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項の規定により、平成24年1月4日に愛知郡長久手町が市制を施行するに伴い、同組合規約中の関係規定の変更について協議をするため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第58号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億7,646万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億1,336万5,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、総務費におきまして、地域主権改革一括法にかかわる例規整備業務として地域主権改革推進支援業務委託料210万円、民生費におきましては、補充保育士等の臨時職員賃金2,325万円、シルバー人材センター補助金170万円、介護保険特別会計給付費繰出金1,400万円、後期高齢者特定検診委託料480万円、生活保護にかかわる医療扶助費7,900万円、生活保護費国庫負担金過年度分返還金1,732万7,000円、生活保護費県費負担金過年度分返還金583万6,000円、消防費におきましては、消防団員等公務災害補償及び退職報償金掛金負担金848万2,000円、同報無線の修繕料210万円、教育費におきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金238万円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、地方特例交付金842万3,000円、国からの生活保護費負担金4,077万8,000円、財政調整基金繰入金1億1,783万8,000円、保育所受託事業収入400万円を増額計上するものであります。

次に、議案第59号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億2,900万円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、一般被保険者療養費600万円、一般被保険者高額療養費1,000万円、介護納付金2,082万8,000円であります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、後期高齢者支援金分負担金1,350万円、退職者医療交付金過年度分2,138万8,000円を増額計上するものであります。

次に、議案第60号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険料の納付状況等に伴い、保険料等負担金1,090万円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を3億5,274万7,000円とするものであります。

次に、議案第61号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定において、施設介護サービス給付費1億500万円、高額介護サービス費350万円、特定入所者介護サービス費350万円等を増額計上し、歳入歳出予算の総額を21億4,681万7,000円とするものであります。

次に、議案第62号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,400万円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出の内容といたしましては、処理施設工事請負費2億円を増額計上する一方、管路工事請負費1億5,500万円を減額するものであります。

これらに対し、まず歳入といたしましては、繰越金2,410万5,000円、国からの汚水処理施設整備交付金 1 億7,499万9,000円を増額計上する一方、農業集落排水事業県補助金 1 億4,550万4,000円、農業集落排水事業債860万円を減額するものであります。

以上、提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

議案は担当部長より説明をさせ、補正予算は説明を省略させます。

まず伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第52号弥富市税条例の一部改正につきまして、御説明を申し上げます。

7 枚ほどはねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

今回の条例改正につきましては、特定市街化区域農地の宅地並み課税の実施のための改正でございます。弥富市におきましては、平成18年4月1日に弥富町と十四山村が合併しまして弥富市となりました。これによりまして、三大都市圏、中部圏の特定市となりました。この特定市となったことによりまして、市街化区域内の農地は、合併特例法によりまして、合併の翌年度から5年間は、合併前と同様の一般市街化区域農地の課税、宅地並みに評価、農地に準じた課税を行ってまいりましたが、平成24年度から特定市街化区域農地、市街化区域内にある生産緑地を除きますが、この農地となるため、宅地並み評価、宅地並み課税となります。税額の計算方法につきましては、基本的には評価額に3分の1を乗じ、その額に税率1.4%を乗じた額が税額となります。特定市街化区域農地の適用により、初年度目、平成24年度からでございますが、4年度後の平成27年度まで課税の適切な処置の対象となり、初年度0.2、2年度目が0.4、3年度目が0.6、4年度目が0.8の率を乗じた額が税額となります。5年度目、平成28年度でございますが、それ以降につきましては適用がございません。

改正内容につきましては、附則の10条の2第3項から附則第14条まで特定市街化区域農地の宅地並み課税の計算方法等関係条文の追加改正でございます。

この条例につきましては、平成24年4月1日から施行となります。

次に、議案第53号公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

1 枚はねていただきまして、第1条、弥富市市民ホール条例の一部改正から、6ページの第19条、弥富市営住宅管理条例の一部改正までについては、最近、自治体の公の施設において暴力団主催の営利目的のイベント等が開催される事案が相次いでおり、その使用許可に当たってはトラブルも発生しているところでございます。本市でのこうした事案を未然に防ぐ

ため、暴力団による利益につながる公共施設の利用に関し厳しく使用を制限するため、公の施設から暴力団を排除するための関係条例を制定するものでございます。

次に、議案第54号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

障害者自立支援法の一部改正に伴いまして、条項ずれが生じるために、各法の条文を引用しております関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 次に、平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

災害弔慰金を支給する遺族の順位の3番目に、配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれも存しない場合であって、死亡当事者と同居し、生計を同じくしていた兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金の支給について適用いたします。

続きまして、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について、説明申し上げます。

弥富市十四山総合福祉センターにあります、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理を、弥富市神戸四丁目26番地、有限会社光神、事業所名、あい・ふれあいに指定し、指定期間を24年4月1日から29年3月31日までの5年間とするものでございます。

続きまして、議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、説明申し上げます。

新旧対照表をお願いいたします。

平成24年1月4日に、愛知郡長久手町が市制施行に伴い、長久手市とするものでございます。

この規約は、平成24年1月4日から施行する。

以上でございます。

○議長（伊藤正信君） お諮りをいたします。

本案11件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案11件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~。~~~~~

午前10時34分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代

平成23年12月7日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

1 番 堀 岡 敏 喜  
3 番 山 口 敏 子  
5 番 佐 藤 高 清  
7 番 武 田 正 樹  
9 番 山 本 芳 照  
11番 安 井 光 子  
13番 渡 邊 昶  
15番 三 浦 義 美  
17番 黒 宮 喜四美

2 番 炭 竈 ふく代  
4 番 小坂井 実  
6 番 佐 藤 博  
8 番 立 松 新 治  
10番 杉 浦 敏  
12番 三 宮 十五郎  
14番 伊 藤 正 信  
16番 中 山 金 一

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

18番 大 原 功

3. 会議録署名議員

3 番 山 口 敏 子  
5 番 佐 藤 高 清

4 番 小坂井 実

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

市 長 服 部 彰 文  
教 育 長 下 里 博 昭  
民 生 部 長 兼 平 野 雄 二  
福 祉 事 務 所 長  
会 計 管 理 者 兼 村 上 勝 美  
会 計 課 長  
総 務 部 次 長 兼 村 瀬 美 樹  
総 務 課 長  
民 生 部 次 長 兼 渡 辺 安 彦  
健 康 推 進 課 長  
開 発 部 次 長 兼 三 輪 眞 士  
土 木 課 長  
監 査 委 員 服 部 正 治  
事 務 局 長  
防 災 安 全 課 長 伊 藤 久 幸  
収 納 課 長 服 部 誠  
環 境 課 長 伊 藤 邦 夫

副 市 長 大 木 博 雄  
総 務 部 長 伊 藤 敏 之  
開 発 部 長 石 川 敏 彦  
教 育 部 長 山 田 英 夫  
総 務 部 次 長 兼 佐 藤 勝 義  
財 政 課 長  
開 発 部 次 長 兼 服 部 保 巳  
商 工 観 光 課 長  
教 育 部 次 長 兼 服 部 忠 昭  
学 校 教 育 課 長  
秘 書 企 画 課 長 山 口 精 宏  
税 務 課 長 伊 藤 好 彦  
市 民 課 長 加 藤 恵 美 子  
福 祉 課 長 前 野 幸 代

介護高齢課長兼  
いこいの里所長

松川保博

総合福祉センター  
所長

佐野隆

児童課長

鯖戸善弘

農政課長

半田安利

都市計画課長

竹川彰

下水道課長

橋村正則

生涯学習課長

八木春美

十四山スポーツ  
センター館長

花井明弘

図書館長

奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

若山孝司

書記 横山和久

書記 岩田繁樹

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして報告をいたします。

本日、西尾張クローバーテレビより、本日及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出があり、よって弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することといたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、本日の一般質問に関し、それぞれ質問につきましては、地方自治法第132条、弥富市議会会議規則第55条第1項を遵守していただきまして、質問者・答弁者の皆さんは、努めて簡潔・明瞭をお願いをしたいと思います。

あわせて、本日、大原議員から欠席の旨の届け出がありますことを報告いたします。

では、ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、山口敏子議員と小坂井実議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 一般質問

○議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いいたします。

○12番（三宮十五郎君） おはようございます。

通告に基づきまして具体的な質問に入る前に、まず基本的なところで市長の御見解をお伺いいたしまして具体的な質問に入っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

私は、高齢化、不安定雇用の増大などによります異常な社会的格差拡大の中で、法律に定められました市町村長が必要と認めた社会的弱者への支援が今ほど強く求められていることは、私の40年間にわたる議員活動の中でも、かつてなかった大変重大な時代を迎えた中での問題だというふうに考えております。

厚生労働省の国民生活基礎調査の資料によりますと、日本の所得上位の20%の人々は、1993年には年間個人総所得の42.6%を占めておりましたものが、2008年（平成20年）には45.5%とさらにその割合を増大させる一方で、下位20%の人々の平均収入は、1993年の165万9,000円から同じ2008年には122万5,000円へと26%も下がっております。総務省が行いました2010年家計調査によりますと、95年には貯蓄ゼロの世帯は8%弱でございましたが、

2010年には22.3%と3倍近くにふえております。小泉内閣のもとで急増したものであります。一方で、4,000万円以上の貯蓄を持つ世帯は全世帯の10.2%にすぎませんが、この約1割の世帯が日本の全貯金の41.1%を保有しております。非正規雇用者全体の3分の1を超え、過去1年に食料が買えなかった世帯が15.6%もあり、13年連続で3万人を超える自殺者があり、そのほかに、だれにも引き取られない遺体が年間3万2,000人にもなっていることが、ことし初めの政府の会合で明らかにされております。

公表されている資料と、私がこの間、直接、各市役所からいただきました資料によって計算をいたしました、23年度のあま市を除く西尾張8市の個人所得の動向がわかる1人当たりの個人市民税の収入見込みでは、平成20年度に比べて弥富市が一番落ち込み幅が少なくても87.5%になっており、犬山市が82.5%、岩倉市が83.4%など、さらに大幅な収入低下がございいます。こんな時代に、市役所を市民のために役立つものにする、市民の声をよく聞く、弥富市の福祉は後退させないなどを表明されました、この5年前に選挙に臨まれました服部市長に対し、多くの市民が共感と期待を寄せたものでございますが、この立場は今も変わらないものか、率直な見解をお示しいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

冒頭、三宮議員の御質問に対してお答え申し上げます。

先ほど述べられました所得格差であるとか、あるいは賃金の、収入の減ということに対しましては、世界経済あるいは日本経済の大きな今現在の背景であろうというふうに思っております。そういう状況の中において、社会保障、医療・介護・福祉ということに対するより一層の充実ということは求められるべきであろうというふうに思っております。そうした中におきまして、医療・介護・福祉に対するさまざまな社会保障の財源をどこに求めていくかということはまた別途の問題といたしましても、社会保障制度そのものに対する改革案等々も出ております。そういう状況において、市といたしましても、この医療・介護・福祉という立場におきましては、今後一層考え、また市としての役割をしっかりと果たしていきたいということについては、考え方に相違はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それでは、そういう前提をお伺いした上で、具体的な問題に入らせていただきます。

少し順番を変えて質問させていただきます。

として通告をしておきました、税と公的負担の法律の趣旨に沿った軽減制度の充実についてお伺いいたします。

繰り返し低所得者への軽減対策について質問を行い、市側も改善の提案をされ、さきの10月に行われました愛知自治体キャラバンの方々と市の懇談の中でも参加者から、周辺市町よりもすぐれた基準になっているにもかかわらず、せっかくの制度が十分活用されていないことについての意見が出されました。私も、かねてから大変不思議に思っていたことでございますので、改めてこの間の議論や市の対応についてお尋ねをしていきたいと思います。

一つは、そういうことを広報や窓口以案内を置いて周知をしていますが、確かにそれを読んだだけで自分が対象者になるかどうかほとんどの人がわからないという、わかっているという上で非常に難しい問題もございます。また、可能な限り市の制度の基準を統一し、わかりやすいものとするということも約束されましたが、平成19年に改正されました、生活保護基準の130%まで国民健康保険の医療費の自己負担の軽減が受けられる制度の周知がこの案内には入っておらず、つい先日まで、こういう問題では一番熱心な海南病院の医療相談室の方でも、そういう基準に変わっているということは御存じなかったようであります。

そうした個々の問題もございますが、より本質的な問題は、こうした軽減を行うことが自治体の責務であること、特に今日では直接命にかかわる深刻な問題であることの市側の理解と対応が不十分ではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。例えば住むために必要と定められている住居などしか資産のない人の固定資産税の減免が市の制度から抜けていることとか、給与や年金については国税徴収法でその基準が定められており、その基準を超えての差し押さえなどは強制執行はできないこと、その状態を市が認定し、本人に通知をし、3年以上その状態が変わらなければ、その課税はなかったことにして取り消す処分があるとか、本人の申し出がなくても市の責任で行わなければならない最低生活保障の立場からの収納義務、市の業務として本当にそういう立場でこの問題に対して対応されていなかったのではないかと思います。この辺の実際の実務やお考えについて、立ち入って御回答いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 三宮議員の御質問にお答えをいたします。

税と公的負担の法の趣旨に沿った軽減制度の充実をにつきましては、個人市民税につきましては、地方税法、弥富市税条例及び弥富市税の減免に関する規則に基づきまして賦課を実施しておりますが、平成22年6月から、生活保護法による保護基準の最低生活費の100分の110以下を設けまして、所得割額の100分の50に相当する額を減免して、低所得者に対して減免制度の拡充を図り、実施している次第でございますので、当分の間は今の制度を十分活用していただけるように、窓口にて一人一人丁寧に御説明していきたいと考えておりますので、100分の110以下の割合を広げるということは考えておりませんので、何とぞ御理解をお願いします。

あと、貧困による生活困窮者による固定資産税の減免をとの御質問でございますが、平成24年度からの評価がえなどにより固定資産税の減収が見込まれることなどから、弥富市といましては、今後、近隣市町村の動向を参考にしながら、当分の間は現行制度での運用をと考えておりますので、何とぞ御理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

なお、22年6月からこの100分の110の基準を設けておりますが、現在のところは、この基準の申請をされた方はまだ見えません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それは弥富市長が認めるものということでありまして、もともと市税の徴収につきましては、国税徴収法に基づく基準が準用されるということについては、税務当局もよく御承知のとおりでありまして、以前に私がいただいたものでございますが、国税徴収法第76条の1項から2、3、4項、6項、10項、11項、こういうものに定められておりまして、明確に強制徴収をしない、できない基準が定められておりますよね。これは給与と年金に基本的に準用されるものでありますが、働いている人1人について最低でも10万円以内、1ヵ月ですね。扶養親族1人について4万5,000円と、こういう基準がありまして、今の市長が特に認めたというのは、本来はこの給与等に入らない部分。だから、以前に皆さんにお示しをしましたが、京都府下の統一した滞納処分の停止、要するに強制的に税金を取らないということを決定する要件といたしましては、基本的には営業所得とその他の所得の合計金額というふうに出ておりまして、もともとの市の税務行政というのは、通常の給与だとか年金につきましては国税徴収法の基準に基づいて実施する。判例でもこれは全国的に確立した方針でありまして、そういうことがなかなか、残念ですが、今までの議論の中で市側からこういう資料も提供は受けておりますが、実際の業務の中では、今の生活保護基準の1.1倍と言われましたが、この基準でも人によっては生活保護よりも上回る基準がありますよね。しかも、その収入には、当然その収入で負担をしている税金だとか社会保険料だとか、こういうものは全部控除した後の額でありますし、さらに、その最低基準を一定の割合で超えていきますと割り増しがあるということも決まっております、全国一律の基準があるということについては、収納課の方はよく御理解いただいておりますが、いかがですか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 三宮議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、給与の差し押さえ等につきまして、国税徴収法の方で当然定めておりまして、今、質問の中で本人については10万、扶養者に対しては4万5,000円ということで控除が当然義務づけられておりますので、それにあわせて私どもも給与の差し押さえをするに当たっては、計算をいたしまして、それでなお給与の方が上回るということであれば、それについては差

し押さえをさせていただいております。

また、停止につきましては、22年度に100分の110ということで、生活保護基準に合わせまして要綱の方で定めさせていただきました。それについて、滞納者の方から御相談があれば、当然、生活状況の方をお聞きいたしまして停止の方へ持っていく形でありますし、なかなか見えない方につきましては、催告書等で納税相談をしていただくようにということで御連絡の方を差し上げております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 市の今の生活保護基準の1.1倍という基準は、もともと上位の国の法律に基づいて、国税徴収法という法律がありますが、地方税の徴収についても、これに準ずるという拘束を受けていることは御承知ですよね。うちの基準がそれより低い場合は、人によっていろいろ条件は違いますが、当然うちの基準じゃなくて、国税徴収法の基準が適用されるというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 当然国の方で国税徴収法、それから地方税法の方で当然定められております。差し押さえについては、そういう基準を設けて、それで判断をさせていただいて差し押さえをさせていただくと。停止の方につきましては、それぞれ地方税法の方で、国税徴収法の方でもほとんど一緒なんですけど、滞納処分することによって財産がない場合、また生活保護を受けてみえる場合、その他ともに不明である場合については処分停止をいたしますということで、その中で、先ほどお話しさせていただきました生活保護を受けていない方で低所得者の方につきましては、100分の110、あくまでもこれは基準でありますけれども、その基準で判断いたしまして停止をするという考えでおります。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今のお答えですと、国税徴収法で定めた基準、例えば持ち家の人でいきますと、生活保護の基準というのは非常に低いですから、当然10万よりははるかに下回りますよね。もともと地方税法でも国税徴収法でも、生活保護に準ずる程度の貧困状態にある人か、ないしは取ることによってそういう状態になる人については、強制的な税の徴収の執行はしてはならないというふうに定められておりますよね。

だから、問題は、あなた方が調査に行かれたり収納の指導をされるときに、そういう基準があることも含めてきちんとお話をし、そして本来貧困のために納税が滞っている人たちに対しては、当然市の業務としてお知らせをし、その人の判断によって申請をする、あるいは申請をしなくても、一定の条件が整えば市の方で停止をすることができるわけでしょう、滞納処分の停止ね。したら通知をしなきゃいかん。だから、自分の状態が法律で守られる範囲かどうかということをしちゃんと市民に知らせるという、ここが収納義務の中でもきちんと、

私は残念ですが、相談があればやるけれどもということで、実際に皆さんにそういう条件を知らせない状況の中で、それは本人の側から自主的に納められる場合は、そういう状態の人からいただいてもいいということになっておりますが、やっぱりここは今のような非常に深刻な状態の中ですから、きちんと市が目安を示し、そしてその目安に対応する人たちに対しては本人が申し出ることができるようにすることは、私は市の責務だと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

- 議長（伊藤正信君） 服部収納課長。
- 収納課長（服部 誠君） 当然、今御質問がありましたように、本人の方と御相談をいたしまして、それをもとに判断材料として、市の方が停止の方に持っていくか、分割でやるかということは判断させていただきますし、本人の方もどのような生活状況かというのを詳しくお聞きして、それはやらせていただくということになります。
- 議長（伊藤正信君） 三宮議員。
- 12番（三宮十五郎君） 皆さんの側は、市民の情報を100%持っていますよね。給料で支払い証明書が出たり、それから確定申告が出たり。

それで、さらに具体的な問題でお尋ねいたしますが、国民健康保険税の課税をされている方についてでございますが、ことしの国民健康保険税の改定に当たりまして、検討委員会で出されました資料の中で、年間所得が33万円以下、これは1人働きですと年間の給与収入が98万円以下でございますが、1,025世帯、国民健康保険加入世帯の16.9%あると。それから、所得133万以下ですから、1人働きの方の場合だと給料では216万円以下でございますが、この世帯が2,437世帯、40.3%もあるということなんです。今申し上げました給料の基準、国税徴収法の基準でいきますと、実は弥富市の国民健康保険税の加入者のうちで、7割軽減、5割軽減、2割軽減を受けられるほぼすべての世帯が、これは収入ですから、年金があったり、何人かの方が働いているという場合は所得と収入が変わってきますが、1人働きの場合で給料だけでいきますと、すべて軽減を受けられる範囲なんです。もし1人働きで、それだけの収入しかなければ。

そういう状況がありますから、当然ここはまた収納率が、特に介護納付金を負担する64歳までの方たちの国民健康保険の納付率は88%台、場合によってはそれを割り込むか、そこに近いような状況があって、滞納がずうっと続いている。こういう人たちに対して今のような、皆さんは国民健康保険税と市税は違うと言われるかもしれませんが、これももう確定判決で、当時、秋田市と厚生労働省、当時は厚生省、それから自治省も含めて、高等裁判所まで争って確定した、秋田市はそのときは国保料という名目ですから、国税徴収法や地方税の徴収とは違うという立場をとりましたが、それは許されないという確定判決が出ておりまして、そういう世帯に対する減額や免除をきちんと行うということが確定されまして、今、秋田県で

は、たびたび市町村に対して、そういう人たちに対する軽減措置をきちんととっていくということを県としても通知を出しておりますが、弥富市の場合、特に国民健康保険の課税世帯の状況というのは極めて深刻な状態だというのは皆さんも御承知ですが、ほとんどここに対して滞納処分の停止だとか、それから貧困状態が続いていることによりまして一定条件が整えば課税を取り消していくとか、こういう法律上で定められたことがほとんど実際にはまだ手がついていない。22年度からやり出したわけですが、ようやく、ごく一部だと思いますが、実際に生活保護を受けておる人やいない人は別にいたしまして、国民健康保険税で滞納処分の停止をし、本人に通知された方は22年度は何人ございましたか、お知らせください。

○議長（伊藤正信君） 服部収納課長。

○収納課長（服部 誠君） 国民健康保険という形ですと、22年度で生活困窮ということで滞納処分の停止をいたした方につきましては42件で、金額の方は1,366万ほど、これは2号該当という中で生活困窮者、この中には生活保護を受給されてみえる方も入っております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ようやく緒についたところですが、実際の対象者の状態だとか、先ほど申し上げましたように非常にその所得が急激に落ち込んできている中で、国保税もかなり上がったこともありまして、大変皆さん苦しい思いをしながら払っておられます。知らないために適用が受けられないということは大変不公平なことですので、せっかくそういう制度として始められましたら、滞納している皆さんの収入状況も十分調査をされて、担税能力がある方なのか、あるいは国税徴収法の基準に沿ってどうかということをよく御判断いただきながら進めていただきたいということを、重ねて強く要請します。

同時に、この間、皆さんにお目にかかって、いろいろお話を聞いて、非常に私がこれは大変なことだなあと思ったのは、65歳を過ぎた方々が、介護認定なんかも受けているわけですが、実際には特別養護老人ホームもなかなか入れない。同時に、療養型病床群という形で病院が認定を受けておるところでは、一定の入院料だとか、いわゆる室料と食事代の軽減もあるわけですが、実際そういうところは極めて少なく、医療費無料の方でも、65歳以上で介護を受けているような状態の人が1ヵ月入院すると、最低でも部屋代と食事代で8万円、多いところでは12万円ほど負担をしなければならない。なかなか8万円のところはあいていなくて、最近は12万円のところにお世話になると。しかも、一定の治療を要する医療処置が必要な方については、その額にさらに8万円の人でも12万円の人でも3万円ほど上乗せをされると。とても年金暮らしのお年寄り世帯で負担できるような額ではない、多大な負担があります。

こういう問題につきまして、さきに市側にお渡ししました京都府が府下でやっておる軽減、

要するに滞納処分の停止の条件の中には、そういう今のやむを得ない医療費については、要するに生活保護基準云々という基準を計算する上で、必要な費用については控除していくという仕組みがつくられております。また、一定の所得のある人たちについては、今、税法上でいろんな軽減制度がありまして、例えば社会保険控除だとか医療費、今の部屋代も含めて、それから指定介護施設、特別養護老人ホームなんかの部屋代だとか食事代も、2分の1については控除されると。医療費と介護施設の関係の費用負担の控除、最大限200万円まで認められることになっていますよね。

そうしますと、課税所得が2,000万円、要するに控除を引いた残りの税金が実際にかかる所得が2,000万円ある人は、所得税が40%と、それから市民税が10%で、合わせて50%軽減を受ける。お金のある人は税法上でしっかりそういう補てんがされる仕組みがあるんですが、本当にその日の暮らしに困っておる人たちは、無理に無理を重ねてこういう負担をしている。今、経済的理由や健康を理由にして3万人を超える自殺をする大きな原因の一つに、こういう負担が保険から外されて、さっき市長も冒頭におっしゃられましたように、今の社会保障制度は高齢化やいろんな中でどんどんどんどん大変な時代になってきておりますが、それがもうどうにもならない状態に追い込まれた中でそういう問題が起こっておるんだということをお理解いただきまして、控除についても考えていただくとか、それから生活保護基準の1.1倍だとか1.15倍だとか、医療費については国民健康保険は1.15を超えて1.3倍までは2分の1減額という制度がある。でも、それも保険のきく、さっき言った3万円の方の話でありまして、それは2分の1になるという話でありまして、実際には18万だとか12万というような保険の対象にならない負担はやっぱり持たなきゃいかんという、しかもお金のある人たちはそういうものの保護を、2,000万も実際に税金がかかる所得があるような人は半分戻ってくるということを考えますと、市がやることですから全部負担をすることなんかとてもできませんと思いますが、そういう人たちに対する税を初めとした公的負担を軽減する仕組みは、今のこの状態を変えるつもりはないというふうにお話がありましたが、今、弥富市民が置かれている、国民が置かれているこの状態を考えたら、これはやはりもっと合理的な温かいものにしていくことがなければ余りにも不公平だと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員から、また新たな課題を御提供いただくわけですが、御承知のように、来年度から第5期の介護保険事業計画をスタートさせていただく、そんな今、策定委員会を中心として協議をさせていただいておるわけですが、御承知のように、介護の認定者も年率5%強の伸び率、そして給付額におきましては、やはり五、六%の伸び率という形で大変な給付額。市としての責任はそのうちの12.5%、20億に対して12.5%の役割を果たしていかなきゃならないというような状況でございます。先ほど三宮議

員の方から、新たな課題といたしましての医療費に対する控除というようなことが考えられないかという趣旨の御質問かと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたような大変な給付額の伸び率でございます。また、認定者数の伸びでございます。我々としてはどういことが検討できるかということも含めまして、控除のあり方等についてはまた検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 今、検討させてほしいという市長からの御答弁でございましたが、本当にぎりぎりの暮らしをしていて、生きるか死ぬかというような問題になっておるときに、打つ手がないというような状態の人たち、しかも所得の多い人たちは、2分の1所得税や市民税が減額されて戻ってくると。こういうことから考えましても、ぜひこの問題についてはさらに踏み込んでいただくことと、現実はまだ大変忙しい中で手をつけられたばかりでございますが、それにしても国民健康保険で42件、1,366万円の滞納処分の停止をして、本人にも通知をされているということでございますので、同じような条件の人たちにつきましては、国税徴収法、地方税法の趣旨に沿った対応で、一日も早く市の方針としてそういうことが説明もされ、支援を受けられる人が受けていただけるように改善していただくことを強く要望し、あわせて、国民健康保険はまだそういう制度がありますが、後期高齢者医療制度に移った人たちは、低所得による軽減措置が基本的にないんですね。これはやはり県の方にも要請していただいて、県と市町村の協力で軽減措置をつくっていただく。もっと大変な状況の人たちが、そういう低所得による軽減措置がない中で今のような状態にさらされているということについて、これはぜひ要請をしていただくということも要望しておきます。

次に、特に高齢者、障害者の皆さんの、巨大地震が言われる中で避難が難しい。私どもも町内の防災会でもいろいろ心配しておりますが、実際に町内にもそういうときに家族だけで避難できない方が結構おられます。そういう中で、特にひとり暮らしだったり、お年寄りだけで一方が障害を抱えているとかいう人たちで、いざというときに逃げられないから、ここで一緒にいくわというような話も時々あるわけでございますが、打ち合わせのときにお尋ねいたしましたら、実は今、弥富市の場合は賃貸住宅が供給過剰ぎみもあって、生活保護の人たちの入居しているぐらいの費用で使ってもらってもいいよという申し出も市の方であって、そういう避難困難な人たち、高齢者の人たちが住めるような条件を備えた、エレベーターもあるとか、そういうところに相談があればあっせんすることもできないわけではありませんというような話もちょっと聞いたんですが、実際に今どの程度そういう相談があったり、あるいは今後そういう相談があれば市としてあっせんをしていただけるかどうか、御答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 相談件数は、生活保護対象者の方につきましてはございますけど、生活保護対象者以外の方は今のところありません。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） だから、そういうあっせんも、申し出もあってしておるよという話ですが、生活保護よりも幾らか条件が緩い人たち、でも、さっきもお話ししましたように、一回入院すると月に8万だとか12万だとかという負担がかかりますので、本当に手元にある程度金を置いておかないと生活できない状態というのは、そういう人たちはもう骨身にしみて思っていますよね。そういう人たちが相談に来れば、まだあっせんできるような余裕はありますか。やっていただけますか。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

相談に来ていただければ、私どもはこういうところがありますよということは紹介させていただきます。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） そういういい情報はやっぱり皆さんに公表して、本当に困った人たちが利用できる、それから全体にまだまだ住宅の供給過剰ぎみがあって、空き部屋があるとはいいいましても、特に所得の低い人たちの居住条件は非常に悪いわけありますので、少しでも改善できる、同時にまたそういう人たちを受け入れてもいいというオーナーの方があればお願いしていただいて、市が積極的な役割を果たしていただきたいということ。

もう一つは、以前に申し上げましたが、その後、私どもの皆さんへの要請がまだ足りていないからそのままになっておりますが、国も、今こういう人口が減っていく中で新たに公営住宅を建てるとか、そういうことについては市としても非常に問題があると思いますが、一定の条件が整った高齢者、障害者向けのような住宅だとか、耐震問題やいろんな前提条件がありますが、借り上げ公営住宅ということで国の補助制度にのせたり、地方交付税の対象を拡大したりという仕組みもございますので、今後ますますそういう避難困難者がふえていく中でございますので、市としても、これは善意に頼るだけではなくて、そういうあるべき制度にのせていくというようなことも含めて、今後の検討課題としていただきたいと思います。が、いかがでしょう。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

所得の低い方に対する住宅の問題でございますけれども、弥富市は持ち家比率がこの関係市町村の中でも非常に高く、69.8%の持ち家比率でございます。そのような状況の中で、今、生活保護の受給者は175世帯、260人の方が受給をしていただいております。そういう中

において、御承知のように、生活保護の受給者に対しては、保護費という形で生活費と住居費が支給されるわけでございます。そういった住居費という中で私どもとしては住宅をあっせんしていくという形で考えておるところでございます。

また、借り上げ公営という形での住居制度でございますけれども、これにつきましては、まだ最近検討されたことでございますので、その内容がどうであるのか、あるいは私どもにとって、それを借りていただく人にとってどういうメリット・デメリットがあるかということにつきましては、しっかりと勉強していかなきゃならないだろうと思っておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それでは、次の質問に移させていただきます。高齢者の給食サービスの充実についてお尋ねいたします。

今、弥富市は、配食サービスにつきましては、高齢者のみの世帯や、高齢者と一定の条件の障害者の世帯、あるいはひとり暮らしの高齢者、ここを受給要件者として配食サービスを行っております。ただ、市の負担が1食360円、御本人の負担が300円ということで、一つは、この配食サービスが自分の口に合わないということもありますが、もう一つは、1食300円の負担がなかなかできないという人たちもふえてきております。だから、3度の食事を2度にしたたり、いろんなことが行われておりますが、給食サービスの要件が今申しあげましたような状況であれば、今、市はもう一方で、総合福祉センターの食堂の運営ができるようにということと、そういう人たちが、まだ元気な人たちはおふろに来ていただいたり、そこで友達と語らってもらったりするということを条件にして一定のチケットを発給しておりますが、それについて今後どうするかという問題はいろいろお考えがあると思いますが、私は、そのこととは別にいたしまして、300円の負担ができない、もう少し何とかならんかという、そういう人たちの声にもこたえるような給配食サービスですね。近所の、今ですとモーニングサービスなんかは300円台で食べられるわけでありますから、仮に1食200円の助成をすれば、当然配食サービスの条件に合う人たちに対してだけ行う制度でありますので、そういう形で高齢者の方々が気軽に外出する、あるいは今もう本当にそういうまちの飲食店なんていうのは、コンビニ弁当だとか、それから100円ずしだとか、そういうものに押されて本当になくなっていく一方でありますが、そういうところを、高齢者の人たちが気軽に出かけられる、そして友達と話し合える場所にしていくという上でも、今の配食サービスと外食支援事業を、地域の市民の力をかりて見守りをしていくということも含めて、もっと総合的な給配食サービスの仕組みにしていく必要があるんじゃないか。

それから、以前にお尋ねしたときに、今、2社がやっておりますが、まだ弥富市内にも給配食サービスのできる業者もたくさんありますし、いろんな自分の好みだとかそういう関係

で、要するに弥富全域は配食できないけれども、このエリアだったら配食してもいいよというような人たちから、一切市の補助を受けずに食事をとっている方も決して少なくないわけでありまして、そういう多様な高齢者、特に障害者の低所得者の人たちが選択できるような制度にする、しかも地域と結びつけるような制度にしていくという、こういう方向での御検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答えいたします。

給食サービスにつきましては、高齢者の方の健康保持及び孤独感の解消を図ることを目的としております。お弁当の配達時には声かけをして、安否確認を行っております。配食サービスにつきましては、最近セブンイレブンさんは無料の配達を打ち出しております。また、外食産業の大手のワタミさんなどの新規参入もございますので、このような業者さんのお話を聞いて、300円以下にならないか、そういうことを今まで以上のサービスの提供につなげていきたいと思っております。

それから、議員さんの言われました、まちの飲食店の使用についてということですが、これにつきましては、新しい高齢者福祉事業の立ち上げが必要かと思っておりますので、いま一度時間をかけて、他市町村の取り組み状況も含め研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひ新しい事業として考えていきたいというお話でございますが、要するに可能な限り市内のそういう人たちの力をかりていく、そして実際には減価償却費なんかはもう考えずにやるとか、あるいはコンビニでも外食産業でもそうですが、要するに健康保険の負担をしない4時間以下だとか、そういう雇用形態の中でこういう産業がどんどん膨れ上がってきておって、私も近所の喫茶店なんかめったに行きませんが、行くと、いすが壊れておっても破れておっても直さずに、それでもお年寄りや近所の人たちが来てくれるもんでやっておるか、そういうお店がもうだんだん少なくなって、でも結構朝からいっぱい入っておるとかありますので、まちの中で、地場で頑張って、みんなの暮らしを支えておる人たちの力もかりる、そこにお年寄りや障害者の人たちも一定時間行って気晴らしできる、そして市民で見守っていく、こういう方向でぜひ検討を進めていただきたいと思いますし、とりわけ確かに費用だけ考えますと、大手の外食産業やそういうものに頼れば安くなるかもしれませんが、同時にまちの食堂やそういうところで利用できるような仕組みを大事にして、どんどんどんどんまちの中から小売店がなくなっておりますので、皆さんが集まる場所、福祉センターにバスで来るなんていうのは、十四山や鍋田の人たちは考えられん話ですよね。だから、ここはひとつ、なるべくそういう地域に残っているお店を残していける、

そしてその人たちにも協力していただける仕組みをつくっていただくことを強く要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、ちょっと視点を変えまして、文化施設と施策の充実を求めるということについてお尋ねいたします。

以前から何回もいろんな形で問題になってきたことですが、この前、オユンナさんが来て、公民館ホールで全部向こうの機械を持ってきてやったから、非常にみんな、オユンナさん御本人の歌もそうですが、いい音楽が聞けたといって喜んでおりますが、実際に公民館にある放送設備だとか照明設備というのは、とても生の音楽を演奏したり、皆さんに聞いていただいたり、あるいは演劇をやっていくという上では、実際にそういうことがわからない人が設計して、そのまま受け入れているという施設でありまして、例えば楽器によりましては、あそこで弾いて、天井の方に音を上げて、そこで反射させて観客席の方で音を聞いていただくとか、そういうのがあるんですが、上に確かにその反射板というんですか、反響板というんですか、あるんですが、問題は、それを使えばスポットライトが使えないと。要するに、普通そういう施設ですと、スポットライトがあるところは、ちゃんと穴をあけて光が通るようにされているとか、それからもともとそういうことを考えずにつくった施設ですから、楽屋もないし、演劇なんかやって、一たん花道からおりて反対側から出るとか、そういうことも全然できない仕組みになっていますよね。

そういうことで、これだけのまちになり、幾つか似たような施設はありますが、みんな中途半端な施設。ぜひどこかでそういうことができて、子供や市民が発表会をしたり、生の演劇に触れられる。その都度いっぱいお金を出して、機器を借りてやらなければ生の音楽がまともに聞けない、演劇がまともに見られない、そういう状態で大変残念だと思いますし、今、市の施設のいずれかで改造すればどの程度のことができるのか、改造してもとてもそういうことに耐えられないものなのか、その辺も含めて調査をしていただいて、市民の文化向上の要請に、子供たちにいい文化を受け継いでもらいたいという強い声もありますので、そういう必要な調査をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 八木生涯学習課長。

○生涯学習課長（八木春美君） 三宮議員の御質問にお答えいたします。

まず初めに、音や照明などの関係ですけれども、社会教育センターは平成元年の竣工であります。当時の利用目的を考えたときに、多目的に利用できるホールであったことと思います。その後、ニーズの多様化によりまして、さまざまな行事で利用されるようになったわけですが、現段階では行事に見合った既存の施設・設備の利用をお願いしたいと思っております。

次に、反響板と照明の絡みですが、中央公民館のホールの舞台の反響板は上側が

2枚になっており、2枚目を使用することにより上からの照明が隠れてしまうという、そういったふぐあいがあります。現在は、反響板の中に照明が埋め込んであるものもありますので、今のところは、照度、明るさの調整については、正面からのスポットライトや横からの照明で調整していただくことで利用をお願いしたいと思っております。

文化ホールの確保につきましては、将来的には必要性も生じるという認識はしておりますが、現段階では、当面、行事内容や利用の形態に応じて、既存の中央公民館ホールや十四山スポーツセンター第2アリーナを利用していただくことで対応してまいりたいと考えております。

それから、全体的というか、音響に関してですが、老朽化に伴い、ところどころふぐあいも発生していることから、24年度のできる限り早い時期に音響設備を一新したいというふうに考えております。

また、施設の大規模改修の必要が生じたときなどには、全体の見直しといいますか、改修や舞台設備を見直していくというふうには考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員、発言中ですけれども、時間が近づきまして、まとめて。

○12番（三宮十五郎君） はい、そのつもりで最後の質問を行っております。

それで、今、当面このままで、多少の手直しはと言うんですが、今の子供たちは、私たちと全然違ってすばらしい音感をしていますし、そんな子供たちに、とてもあそこで発表会をやらしてもらったり、生の音楽を聞いていただくというわけにはいかんわけで、どんな程度のことをしたら本当にそこそこのものになるのか調査をするとか、そういうことをきちんとやって、今あそこで無理だというなら、当面どういう改善をする、そしていつごろまでにどうしていくというか、そういう展望を持って対応しないと、あの状態を引きずっていると、私は4万を超える市として子供たちに、せっかくすぐれた感性を持っている子供たちが、何かあると全部桑名市へ借りに行ったり、愛西市へ借りに行ったりということでは大変残念だと思いますので、まともな音楽を聞こうと思うと、みんな装置を持ってきてやらしてもらわないといかんという状態というのは、毎年文化祭なんかもありますが、ここは、そういう施設をどうしていくかということとあわせまして、使いこなせる職員、いろいろ努力はしていただいておりますが、これでは困るという申し出もたくさんありますので、そのこともあわせて御検討いただきたいと思いますと思いますが、市長、いかがでしょう。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） あの音響設備につきましては、つい先ほど、私ども文化協会の5周年記念事業という形で洋邦楽の集いがございました。私も一日同席させていただきました、プロの方が使用していただく音に対して大変不手際があったということも実際に見ておりますし、聞いております。大変専門家に対しては御迷惑をかけたというふうに思っておるわけで

ございます。そうしたことから含めまして、先ほど所管の方から答弁いたしましたように、音響設備については一新をしていきたいと思っております。

また、この音響設備を担当する、今は職員の方でやっておるわけですが、年間契約をさせていただいて、外部ブレーンの導入も検討していきたいなあというふうに思っているところでございます。すべての行事に対してはそのようにはまいりませんけれども、重立った行事に対して、あるいは行事の内容に対して音を使うようなものであれば、そんなことも検討しながら、外部との契約というような形を検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひそれは一歩前進ですからお願いしたいんですが、どの程度かければまともなものになるかどうかという検討は一日も早くやっていただいて、どうしてもいかな場合は、将来的な、なるべく早い時期にそこそこの、本当に市民の皆さんのニーズにこたえられる設備にしていくということで、必要な調査をきちんと行って、効果的な対応をされることを強く要請して、質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に佐藤高清議員、お願いいたします。

○5番（佐藤高清君） 5番 佐藤高清です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

現在、弥富市各戸に洪水ハザードマップ、こういった形のものが各家庭に配られております。これは、平成20年6月の作成であります。そして、今回、緊急時避難マップ、またその裏側に防災マップという形で全戸に配布され、また配布の予定であります。このハザードマップについて、何点か質問をさせていただきます。

近年、各地において、これまでの予想を超える災害が起きています。災害は予想どおりに起きないことを、今回の3月11日、東日本大震災で痛感し、想定外と評された被害状況は私たちにも大きな脅威となり、衝撃的なものでありました。海拔ゼロメートル地帯である弥富市の防災のあり方において、何をどこからどう取り組むべきなのか、この点においては課題や問題は尽きないと考えます。行政が取り組まなければならない災害対策は、防災から減災、免災への視点へとシフトチェンジしています。災害の被害を想定し、その被害を最小限にす

るには何をしておかなければならないのか、この点を事前に研究し、対処しておくことが、今後取り組まなければならない施政方針です。こうした中で、今回、緊急時避難マップが作成、配布されました。こうしたマップが担う責任は重大であると思います。そういった意味も含めまして、緊急時避難マップに関する質問をさせていただきます。

1点目、各学区単位で作成され、所属学区のもの1枚が配布されています。より一層の安心情報の提供を考えれば、全域での情報提供も必要になってくるのではないのでしょうか。

2点目、標高の情報について、国土交通省のレーザー測定成果によると明記してありますが、現状と照らし合わせて、すべての学区の地図はどのくらいの精度、正確性があるのでしょうか。

3点目、弥富市における津波はとの記述の中に、海岸に約80分で第1波が到着し、その高さは2メートルと想定とあります。青色一色で作成されているため、この文章と相まって、一見ハザードマップのようにもとらえてしまいます。さらには、地震の発生に伴い津波も発生した場合、80分以内に安全避難行動を終了しなければ危険性は高まる一方にあるにもかかわらず、警報等の情報を入手したらすぐに避難せよとの啓発をより強めてほしいと思うのが当たり前だと思いますが、どうでしょうか。

4点目、片や防災マップに目を移しますと、津波による浸水深さについては、市内のほんの一部地域において40センチから1メートル、1メートルから2メートルの予想で書かれています。別のマップで、海岸に80分後に第1波、高さ2メートルと明記してあるのであれば、当然関連性・整合性はとれていなければなりません。従来の見解と比較も含め、この点の説明をお願いいたします。

5点目、緊急時避難マップに津波避難所が想定され、その詳細が欄外で一覧できるようになっています。3階以上、屋上の高さの情報や収容人数が示されておりますが、地図上では施設名称、避難場所マークのみの記載になっています。同じ3階建ての建物でも、標高が1メートル違えば危険度は違って来るはずです。表示方法の一つとして、避難所自体の標高を比較できるようにしてもよいのではないのでしょうか。

6点目、愛知県において、第1回愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会が11月2日に開催され、来年度中に検討会が2回、分科会を3回開催し、高潮浸水予想図を公開する予定になっております。これら検討会の結果報告を待たずして、先行して情報を公開する施政方針は大変心強いものがあります。従来そのままの見解をもとに作成された今回の緊急時避難マップであるならば、新しい情報が公開されるたび、再検討される必要が出てきます。弥富市独自の情報収集能力や危機管理に対する意識、情報公開といったことにもかかわる問題になりますが、今後公開されるであろう情報や認識と、今回作成された緊急時避難マップ内の情報についてどのような考えをお持ちか、御説明を願いたい。

7点目、この地域は古くから液状化現象の危険性も指摘されています。緊急時避難マップは、津波発生時ばかりでなく、液状化現象が起こった状況下でも応用できるのでしょうか。

以上7点、緊急時避難マップに関する質問であり、細かな部分でありますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

まず、防災マップは市全体の情報提供も必要ではないかという御質問でございます。

今回は見やすさというものを考慮いたしまして、各学区・地区ごとの6種類のマップを作成いたしました。市全体の情報といたしましては、裏面にも、海拔データ等を除きますが、記載させていただいております。全地域の情報が必要な場合は、防災安全課窓口でお渡ししておりますので、よろしくお願いいたします。また、市のホームページにおきましても、近々掲載予定となっております。

続きまして、標高情報の精度についてでございますが、こちらの方ですが、最大で30センチぐらいはあるのかなあと考えています。データ自体がもともと10センチ単位のものでございますので、そのぐらいの差異は出てくる可能性があります。

それから3番目、青一色で作成しているために、津波でなく、洪水ハザードマップのように感じてしまうかということでございますが、着色は標高をあらわしております。自分の住んでいる場所の実態を認識していただくためのものです。津波につきましては、その高さが問題になります。今回の東日本大震災の被災地の場合、港が多く、海が直接居住地につながっているという現状がございました。堤防により土地が守られている弥富市とは事情が違ってまいります。堤防による安全度を考えて、必要な場合は同報無線等により避難勧告等を行います。

なお、津波警報は津波警報と大津波警報があるわけでございますが、津波警報につきましては3メートル未満の津波でございますので、現段階では危険度は非常に低いのではないかと考えております。大津波につきましては、3メートル以上の津波を想定しております。

続きまして、津波による浸水深と海岸線に2メートルの津波との予想の整合性についてということでございます。

浸水深は、境、稻荷崎地域において河川遡上による津波であります。津波が堤防を越えて市内に水が入った場合の深さです。鍋田川下水門が何らかの障害のため閉鎖できなかった場合の想定であり、水門が閉鎖できれば、堤防により市内の被害はほとんどないと想定しております。この点で、海岸線に2メートルというものについてとは考え方が違っておりますので、御理解願いたいと思います。

続きまして、避難所自体の標高を比較できるようにできないかという御質問でございます。

御質問のとおり、同じ3階建てでも高さに違いがあることは確かです。今回の津波・高潮緊急避難場所については、現在の東海・東南海の2連動地震の想定で、高さは1.8メートルでございます。震災後の新聞報道によりますと、大学の先生等の研究によって、最大、現在の想定 of 2倍程度の津波があるだろうということでもございました。海拔の低い場所でも、3階建て以上の建物であれば安全性が確保できるというふうに判断いたしまして、これを基準とさせていただいております。各建物の標高の表示につきましては、次回マップの作成時の検討事項とさせていただきたいと思っております。

続きまして、新しい情報により、マップの再検討を行うかという御質問でございます。

御承知かと思えますけれども、現在、国の中央防災会議や県において、国は24年度に3連動を想定して、県は25年度に東海・東南海・南海・日向灘等の4連動以上の被害想定を予定しております。この結果をもとにして再検討を行う必要があると思えます。再検討を行った場合につきましては、また新しいマップ等の作成という形で各市民の方に情報の提供をさせていただきたいと思っております。

それから、液状化の場合の対応でございます。

液状化については、マップの裏面に掲載してございます。500メートルメッシュであり、非常に粗いものでございます。弥富市のほとんどが危険度が極めて高い地域になっております。液状化対策は難しいものであり、建物が建っている場合には特に有効な対策が少ないものでございます。マップに掲載しておりますが、家の建てかえ時などには専門家に相談していただき、液状化に強い建物の建築も検討していただけたらと思っております。

なお、県では25年までに現在の液状化マップをもっと詳細なものにするというふうに伺っておりますので、その結果も待ちたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

○5番（佐藤高清君） 今、課長の方から答弁いただきました。今回つくっていただいて、配っていただきましたハザードマップです。見にくいから質問しておるんですよ。全然温度差が違ふんですよ。課長、私は見にくいから質問しておるんですよ。見やすい地図をつくりましたと言っているんですよ。4日にごみ拾いがありました。白鳥学区の防災ハザードマップが田んぼにくしゃくしゃになって落ちておったんですよ。非常に残念でしたね。私のところに本当に苦情が来ておるんですよ。中日新聞とかいろんな形でこの問題について御苦労が紹介されておるわけですけども、もう一回答弁をお願いできませんか。真剣なんですよ。よろしくをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど「見やすさを考慮して」という言葉が非常に誤解を生んだかと思っております。この意味につきましては、全体的なものになりますと、6カ所分

の紙の大きさ等も考えますと、もっと見にくいといったらおかしいですけど、縮尺の大きいものになってしまうということがありまして、一応、各家庭で管理していただきやすい大きさ、その中に情報をできるだけ詰め込むためにはということで、各地域単位での作成とさせていただいております。御指摘のように、今回のマップがベストのものとは決して思っておりません。現段階でできる範囲のことをやらせていただいたつもりでございますけれども、そういった点も御理解をお願いしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 5番（佐藤高清君） また検討して、新しい地図をつくるということであります。当然そういう形になると思いますけれども、ほかの行政でもいろんな防災マップ、ハザードマップを作成されております。比較することによって、我が弥富市のこの安心・安全マップが本当に進化しておるといふ先進地の例にならなきゃならないわけありますので、よろしく願いいたします。住民には今すぐ役立つ、わかりやすい資料の配布をお願いしたい。災害の種類により避難所開設状況が変わるといふ身近なことですら、今回伝わっていない。今までの災害のときも被災者が出ていること、また弥富市においては伊勢湾台風以後、大きな災害は見舞われていないが、治水計画の安心情報も含めて、災害に対する備え・必要性を提案するのも方策ではないかと思えます。

続きまして、次の質問に入ります。

免災の視点を持った行政とまちづくりについて、各論について質問をさせていただきます。

1点目、情報伝達については、同報無線を初め携帯電話、テレビ、ラジオ、メディア等々といったものがありますが、その情報発信源についての方針や取り組みはどうなっているのでしょうか。

2点目、避難スペースの確保や拡大、救援物資の保管場所やその内容や数量は的確でなくてはならず、確実に把握していなければなりません。現実的な準備・体制がとられ、災害時、直ちに被災者の要望にこたえることは可能なのでしょうか。

3点目、災害時要援護者名簿について、自治会や自主防災組織、地元消防団といった組織と共有できているのでしょうか。また、関係団体や民生委員との協力関係について、現状はどうなっているのでしょうか。

4点目、災害の種類によって、その備え方はそれぞれ違うと思います。行政のできることといえば、必要とされる情報を必要な分、わかりやすく提供することであると思います。必要な分とは、あれもこれも欲張らずシンプルな内容であること、わかりやすくとは、活字の大きさ、色使いに表現することだと思います。このことについては、全国各自治体のハザードマップ等、いろいろ参考にできる事例はたくさんあります。弥富市においても、今後参考にしていかなければなりません。現在、他の行政との比較や資料収集の検討をどのような考

えであるのか、答弁をいただきたいと思います。

5 点目、海拔ゼロメートル地帯である弥富市の将来像を示す意味で、安心・安全の情報を、地域性等を十分に考慮し、正しく提供していける都市計画像の再構築についての方針をお答え願います。

6 点目、今後、行政と住民が一体となった災害対策訓練を行っていく必要性も出てくるとありますが、行政と市民が協働していくための訓練の必要性について、その考えをお願いいたします。以上です。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まず、情報伝達についてでございます。

マップの裏面に記載してございますが、同報無線やエリアメール、マスメディア等により、より正確に、より速い情報が伝達できるようにいたしてまいります。特にエリアメールにつきましては、従来NTTドコモのみの対応でございましたが、au、ソフトバンクもサービスを24年春には開始するということを聞いております。県もエリアメールについては導入しております。有効な情報伝達方法になると思いますので、こういったものの活用も考えてまいりたいと思っております。

続きまして、避難スペースの拡大や、救援物資の保管場所などについてでございます。

避難場所につきましては、市指定の避難所として34ヵ所を指定しております。物資につきましては、非常食、毛布を中心に備蓄をしております。これにつきましては、詳細を防災計画の中でうたわせていただいております。保管場所等も含めてでございますが。

災害発生時に直ちに被災者の要望にこたえることができるかとの御質問ですが、その災害の規模により、対応できる時間は変わってまいると思っております。通常、公的な援助ができるまでは3日間ほどかかると言われております。今回の震災ではそれ以上の時間がかかっております。マップにも掲載してありますが、最低3日分の備蓄をお願いしております。より早い援助には努めてまいります、引き続き3日間の個人の備蓄についてもお願いしてまいりたいと思っております。

続きまして、災害時要援護者名簿についてでございます。

災害時要援護者名簿につきましては、民生委員さんの協力のもと、独居老人の世帯につきましてはデータを持っておりまして、その段階で各自治会の方にもお渡ししております。現在、個人情報保護法の関係もあり、自治会や自主防災会に情報を提供することは非常に難しくなっております。機会があるときには防災会等にもお願いしてまいっておりますけれども、地域での名簿作成、御近所の名簿ということになりますけれども、そういったことも検討していただきたいと思っております。

続きまして、マップについて、他の自治体のものを参考にしたらどうかということでござ

います。

今回のマップ作成時にも、委託業者を通じてでございますけれども、他の自治体のマップを参考にさせていただいているところでございます。よい事例がございましたら今後の参考とさせていただきたいと思いますので、また御教示願えればと思いますので、よろしくお願いいたします。

都市計画像につきましては、別の課の方で対応させていただきますので、6番目の行政と市民が協働していくための訓練が必要ということでございます。

議員御指摘のとおりでございます。訓練の必要性は非常に感じております。市全体の訓練やコミュニティー単位の訓練は、メニュー方式になりやすいという欠点がございます。こういったものにも取り組むことは必要でございますけれども、行政と市民がともに働く協働という考え方に立った訓練につきましては、防災会で行う訓練等で市の方も巻き込んでいただきながら避難訓練等を導入していただくといったことも一つの方法かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、5点目の安心・安全の情報を地域性等に十分に考慮し、正しく提供していける都市計画像の再構築についての方針についてお答えさせていただきます。

弥富市のまちづくり構想としましては、弥富市都市計画マスタープランがあります。この計画の中で災害対策の方針については、河川整備流域対策促進、市街地の耐震化・不燃化、避難地・避難路となる空間の整備・確保等を図り、市民が安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指しますとしています。今後につきましては、弥富市総合計画、弥富市地域防災計画などの見直しが行われた場合など、他の計画との整合を図りながら、地域性等を考慮した災害に強いまちづくりを進めるための方針・施策などの策定を進め、都市計画マスタープランの見直しを適時適切に行い、情報提供に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 今回、本当に時間をかけて、市内の安全・安心のためにこういった地図をつくっていただきました。また、液状化という本当に恐るべき地震に対する備えもマップに表現をさせていただいております。このことが十分市内の市民・住民に対して正確に伝わる方針として、まだまだ努力が必要だと思います。

そこで、市長に質問をさせていただきます。

今回の避難マップについて、避難場所の地域による軒数の不公平さに対する住民からの意見が届いております。また、本来、市当局からの施設情報については、ある程度の比率で地

域差を避けて提供するというのが大前提にあるわけであります。しかし、今回のマップ作成は、少なくともこのマップを見たことで避難することに不安が増す地域がふえて、住民により安全・安心を伝えるなら、なぜもう少し時間をかけ、精査しなかったのか。早く避難場所を見つけたいという住民ニーズにこたえどころか、逆に不安を覚えた住民に対し今後どのように答えていくか、市長の方で答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤高次議員にお答え申し上げます。

東日本大震災から9ヵ月がたとうとしておるわけでございます。そうした状況の中で、この機会に市民の皆様にも大変なお見舞いをいただいたり、あるいは救援物資という形で御支援をいただいたことに対して、心から感謝を申し上げたいと思っております。

我々は、この地震から多くのことを教訓として学んでいかなきゃならないと思っております。今まで市民の皆様から、弥富市の一人の住人として、このような地震あるいは津波というものが、起きてはなりませんけど、起きた場合に、私たちはどこへ避難をしたらいいのかという問い合わせがたくさんございました。そうしたことに対する一つの問題として、私たちは、まず地震・津波に対するソフト面での知識というものをしっかりと持っていただきたい、そして我々として情報がいかに早く発信できるかという情報の管理の問題、そしてそれに基づく避難のあり方ということについて、市民の皆様にお示しをしていかなきゃならないというふうに思っております。そうした避難のあり方について、私たちの公の施設だけではなく、共同住宅であるとか、あるいはさまざまな民間の施設に対して御協力をいただき、大変感謝を申し上げるところでございます。多くの共同住宅、あるいは民間の施設の方にお話をさせていただきました。しかし、マップ上ではまだまだ軒数が少ないわけでございます。これからも御理解いただくという中で、共同住宅あるいは民間の施設の方に対して私どもとしても努力していきたいというふうに思っております。

確かに地域間格差があるということは否めません。しかし、そういった中で我々行政がどういったフォローをしていかなきゃならないかということも、また別の問題としてあるわけでございます。私は、それぞれの学区・地区において、やはり防災広場、防災センターというものを立ち上げていかなきゃならないということを、今までの議会の中でも答弁をさせていただきました。この3月11日以前からの話でございます。そして、これからは喫緊の課題として、それをもう一度しっかりと取り組んでいかなきゃならないというふうにも思っておるわけでございます。3方を海、1級河川に囲まれておる私どもでございます。そういうところの近いところから、順次皆様の御理解をいただきながら、防災広場、防災センターというようなものを立ち上げていきたい。そして、地域の皆様の安心・安全ということに対して行政の役割を果たしていかなきゃならないと思っておるところでございます。

関連といたしまして、この間、ハード面における防御という中で、国土交通省にも出かけ、さまざまなお願いをしまいいりました。一つは、名古屋港にある高潮防波堤の老朽化対策をしっかりと御検討いただきたい。あるいは、その耐波性テストをしっかりとやっていただきたいという旨。もう一つは、静岡沖と紀伊半島沖にはありますけれども、伊勢湾沖にない、いわゆるGPSの波浪計の設置をお願いしまいいりました。そして、今回11月21日の国の3次補正で、その調査費・測量費を認めていただきました。総額1億5,000万の高潮防潮堤に対するさまざまな老朽化対策、あるいはGPSの波浪計の設置に対する予算がついたわけでございます。今後は、その予算に基づく整備計画を早急に進めていただきたいということを、まずお願い申し上げていきたいというふうに思っております。

また、先ほど佐藤議員の方から液状化現象という話が出ました。今回、東日本大震災で液状化が大変ひどかったのが千葉県の浦安、あのディズニーランドのあるまちでございます。私どもは、過去の歴史の中で大きな地震に伴った液状化が旧弥富でも起きておりますので、職員を引率し、浦安の現地で行政視察をさせていただいたところでございます。液状化とはこういうものかという、本当に悲惨な情景を見てまいりました。

そういう状況に対して、先方の浦安の松崎市長からいろいろとお話を伺ったわけですが、つい最近では、8ヵ月経過した状況の中でさまざまな復旧・復興に対するノウハウが積み重ねられておるわけでございますけれども、そういう情報を教えていただきたい、あるいは共有化させていただきたいということで、災害協定の覚書を締結させていただきたい旨、先方をお願いをいたしました。松崎市長からは快諾をいただきまして、私たちが体験したことが皆様にとって必要なものとなり、生かされるものであるならばぜひ協力していきたいというお話をいただきました。今月のこの20日過ぎには、私どもの防災安全課と向こうの危機管理室とで話し合いを持ち、しっかりと液状化に対するさまざまなノウハウというか対応策も含めて、これから勉強してまいりたいというふうに思っております。職員の交流であるとか、インフラ整備のあり方であるとか、あるいは住民の生活支援ということを学んでいきたいと思っております。

また、最初に戻りますけれども、いずれにいたしましても私たちができることはソフト面の強化でございます。それが防災・減災につながっていくということがあるわけでございますので、住民の皆様の御協力をいただきながら、あってはなりませんけれども、3連動、4連動の地震あるいは津波ということも想定しながら、これからも行政としての役割を果たしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○5番（佐藤高清君） 我々も、伊勢湾台風という大変大きな被害を経験してまいりました。

浦安の方では液状化という、本当に悲惨な今回の震災で経験されたわけであります。そういった経験された方々のノウハウをこの弥富にどうぞ十分生かしていただきたいと思うわけでありますので、よろしくお願いいたします。先ほどの市長の話の中にもありましたように、今、地震が断層型の地震なのかプレート型の地震なのか、もう3連動が5連動になってきています。本当にこの地区に迫ってくるような危機感を持っております。浸水ということになりますと1日に250ミリというゲリラ的な豪雨、この備えも確認をとりつつ、安全・安心の弥富市に十分寄与していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。弥富市の基幹産業である農政について質問をさせていただきます。

昨今、農業が持つ多面的な機能に大きな期待と関心が集まっていることは言うまでもありません。農業は、我々が生きていくための必要な食料を供給する産業であることに加え、その生産過程において、防災、生物多様性、環境保全といったさまざまな恩恵をもたらしていることは忘れてはなりません。田んぼや畑で雑草が生えれば、米や野菜はうまく育ちません。除草することで環境保全につながり、害虫の発生を抑制する。場合によっては不法投棄を阻止したり、火災の予防にもつながることもあります。また、農作物にとって必要不可欠な水の管理一つをとっても、水田に雨水を一時的にためることで、洪水や土砂崩れを防ぐのに大きな力を発揮し、水の供給と排水のための水路やポンプに至っては、海拔ゼロメートル地帯に生活する我々にとっては、防災という視点からしても、この恩恵がいかなるものかは身にしみて実感できるものがあります。農業に適した環境というものは、多様な生物にとっても生存しやすい環境であると言えるでしょう。このような恩恵は農家だけのものではなく、市民全員の財産であり、人の努力なくして恩恵を受けることは不可能であります。農業が目指す究極なものは多面的機能の活用であり、それをより有効的に活用できるようにするために必要なことは何なのか、私は、農家一軒一軒の理解と協力に頼らざるを得ない部分が大いと感じています。安定して、しっかりとした農業経営基盤を構築しなければ、農家の理解と協力など得ることは到底不可能であります。

私は今まで、行政・JA・農業共済との関係強化、補助金等の申請時の書類の内容の適切化、事務の合理化、配布者の負担軽減等の視点でも何度も質問をしております。その都度、前向きな答弁をいただいてまいりました。私個人は、角度を変えた防災への取り組み、環境保全への取り組み、それに注いでいかなければならないと思っております。この件について初めて質問してから年単位の月日が経過しております。初めてのときから情勢等もいろいろ変化しておりますが、書類の一元化をもとに、安定してしっかりとした農業経営基盤を構築し、農業の多面的な機能を効果的に発揮できるよう、体制を目指していかなければならないと思っております。この件に関し、この数年の間の進捗状況や今後の見通しなど、確認の意味

も含めまして答弁をいただき、整理をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、進捗状況につきまして御報告をさせていただきます。

弥富市農業委員会、ＪＡあいち海部、海部津島農業共済は、それぞれの台帳を持ち、管理をしております。合併後も弥富市地域水田農業推進協議会におきまして、弥富市農業委員会のデータをもとに、生産調整による現地確認等を行って、台帳整理を行っております。

農業共済におかれましては、農業者との申請面積の単位が違うところもございました。しかし、水田協議会の水稻生産実施計画書をもとに台帳整理が行われてまいりました。現在では平成22年度より戸別所得補償制度のモデル事業が始まり、今年度から本格実施されております。この制度では水稻共済への加入が原則となっておることから、システムソフトの問題もございますが、水稻生産実施計画書、農業者戸別所得補償交付金に係る営農計画書、水稻共済細目書の一体化に向けて関係機関と協議をし、農地転用等によります移動面積につきましても調整中でございます。

また、農業経営基盤の構築といたしましては、今後も農地利用集積団体であります農協と農地の所有者の委任を受け、農地の貸し付けを行ってまいります。このようなことから、農地を面的に集約し、オペレーターの方々に地区割りをし、作業が効率的に利用できるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○５番（佐藤高清君） 一生懸命やっております。本当にありがとうございます。

弥富市独自の問題でないわけでありまして、ＪＡは広域団体、また共済組合も広域団体ということで、弥富市独自の問題について大変難しい問題があると思います。まだ、いまだに我々が申請する用紙には、片や平米数で申請をし、方やアールで申請をし、それぞれ行政、ＪＡが持つておるデータのプログラムは、会社が違う関係で統一することは不可能だと思いますけれども、現実問題として話し合い等において何が問題だったのか、関係機関、ＪＡや農業共済の行政への要望があったのか、また行政からＪＡとか農業共済に要望があったのか、そういったことについて、１枚の紙で何とか三者の申請がうまくいくようにならないものかと、私はこういう形で質問をしておりますけれども、こういった問題があったか、答弁できる範囲で結構ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、現在調整中ではございますが、関係書類の配付方法、配付時期を調整して、支部長、生産組合長に負担がかからないように、関係機関との連携によりまして、書類及び事務の簡素化に努めております。また、組織の見直しといたしまして、

弥富市、蟹江町、飛島村の各地域水田協議会及び海部南部担い手協議会、円滑化団体等を統合いたしまして、（仮称）海部南部地域農業再生協議会への移行につきまして、平成24年4月の発足に向けまして現在関係機関と調整中でございます。

また、関係書類につきましても、一本化に向けて、弥富市、蟹江町、飛島村、農協、農業共済と愛知県の指導のもとに協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 5番（佐藤高清君） 早く成就するように、よろしくお願いいたします。先ほども言いました、農政は弥富市の基幹産業であります。また、防災、生物多様性、環境保全といったさまざまな恩恵をもたらしております。市民全員の財産であります。どうか農業の経営がうまくいきますように要望して、質問を終わります。ありがとうございました。
- 議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたしまして、13時から再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

山口敏子議員が近親者の不幸でお帰りになりました。それで、会議規則第81条の規定によりまして、会議録署名議員を、午後、佐藤高清議員を指名したいと思います。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） では、そのようにさせていただきます、会議を再開いたします。

次に安井光子議員、お願いいたします。

- 11番（安井光子君） 11番 安井でございます。

通告に従いまして、大きな項目で二つほど質問をさせていただきます。

まず一つ目、安心できる介護保障を。第5期介護保険改定についてでございます。

ことしの6月、国会で介護保険法改定が成立したのを受け、2012年度からの介護保険の制度改定が始まります。野田政権は、社会保障と税の一体改革の一環として、来年の通常国会に介護保険のさらなる改定法案を提出しようとしています。このような状況の中で、弥富市では2012年から2014年度の3カ年にわたる第5期介護保険事業計画の策定作業が進められております。

まず一つ目、所得の低い高齢者の保険料負担の軽減についてお尋ねをいたします。

第4期弥富市の介護保険料は6段階で、保険料率は基準額の0.5倍から1.5倍と3倍の倍率

になっています。基準額は年間で4万1,500円、月額3,450円です。先日、ある高齢者をお訪ねいたしました。その方は、泣きながら訴えられました。私は年金がありません。息子に少し出してもらって生活していますが、息子は収入も減っているしローンもあるので、結婚もできません。介護保険料は、年で4万円以上取られます。これ以上、上げるのはやめてください。食べるのもつつましくしているのに、もうこれ以上の負担は限界です。このように泣きながら訴えられました。

まず一つ目でございます。

国は全国の市町村に、被保険者、高齢者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の設定をお願いする、負担能力に応じた保険料は、地域の実情に応じて5段階以上の多段階設定でお願いすると、高額所得者に負担を求めています。所得の低い高齢者の負担を引き下げするために、保険料の多段階設定、第3段階・4段階を二つに分ける設定も国の方が指導しておりますが、弥富市でもぜひ実施していただきたいと考えます。市では何段階設定を試算してみえになるでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 安井議員の御質問にお答えをいたします。

保険料の支払いの困難な低所得の方に対しましては、負担を軽減するとともに、所得のある方につきましては、応分の負担を求めることが大切かと思っております。そのため、議員が申されましたように、多段階での対応が必要ではないかとは考えております。しかし、所得の高い方につきましても、所得のほとんどは公的年金が中心でございますので、今後の高齢者の医療保険料についても同様に上昇が見込まれますので、介護保険料の負担が過重にならないように考慮したいと考えてもでございます。

それで、御質問にございました低所得者に配慮いたしました多段階設定につきましては、愛知県の方でも数多く採用されておりますので、弥富市におきましても、今後、介護保険事業計画の策定委員会の方で、多段階設定の採用につきまして、またその保険料の段階数についても諮ってまいりたいと考えてございます。

それと、御質問にございました第3段階と第4段階の保険料基準額に対する割合の弾力化についても、同様に策定委員会の方で検討を諮ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 今、私は、議会議員として質問しているのでございます。今度の介護保険の策定につきましては、高齢者の方は、年金も安くなるし、引き下げられるし、どうなるんだろうと非常に関心をお持ちでございます。クローバーテレビをごらんの皆様も、よくごらんいただいていると思いますが、一応推計が県の方、国の方にも出されていると思い

ますが、何段階で設定されたのか、試算でございますのでお答えいただけないでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

議員の御質問でございますけれども、やはりこれにつきましては、策定委員会の方の決定をもちまして、お諮りした後に発表したいと思っておりますけれども、現段階でお示しできますのは、高額所得の方に対する段階の今の5階層、6階層を倍近くにはふやしたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） これ以上要求してもお答えはないと思いますので、私も策定委員の方に入らせていただいておりますから、そちらの方でまた議論に参加させていただきたいと思います。しかし、議会で御報告いただけないのは本当に残念でございます。

では、次に移ります。保険料の負担割合と倍率比率の拡大、低所得者の倍率引き下げについてでございます。

弥富市の場合、第4期の保険料は先ほど申し述べましたように6段階で、負担割合は第1・第2段階が基準額の0.5倍になっており、6段階では基準額の1.5倍で、200万円以上の人はすべて同額の保険料になっています。

津島市の場合を比較いたしますと、保険料は12段階になっております。第1段階の人は基準額の0.4倍と、弥富市より低くなっております。低所得者には倍率が低く、高額所得者、12段階の方は基準額の2.3倍、1,000万円以上の方が対象になっております。大変高く設定をされております。

では、質問をいたします。

ことしの11月13日の中日新聞に、厚労省は低所得者が支払う保険料を引き下げる方向で検討に入った。特に生活に困っていると認めた場合は、0.25倍まで引き下げる案が浮上していると報道されております。低所得者の倍率の引き下げをぜひやっていただきたいと思います。が、この点についても試算をお答えいただけないでしょうか、お願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

低所得の方の倍率の引き下げの関係の御質問でございましたけれども、これにつきましては、介護保険制度につきましては、介護を必要とする状態となっても、できる限り自宅の方で自立をした日常生活が営めるようにと、国民共通の課題を社会全体で解決していく制度でありますので、介護保険法の中でも、国民は費用を公平に負担する義務を負っているとなっております。今後、介護認定者の増加に伴い、さらなる給付の充実を図ることとなりますけれども、それに伴いまして保険料の上昇も見込まれることとなります。今後とも給付の増

加に対応したさらなる御負担を、制度を支えてみえますそれぞれの方にお願いをせざるを得ない以上、より公平で公正な負担制度のもとでそれぞれの方に応分の負担をお願いいたしますので、現在のところ倍率の引き下げについては考えてございません。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 先ほど申し上げましたように、国の方も被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料の負担段階の設定をお願いしたいということを指導しているわけでございます。公平な負担と申し述べられましたが、所得のほんのわずか、少ない人、80万円以下、生活保護基準ぐらいの方、そういう方に今までと変わらない0.5の負担というのは高過ぎるんじゃないでしょうか。そのところをもう一度御検討いただきたいと思います。

例えば刈谷市の場合を参考にいたしますと、刈谷市の場合は段階設定は9段階になっておりまして、第1段階、一番所得の低い人は基準額の0.1になっております。一番高い方が1.75倍、このようになっております。だから、所得に応じて負担を分かち合うというか、所得の低い方・高い方、できるだけ多段階にして、それで低い方の負担をできるだけ下げていくというのが国の指導の趣旨でもあると思いますので、愛知県のほかの市町の状況も一度調べていただきまして、お調べになっているかとも思いますが、ぜひ低所得者の負担率を下げていただきたいと思います。これは要望をしておきます。

それで、弥富市の場合は保険料の上限が基準額の1.5倍で、200万円以上になっております。500万円の方、800万円の方、1,000万を超える方も、200万円以上の方と上限は同じ保険料でございます。余りにも、これこそ不公平で、社会保険の原則にも反するのではないのでしょうか。国の指導のように、保険料の上限をできるだけ高くしていただきたいと思いますが、保険料の上限、基準額は何倍で、所得金額は幾らに設定されるお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

こちらの倍率比率の拡大の関係でございますけれども、議員の方から最初の御質問でございましたように、そちらの方でお答えいたしました保険料の多段階設定を採用する際に、この倍率につきましても策定委員会の方で諮らせていただきたいと思いますし、先ほど答えましたように、高所得者の方の倍率につきましてもは考えてございますので、それで御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） この件についても策定委員会ということでございますので、非常に残念でございます。

では、次に移ります。介護給付費準備基金、財政安定化基金の活用についてお尋ねをいた

します。

準備基金を取り崩して財政安定化基金を活用し、低所得者の保険料負担を軽くしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。現在、介護給付費準備基金は幾らありますでしょうか。準備基金の余剰金は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制に充てることが一つの考え方だと思います。積極的な取り崩しを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

介護給付費準備基金につきましては、第4期の初年度、平成21年度末での残額につきましては、1億2,782万円の積み立てがございました。それ以降ですが、保険給付費の支払いが一月に1億6,000万円を超える月もございますので、平成22年度末の残高につきましては7,324万1,000円という状態でございました。それで、今年度につきましても、同様に保険給付費が増加しておりますので、今年度末の残額予定といたしましては650万という数字を予定しております。それで、第4期の介護保険料につきましては、この支払準備基金を取り崩しいたしまして、保険料の上昇の抑制はできましたけれども、先ほど申しましたように、残額が650万円というわずかな金額でございますので、基金を使った第5期の保険料の上昇の抑制にはちょっと効果が薄いかと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 650万につきましては、基金を取り崩すお考えはございますでしょうか。わずかでも引き下げる力になると思うんですが、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

その650万につきましても、取り崩しをいたします計画でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次に行きます。財政安定化基金についてお尋ねをいたします。

介護保険では各県に財政安定化基金という埋蔵金がございます。このため込んだ埋蔵金のもと、皆さんが出された保険料が3分の1、残りの3分の2は皆さんが負担された税金でございます。愛知県には126億円あると言われております。国は、保険料分の3分の1は保険料の負担を減らすために使ってよいと言っています。市は、安定化基金を活用して、保険料の引き下げを抑制すべきだと考えます。試算では安定化基金は幾らあり、幾ら活用できるのでしょうか、お尋ねをいたします。県の方から多分連絡も来ているんじゃないかと思うので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

財政安定化基金につきましては、介護保険の財政の方で不足が生じたこととなった場合に市町村の方に交付をされるものでございますけれども、こちらの積立基金につきましても、会計検査院の方から、必要な見込み額を残しまして市町村の方に返還できるような指摘を受けてございますので、これを受けまして愛知県の方でもことしじゅうに、その取り崩し額の金額、暫定額でございますが、発表される予定でございます。金額的に申しますと、第1期の12年度から3期の20年度までの弥富市の拠出金でございますけれども、2,623万5,856円積み立てをさせていただいております。それで、今回その拠出金の返還を受ける金額でございますが、こちらは予定額でございますが、1,298万円という額をお聞きしております。こちらの金額につきましても、介護保険料の軽減にはぜひ利用したいと思っておりますので、市の部分だけではなく、その効果は少ないと思いますが、先ほど議員が申されました3分の1は市町で、残りは国・県も拠出してございますので、そちらの分も保険料の軽減のために活用していただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 以上、いろいろな角度から低所得者の保険料負担を抑制するために聞きいたしましたが、では弥富市の第5期の保険料は基準額で幾らに試算されているんでしょうか。この額については、試算額をぜひお知らせいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

第5期の介護保険料の試算額についてでございますけれども、第4期の介護保険料につきましては、愛知県が平均額3,766円でしたが、弥富市におきましては、先ほどの準備基金を1億100万取り崩しておりますし、それと国の方の介護従事者処遇改善臨時特例交付金というものもありました。1,877万4,000円でございますけれども、そういったものを利用いたしまして、3,450円ということで設定できました。第5期の介護保険料につきましては、今後の3年間の介護保険事業計画期間中の給付費等の見込み額の合計に対します第1号被保険者の方の負担割合によって決めさせていただきますけれども、高齢化の進展によりまして要介護認定者数も増加をしておりますし、それに伴って給付費も増加をしております。第5期の第1号被保険者の負担割合につきましては、第4期は20%でしたが、こちらが21%に変更になるということも聞いてございます。それから、介護保険の支払準備基金の積立額、また処遇改善の特例交付金制度もなくなってございますので、第5期の方に向けても介護報酬の増加もまた聞いてございますので、そういった介護保険料の多くの増加要因ではありますが、いろいろ試算いたしまして、現在のところ、月額ですが、1,000円以上の増額という試算が出ております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 第4期が3,450円で、ほかの市町に比べても低い方ではなかったかと思いますが、今回は、そうしますと約1,000円ぐらい上がって、4,450円か4,500円前後というふうに判断してよろしいでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

申しわけないですが、あくまでも試算の上の金額でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと追加で御答弁させていただきたいと思います。

今、国の方では、社会保障と税の一体改革ということが進められておるわけでございます。介護という社会保障の一つの事業がどのような形の中で制度そのものが精査されるかということが、我々の第5期の介護の事業計画にもかかわってくるかなあと思っております。そういったことも総合的に勘案しながら、第5期の事業計画については策定をしていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次に移ります。

最近、武豊町を初め、知多5市5町の市長・町長さんが連名で、愛知県が持っています先ほどの財政安定化基金、保険料の3分の1はもちろん、残りの国・県のお金も、高齢者の保険料負担を抑えるために、市や町に交付することを求める要望書を、11月4日、大村知事に出されたと聞いております。高齢者のこのような願い、要求は当たり前ではないでしょうか。年金は減らされる、介護・医療・税の負担はふえて、年金の少ない高齢者は早く死んでしまえということかと怒りの声が渦巻いております。老人福祉法第2条は、老人は多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものと定めています。また、老人福祉法の第4条では、国及び地方公共団体は老人の福祉を増進する責務を有すると定めています。この法律の定めからも、国や県、市町村が高齢者の生活を守るために税金を使うのは行政や政治の仕事だと私は考えます。ぜひ弥富市も、服部市長が近隣市町村に働きかけをしていただき、県に要望書を出していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

近隣市町村とのいろんな議題の整合性を図りながら検討してまいりたいと思っております。

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次でございます。国の負担金を引き上げるについてお尋ねをいたします。

介護保険の財源は、皆さん御存じのように、国の負担金が20%プラス調整交付金、県と市の負担金はそれぞれ12.5%、あとの50%は第1号と2号の被保険者の保険料で賄われております。

まず一つ目、国の負担を介護保険前の50%に戻して増額することをぜひ国に求めていただきたいと思います。

二つ目は、現在国からの調整交付金は弥富市の場合幾らでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

一番初めの御質問でございますけれども、今後とも被保険者の方に介護保険料の大きな負担増を強いることがないように、二つ目でお答えいたしますけれども、調整交付金制度の見直しとか、それから介護職員の処遇改善交付金にかわる新しい補助金等の要望をいたしまして、さらなる支援を要望いたしたいと思っております。

それで、もう一つの御質問でございますが、調整交付金の関係でございます。

弥富市の場合ですが、平成22年度の調整交付金の交付割合は1.21%でございました。それで、金額に直しますと2,183万4,000円の金額を受け取っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 国の負担を以前の50%に戻していただく、これがまず第一の前提でございますが、当面、国の負担を25%の負担プラス調整交付金を負担していただくように、ぜひ国の方にも要請をしていただきたいと思います。この2点で市長会を通じてぜひ、先ほどのこともあわせて国の方に働きかけていただきたいと思います。市長の御見解を伺います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 介護保険に対する給付額が、さきの質問者にも御答弁をさせていただいたわけですが、弥富市としても平成23年度は20億を超える、そしてこれから第5期の介護事業計画においては、向こう3年間に於いても年率で5%というような状況で給付額も伸びてきます。また、その対象の要支援・要介護という人員も同じような倍率で伸びていくというようなことを懸念しております。そうした中で財源をどこに求めるかということにつきましては、県も地方自治体も大変疲弊をしております。そういう状況の中で国の役割、まさにこの介護保険制度そのものをもう一度しっかりと見直していただきたい。そして、第1号被保険者、第2号被保険者の財源の50%の低減も含めて、我々としては要望してまい

りたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に移ります。

介護保険料がだんだん高くなり、第5期の保険料の負担は全国平均では5,000円を超えると言われております。国民年金を月6万円もらっている人の1ヵ月分が、介護保険料で消えてしまうこととなります。高齢者の負担は本当に限界を超えております。国民健康保険では一般会計から、弥富市の場合、保険料を下げるために、年間で約2億円弱の税金が繰り入れられております。高い国民健康保険の負担を減らすためでございます。国民健康保険と同じように、介護保険でも一般会計から介護保険に繰り入れを行うべきではないかと思ひます。そして、高齢者の負担を軽減すべきではないかと思ひますが、これについての御見解をお聞きたいと思ひます。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

一般会計からのさらなる繰り入れの御要望でございましたけれども、先ほど議員も申されましたように、介護保険法の方では公費負担につきましても負担割合が定められておりますので、弥富市の一般会計における負担分につきましても、介護保険法の方で介護給付費、予防給付費に要する費用の額の12.5%に相当する額を負担するとなっております。そういったことで御理解をいただきたいと思ひます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） そういうお答えでございましたが、国の方も基準を決めておいても、高齢者の御要望が強い、もうこれ以上やっていけないということで、人件費の負担を国の税金として入れたのでございます。介護保険の3原則とか言われておりますが、その枠はもう国の方から破って、税金で上乗せをしてきております。ぜひ私どもの弥富市でも、もう介護保険の制度そのものが行き詰まってきていると思ひますが、当面、一般会計からの繰り入れもぜひ御検討をいただきたいと思ひます。

では、次に移ります。介護保険料・利用料の減免制度の見直しについてでございます。

まず一つ目、介護保険施設、特養とか老人保健施設、療養型病床などが満員で入れない状態がございます。食費、部屋代の軽減措置である補足給付を受けることができないグループホームに入っておられる方、老人病院の利用者には、国の制度ができるまで、一般会計から食事代、部屋代の一部を補助する制度をぜひ市でつくっていただきたいと思ひますが、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、市町からの負担割合につきましては12.5%ということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 私も繰り返しになりますが、国の方が、この枠は自治体で判断していいというふうに言っておりますので、特養とグループホームで負担割合が随分違ってあります。三宮議員からのお話にもありましたように、特養に入ったら8万円くらいだった。その以前は12万円も負担しなくてはいけなかった。食事代とか部屋代の補足給付が、グループホームや老人病院にやむなく入っておられる方には国の方から軽減の措置がございませんので、ぜひ市の方でもこの点について御検討はいただきたいと思いますと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども安井議員に答弁させていただいておるわけでございますが、介護保険という制度そのものが、もう国保運営と同じような形で疲弊をしてくている。給付額が、先ほども言いましたように、大変な勢いで伸びてきている。高齢化社会の一つの大きなあらわれがそういったところにあるわけでございます。私どもは、まず先に国の介護保険制度のあり方ということについて、先ほども言いましたように、制度そのものをしっかりと国の方で見直していただきたい。例えば先ほど議員がおっしゃいました25%の国の負担というものを、もっとウエートを高くしていただきたい。そういうことであるならば、税との一体改革ということも認めていただけるような要素というものは出てくるんじゃないかというふうに思うわけですね。だから、私どもとしては12.5%、あるいは県も同じですけれども、そういったことに対するそれぞれの行政としての役割はしっかりと守っていかなきゃならないと強く思うわけでございます。保険料と税という形の中で成り立っているわけでございますが、制度そのものをもう一度、もうこれは第5期になってまいりましたので、その辺の負担に対する比率を変更していただければ、我々としても助かるというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 市長がおっしゃることは私も同感でございます。本当にこのままいったら介護保険制度が成り立たないんじゃないかと、私も非常に危惧しております。だから、住民の皆さんも御一緒になって、国の方へ介護保険制度そのものの見直し、国がしっかりと負担をしていく、これを住民の皆さんとともに要請・要望していくということがやはり必要ではないかと考えます。

では、次に移ります。

平成23年度保険料・利用料の減免制度を受けられた方は、お聞きしたところによりますと一人もないという状況でございます。市は前回の質問に対して、内容の周知を市の窓口やケ

アマネジャーさん、介護職員さんを通じて行ってきたいというお答えでございましたが、市の窓口にはこのような減免制度の御案内も置かれております。でも、この内容を知らんになって御理解いただく方というのは、御説明がないと大変だと思います。置くだけではいけませんので、窓口での御相談、それからケアマネさん、介護職員さんを通じて内容の周知はどのように御努力いただきましたでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

減免制度の周知の関係でございますけれども、こちらにつきましては、議員が今申されましたような一覧表の作成なり、窓口に置かせていただく方法をとってございますし、ケアマネさん等の事業所の集まりでも説明はさせていただいておりますが、今年度につきましても、そういった制度の利用の方はございませんでしたので、個々いろいろ取り組みの方法もあるかと思いますが、まずは個人個人さん、それぞれ減免の中身が複雑でございますので、何度も言っておりますけれども、窓口の方に来ていただくなりして対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 三宮議員も同じようなことを言われましたが、市の方は、その方の財政状況、年金は幾らでとか、そういうことは全部把握しておみえになると思うんです。だから、窓口の職員さんが少ないから対応ができないという面もあると思いますが、本当に減免を受けられる方がお見えにならないのではなくて、実際には減免制度を御存じない方が多いと思うんです。私も、個々には、この方は対象じゃないかなと思う方にはお話をしていきたいと思いますが、市が本当に真剣に窓口での対応、ケアマネさんたちの対応をぜひ進めたいと思います。これについて、もう一言お願いします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

この減免制度の中身を見ますと、議員が先ほど申されました年金の額については、うちの方は把握はしておるつもりでございますけれども、直近3ヵ月間の生活状況等も把握する必要がありますので、そういったことは私どもではわかりませんので、そういった事情を窓口等で御説明いただいて、相談に乗りたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） では、次に移ります。介護予防・日常生活支援総合事業についてお尋ねをいたします。

社会保険審議会は、軽度の予防給付について、介護保険の給付対象外、保険給付の要支援1・2と非該当を行き来する人には、市町村の判断で介護予防給付と生活支援サービスを総

合的に提供する仕組みを検討すると報告しております。この事業は、介護保険で実施は義務ではない、市町村が行うことができる任意事業であると思います。多くの介護関係者、市民から、総合事業は軽度者が介護給付を受けられないようにする第一歩だという批判もございます。第5期の介護保険では実施を見送っていただき、他の市町とも協議をしていただいたりして、内容をよく精査していただけないかと思いますが、この点について、弥富市の場合、第5期、来年度これを取り入れるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

この介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、議員が申されますように、市町村必須事業ではございませんので、そういった事業が創設されました背景等を踏まえまして、実施するかどうかを市町が決めることとなってございます。それで、この取り組みにつきましては、海部圏域の他の市町につきましては、第5期は取り組まないと聞いてございますので、弥富市といたしましても、ほかの市町と同様、総合事業は実施をせず、介護予防事業や生活支援の充実を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） 次に移ります。特養の待機者をなくすために、特養の増設または建設についてお尋ねをいたします。

現在、特養の待機者は71名と聞いております。これは、特養に入所を希望して、入れなくて待機している市民の人数と考えていいのでしょうか。

次に、以前にお話がありました輪中の郷の増築計画は、その後どのようなになっているのか。新規参入の事業者はあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

議員の方から71名の入所待機者数の関係の御報告がございましたが、これにつきましては、愛知県がこの4月1日現在で県内の特別養護老人ホームを調査いたしまして、住所地別の入所待機者数を調べたものでございますので、71名という数につきましては、弥富市の介護認定を1から5を受けてみえる方で、県内の特養に入所を申し込んでみえる方の数となりますので、よろしくお願いいたします。

それから、輪中の郷の方の計画でございますけれども、輪中の郷の方では現在の施設の建てかえが必要となった場合に、入居中の方に入っていただくための施設は、現在の駐車場用地に考えておる計画で聞いてございます。それで、資金計画等いろいろ問題はございますけれども、入居者の望ましい生活空間、ユニット等の検討中と聞いてございます。

それから、新しい参入者というお話でございましたけれども、入所待機者の解消にはそ

ういった参入は期待しておりましたけれども、このたび市内の方で新規に特別養護老人ホームの建設を計画しておる業者も出てまいりましたので、今後は、その整備につきまして、海部圏域の医療福祉推進会議の方に諮らせていただきまして、地域間調整を済まし、計画は進めたいと考えてございます。いずれにいたしましても、建設後は介護給付費が発生しまして、また保険料に反映することは御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ちょっと詳しくお尋ねしたいんですが、時間の関係がありますので次に移ります。

次の4項目につきまして、ぜひ市長会を通じて国に要請していただきたい件がございます。

まず一つ目、介護職員の処遇改善交付金は、引き続き全額国庫負担にしてくださいということでございます。

私ども日本共産党に寄せられた最近のアンケートの声を御紹介したいと思います。

リストラされ、再就職が非常に困難で、仕方なく介護職につきました。処遇の悪さに驚きました。基本給は大学卒でも14万5,000円、月に五、六回夜勤をやり、交代勤務でくたくたになり、休みもなく、やっと手取り18万円。夜勤がなければ15万円を切ります。処遇改善金も会社がピンはねして、半分ももらえません。職員がまともな収入を得られるようにしてくださいと、こういう切実な声がアンケートの中で書かれておりました。交付金は介護職員の賃金を月額1万5,000円程度引き上げるとし、2009年10月から2012年3月までの期間限定で、税金3,923億円を支出された国の交付金でございます。この交付金が廃止され、介護報酬に組み込まれようとしております。ぜひ交付金は引き続き継続を求めていると思います。

二つ目でございます。掃除・調理・買い物などの生活援助は、現行の30分以上60分未満の基本を縮めないでください。調理や掃除など一つの行為は15分で済むなどといって、二つで40分でも可能とし、基本提供時間を45分に縮めようとしております。今でも時間ばかり気にしているのに、これ以上縮められたら、コミュニケーションを通じて利用者さんの生きる意欲を引き出すことができなくなります。かえって重度化が進むのではないのでしょうか。これはヘルパーさんの声でございます。ぜひ縮めないでくださいということ。

三つ目には、介護保険施設利用者の食事、部屋代の軽減措置である補足給付について、新たに資産要件を加えないようにしてください。グループホームの利用者も補足給付を適用できるようにしてください。

四つ目は、特別養護老人ホームの多床室に入所している高齢者の居住費を引き上げないようにしてください。厚労省は、特養の相部屋にも来年度から1人、推計でございますが、8,000円程度の居住費を想定しているということでございます。

以上の件につきまして、市長会を通じて国に要請をしていただきたいと思います。市長の御見解をお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） いろいろと御要望いただきましてあれなんですけれども、最初の介護職員の処遇改善交付金の問題につきましては、尾張9市の市長会の方に御提案をさせていただきたいというふうに思っております。それから、2項目、3項目、4項目につきましては、私といたしましてもよく検討させていただきたいと思っております。まさに介護保険制度そのものの組み込みの中に、こういった介護を受ける立場に立った大変重要な問題であろうというふうに私も認識しているところでございます。そうした中で職員に対する処遇改善というのはしかるべきだというふうに思っておりますので、尾張9市の市長会の方に上げていきたいと思っております。以上でございます。
- 議長（伊藤正信君） 安井議員。
- 11番（安井光子君） では、二つ目の問題に移ります。子供たち、消費者、生産者を放射能から守るために。

福島第一原子力発電所事故に対する東電と政府の対応に、多くの国民が不安を抱いております。また、これも私どもに寄せられたアンケートでございますが、農作物や魚介類に放射性物質が含まれていないか心配。子供の給食は安全か、献立表で産地を公表してほしいなど、放射能汚染を心配する声が寄せられております。福島原発の収束はいまだにめどが立たず、また核燃料の取り出しなど、廃炉への工程は数十年の長期に及ぶと言われております。その間、県民・市民は放射能汚染の不安のもとで生活をしなければなりません。不安解消のために、市や県の取り組みの現状と今後についてお尋ねをいたします。

学校給食食材の安全検査体制についてお尋ねをいたします。

市では、子供を守るために、学校給食食材の放射能物質検査についてどのように進められているのか、お尋ねをします。

二つ目は、米や魚介類の検査はどのように行われているのか。保護者への周知はどのように行われているのか。また、小・中学校、保育所のグラウンド、側溝等の放射線量の測量は行われているのか。

この4点について、まとめてお答えをお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 安井議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の学校給食食材の安全検査体制についての質問でございますが、本市の学校給食食材につきましては、基本的には地産地消を進めるため、愛知県内、海部津島地域内の食材を優先して使用するよう心がけております。しかしながら、献立メニュー、食材、季節

によっては愛知県以外の食材を使用することも必要になってきます。福島第一原発の事故以降、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、神奈川、宮城、山形、新潟、埼玉、東京都、長野、静岡、山梨の14都県で生産されました生産物、主に野菜類でございますが、こちらを使用する場合につきましては、事前にサンプル食材を愛知県学校給食会に持ち込み、放射線量を測定し、安全を確認し、使用しております。これまで事前に検査しました放射線量の検査結果につきましては、特に異常値は見られませんでした。今後につきましても、当面この体制で安全を確保したいと考えております。周知の方法につきましては、市のホームページを活用して周知したいと考えております。

続きまして、水、食料の検査体制についての御質問でございますが、飲料水につきましてお答えさせていただきます。

弥富市の水道事業につきましては、御承知のように、海部南部水道企業団が供給事業者でございますので、企業団の方に状況をお聞きしました。

海部南部水道企業団の水道施設の水源につきましては、愛知県営水道から100%浄水を受水しております。取水箇所につきましては、稲沢市祖父江町にございます愛知県尾張西部浄水場となっております。これは木曽川水系が水源となっております。愛知県尾張西部浄水場で取水しました河川水につきましては、愛知県流量計室を經由し、弥富配水場や佐屋配水場に送られ、各家庭に配水されております。愛知県は、県内4ヵ所の浄水場の放射能測定を実施しております。そのうち、木曽川水系の木曽川が水源になっております採水場所は、愛知県犬山浄水場で採取した水を検査しています。水源が、愛知県尾張西部浄水場が採取している浄水場と同じ水系でございます。検査の結果につきましては、沃素131、セシウム134、セシウム137は、いずれも検出されておられません。したがって、水道水につきましては安全であると考えております。

続きまして、食料品についてのお答えをさせていただきます。

米につきましては、ことし、ＪＡあいち海部が、あきたこまち300株、玄米にしまして約3キログラムでございますが、こちらを愛知県経済連を通じ、財団法人日本食品分析センターでセシウム検査を行った結果、放射性セシウムについては検出されなかったと聞いております。また、愛知県産米の検査につきましては、県内の各ＪＡグループですべて行っており、いずれも検出されなかったということでございます。他県産の米につきましては、国やそれぞれの県の指導により、生産者や出荷・販売届け出事業者に対し、検査が終了するまでは出荷や譲渡ができないこととなっておりますので、市場に流通している米は安全であると考えております。

生鮮食料品につきましては、弥富市内の4スーパーにお聞きしましたところ、現在、お店で販売しています食品につきましては、国や愛知県により出荷制限や摂取制限がされた場合

は、これに沿って本部で一括して適切に対応するというところでございます。

いずれにしても、米や野菜など生鮮食料品につきましては安全であると考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員、時間が参りました。簡潔にお願いいたします。

○11番（安井光子君） わかりました。

これは住民の方からお声も出ておりますが、国や県に補助制度をつくってもらって、放射線の測定器を購入し、市民に貸し出したり、線量を測定できる安心の体制をぜひ確保していただきたいということでございますが、これを最後にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤環境課長、簡潔にお願いします。

○環境課長（伊藤邦夫君） 安井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

弥富市では、簡易型の線量計（携帯型放射線検知器）3台を購入しまして、教育委員会等に貸し出しをしておりますが、市民への貸し出しにつきましては考えておりません。

なお、市のホームページでは、愛知県が名古屋市内において実施しております環境放射能などの測定状況をお知らせしており、その測定結果を検索していただくことができます。空間放射線量率及び大気中のちりや雨などの降下物や、上水道（蛇口水）の放射線核種（セシウム137・134、沃素131）の測定結果を検索いたしますと、現時点において健康への影響が発生する状況ではないという認識になっております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 安井議員。

○11番（安井光子君） ありがとうございます。放射能汚染はまだまだ収束していないものですから、魚介類を含めてこれから長期にわたる課題だと思います。県の方ともよく連絡をとりながら、弥富市の子供たち、生産者、消費者を含めて安全に暮らせる体制をぜひとっていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は14時10分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時02分 休憩

午後2時11分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に小坂井実議員、お願いします。

○4番（小坂井 実君） 4番 小坂井でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に項目といたしまして取り上げましたが、みんなでつくるきらめく弥富、自然と都

市が調和する元気交流空間を目指してといたしました。これは、弥富市総合計画の第1章、弥富市の将来図という部分に掲げてある言葉でございます。キーワードといたしまして、キーワード1「調和」、水と緑の美しい水郷、田園環境と便利で活力あふれる都市的環境とが融合し、調和するまちづくりを進めますと。キーワード2として「安全」、災害や事故のない安全・安心なまちづくり、だれもが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めますと。キーワード3として「交流」、多くの人・物・情報が集い交流する、にぎわいあふれるまちづくり、多様な産業活動が展開するまちづくりを進めますと。キーワード4「協働」、市民と行政とが新たな関係を構築し、ともに協働のまちづくりを進めるとともに、これを原動力に自立したまちづくりを進めますと、このように定めてございます。この将来像は、弥富市が今後目指す姿を内外に示すものであり、これからのまちづくりの象徴となるものとあります。この四つのキーワードを総合的に勘案し、すべての分野にわたって、交通の要衝のまちとしての特性や、美しい水郷、田園環境を初めとする本市の特性・資源を最大限に生かしながら、調和のとれたまちづくり、安全なまちづくり、交流に満ちたまちづくり、協働のまちづくりを進め、子供も高齢者も、住む人も訪れる人も、自然も産業も文化も常に生き生きと元気に輝いているまちを創造していくという思いを込め、将来像を定めたものがこれでございます。その中の、交通の要衝のまちとしての特徴というところに関しまして、また安全なまちづくりというところに関しまして、5項目の質問をいたしたいと思います。この案件は、今までに皆様の質問として多々取り上げられておりますが、いま一度お尋ねをしたいと思います。

まず1番目に、主要地方道名古屋十四山線。旧弥富町内に入りますと、日光大橋西線と名が変わると思います。これは、以前に私が質問をさせていただいたときに、平成23年度には完成するであろうという御答弁をいただいたように記憶いたしております。しかし、あと200メートル少しのところはまだ完成いたしておりません。ここのところの現状と展望について、御答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 小坂井議員にお答えいたします。

御質問の鍋平4丁目から六條町の210メートル区間でございますけれど、これにつきましては、愛知県が新市合併支援事業といたしまして、議員がおっしゃいました日光大橋西線から都市計画道路日光大橋線まで2車線で道路がつながるため、平成19年度から延伸整備を進めていただいておりますが、厳しい財政状況が続いていることから道路整備費が削減され、平成23年度目標の完成がおくれているところでございます。それには大変御迷惑をおかけしております。平成22年度には、一部の用地買収と家屋の移転が完了しておりますことから、本年度も引き続き事業予定していただいておりますが、補正予算の確保が非常に難しい状況であるとお聞きしております。この区間は継続事業区間であることから、来年度より国庫

補助事業に切りかえ、整備を進めていくと伺っております。この名古屋十四山線は、市の東西を結ぶ幹線道路として位置づけしておりまして、整備により広域交流機能が一層強化されるとともに、地域住民の日常生活の快適性や安全性の向上が期待されますので、愛知県と協力して早期完成を進めてまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 現実のところを私も見ておりますが、弥富市内の方から名古屋方面へ向かう車が朝方は非常に多くなりました。少しのところを迂回して、またもとの道路へ、つながっていないところだけを避けて出ると非常に混雑するとか、あるいは交通事故も心配をされておりますので、できるだけ早く、県の事業とはわかっておりますが、聞くところによりますと、地権者の方も生活状況によっては環境まで変わる移転を考えられるということも聞いておりますので、ぜひ市の方も助言をしていただいて、またそこらのところを交渉にも参加して、少しでも早く完成をしていただきますように要望いたしておきます。

2番目に、155線南進について伺いをいたします。

鍋田ふ頭第3バースの完成も近づき、弥富市にとって重要拠点の充実が図れ、ますます物流の量、つまりコンテナの数が増すこととなります。県道子宝新田佐屋線と政成弥富線を通り、ピアゴの信号の1号線のところに出る、この2路線のコンテナ積載車の数は現在でも多く、ふえることはあっても減ることはないであろうと思われます。それと、1番目の質問にございました名古屋十四山線が開通したときには、1号線まで北上することなく、大山地内で左折する大型車を規制することができるのか。逆の流れも多くなることにより、心配されます。東名阪、あるいは1号線、23号線、伊勢湾岸道など、多くの横切る高速道路や国道に最短でつながる、言うなれば弥富の背骨となる道路と思われますが、現状をお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞土君） お答えいたします。

名古屋十四山線の大型車規制につきましては、公安委員会が道路の構造とか交通量、アクセス道路などの状況を把握いたしまして、それに基づいた規制判断を行いますので、現時点におきましてお答えすることができませんので、御理解をお願いいたします。

それと、都市計画道路名古屋第3環状線の進捗状況といたしましては、この全延長につきましては10.3キロ、そのうち北部地区の国道1号以南の約400メートル区間につきましては、平成14年度に日光川下流域下水道事業が採択されまして、それとあわせて道路整備が行われて、平成21年12月1日に供用開始されたところでございます。それで、引き続きその南進の県道政成新田蟹江線までの400メートル区間を推進するために、平成20年度に前ヶ須地区へ区画整理の話をさせていただきましたけれど、同意を得ることができませんでした。この

区間は、市街地整備の面からも重要な位置を占めることや、市が相手からの申し出により、街路予定地を一部用地を先行取得していることなどから、早期事業化をお願いしておりましたが、2008年のリーマンショック後、世界的な景気後退により財政が未曾有の危機的な状況であるために、愛知県では継続事業区間の整備を最優先的に進めていく方針が出されました。このことから、平成13年度より事業着手しております伊勢湾岸自動車道以北の早期整備を進め、その事業中区間の進捗を見ながら、整備効果の高い箇所から順次事業化していく予定であると聞きしております。

南部地区では、現在整備中の鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バース並びに名古屋港進入道路が、平成25年度の暫定2車線でございますが、供用開始予定で道路整備が進められているところでございます。そのアクセス道路といたしまして、伊勢湾岸自動車道から国道23号までの早期整備が進められており、ことしの5月31日に鍋田地区の1キロが供用されたところでございます。その延伸であります境地区におきましては、現在、用地測量及び物件調査が行われておりまして、また稲荷崎、中原、富島地区につきましても、現在、公安委員会と道路設計の協議中であるとお聞きしております。その協議が調い次第、この3地区につきまして、用地買収に向けて説明会に入る予定でございます。

また、国・県の財政事情が非常に厳しい状況であります。この都市計画道路名古屋第3環状線につきましては、一宮方面と海部津島地域を結ぶ広域幹線道路であり、当市のみならず、地域経済の発展に必要不可欠な重要な路線でありますので、全区間の早期完成を要望してまいりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 非常に重要な道路であるということは皆さんが御承知であります。一日も早い完成を願って、次の質問に移ります。

3番として、主要地方道弥富名古屋線についてお伺いをいたします。

この道路は、海部南部消防北分署の西側の道路でございます。この地域におきまして、佐古木、または楽平、又八地区に救急及び消火の出動要請があっても、JRもしくは近鉄の踏切を1度渡って、もう一度渡らなくてはならない。海部南部消防北分署から近距離で目の前に見えていても、なかなか現地に着できないという状況でございます。緊急を要するとき、一分一秒を争い、待つ身となったとき、いかに長く感じられることか。せめて県道子宝愛西線までの開通を急いでいただきたい。現状と展望をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

○開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） お答えいたします。

御質問の弥富名古屋線の海部土地改良会館から県道子宝愛西線までの400メートル区間につきましては、今まで何度か御質問いただいております。現在までには用地取得が約95%

取得されておりまして、本年度につきまして、用地買収の完了を目指して、地権者に用地交渉を進めていただいているところでございます。

また、昨年度でございますけれど、市江川に新設する橋梁がございまして、その橋梁に対しての協議が終わったところでございます。現在のところ、予算確保が、補正でございますけれど、できれば橋梁予備設計、並びに道路詳細設計に着手してまいりたいと県からお聞きしております。議員が述べられましたとおり、現在、地域住民の日常生活に支障を来していることや、近鉄名古屋線の弥富駅を起点に、弥富、愛西、蟹江の2市1町を経由し名古屋に至る主要幹線道路でありますので、引き続き本路線の道路建設期成同盟会より関係機関へ事業促進を今後も要望してまいりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 先ほども申しましたように、重要道路というのは皆さん認識はもちろん持っておるわけですが、緊急の場合に、そこへ一分一秒を争って早く到着していただく、それがまた安全にもつながると。人の生命・財産にかかわることでございますので、どうか地権者の皆様にも御理解をいただきますように、市の方からもどうか御要望いただきますように、よろしくお願いをいたします。

それでは、4番目の質問に移ります。

安全なまちづくりといたしまして、鰐浦町中六、ＪＲ及び名鉄線の踏切についてお伺いをいたします。

去る11月10日に、朝7時30分から8時30分の1時間の通行量を調べてみました。晴れの日でした。東行きというか南行きになりますか、1号線の方へ向かう車が1時間に166台、人の歩いてみえる方が100人、自転車が125台、バイクが10台でございました。そして、同じく反対、北行きというか西行きというか、1号線から入っていく方でございますが、車が9台、人が15人、自転車が22台、バイクが1台でございました。

時間的な通行量を見てみたいということで、11月14日月曜日、この日も天気は曇りでございましたが、雨は降っておりませんでした。7時から7時30分、南向きというか、1号線へ向かう方でございます。車が89台、人が60人、自転車が54台、バイク8台。それから、7時30分から8時、車が109台、人が65人、自転車62台、バイク3台でございました。それから、8時から8時30分でございます。車が54台、人が31人、自転車48台、バイク6台でございました。この日の、朝、午前7時から8時30分の1時間半の合計でございますが、車が252台、人が156人、自転車164台、バイク17台の合計でございました。西行きはあまりございませんで、1時間半の間に車が15台、人が33人、自転車37台、バイク2台でございました。

踏切を渡る人や自転車は、ＪＲまたは近鉄駅へ人を家族が送っていかれる方、もしくは通

り抜けの車かは定かではございませんでした。その割合は把握することができませんでしたか、毎朝の通行量にあまり変動はないと思われます。交通誘導員も大変のようでした。朝の通勤・通学の時間に追われる皆様の大変な混雑ぶりでした。聞くところによりますと、小さなトラブルも結構あるということをお聞きいたしました。幸いにも大きな事故はなく、今の状況があるということを知りました。

以前、十何年か前になるとありますが、県道子宝津島線の、そんなころはＪＲではなく、国鉄関西線でしたが、大きな事故がありました。くず鉄をたくさん積んだ車が立ち往生いたしまして、旅客列車がぶつかりまして、車は縁の川に落ちまして、電車は何とか脱線もなく通り過ぎたようでしたが、ブレーキが故障したそうで、惰性で善太川の橋まで行き、また惰性で近くまで戻ってきたという状況がありました。あの踏切は非常に狭くて、大型が入り込んだ場合には人も渡れないぐらいの狭い踏切でした。それが、今は車も歩く人も分離されて立派な踏切になっておりますが、そういう大きな事故があったことによって改善がされ、また改良された、そんな状況になっております。

今のこの踏切が、大きな事故がないからといって、またいつ起きるかもわからない、そんな状況の中で、起きる前に手当てをしていただくのが最良ではないかと。どうかあの踏切の見通しをよくするためだけでも、今ある、だれも住まない空き家の方を解体するなり、また市の方で買い上げて、先行投資として踏切の拡幅に準備をしていただきたいと思います、御答弁をよろしくお願いします。

- 議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。
- 都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

現状のＪＲ、名鉄の踏切につきましては、議員も御承知のように、踏切へ続く道路及び踏切が狭いために、通行に危険な状況となっています。市としましては、この踏切の安全の確保を図るため、先ほど議員も調査の中で、誘導員にもお話を聞いたということをおっしゃられていましたけれども、緊急避難対策としまして、国の緊急雇用創出事業を活用した誘導員配置事業を平成21年度から今年度の３年間、要は通勤・通学時間帯を中心としまして、あの踏切等の安全確保を図っているところでございます。この踏切につきましては、鉄道事業者との協議では、拡幅整備をするのであれば、ほかの踏切の閉鎖が必要になるということで、議会の方で答弁をさせていただいております。ことしの９月にも、また両鉄道事業者と改めてあの踏切の拡幅整備につきまして協議の方を行いましたけれども、やはり前回と同じような回答となっております。議員の御提案は、先行投資として踏切内の民有地の買い上げなど、できることからやるべきではないかとのことですけれども、踏切及び道路での危険要因の解消を図る整備計画を策定しまして、鉄道事業者の同意を得た上で事業を進めることになるかと思いますので、今の鉄道事業者の同意がない不確定な状況での執行は難しいのでは

ないかと考えております。今後も、鉄道事業者と踏切の安全確保に関する協議を継続的に実施し、速やかに事業計画を確立できるように進めていきたいと考えていますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 鉄道の方がどのように言っておるかということは、私も前に聞いて承知いたしております。しかし、今申しましたように、事故が起きなければならないというようなこともおかしなことでございます。市長、御答弁よろしくをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員に御答弁申し上げます。

今、議員の御質問の解釈という形で御答弁をしていかなきゃならないわけでございますけれども、いわゆる踏切の幅員の拡大、あるいは踏切をより安全にということに対しての2軒の家屋に対する整理の仕方というのは、なかなか整合性がないわけでございます。先ほども所管の方が述べておりますように、踏切ということにおいては、どこかを閉めなさいというのが、ＪＲあるいは鉄道業者の言い分でございます。そういう状況に対しては、いつでも踏切の幅員を拡大する、踏切そのものを安全にということを私たちは申し上げるわけでございますけれども、そうしたら一方のどこかで閉めなさいというのが鉄道関係者の答えでございます。あの二つの家屋に対して違った観点からお願いをしていかなきゃならないというのは、いわゆる危険家屋という解釈の仕方で市がどのような行政的な役割ができるかという、単体ということに対して解決していく方法がより望ましいのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今まで踏切の幅員の拡大ということにつきましては、何度もこういった本会議の中でも、委員会の中でも協議をさせていただいておるわけでございますけれども、鉄道関係者の言い分は、どこかを閉めなさいというのが答えでございます。その場所を幅員の拡大をすることはノーであるということでございます。それと家屋との連動性はないということでございます。しかしながら、安全性ということについては、私たちも十分認めていかなきゃならないわけございまして、家屋そのものが危険家屋であるということに対して、これから精査をしていったらどうかなあというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 安全に関しては、危険家屋ということでももちろんよろしいわけですが、私の言いたいのは、あそこを更地にした場合には、どちらからも車を突っ込んで鉢合わせしたときの、踏切が閉まりかけたときの逃げ場としてでも対策を打つことができるのではないかということから私は質問をいたしましたので、その点、よろしく願いしま

す。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 踏切の安全性においては、あの家屋のスペースというのはまさに有効なスペースであろうというふうに思っております。そうした中で、現状の踏切に対する安全性という観点と危険家屋という形の中で、これからまた議員の皆様にも御意見をいただきながら、行政として家屋の持ち主の方をお願いをしていったり、いろいろと協議を重ねていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 最後に少し関連というか、一応下の方に書いておきましたが、本来ならば近鉄あるいはＪＲ、名鉄の総合駅というのを前から私は申し上げていたわけですが、近鉄の方は橋上駅ということで整備をある程度されました。あとはＪＲと名鉄線の駅の整備でございますが、整備構想というか計画というか、ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

ＪＲ、名鉄の整備構想につきましては、北口広場、橋上駅舎、自由通路の整備等となっております。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 何分にも鉄道の駅といいますのは、そのまちの顔、あるいは玄関と言われておりますので、弥富市にふさわしい駅として整備をしていただきますように、よろしくお願いをいたします。

同じように5番目といたしまして、佐古木駅の周辺整備について質問をいたします。

佐古木駅の北側のロータリーは、乗用車ならば十分活用することができるのですが、大きい観光バスが腕のいい運転手でないと利用できないぐらい、まだまだ少し狭いということを聞いておりますので、どうかそらのところもひとつ整備をしていただきまして、私が言いたいのは、駅の南側に当たります、あそこにもやはり整備を進めていただきたいと思っております。と申しますのも、佐古木の駅の発展なくして十四山地区の発展はないと私は考えております。南の方にどんどん発展をしていただきたい。あの辺には市街化もございます。その隣接した部分に十四山地区が控えておるわけでございますが、市街化にはなっておりますが、あの辺の整備を、駅を立派にし、また立派なまちができることによって、あの地区の発展を図っていただきたいと思います。南の方にはアパートが建ちかけてまいりました。できるだけ早く計画を立てていただき、駅前広場あるいは駅前整備ということで着手していただきたい。よろしくお願いいたします。御答弁をお願いします。

○議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは答弁させていただきます。

近鉄佐古木駅周辺整備につきましては、弥富市の総合計画で鉄道駅及び周辺環境の充実と記載されております。また、都市計画マスタープランでは、佐古木駅は名古屋などへの通勤駅であることから、パークアンドライド機能を充実させ、駅周辺市街地を地域核として位置づけ、交通拠点としての利便性の向上に努めることとされております。

今までの佐古木駅の整備計画としましては、弥富市地域公共交通総合連携計画と整合を持った整備計画とすることとしていましたが、公共交通連携計画の中で、駅を乗り継ぎ拠点とする考え方を変更し、乗り継ぎ拠点に対する再度の考え方の変更を行うまでは整備を実施しないと、凍結するということがありますので、今後につきましては、佐古木駅南の整備においては、駅南の利用状況等を再度検証し、駅前広場の規模等の決定に向けた作業を進めていきたいと考えています。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） 利用状況と申されますが、その奥に市街化でもあるならば、もちろん利用状況は好転して、ますますふえると思いますが、どちらが先かもわかりませんが、少しの区間しか市街化はございませんので、人の数、あるいは乗りおりする方などがふえるという状況ではございません。ましてや工場団地を控えたわけではございません。しかし、今のうちにやっていただかないと、アパートが建った、建て売りが建った、駅前が埋まってしまふ。本当に広い意味で10年、20年、ましてや駅としてあるのですから、新しく駅をつくるわけではありません。どうか今のうちに先行投資、計画を立てていただきたい。市長、よろしく。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員に申し上げます。

この計画につきましては、かねてからの懸案事項でございまして、我々もいろんな観点から考えておったわけでございますけれども、先ほど答弁の中でもございましたように、絵をかいてしっかりやりますという形で、用地買収等も含めてグランドデザインを引いていきたいなあというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 小坂井議員。

○4番（小坂井 実君） みんなでつくるきらめく弥富、用地買収も絡んだり、また民家移転なども出てくるかもわかりませんが、どうか豊かで暮らしやすいきらめく弥富となるために、住民の皆様の御協力もまた必要になってくると思います。また、それ以上に、行政に携わる皆様には今以上の努力をしていただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 次に山本芳照議員、お願いします。

○9番（山本芳照君） 9番 山本芳照です。

私は、大きく分けまして2点について質問をさせていただきます。

初めに、地域医療につきましてお伺いをいたします。

弥富市には、地域医療のかなめとして、厚生連が経営する海南病院があります。この海南病院は、弥富市のみならず、海部地域全体のかなめの病院として、なくてはならない存在の病院となっています。この海南病院に対して弥富市は、市民が安心して治療が受けられるようにと補助金を出しています。補助金を出しているということは、海南病院に対してきちんと指導する、そして意見を言う、こういった義務があると私は思っていますが、市の方はどのように考えておられるのか、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 山本議員に御答弁申し上げます。

市の方は、海南病院に対して行政的な支援をしているから、海南病院に対して指導する義務があるという御質問でございます。

今現在、私どもは、弥富、愛西、そして蟹江町、飛島村、お隣の木曽岬町の2市2町1村で海南病院に対して行政支援をさせていただいております。ことしから開始されました海南病院の整備計画につきましては、向こう5年半ぐらいかかるわけでございますが、そういった中での行政支援、弥富市の負担も非常に大きいわけでございます。1年間で五千数百万円の負担金を出させていただいております。

そうした形と同時に、病院の運営協力委員会の私どもはメンバーでもあり、私、座長を務めさせていただいております。そうした中で病院経営におけるさまざまな状況につきましてもお聞きすることができますし、我々から海南病院に対していろんな御要望をさせていただくというような場もございますので、そういった中で海南病院の運営につきまして、行政としての意見を申し述べていきたいと思っているところでございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 今、服部市長の方から、病院に対する、それぞれ市として言わなきゃいけない意見も言わせていただきますよというお話がありました。

今から私が申し上げることは、私自身、この方67年間生活してきまして、初めて入院という体験をさせていただきました。このとき海南病院に入院をして、入院患者というのはこういう目にも遭うんだなあということを自分自身体験しましたので、少しそのお話をさせていただきます。

私は、ことしの9月22日に少し風邪をこじらせまして、それが原因で急性肺炎ということで、海南病院に入院をいたしました。この治療のため、輸血、点滴、酸素吸入などの治療が

施されまして、特に点滴治療というのは、血管に注射針を刺し、液体の治療薬を血液の中に導入するという治療方法であります。血管に注射針を刺すため、この点滴注射の針の取りかえが2日ないしは3日前後に交換をしなきゃならない。これを血管に注射させてありますので、逆に血液が逆流したりなんかして注射針が血液で詰まってしまう。こういうことを防止するために交換するというふうに説明を受けました。

この注射針の交換時、たまたま私が入院しているときに、看護師さんは毎日交代でかわります。この注射針交換時に、最初の看護師さんは4回私の腕に注射針を刺しましたけど、すべて失敗してしまいました。患者の私にしてみれば、大変痛い思いをさせていただいたわけです。看護師さんは、2人目にかわりまして、2人目の看護師さんにかわりまして、2人目の看護師さんが来ました。2人目の看護師さん、私の腕に血管注射を打ちましたけど、この方も2回針を打ちましたけど、また失敗。3人目に交代しました。3人目の看護師さん、1本刺しました。これもまた失敗。4人目の看護師さんにかわりまして、4人目の看護師さん、1本目を刺しましたけど、これもやっぱり入らなかった。5人目の看護師が来ました。この方は男性であります。少し違う場所の血管に注射針を刺したところ、きちっと入ったということで、この間、5人の看護師さんがかわって私の腕に注射針を刺したわけです。この間の注射針が1本幾らするか、私は値段はわかりませんが、8本使用不能になったわけです。

このような看護師さんの技術・技能といいますか、きちんと教育がなされているのか。患者にしてみれば、診ていただいているという弱みがありますから、耐えなきゃなりません。文句でも言えば、後でしっぺ返しを食らってもつまらないことになりますので、耐えなきゃならない。こんなような状況を私自身体験させていただきましたので、一度行政として、今、市長からお話がありましたように、言うべきことはきちんと市民の目線で海南病院に物を言わなきゃいけないというお言葉をいただいておりますので、こういった看護師さんの技術・技能に対する習得方法をどのような方法で行われているのか、わかっておる範囲で結構ですから、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 御質問にお答えさせていただきます。

質問の内容につきましては海南病院に関する内容でありますので、海南病院に質問をさせていただきまして、院長確認の上の回答をいただいておりますので、その回答により御答弁申し上げます。

医療技術職はプロ集団であり、医師、看護師を初めとする医療技術職は、御承知のとおりライセンスを必要とする専門職ですが、基礎的技術はもちろんのこと、日進月歩で進化していく医療技術に対すべく、看護師であれば各自の技術向上について、海南病院の看護部門、

医療安全管理部門による教育システム、また愛知県厚生連全体による組織立った看護師研修システムを構築し、新人看護師から、より専門的で多岐にわたる監督者研修まで、時には業務時間外も含めて日夜レベルアップに努め、安全で安心な医療提供体制の構築を目指しています。

看護部の教育体制は、愛知県厚生連病院統一での習熟度を段階的にステップアップしていくための研修プログラムに基づいて、看護師個々がキャリアアップを図れるように取り組んでいます。

新人看護師教育については、平成22年4月より、厚生労働省の方針として、努力義務化された新人看護職員研修制度に沿って研修計画を立て、実施しています。具体的には、集合教育において、注射を初めとする基本的な技術や、日常取り扱うことの多い機器の管理・取り扱いなどを学ばせていますし、各部署においては、教育担当者、実施指導者を置き、看護技術チェックリストなどを用いて個々の看護師の指導を行い、知識・技術の習得に努めています。また、各部署において毎月勉強会を開催し、専門分野の知識習得に努めています。注射技術においては、職員健診などの機会も、職員の協力のもと、経験の少ない看護師に採血を担当させて、経験を積ませるように工夫しています。しかしながら、糖尿病等の疾患や、高齢者、乳幼児等年齢に起因する注射時のふくあいは避けて通れない医療の不確実性という部分もどうか御理解いただきたいと思います。御指摘の言葉を真摯に受けとめ、海南病院は職員一丸となって地域医療を守り、患者さんや御家族に信頼され、安全・安心の医療を提供できますよう、そしてよりよい病院となるべく精進してまいりますので、何とぞ御理解・御協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 病院経営者として、それは当然当たり前のことだろうと私は思いますけど、具体的にそういった看護師さんに対して、一定程度のライセンスを皆さん持っているはずなんですね、看護師になるということは。しかし、なおかつそういう事実が起きることは事実でありますので、具体的に海南病院の中でそういった教育をやる時間があるかと私は思っていますけど、そういった教育について具体的にどんな方法でやられているのか、わかっている範囲でお答えをお願いしたい。もしわからなかったら、また海南病院に対して伺っていただきたいというふうに思っていますけど、お答えをお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 申しわけございませんが、これ以上具体的に技術的にどんな研修というのは掌握しておりませんので、後日、海南病院に尋ねさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

- 9 番（山本芳照君） ぜひきちっと病院側に、そういった教育も実態としてやっていますよということが御報告いただけるように、お答えをいただいてもらいたいというふうに思いますので、お願いをいたします。

先ほど私が発言の中で申し上げましたように、退院するときにそれぞれ請求書、領収書等々が発行されました。先ほど私が申し上げましたように、注射針の失敗した代金はどこに入っているのかなあと思って請求書を見ましたが、素人が見てあの請求書ではわかりません。注射代金、失敗代は幾らなんて書いていませんからね。点数で入っているだけで、総合計、請求十何万よと、こういうふうになっていますので、もう少し入院している患者さんが理解できるような内容の請求書や領収書にならないものかなあというふうに思います。先ほど申し上げた注射針でも、失敗した部分は病院のサービスになっているのか。そうはいかないだろうと。患者の多分負担になっているだろうというふうに思いますし、また病院の中でも、入院していますと、毎朝、体をふきましょうかといって、担当の方が蒸しタオルを 3 本持って部屋に来ます。背中部分は自分でふけないのでその方をお願いしますが、あと腕とか足は自分でふきますけど、たかがそういうものでも、サービス業じゃないから無料ではないだろうと。多分こういったものも入院治療費の中に入っているだろうなというふうに思っていますけど、例えばそういうものでも、きょうは蒸しタオルは要りませんと、体をふいてもらわなくて結構ですと断った場合、医療費は安くなるのかどうか、こんなことを少しお伺いしたいと思いますので、わかっている範囲で結構ですからお答えください。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） これも、私どもは海南病院さんと基本的にはしっかりとお話し合いをさせていただいて、御答弁していかなきゃならない項目かなあというふうにも思っておるわけでございます。1 月の段階では、先ほど言いましたように運営協議会がございしますので、そういったようなことについてもお話をさせていただきたいと思っております。しかしながら、患者さんという立場で不安だとか、いろんなことに対して不明な点があれば、その場で海南病院さんに聞いていただければ答えが出てくるんじゃないかなあというふうにも思っておりますので、そんな形で御理解をいただければと思っております。
- 議長（伊藤正信君） 山本議員。
- 9 番（山本芳照君） 確かに市長のおっしゃるとおり、入院しておるときには患者さんがやっぱり病院に聞くべきだと。もっともな御意見だと私は思いますが、やはり患者は受け身なんですね、残念ながら。そうすると、こういうことを言っているだろうかと、ここで聞いていいだろうかと、病院は嫌なことだと思えせんだろうかと、思ったらしっぺ返しをおれたちに食わせんかしらんと、そういう不安に駆り立てられるんですね。そうすると、なかなか聞き出せないという側面もありますので、たまたま私も議員ということをやらせていた

だいていますので、こういった場を通じて、多分市民の皆さんも、私みたいな感じを入院されたときに経験しているんじゃないかなあと私は思いましたので、思い切ってきょう発言させていただいたわけでありまして。この発言内容を病院の方が見ていて、何じゃと、あれは。おれのところに世話になっておりながら、言いたい放題言ってしまう医者もおるかもしれません。今度行ったときに嫌な目で見られるかもわかりませんが、こういうことを言うのも大変勇気が要るんですよ、本音で言いますと。一般の患者さんが、今市長が言われたように、その場面に立ち会ったときに医師や看護師に言ったら、結果的にけんかになっちゃったと。けんかになっちゃったら、我々は本来はお客さんなんですね。だけど、やっぱり弱い立場におるということが現実でありますので、その辺のところは少し理解をしていただきたいなというふうに思って発言をさせていただきました。これが、自分が入院した中で実際に体験した内容でありますので、お話をさせていただきました。

次に、海南病院の外来患者の診察予約時間ということについて御質問させていただきます。

私も、一月に1回、海南病院の外来の通院患者として通院をしています。そのときに次の予約を、主治医のお医者さんから何月何日何時に来られますかというふうに言われまして、じゃあこの日を予約しましたよと、具体的に次の月日と時間の予約をして帰ってきます。

これを聞くとところによりますと、海南病院の外来通院患者の皆さんのほとんどが、まず通院の日には血液検査を受けてから主治医の診察を受けるということにシステム的にはなっていると思っています。私も、大体予約した日の時間のおおむね30分前には内科の病室の前で待っているようにしています。しかし、予定された時間どおり診察を受けることはまずないですね。幾ら早くても、例えば9時に予約してあっても30分おくれが当たり前。ややもすると、それぞれ内科の前に、今、何時から何時までの患者さんの診察時間です。9時半か10時になっても、7時半から8時までの患者を診ていますと札がかかったままのところもあります。小まめに時間帯の札をかえる看護師さんもいます。私も何回か通院していますが、ほとんど早くて30分おくれの診察が当たり前。ほかの患者さんに聞いてみますと、1時間待つことはざらだよと、こんな話もあります。そんなとき看護師さんは、おくれた理由の説明が通院外来患者に対してあればいいんですけど、一言もそんなことは言いません。こっちから、なぜおくられているんですかと求めれば、渋々、嫌々答えるというのが今日の海南病院の外来患者に対する対応だと私は思っています。

ことしの10月17日、私は12時の予約で海南病院に伺いました。12時の予約でありますので、11時30分から病室の前に待っていました。診察に呼ばれた時間は2時30分。この間おおむね3時間、診察室の前のいすで待っていました。実際診察を受けた時間は10分から15分ぐらいで終わり。この間、看護師さんから、なぜおくられているのか、おくられている理由の説明は一切なし。私も約3時間待たされまして、看護師さんに聞きました。名前を呼ばれましたので、

きょう何でこんな予定どおりの時間に診てもらえないんですかと。いや、実は主治医の先生に急患が入りました。そのために予約の皆さんの時間がおくれましたと。そんなこと、わかっていたら最初から言ってくれというの。こっちが求めて初めて物を言うこの態度。我々はお客さんなんですね。お客さんを大事にしようという気は全然ない。診てやる、こういう態度。これが病院経営なんですね、今の。

こういったことを市はきちっと言った方が私はいいだろうと。この弥富の市役所にも市民の皆さんの意見箱というのが設置されています。月に何件くらい意見箱に意見が投入されているか、私にはわかりません。海南病院には「声の箱」というのが西口玄関と売店付近に2ヵ所、それ以外に設置されているかどうかわかりません。その箱のところに「皆さんの御意見をお聞かせください」というのがぶら下げてあります。名前、住所、電話番号を書くようになっています。私はまだ一度もこれを利用したことはありませんけど、海南病院でもこういうものが設置されていれば、月に何件くらいあるんだと。どんなような内容の御意見があるのか、こんなことも含めて一度海南病院に伺っていただきたいという私の気持ちでありますので、市で今申し上げた内容について、わかっている範囲、海南病院から聞いている範囲のお話があれば、なぜ外来患者は絶えず30分以上待たされて当たり前の現状になっているのか、お答えをお願いしたいと思う。

- 議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。
- 民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 今度の御質問も海南病院に関するもので、事前に海南病院にお尋ねし、院長確認の上の回答をいただいております。それを答弁とさせていただきます。

外来患者の診察予約時間については、病院内でも課題ととらえています。患者の過度の集中により、医師の診察能力を超える予約患者数、患者の状態により診察時間に多少ができ、重症患者が見えれば診療時間がおくれる等の原因が考えられ、いずれも現在までに具体的な解決策が見出されていないのが現状です。また、原因の一つとして、紙の診療録で運用しており、カルテ搬送に時間がかかるなどハード面に未整備なことも上げられ、このことについては、平成25年1月に電子カルテシステムの導入を予定しており、導入後にはカルテ搬送時間が短縮され、同時に患者の診察予約についても再編成を行い、診察おくれがないように考えていく計画です。

こうしたハードの整備により、診察予約時間の長短は緩和されと考えられますが、一方では、当地域の特性としての患者集中と、そのことに起因する重症患者に対する診察時間の問題は、根本的に解決されるわけではありません。海部地域の中心的病院として急性期医療も担う当院として、地域の医療機関全体で当地域の医療を守っていくことが最良の方策だと考えています。地域住民の皆さんには、かかりつけ医である近隣のクリニックなども上手に

御利用いただき、必要に応じて紹介状を携えて、当院の地域医療連携センターを通じて当院受診を行っていただくことにより、スムーズな外来診察が可能かと思われます。地域医療連携体制により、海部地域の医療を守っていくことに対し、どうか御理解をお願いできればと考えます。

今回の御意見は、海南病院としても真摯に受けとめたいと考えます。当院は、理念、基本方針に掲げていますとおり、患者さんとの信頼関係を築き、納得のいただける患者参画型医療を目指しています。今回いただきました御意見につきましては、院内でもさらなる周知を図り、今後とも職員一丸となって診療に当たらせていただく所存であります。

以上、海南病院の回答を答弁とさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 山本議員の質問は、待たされている部分について、具体的にその都度その都度患者にわかるように要望してくださいということですよ、山本議員。あわせて、市長もこの協議会委員だもんだで、経営権はないけれども要望をしていただきたいと、こういうことですよ。
- 9番（山本芳照君） はい、そうです。
- 議長（伊藤正信君） では、服部市長。
- 市長（服部彰文君） 山本議員にお答え申し上げます。

先ほどの一番の冒頭では、私ども市は海南病院に対する医療等々における指導義務だとか、あるいは権限というようなことはもちろん持ち合わせていないわけでございます。しかし、運営協力委員会の中で病院運営に対するさまざまな意見というのは申し上げることができる。例えば患者さんの立場に立って、さまざまな意見を今山本議員もお話になったわけでございます。そういうことにつきましては、きちっとお話を申し上げていきたいというふうに思っております。1月の中旬にこの委員会がございますので、その場ではしっかりとお話をさせていただきたいと思っております。

しかし、市としても海南病院は基幹病院でもございます。また、市民の皆さんを中心として、近隣市町村の皆さんも大変頼りにされている病院でございます。そういった意味におきましても、医療の高度化、災害拠点病院、あるいは救命救急センター構想で今整備計画が行われているわけでございまして、あわせて私どもがお願いをしているのが、診療時間が長過ぎる、あるいは駐車場問題というようなことについてもお話をさせていただいているところでございます。また、重ねて意見として申し述べておきます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 山本議員、また質問は続きますか、海南病院の関係は。
- 9番（山本芳照君） 海南病院はあと少しだけね。いいですか。
- 議長（伊藤正信君） では、どうぞ。

- 9 番（山本芳照君） 今それぞれ担当課長、市長からお話がありましたように、やはり患者さんは弱い立場におりますので、なかなか面と向かって医師や看護師さんに言えない部分があります。私も、ある通院患者の人に聞きました。実は歯科の関係で通っていたと。余り待たされたので、主治医と看護師に言ってけんかをしたら、それ以降、時間どおりに診てくれるようになったと、実はこんなお話も聞きました。そういった部分で、言えば改善される部分があるんです。しかし、看護師さんやなんかは、主治医ときちっと連絡をとっていただいて、おくらしている理由を外来患者の皆さんにきちっとお話をする。そんなことは決して難しい話でも何でもありません。一言、言うだけなんです。こうこうこういう事情で、実はきょうは診察はおくらしていますと。

海南病院は、先ほども申し上げましたように、外来患者はほとんど血液検査を受けます。聞くとところによりますと、ややもすると、その血液検査をやった検査データを出す、コンピューターが出すと思いますけど、それがトラブルすることが多々あるそうです。それが原因で30分、1時間おくれるのはざらですよと、これはほかの患者さんに言われましたし、私も11月に通院したときにやはり1時間ぐらい待たされて、何できょうはこんなに遅いのかなと思ったら、ほかの看護師さんは言っていました。実は血液検査の機械のトラブルでおくらしていますと。それは内科全体に影響することなんです。だけど、それは1人の看護師さんが違う科で言うただけで、私のかかっている内科の看護師さんはそんなことは一言も言いません。それで通っていったらうんです。

やはりそういう体質に私は問題があるだろうというふうに思いますので、また1月に懇親会があるというお話です。私も、前、厚生文教委員長をやらせていただいたときにその会合の場に出ましたが、残念ながら、その当時入院もしていませんし、通院もしていませんで、そのときに山本院長さんに言えれば言えたかなあというふうに思っていますけど、その当時は残念ながら通院もしていませんでしたので、海南病院の実態はよくわかりませんでしたけど、現実に関自分が直面しますと、そういう問題点を抱えているんだなあということがわかりましたので、地域のかなめの病院と言われる海南病院でありますので、ぜひ患者さんがお客さんとして喜んで行ける病院に改善をしていただきたいと、こんな気持ちで発言をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

- 議長（伊藤正信君） それでは、山本議員、今の質問を十分要望として、次の質問は休憩の後でお願いしたいと思います。ここで暫時休憩をいたします。再開は15時30分から再開としたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時21分 休憩

午後3時30分 再開

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

では、山本議員。

- 9番（山本芳照君） それでは、次に防災関係についてお伺いをさせていただきます。

午前中、佐藤高清議員の方からも、10月1日に配布されました緊急時避難マップの関係についてのお話がされましたので、なるべく重複を避けながら、この緊急時避難マップの関係についてお伺いをいたします。とりわけ私は、白鳥学区のマップがうちに配布されましたので、この関係についてお伺いをいたします。

このマップの中の市指定避難場所に、第1次開設避難場所として自主的に避難時に開設しますよと。白鳥コミュニティセンター収容人員90人。第2次開設避難場所、弥富市において震度5弱以上の地震が発生した場合、または避難指示・勧告等の発令時に開設しますという内容で、白鳥小学校収容人員560人、弥富北中学校収容人員660人。このときに、第2次でありますから、白鳥コミュニティセンターは避難所になるのかならないのか、お答えをお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

- 防災安全課長（伊藤久幸君） 1次開設避難場所につきましても、2次開設になった場合については当然開いております。1次というのは、最初にあけるという意味のとらえ方をしていただきたいと思います。ですから、最初にあけるのは1次開設避難場所、2次というのはその次にあける開設避難場所というように御理解願いたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 山本議員。

- 9番（山本芳照君） そうしますと、避難場所として1次、2次それぞれ利用していただいても結構ですよ、こういう理解でいいんですね。わかりました。

次に、その下に津波・高潮緊急時避難場所、白鳥学区として、白鳥小学校、弥富北中学校、海部土地改良会館、この3ヵ所が指定されているわけであります。この避難場所の内容は、白鳥小学校校舎3階及び屋上、収容人員560人、北中が校舎屋上、収容人員1,290人、海部土地改良会館E Vホール3階、倉庫4階、収容人員45人、このように表示がされておりますけど、この3施設に対して本当に津波・高潮が発生したならば、この3ヵ所に人が集中します。集中したときに簡単に屋上に上がることはできるのかという、実は私は疑問を感じたわけでありまして、その辺は大丈夫でしょうか、お答えをお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

- 防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

現地の方を確認いたしまして、屋上まで上がれるという施設について指定させていただいております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そうすると、人が集中しても簡単に屋上に上がることはできるんですよと、こういう施設になっているわけですね。わかりました。

これらの質問等々に対して、この緊急マップが配布されましたけど、さきの全員協議会の中で、このマップの配布時には各小学校区において避難マップの取り扱い方、見方等々を含めて、それぞれ説明会をというようなニュアンスのお話も全協でお伺いしましたが、今どんなような計画を持ってられるのか、お答えをお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 学区別にまとまった形での説明会というのは現在想定しておりません。現在ですと3ヵ所ですけれども、先週の土曜と日曜の2日間で説明に行かせていただきました。これは、各自主防災の訓練等の場に出向かせていただきまして、御希望のあるところにつきましてはそういった説明をさせていただいたということで、今後もそういった御希望があれば積極的に参加したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） そうすると、今の計画では各小学校区単位で皆さんを集めて説明する計画は持っていないよと。それぞれ地区にあります自主防災が、いろいろ自主防災訓練をやったときに要請があれば行きますよと、こういう理解でいいですね。

実は、佐古木地区は今月18日の日曜日に、地区の区長さん、区長補助員さん、並びに自主防災のそれぞれメンバーの方が動員をかけまして、ローレルコート、近鉄が作りしましたマンション、10階建てぐらいですかね、あそこに高層火災が発生したとし、それから県から地震体験車を借りてきまして訓練が予定されています。こういったときに、例えば佐古木地区から要請があるなしにかかわらず、市の方としてこういうことをやるよということをまず聞いているかどうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 地震体験車の件につきましては、当課が窓口になってやらせていただいております。

それから、今、説明会というお話がございましたけれども、実は佐古木地区につきましては、先週の土曜日に、防災消防委員さん18名ほどだと思います。その場で説明をという話がありましたので、お伺いして説明させていただきました。多くの一般の方に説明するかどうかについては、また検討するというお話をいただいております。また要請がありましたら、こちらの方でやらせていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） それぞれ今度訓練のときに、今、役員の皆さんはそれぞれお考えにな

っていると思いますけど、一度また地区の役員さんと相談をしていただいて、せっかくの機会でありますから100名以上の方が私は集まるだろうというふうに思っています。こういった機会をぜひ利用していただいて、このマップの見方、読み方等々について、私はやっぱり説明した方がいいだろうなというふうに思っていますので、ぜひまた地区の役員さんと相談をしていただきたいなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最後に、防災広場の関係について少しお伺いをいたします。

白鳥学区に既に2年半前から防災広場の建設が約束、決定されていますけど、いまだに具体的な建設計画が明らかになってきていませんが、本当に市の方は建設する気があるのかなのか。防災について本当に真剣に考えているのかどうかということ、私は疑わざるを得ません。議会の決定を平気で、言葉は悪いですけど、無視するような市の態度は、本当に市民の目線で行政運営をしようとしているのかどうなのか。この市の姿勢に対して、私は怒りすら感じているところであります。一体全体いつになったらこの防災広場の計画は具体化になって、青写真が市民の皆さんに示されるのか、ぜひ明らかにしていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） まずもって、計画がなかなか進行しないことについておわびを申し上げます。

防災広場の考え方でございますけれども、今回、全員協議会でお示したように、津波災害時でも対応できる集会施設を栄南地区に来年度進めるということを言っております。今まで考えておりました防災広場というものと、またこういったような施設も含めたもの、どちらの方が防災機能として高いか、また有効であるかといったようなことも検証しながら、今後、防災広場のあり方について考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 私の求めているのは、2年半前に白鳥学区につくりますよと予算までつけたわけでしょう。議会で可決したわけね。それが、2年半たってもいまだに青写真も見えてこなきゃ、具体的なものは何にも提示されないんですよ。こちらから質問して初めて嫌々物を言うような態度、これが僕は許せんよ。本当につくる気があるのか。どんな形でもいいですよ。この間も全員協議会で、いわゆる公民館的なものをつくるよと。いわゆる防災施設じゃないよと、集会所的なものと。何でもいいとは言いませんけど、市民が安心して安全に住めるまちづくりの一環として、防災広場を含め、そういった施設をつくろうと市はしているんでしょう。しているんだったら、やっぱりもっときちっと真剣に考えて、具体的に約束したことは実行してください。私の求めるのはそのことだけなんですよ。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 山本議員にお答えを申し上げます。

2年半前に、確かに予算上、白鳥学区の中のたしか1号線とJRとの間の中で候補地を確定し、防災広場を進めるということで予算決定させていただきました。

その後、候補地の地主さんの方と候補地も固めまして、いろんな用地交渉を進めてまいりまして、そういった進捗状況も、その都度全協なり、こういう継続会議でそれぞれ述べてきたと思うんですが、山本議員の言われるように、嫌々御答弁というようなこともおっしゃられました。誠心誠意、これは議員も含んでいたかどうか分からないんですが、地元の白鳥学区の区長さん方も含めて進捗状況等もお知らせをしてきた状況の中で、昨年度、用地がどうしてもまとまらないということから、当初予算に予算計上することを見送って、まず白紙にさせていただきたいということをお願いしておりました。

そういう状況でございまして、まずその後に3・11の東日本大震災といった状況から、この防災広場はどういう状況でやるべきなのか、やはり転換点に来ておるということもお話をさせていただいたと思います。さきの全協におきましても、栄南学区、これは違う事業財源でございしますが、これが来年度期限が来るということで、栄南学区に防災広場ではなく、避難所を兼ねた集会施設をつくるということで報告もさせていただきました。

そういった中で、別段これはやめるということじゃなくて、申しわけございませんが先延ばしをさせていただいて、そういったことも勘案をしながら、今後どういう施設がいいのか、やはり順番も、海岸線に近い場所とか、そういうこともあると思います。そういった観点から今はそういう状況であるということでございしますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長、答弁をお願いします。

○市長（服部彰文君） 山本議員に御説明申し上げます。

この問題につきまして、進捗ができていないではないかということについては、率直におわびするところがあるわけですが、ちょっといつのときだか、はっきり定かではございませんけれども、全員協議会、あるいは議員の皆様にもお話を私は直接させていただいたと思います。

3・11の東日本大震災という中で、住民の皆さんが求められるのは高さでございます。高さという問題と防災広場という一時的な避難場所のあり方というのは再検討していかなくちゃならないということと同時に、津波ということ想定するならば、どうしても河川あるいは海岸に近いところから計画していくのが、私は住民の皆さんに対しても安全ではないかというふうに思って、そんなお話をさせていただいたことがございます。そうした中で栄南学区における防災センターということをお話しさせていただきたいきさつでございますので、御理解いただきたいと思います。佐古木地区における防災センターあるいは防災広場ということについては、どのような形のもの、先ほども言いましたように高さを求められるとい

う今の時代でございますので、そういうことも考えてまたしっかりと精査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） 白鳥学区の住民の皆さんにしてみれば、2年前に防災広場の建設をということで市の方が提案されて、しかし残念ながら用地買収がうまくいなくて今日に至っている。そんな状況の中で3・11の東日本大震災が発生し、市の方も見直す分については見直さなきゃならないと、それは私どもも十分理解しますし、欲を言えば、いわゆる防災広場の上にそういった施設をつくっていただいても結構じゃないか。そのために予算がたくさんかかるならかかるで、住民の皆さんに説いていただければ私は結構じゃないかなと思います。住民の皆さんが、防災広場をつくって、その上にそんな建物は必要ないぞと、それだけの大きさは要らんぞという声が大になれば、また方法も検討しながら見直しを図っていく。それは大変必要なことだろうし、いわゆる税金の無駄遣いを省くためにもそういったことも必要だろうと思っていますけど、白鳥学区の人に見れば、そんな話も全然ないわけですよ、もう。一体全体、本当につくる気があるのかないのかと。

これ僕らが求められたときに、いや、つくる計画はありますよと、これしか言えませんからね。我々は執行権を持っていませんので。議会の中で議決権を持っていて賛成をさせていただきましたけど、結果的に姿として見えてこないというジレンマも私は持っていますけど、ぜひ市民の皆さんが本当に安心・安全に住むまちづくり、市づくりのために市の方も努力をされているならば、そういった青写真を早急に出すべきだろうというふうに思っています。先ほど申し上げましたように、3年もたってくると、もういいかげんにしてくれと、本当につくる気はあるのかという疑問を持たざるを得ませんので、早急に、平成24年度には私はもっと具体的なものが出ることを期待しておりますけど、今の計画の中で栄南学区、こういったものは早急につくってだれも怒る人は私はいないと思っていますので、市民の安心・安全のためにぜひつくっていただきたい。各小学校区にも早急に予算を立てながら、計画をきっちり立てながら、平成何年までにはここ、平成何年はここというのをきっちり住民に示すべきだろうと。特にこの防災関係については皆さんの大変関心の高い部分でありますので、少し市の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 防災センターあるいは防災広場という形について、先ほども申し上げましたように、もう一度これはどういうものをつくっていくかということに対して、私どもとしても精査していきななきゃならない。今、現状は、3連動における地震・津波というようなことに対して高さを求められるわけでございます。そうした中で一時避難マップ等におきましても、民間の共同住宅等々につきましても大変皆さんに御理解をいただきながら、調印

をさせていただいたところでございます。今後は、高さということに対しての機能を有する建物をつくっていきたいと考えておるところでございます。そうした中で、どうしても優先順位ということについては再度検討していかなきゃならないと、今そんな状況ではないかなあというふうに思っております。素案という形になるかもしれませんが、一度計画等を踏まえて、また議員の皆様にお示しをしていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 山本議員。

○9番（山本芳照君） これは本当に市の緊急課題の一つだろうと思っておりますので、ぜひ市民の皆さんが安心して住めるまちづくりの一環として早急な対策をお願いして、私の発言を終わります。

○議長（伊藤正信君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈でございます。

通告に従いまして、1点目に災害時ホームページ代理掲載についてお伺いをいたします。

東日本大震災をきっかけに、災害情報の発信機能の確保が重要なテーマになっています。市町村がみずからのホームページを他の自治体にかわりに掲載してもらうというので、役所が甚大な被害を受けた際に、ホームページの更新用サーバーも使用不能になる可能性もあり、そうした非常時に住民への情報発信手段が断たれることを防ぐ有効な手段として今注目されているのが、災害時に遠隔地の自治体にホームページを代理掲載してもらう仕組みでございます。実際にことしの3月11日の際、甚大な被害をこうむった岩手県、宮城県、福島県の各市村のウェブサイトは、発災直後からサーバー、そして通信機器、通信回線の損壊やアクセスの急増などの影響で、閲覧できない状態が続いたということでございます。

そのような状況の中、被災地の一つである宮城県の大崎市役所では、3月11日の地震でホームページの更新用サーバーが倒れて壊れてしまい、どこが避難所となっているのか、また倒壊した建物はどれかといった情報を早く市民に提供しなければならないというので、宮城県大崎市役所の担当課長が思いついたのが、平成12年に姉妹都市の締結を結んだ北海道の当別町との連携・協力により、震災当日から当別町のウェブサイト到大崎市防災情報対策本部のページを開設してもらい、被害の状況、避難所の状況、ライフラインに関する情報を、途絶えることなく毎日発信し続けることができたということでございます。宮城県大崎市役所の担当課長は、大規模災害の情報提供の方法として大変有効だと感じたとの旨を話しております。

こうしたことから、現在、多くの自治体では、周辺の市町村が同じシステムを共有したり、同じ施設を共同で用いたり、相互に連携する対策を講じておりますが、東日本大震災のように被災地域が広域にわたると、近隣自治体間ではお互いを助け合える状況ではなく、的確な情報発信が困難になりかねません。こうした事例に着目した愛知県蒲都市では、友好都市

の沖縄県浦添市と平成23年8月1日に、災害時の情報発信に関する応援協定書を締結されました。

そこで、お伺いをいたします。本市におかれましても、災害時に遠隔地の自治体と互いに応援協定を結び、ホームページ代理掲載の取り組みをしてはどうかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。
- 総務部長（伊藤敏之君） 炭竈議員の御質問にお答えいたします。

非常時の市民への情報発信手段といたしましては、ホームページの被害状況や避難場所情報、ライフライン等に関する情報は非常に大切なものであると考えております。3・11に発生いたしました東日本大震災のような非常に大きな災害の場合、市役所自体の情報通信が断たれたり、被害によりホームページ機器が損壊したりした場合を想定いたしますと、議員御指摘の代理掲載については非常に有効な情報発信手段であると考えております。さきの東日本大震災において、議員が御指摘されました一部自治体において、代行発信を依頼しまして成果を上げたということがいろんな情報機関で流れております。また、先ほど議員の御指摘の愛知県内においても、蒲郡市が遠隔地の自治体と協定を締結したということも新聞報道がなされております。

本市におきましては、ホームページ公開サーバーを現在外部委託しておりまして、安全性・信頼性の高い状態になっておるという状況でございますが、災害時においても、その委託先のデータセンターが被害なく稼働しておれば、ホームページは閲覧できる状態でございます。しかし、そのデータセンターのサーバーへの接続ができる通信環境及びパソコン機器がなければ、ホームページへの新たな情報発信をすることができない状況に最悪なるわけでございます。このため、通信環境が寸断された状態が続く場合、代理掲載については非常に有効な情報発信手段であると考えられるわけでございます。

災害時用ページの代行発信を行うことにつきましては、代行発信を依頼するために、本市においても相手の自治体の代行発信をするための体制づくり、環境整備をする必要がございます。その体制整備後に、相手の自治体と災害用ページの代行発信協定を検討することになるかと思います。残念ながら、当市の友好都市といえますか姉妹都市は現在ございません。今後、相手方の遠隔地の自治体について、どこが適しているのか、またホームページ代行以外の部分での災害協定を含めまして検討する必要があると考えますので、現在のところはそういったことで御理解を願いたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。
- 2番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきました。大規模災害では、むしろ離れた自治体の方が頼りになる可能性が高く、姉妹都市は現在弥富市はないということでございましたけれど

も、姉妹都市、友好都市など、遠隔地でありながら定期的に人が行き来したりして交流を深めている自治体と災害時の協定を調べていくことが重要であることは、今回の震災で得た教訓の一つでもあると思います。既に自治体間で災害協定を結ぶなど、十分な対応ができている自治体もあるとは思いますが、いま一度、災害時の協力体制を見直す機会をとらえ、宮城県大崎市や本県蒲郡市のように、災害情報の発信機能の充実、また強化を図るための積極的な取り組み推進への御検討をお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目でございます。がん予防対策について伺いをいたします。

今や2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなる。がんは国民病とも言われております。平成22年人口動態統計では、がんによる死亡数は35万3,499人で、死亡総数の29.5%であり、死亡原因の1位であります。しかし、がんは治らない病気ではなく、早期発見・早期治療により治る病気になりました。

今年度より国の施策に基づき、働く世代の大腸がん検診事業で、対象者への無料検診が始まりました。また、子宮頸がんの予防ワクチン接種と検診により、がんは予防することができるようになりました。治療においても、抗がん剤や放射線治療など通院での治療が行われ、現在は緩和ケアも含め、がんといかに向き合うかという方向性に向かっております。

平成16年6月に成立、同じく19年4月1日より施行されたがん対策基本法に基づき、がん対策推進基本計画が策定をされました。ここでは、1にがんによる死亡者の減少、2にすべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減、並びに療育生活の質の維持・向上を全体目標と定め、さらには分野別施策及びその成果や達成度をはかるための主な個別目標が明記をされております。同計画の中には、がんの早期発見として、がん検診の受診率を5年以内に50%にすることとし、平成19年度から平成23年度まで計画的に推進が図られています。愛知県も、これに基づき平成20年3月に愛知県がん対策推進計画が策定をされ、その計画の中に、がん検診の受診率の向上については、広報及びインターネットなどを活用し、がん検診の周知を図る。また、市町村は、受診率の目標達成に必要な予算の確保に努めるとあります。

そこで、本市におけるがん予防対策について、何点か伺いをいたします。

初めに、各がん検診の受診率でございますが、愛知県のがん検診の受診率は、平成21年度で下は13.8%から上は34%ということでございますけれども、本市の各がん検診の22年度の検診率をお伺いできますでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

22年度の実績でございますが、子宮がん26.2%、乳がん34.0%、胃がん15.1%、肺がん15.1%、大腸がん15.8%、以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○ 2 番（炭竈ふく代君） それでは、御答弁をいただきました今のパーセントの結果を受け、がん対策推進基本計画で言う、5 年以内に受診率50%という目標に向けて本市はどのような考えで取り組みをされておられるのでしょうか、御答弁いただきます。

○ 議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○ 民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 個別のがん検診、海部医師会に委託しておりますのでございますが、これにつきまして、今年度までは各種検診ごとに定員を設けて検診を行っていましたが、定員に満たない検診もありましたので、来年度は各種がん検診を総合的にとらえ、できるだけ多くの方に受診していただけるようにしたいと考えております。

なお、集団検診、バスで行う検診でございますが、それと海南病院の総合がん検診につきましては、受け入れ数に限りがありますので、定員を設けさせていただきます。以上でございます。

○ 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○ 2 番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁をいただきました。来年度からはさらに総合的にということで、受診率の向上への前進ある推進をしていただけるものと考えますが、どうか一人でも多くの方が検査を受けやすいように、今後さらなる推進、取り組みをお願い申し上げ、次に同じく、このがん検診受診率の向上に向け、弥富市の拠点病院としては目標達成に向けてどのような取り組みがなされているのか、お尋ねをいたします。

○ 議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○ 民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 海南病院は、平成20年に愛知県が指定した14のがん拠点病院の一つとして指定を受けられました。当市のがん検診のメニューの一つとして、海南病院の総合がん検診、胃・肺・大腸をセットにしたものでございますが、これを行っております。これは希望者が非常に多いものですから、海南病院に対し受け入れ数の増員をお願いしているところであります。以上です。

○ 議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○ 2 番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。御答弁いただきました。がんの拠点病院として県から指定をされているという海南病院でございますが、先ほどより山本議員の方からもいろいろお話がございましたけれども、私たちにとっては市の誇りであり、この病院は市民の方々にとっては本当に心強い存在でもあります。受け入れ数の増員ということで今御答弁をいただきました。ぜひ増員が実現できますことを、今後も強い働きかけをお願い申し上げたいと思います。

次に、胃がん検診の検診率向上の一助に、ピロリ菌の除菌対策、尿素呼気検査を導入してはどうかということでお伺いをいたします。

前に述べたように、愛知県の検診受診率において、胃がん検診の受診率は16.9%でござい

ました。胃がんは、食生活等の変化により減少はいたしましたが、肺がんに次いで胃がんは2位であり、5万人以上の方が胃がんによって亡くなられています。そして、近年、胃がんの原因の95%がヘリコバクター・ピロリ菌であることが判明をいたしました。このヘリコバクター・ピロリ菌は、胃がんのリスクを高めることがわかっており、国際がん研究機関で発がん因子と認定をされております。つまり、胃がんはこのピロリ菌の感染が原因で起こることで、積極的なピロリ菌の除菌により、がん予防に効果を上げることができるものでございます。ただし、厚労省は、ピロリ菌の除菌が胃がんに有効との確証が十分でないとし、治療目的に限り、保険適用を認めております。内視鏡を用いない検査の一つである尿素呼気検査は、試薬を飲んで、胃の中で発生をして肺から排出されるCO<sub>2</sub>を測定するもので、現在最もよく用いられているようでございます。近年、ピロリ菌検査が話題となり、検査を受けてみたいと思われる方も多くいらっしゃるようでございます。

そこで、お伺いをいたします。本市におきましても、胃がん検診受診率の向上の一助として、尿素呼気検査をセットで取り込んだ胃がん検査を実施してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） ピロリ菌の検査導入、そして呼気検査を導入してはどうかという御質問ですが、本市としましては、健康増進法に基づき国が定めますがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインに従って検診を推進しております。このガイドラインは、がん死亡率を低下させるための有効性が確立された方法を国として推奨するもので、本市ががん検診事業を実施する際のよりどころとなるものであります。本市の胃がん検診では、ガイドラインで推奨されている胃部エックス線検査を採用しております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 今、エックス線検査ということでございました。このエックス線検査も重要でございます。それとセットでピロリ菌検査を導入していただければということで御質問させていただいたんですけれども、そうしますと、例えばピロリ菌検査や除菌を個人で受けられた方への費用補助を要望したいと思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） ピロリ菌除菌の有効性につきまして、海南病院の事務所を通じまして、専門医であります海南病院副院長の奥村先生にお尋ねをしました。そうしたところ、除菌は飲み薬で行うが、胃潰瘍や十二指腸潰瘍の方に対しては有効であり、保険対応となるが、そうでない方が除菌のみ希望されても保険対応ができない。また、薬の

副作用などを考えると積極的になれないとの回答をいただきました。また、国としての判断が示されていない状況もありまして、市としましては、個人の判断により、医療機関とよく相談の上、自己負担でピロリ菌除菌を行っていただきたいと考えております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） 尿素呼気検査というのは、診断精度の感度が95%、特異度が95%と非常に高く、小児でも可能な検査で、大変信頼できるものとされ、除菌判定においても極めて有効であると言われてしています。がん予防の向上を図る上でピロリ菌検査の導入、また個人負担への補助も含め、今後ぜひ御検討を再度お願い申し上げまして、次に、最後でございますけれども、子宮頸がんの予防ワクチンの公費助成継続についてお伺いをいたします。

子宮頸がん予防ワクチンの接種対象者である中学1年生から高校2年生までの女子に、本市は予防ワクチンの1回の接種費用に対し、3分の1の5,000円が助成をされています。この予防ワクチンは3回接種をしないと効果がなく、助成を受けても3万円と、保護者の方の負担も少なくありません。もう少し公費助成をふやしてほしいという声もございます。また、この予防ワクチンは23年度の単年度事業でございます。これまでに予防接種を受けられた方の人数がわかればお教えいただきたいということと、対象者数に対しての比率もわかればお教えいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 子宮頸がんワクチン公費助成の継続をということでございますが、当市としましては、ことしの1月17日から助成を開始し、今年度も助成をさせていただいております。国の補助は今年度までということで開始をしましたが、来年度以降の国の考えがまだ示されておられません。しかしながら、当市としましては、来年度につきまして、国の補助がなくなっても助成をさせていただく予定でございます。

接種者の数でございますが、22年度1月17日から3月末までの接種者数ですが、前年度は中学1年生を対象としておりまして、対象者数197名、そのうち接種された方が44名、22.3%でございます。23年度、ことし4月から10月末現在の数字でございますが、今年度は中学1年生から高校2年生の女子を対象に接種しておりますが、対象者につきましては1,084人、そのうち接種された方は現在144名でございます。ただし、接種率が低いんですけれども、高1、高2と高学年になるにつれて接種率が高くなっているという傾向でございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

○2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。私、この数を聞いて、助成を続けていただけますかということを力強く訴えたかったんですけれども、来年度もやっていただけるという御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

ただ、来年度の国の補助がまだ決まっておりませんが、今とても受診率は低いと思います。一人でも多くの方に等しく接種ができるように、今、来年度も継続をしていただけてということでございますので、本当に市の皆さんに喜んでいただけたと思いますし、受診率の向上にもつながるものと期待をするものでございます。また、こういうことを市のホームページや広報等でも大いに周知をし、啓発をしていただくとともに、最後に市長にもお伺いをいたしますけれども、どうか今後におきましては、さらなる公費助成の拡大、また、がんに対する早期発見・早期治療のために、市民が安心して予防受診ができる環境へ、また受診率の目標達成に必要な予算確保等、強く要望するものでございますけれども、最後に市長の御見解をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。

市民の健康、幸せを願うのは議員と同じ立場でございますので、市ができることにつきましては助成させていただきます。

また、子宮頸がんワクチンにつきましては、今年度で最終でございますが、先ほど所管の述べたとおりでございます。将来ある女性の方に対してしっかりと予防をしていただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 次に立松新治議員、お願いいたします。

○8番（立松新治君） 8番 立松新治、通告に従い質問をします。

介護制度における人材の育成について。

2級ヘルパー講習者及び受講者の支援について。

現在、私は海部南部広域事務組合の弥富市選出議員として、その任に当たっています。そこで私なりに感じたこと、思ったことをもとに質問をしていきます。

高齢化率は20%を上回り、介護認定者も増加しています。弥富市の平成23年4月1日現在、65歳以上の1号被保険者数は9,204名で、要支援・要介護認定者数は1,361名となっております。この1,361名の中には、40歳から64歳までの2号被保険者も、わずかではありますが含まれております。1号被保険者の約14%程度は、要支援や要介護の認定を受けていることになります。今後も高齢化が進めば、当然のことながら、要支援・要介護認定者は増加し、介護サービスを必要とする人が増加するでしょう。

ここで問題になるのは、介護サービス等を提供する側の人的資源の不足であります。介護サービスをするのできるスタッフは2級ヘルパーの資格が必要であり、その資格取得をしなければなりません。その資格取得には、7万から10万円程度の費用と、半年程度の講習と実習が必要と聞きました。この不況の中、7万から10万円程度の出費は大変だと思います。そこで、介護の仕事をしようとする人の資格取得の支援を行い、将来ふえるだろう要支援・

要介護者に対し事前に対策を打ち、ヘルパー２級の資格を多くの人に取得してもらうことが今後必要となってくる。また、家庭での介護録をつけるためにも、ヘルパー講習など事業を積極的に行っていくことが、介護サービスを受ける方が少なくなり、費用の増加を減らすことになり、保険料の負担軽減になるのではないかと。また、失業対策にもなると思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 立松議員の御質問にお答えいたします。

先ほど議員の方より、弥富市の平成23年４月１日現在の第１号被保険者数と、また要支援・要介護の認定者数の報告をいただきましたけれども、議員の申されますように、高齢化の進展に伴い、その数も年々増加をいたしまして、平成26年度には第１号被保険者の数は１万606人、それから要支援・要介護の認定者数は1,594名と想定をしております。

今後の高齢化の進展に伴いまして介護需要に対応するためには、ホームヘルパーの不足が心配されます。議員より、ホームヘルパー２級の資格取得につきまして支援という御質問でございましたが、他の市町でも補助をしているところもございますので、一度研究をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○８番（立松新治君） 前向きに検討していただけるという今後の介護保険に対しての御答弁、ありがとうございました。

また、その講習や市民に対して介護講習など、ソフト面での事業展開をする事業者、例えば「たすけっと」やNPO法人等々が事業展開しやすくなるように、会場使用料、講師料の助成など、平成12年４月の介護制度スタート後11年が過ぎ、国・県が行うべき事業、そして市町村の行うべき事業と分かれています。主に市町村の行うべき事業は、人的育成などソフト面が多いように感じます。そこで、２級ヘルパー講習や市民の方々にに対して介護講習をしていただく事業者に対し、介護サービス、家庭内介護、地域介護を進めていくためにも、先ほど述べたように、事業者にも支援の充実を図り、介護制度発展のためにも考えていったらと思いますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

事業所に対する支援の御質問でございましたけれども、ホームヘルパー２級の資格取得の養成研修につきましては、弥富市が地域包括支援事業を委託しております海南病院の総合相談センターの方でも毎年実施をしておりますので、研修期間等を弥富の広報等に掲載いたしまして、人材確保等に御協力はさせていただいておりますし、他の事業所につきましても、同様、協力はしたいと考えてございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 立松議員。
- 8番（立松新治君） 現在実施しているというような答弁がありましたが、どれぐらいの回数でどれぐらいの人が受講されたか、お聞かせください。
- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 御質問の回数等につきましては、申しわけございませんが把握してございませんので、また調べて御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 議長（伊藤正信君） 立松議員。
- 8番（立松新治君） 今からの時代を支えていっていただける人を真剣に支援していただきたいと思います。いずれ私たちも介護を受ける側になることを念頭に入れて、引き続きお願いしたいと思います。また、安心して生活できるよう、引き続き進めていただきたいと思います。

次に、高齢化社会への対応について。

今後の人材育成にこのヘルパー講習がよいのではと思いますが、それは話をしながら、声をかけながら、顔を見ながら、相手の体に触れ合うことが不可欠であるこの講習を、中学生の生徒さんにも夏休みなどを利用し、2級ヘルパーの資格が取れるよう配慮ができないでしょうか。核家族化の進む今、両親、祖父母、そして高齢者を思いやり、敬う優しい人づくりと、将来の介護の人材確保が可能になります。いじめも減少し、相手を思いやる心が育つと思いますが、年齢制限のない資格ですので、ぜひ導入していただきたいと思いますが、教育長、どうでしょうか。

- 議長（伊藤正信君） 下里教育長。
- 教育長（下里博昭君） お答えをいたします。

ホームヘルパー2級の資格取得につきましては費用もかかります。延べ130時間の講義実習等が必要となってきますので、中学生には支障があるかと考えます。そして、中学生には現在キャリア教育として職場体験などやっております、その都度、毎年、中学2年生をこういう施設に派遣して、行っておるところでございます。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 立松議員。
- 8番（立松新治君） 再度教育長にお聞きしますが、キャリア教育をやってみえるという中で、その結果はどんな状態でしょうか。
- 議長（伊藤正信君） 下里教育長。
- 教育長（下里博昭君） 手元にちょっとデータがございませんので、また後日報告をさせていただきます。
- 議長（伊藤正信君） 立松議員。

- 8 番（立松新治君） ありがとうございますと言われる教育の一環として、前向きに検討して下さることをお願い申し上げます。

最後に、介護制度と地域介護力の育成について。

特に独居高齢者の方や、高齢者のみの世帯が増加しているように思えます。市内全体で何世帯見えますか、近々の数字をお聞かせください。

- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

平成23年4月での数字でございますけれども、ひとり暮らしの高齢者数は1,024人、高齢者のみの世帯の数は1,313人となっております。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 立松議員。
- 8 番（立松新治君） 世帯数は、それで同じでいいですかね。
- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） 大変申しわけございませんでした。高齢者のみの世帯は1,313世帯ということで、よろしく願いいたします。
- 議長（伊藤正信君） 立松議員。
- 8 番（立松新治君） 市内、多くの高齢者世帯があります。また、子供たちと同居していても、子供たちは名古屋等へ仕事に行き、昼間は独居状態になっている方も多くあると推察します。こんなときに、向こう三軒両隣ではないですが、自治会の中で助け合い、医療機関等への通院の手助けができるようにはなりませんか。人を運ぶことですので、法的には枠組みもあると感じますが、私たちも今は介護をする手助けができますが、この先には介護を受ける側になります。そこで、介護について各地域で、また福寿会さん等を含めて研究等を行うことができないでしょうか。地域介護力を向上させることが、コミュニティバスが農地の中を毎日時間どおりに運行されていることが、地元の私たちは、いざという時のためにこんなに安心なことはないと言っていることを聞いたことがあります。これと同じような、より安心を強化することになると思いますが、いかがでしょうか。
- 議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。
- 介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えをいたします。

議員もこの質問の冒頭で申されましたように、第1号被保険者のうち14%の方が介護の認定を受けているという報告をいただきました。残りの86%の方につきましては、自立をした生活を送ることができていると考えますので、この方たちの協力のもと、今後は自治会、福寿会、地域ボランティア、民生委員さん等を中心に、行政が持ち得ていない地域の福祉情報を活用・利用した共同システムの構築を、今後の地域の課題として取り組んでいただければと考えてございますし、弥富市の地域包括支援センターの方では、単位福寿会等に講師等を

派遣いたしまして、介護のこと、認知症のこと、うつ病等、高齢者の方が関心をお持ちになっている事柄について講演を開催してございますし、また元気塾というところでも、市民を対象に保健福祉を啓発する講習会等を開催しておりますので、いざというときのための知識としてお役立てをいただければと考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 課長の方より、今後、介護制度がより充実していけるというような返答をいただきました。

続きまして、筏川右岸の今の対応についてお聞きします。

現在、調査・測量等々の進捗についてお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、立松議員にお答えをさせていただきます。

立松議員から、以前に筏川右岸堤の御質問をいただいております。そのときに、中山地内から鍋田大橋までの区間につきまして、圃場整備を絡めて道路整備の計画と、鍋田大橋以南につきましては、河川管理者の愛知県と協力して堤防調査を進めてまいりますというお答えをさせていただきます。

現在の進捗状況でございますが、鍋田大橋以北の圃場整備区間の測量調査委託を今年度に発注いたします。委託の内容につきましては、中山から寛延までの区間に、GPSの測量によりまして500メートル間隔の2級基準点を4カ所、200メートル間隔の3級基準点を20カ所、50メートル間隔の4級基準を50から60カ所の基準点を定める作業を行う予定でございます。

また、鍋田大橋以南の筏川右岸堤防の調査につきましては、愛知県が管理する河川堤防の耐震対策といたしまして、平成21年度より地震動レベル2に対する委託調査を行ってまいりましたが、ことしの3月11日の東日本大震災により、国の中央防災会議専門調査会で地震・津波対策の見直しが検討されております。今後、その結果に基づきまして、河川堤防の地震動に対する委託調査を考えるということで愛知県から伺っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） まだ結果は出ていないという認識でいいですかね。今、GPSで測量調査をするということを伺いましたが、私は詳しいことはわかりませんが、どういう形でどういうふうにGPSでやっていかれるのかなあということを、もう少し聞かせてください。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 今のGPSでございますが、これは衛星を使いまして、現在の既設の基準を設けておりますので、そこからGPSを使いまして新たに新規の基準点を設けるということで、先ほど言いました大まかに2級で4カ所、3級が20カ所、4級ということで

50から60の測定値を設けるということで、これは、将来的に圃場整備をする段階において、この基準点から測量するというので聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 立松議員。
- 8番（立松新治君） GPSで測量した基準点というのは、現場にいくか何かを打ってわかるようになるわけですか。それを基点で測量して、あと進めていくということでいいですね。
- 開発部長（石川敏彦君） はい。
- 8番（立松新治君） 私たち鍋田地域は、鍋田川と筏川と堤防のへりの中に、船底に住んでいると同時に、多くの皆さんの命のもとである米など、多くの食料の生産地であることを再認識していただき、引き続き検討し、防災対策を含め、安心・安全のための事業を進めていただくことを強く要望します。

次に、津波について、少しダブるところもあるかわかりませんが、よろしくお願いします。

私たちの住む弥富市は海拔マイナス地域であり、3月11日の東日本大震災では15メートルから20メートルを超える巨大津波が沿岸を襲ったことから、伊勢湾に臨むと同時に、昭和36年以降、160センチ以上の地盤沈下も加わり、現在に至っています。今では地下水のくみ上げが規制され、最近では地下水も上昇し、ほとんど変動はなくなりましたが、明治24年10月25日の濃尾地震、昭和19年12月7日の東南海地震、その37日後の昭和20年1月13日の三河地震と続き、最後に昭和34年9月26日の伊勢湾台風で大きな被害があり、それから50年以上が過ぎ、忘れかけたことしの3月11日には東日本大震災があり、この地方にも3連動、5連動と心配されるようになり、この11月19日に三重県の防潮堤の空洞問題との報道がありました。愛知県では対応済みとありましたが、この地域では湛水防除事業を初め地盤沈下対策事業、海岸整備事業、緊急海岸整備事業、緊急農地防災事業と、多くの事業によって無災害を目指し事業を展開していますが、現在、5連動地震が起きた際、3.3メートルの津波予想が国土交通省中部地方整備局で発表されましたが、津波についてどのように考えているか、市民の心配の思いに答えてください。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

答弁内容につきましては、午前中に市長の申し上げたこととダブるところがございますので、お許し願いたいと思います。

弥富市を守る重要な施設であります名古屋港の高潮防波堤は、伊勢湾台風による高潮被害を教訓に、昭和35年度から39年度に国が建設したものでございます。整備後約50年が経過し、経年劣化が見受けられます。また、平成21年度に国が設定した伊勢湾高潮災害低減方策検討委員会では、津波を伴う海溝型地震が発生した場合、液状化により、最大2.9メートル沈下

するとの結果が示されております。弥富市としまして、7月13日に愛知県、名古屋市、東海市、知多市、飛島村、名古屋港管理組合とともに、国土交通省等に高潮防波堤の沈下対策を初めとする機能強化、伊勢湾口への津波観測施設（GPS波浪計）の設置等の陳情を行いました。国の第3次補正において、午前中申し上げましたが、高潮防潮堤の関連で調査費1億2,000万円と、GPS波浪計の調査費3,000万円の予算がついております。今後とも引き続き、早期の工事着工について要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 心配がたくさんあるような話であります。市民の心配は思いのほか大きいと、私たち南の方に住む者としては思っておりますが、先ほど伊藤防災安全課長の方から、栄南の方に防災広場に集会所ができるというような話があり、もし詳しくわかるようでしたら聞かせてください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 全員協議会の席でお示しましたように、災害時に対応できる集会所の建築を栄南地区で来年度進めてまいります。集会所は鉄骨造でございまして、4階建て、延べ床面積が943.82、津波災害時には3階から屋上までに約680人が避難できるものであります。1階は集会室、2階には非常食や毛布などを備蓄できる設計になっております。

概略につきましては以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 南の方では本当に行くところがありません。早々の着工をして、完成を強く望みます。よろしくお願いします。

最後に、鳥インフルエンザ、防災公園について少し触れさせていただきます。

11月15日、環境省は、松江市で7日回収した死亡コハクチョウより、インフルエンザの確定検査により、鳥インフルエンザが今シーズン初の検出がされました。鳥インフルエンザの広がりが心配されました。その後、農水省より、11月22日、米国オハイオ州で鳥インフルエンザが発生確認され、オハイオ州からの家禽肉など、輸入を停止したと発表がありました。

ここ弥富市には野鳥園があり、その関係上、昨年同様、注意喚起をしていただき、発生のないよう、生産者とともに努力していただくことを強く要望しておきます。ただ、鳥インフルエンザについて、特に野鳥園のある弥富市においては、いざとなったときに造園業や警備業との協定を視野に入れてはどうか。また、農家に対する対応について、ありましたらお聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

鳥インフルエンザにつきましては、昨年、国内では9件、24農場で発生し、ことしも既に鳥根県松江市で確認されております。鳥インフルエンザが危惧される時期でございますが、市の対策といたしましては、昨年同様、3軒の養鶏農家へ消石灰を各10袋ずつ配付させていただく予定をしております。また、これは県の指導でございますが、農家への巡回指導、それから鳥の血液検査を年1回ずつ実施しているところでございます。あつてはならないことですが、もし万が一インフルエンザが発生した場合には、愛知県は防疫作業を実施するために150人態勢をとります。この場合、弥富市へは30人ほどの協力要請がありますので、市といたしましては、防疫活動の協力支援が即座に対応できるよう、市の職員も24時間態勢をとっております。今後も愛知県・市・農家が連携し、鳥インフルエンザ発症の予防に努めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 立松議員。

○8番（立松新治君） 私も10年以上前には養鶏をやっていた者として、南に野鳥園があることは本当に不安でなりません。そんな中で行政の方も力強く3軒の農家の方にいろいろ交流しながら、きちつと鳥インフルエンザが出ないように努力していただくことをお願いして終わります。

○議長（伊藤正信君） 本日はこの程度にとどめまして、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時46分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 山 口 敏 子

同 議員 小坂井 実

同 議員 佐 藤 高 清

平成23年12月 8 日

午前10時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏 |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶 | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 6 番 | 佐 藤 博 | 7 番 | 武 田 正 樹 |
|-----|-------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

| | | | |
|--------------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 村 上 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 英 夫 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 開 発 部 次 長 兼
商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 | 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 服 部 正 治 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 伊 藤 久 幸 | 税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長 | 服 部 誠 | 市 民 課 長 | 加 藤 恵 美 子 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 邦 夫 | 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼
い こ い の 里 所 長 | 松 川 保 博 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー
所 長 | 佐 野 隆 |
| 児 童 課 長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長 | 半 田 安 利 |

都市計画課長 竹 川 彰

下水道課長 橋 村 正 則

生涯学習課長 八 木 春 美

十四山スポーツ
センター館長 花 井 明 弘

図書館長 奥 田 和 彦

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 若 山 孝 司

書 記 横 山 和 久

書 記 岩 田 繁 樹

6．議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

(追加提案)

日程第 3 発議第 7 号 旅費調査特別委員会の設置について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

- 議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 一般質問

- 議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山口敏子議員、お願いをいたします。

- 3番（山口敏子君） おはようございます。

きょうは先頭にさせていただきます。ありがとうございます。

3番、山口敏子でございます。

通告に従いまして、2点ほど質問させていただきます。

初めに、特定健康診査をより有効にするために尼崎市方式を導入してはということです。

慢性腎臓病、透析にならないためにも、クレアチニン検査後の指導に、尼崎市方式の健康結果チャートを利用されては。

弥富市では、今年度も5月20日付でこのような特定健診対象者ということで送られてまいりました。この健診の対象者は、国民健康保険加入者の40歳から74歳の方となっております。我が市にはこの年代の方は1万9,607名ほど見えますが、その中でこの特定健診の対象の方は何名ぐらい見えるでしょうか。

この特定健診は、メタボリックシンドロームを早い段階で見つけ、心臓病や脳卒中など重篤な病気を予防するための大切なものです。生活習慣の改善、指導を受けられ、健康的な毎を送るためにも、病気にならないためにも大切な健診の一つだと思います。

まず特定健診では、問診に入り、身長、体重、血圧測定、尿検査、心電図、それに血液検査が含まれます。中でも血液検査では、今、私たちが一番心配しております中性脂肪、コレステロール、肝機能、血糖、血圧、貧血、それからクレアチニンという項目がございます。腎臓病予備軍を見つけるためには大切な検査です。腎臓は、血液中の老廃物をろ過して、きれいな血液にして体内に戻すという大切な臓器です。それに、腎臓は、機能が低下しても自覚症状が出ないそうです。60代以上の男性の3割の方、女性は5割の方が高血圧症と一緒にとなると腎臓病予備軍となって、人工透析が必要になると言われております。

NHKの「ためしてガッテン」という番組の中で、「腎臓が突然にだめになる」というショッキングな題で放送されました。約40年前、1968年のデータですけど、全国では215人、2011年には29万7,126人、この数値は、慢性腎臓病になり、人工透析の患者さんの数です。これは全国のデータですが、弥富市でもこの縮小版が出ているのではと思われます。

最初に、兵庫県尼崎市のデータをお知らせしますが、兵庫県の尼崎市では3年前からこのデータとは反対になったという話がされました。平成18年には透析患者さん85人、19年80人、20年72人、21年には67人という新たな透析患者さんしかふえませんでした。ということは、かなり減少したそうです。全国の統計では1年間に4万人ずつ増加している中で、減少するということは驚異的なことだと思います。

この尼崎市では、日本腎臓学会が示した簡単な指標を市民の皆様にお知らせするというところで、成功した例が話されておりました。

クレアチニンとは、簡単に言えば筋肉中でエネルギーが使われたときに発生する老廃物です。腎臓でろ過され、その後、尿として排せつされます。血液検査で成分を分離して、血清中に含まれるクレアチニンの量を調べるのが血清クレアチニン検査です。このクレアチニンが血液中にどの程度残っているかで推定できます。クレアチニンの数値が高いほど、腎臓のろ過機能能力が落ちているという結果です。

このクレアチニンの量は、男女差、年齢差で複雑な計算が必要となります。計算をしなくても一目でわかる早見表があります。年齢とクレアチニンの値を合わせるだけで、自分がどの程度のところにいるか確認ができる表です。

民放の健康番組でタレントさんがずうっとひな壇のように並び、タレントさんが「あなたはレッドゾーンですよ」と言われて、専門の先生に今後のことを注意される番組があると思います。それをうまく利用して表にされておりました。実はこんなような、赤とか書いてあるんです。

尼崎市では、市民の皆さんにわかりやすいように、白、青、黄、ダイダイ、レッド、この5色で色分けされ、中に数字がいっぱい書いてあるんですけれども、これはあなたの腎臓が何%働いているかを示している数字だそうです。白は正常、青は注意、黄色はもっと注意、ダイダイ色は専門的な治療が必要です。赤は人工透析に入ります。まさに赤はレッドゾーンなんです。

尼崎市では、このような表と一緒に、わかりやすく簡単なチャートを出してみえます。私は、この簡単なチャートというのがあまり簡単に見えなかったんですけれども、これを一応出していっちゃいます。市民の皆さんは、健康相談のときにこの色分けした数字とこの簡単なチャートで、自分がどのような状態にいるか、健康相談のときにお知らせする。それで、人工透析にならないように注意され、健康指導がされていると聞いております。

こういう努力があって、新たな人工透析患者さんが85人から67人として、市としても負担がすごく軽減されていると報告されておりました。

弥富市でも新たな患者さんを出さないためにも、このクレアチニンの数値を皆さんにお知らせしたらいいと思います。一度悪くなった腎臓がもとの状態になることはできません。現状を維持できていくことができます。体じゅうのいろいろな臓器も血管も毎日使い続けますから、だんだんと傷んでまいります。そのためにも、尼崎のような健康結果チャートと早見表を利用して、市民の皆さんにお知らせと啓蒙をされたらどうでしょうか。

全国の自治体の中では、このクレアチニン検査の項目は4割しか実施されていませんが、弥富市ではこの検査が入っております。これはすばらしいことだと思います。

最初にお伺いしました国保加入者の中で特定健診の対象者は弥富市では何名ぐらい見えるでしょうか、お聞きします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

国保の被保険者40歳から74歳の方が対象でございますが、対象者数8,271名です。以上です。

○議長（伊藤正信君） 山口議員。

○3番（山口敏子君） 8,271名の方、わかりました。これだけの方がいらっしゃるんですね。

では、次の方で行きます。この8,271名の方に対してでございますが、市民の皆さんにこの健康診査を受けていただくためにどのような運動をしていらっしゃるでしょうか。それで、結果としては、どのような形になっているのでしょうかと思います。

今月の広報ですね。12月号の広報に22年度の決算報告書が掲載されております。特別会計の欄では、国保など医療にかかっている金額がかなりのパーセントを占めております。こんなに多額の医療費をかけることなく、健康で元気な毎日を過ごしていただくためにもこのお金を使っていたきたいと思います。今年度も特定健診が送られてきました。その中のパンフレットには、21年度の県内の国保の中で特定健診を受けられたのは3人に1人、40代、50代の男性は5人に1人しか受けていただいておりますという、このようなパンフレットも入っておりました。

特定健診は安い費用で受けられる。この健康診査を受けて、安い健康チェックをしていただければ、生活習慣病から招く心臓病の心筋梗塞、心不全、脳血管障害の脳出血、脳梗塞など、その他、動脈硬化などが見つかります。市ではこの健診をどのような形で受診してみえる方にアピールしてみえるか。そして、健診の結果、保健指導を受けた方は何%いらっしゃるでしょうか。ちょっとお知らせくださいませ。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

- 民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 健診を推進するために、広報、それからホームページでPRをさせていただいております。広報につきましては、年4回ほどPRをさせていただいております。

次に、対象者8,271名のうち、受診者が、22年度でございますが2,772名ありました。そのうち、特定保健指導の対象となった方が273名、そして特定保健指導を受けられた方101名でございます。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 山口議員。
- 3番（山口敏子君） ありがとうございます。

この数字が多いのか少ないのかといったら、ちょっと少ないのかなと思いますけれども、指導を受けられるのが少ないということはうれしい限りだと思います。

8,000名の中から2,000名ほどですから、やっぱりこのデータどおりの4人に1人ぐらいしかないということで、これが全員受けられたら病気になる人が少ないんじゃないかなと思います。

最後に、病気になり、御本人も大変負担になり、医療費も増加になります。我が市では毎年10月に健康フェスタが開かれます。このイベントは、健康に対してみんながもう一度見直す。健康で明るい毎日を送ろうではないかという目標にとって、すばらしい行事の一つじゃないかと思います。これをずうっと続けていただきたいと思います。私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

- 議長（伊藤正信君） 次に佐藤博議員、お願いをします。
- 6番（佐藤 博君） 通告に従いまして、今期最後の議会質問をいたしたいと思います。

本日12月8日、70年前の昭和16年12月8日、日本海軍のハワイ真珠湾攻撃によって大東亜戦争が始まりました。私は国民学校1年生、朝、先生からいろいろと話を聞きました。翌年2月の学芸会では私はシンガポール突撃部隊の部隊長役、「突撃、進め」と声を張り上げて、シンガポール目指して突撃した劇をやりました。学芸会の2日前、本当にシンガポールは陥落をいたしました。余りにもタイミングがよく、そのために私は部隊長、部隊長ともてはやされたことがございました。

だんだん戦争体験者は少なくなりました。今、戦争の厳しさや残虐さ、むなしさ等がテレビで順次放映をされております。あさって、10日夜10時からNHKドラマスペシャル「真珠湾からの帰還」が放映されます。

弥富市も平和教育を進めており、平和のありがたさを実感しながら、こうしたものを見ながら、平和のありがたさをしっかりとかみしめていきたいもんだと思っておりますので、どうぞひとつ、特に子供たちにも先生たちにも見ていただきたいものだ、こんなようなことを思っております。

さて、私は、市会議員として使命感を認識しながら活動が続けてきたと確信をいたしております。私が今まで服部市長にるる申し上げてきました内容の本質は、弥富市、弥富市民のために、まず第1に、唯一の執行権者である市長が、市長職の自覚をしっかりと認識し、その市長の政治姿勢によってまちづくりは大きく左右することを私の経験からも服部市長に申し上げてきたのであります。そのために、口先だけの行政運営ではなく、期待にこたえるためには、常に実行あって初めて評価されるものであるということを自覚して、執行権を大いに発揮していただきたいということでありました。

時代は常に大きく移り変わっていきます。終戦直後はどのような政策が重要であったか。伊勢湾台風後の災害復興はどのようなことが必要であったか。また、高度成長期は、あるいはバブル崩壊後は、あるいは現在のようなデフレ不況の時代にはどのようなことが重要か。私は重要政策課題は当然変化をしていくものであると思っております。常に時代背景や経済状況、社会情勢を考えながら物事を見詰めていると、やらなければならないこと、やりたくなること、問題・課題は次から次へと浮かんできたり、取り組みたくなるものであると思っております。漠然と仕事をしているだけでは課題も定まらず、アイデアも浮かんでこない。今、弥富の中には取り組まなければならないことが多くあるはずです。その取り組み状況が、市長の先見性、リーダーシップ、実行力、能力として評価されていくものであると私は申し上げてきたのであります。

そのために、議会においても、18人の議員がみんなそれぞれ英知を結集して、提案したり、意見を述べたり、あるいは要望したりして、議論をしているのであります。

抽象論ではなく、どのようにしたら解決できるのか。だれかがやるのではなく、お互いに真剣に考えていきたい。特に市長、先送りはしないで、真剣に取り組んでいただきたい。そのためにはさらに人脈を広め、みんなの協力が得られるように義理人情を大切に、信頼関係の構築に細心の心がけを忘れてはならないということを私は今までも進言してきたのであります。

人の知恵をかり、協力を得られるようにすることも重要で、これは市長の実行力として評価につながっていくものであります。私は心訓として、人脈は財産、健康は勝者と心がけてきたつもりであります。

私の回顧録の一部を先日市長にお渡しいたしました。読んでいただいたかどうかはわかりませんが、別に自慢するつもりは毛頭ありません。市長職の認識の参考にでもなればと思ったからです。

昭和46年、私が弥富町長に就任いたしましたころ、当時解決しなければならない課題が山積しており、次から次へと困難な問題が発生し、先送りができない状態にありました。私は36歳という若さでありましたから、先輩からいろいろのことを学びました。大先輩の江崎真

澄先生、吉川博先生、あるいは佐織の堀田町長さん等から学び取ったことは、一生懸命やりますとか、一生懸命やっていますと言っても、それは当たり前のことであって、評価されるものではない。問題を解決し、事を成就させる。すなわち結果を出して、初めて評価されるものである。問題解決能力こそ町長の使命であることをよく聞かされ、学び、自覚して、情熱とリーダーシップとアイデアと努力を惜しまずに取り組んできたことを思い出しているのです。そして、それぞれの問題を解決してきたのであります。

このような観点から考えて、いつも服部市長に進言しておりますことは、実効性を強調して、自分の言動の整合性をただしているのです。

来年早々には市議会議員の選挙があります。市長の方針、お互いに議員の抱負等を有権者である市民に訴え、理解と協力をいただくチャンスにもなります。議会としても、議員としての責任を自覚し、調査・研究を怠ることなく、ただイエスマンにならないように、知恵を出し合い、提言したり、十分議論を闘わせて、市長とともに弥富のまちづくり、市民の幸せのために積極的に参加していくことであると私は考えております。その自覚のもとに、9月議会において、みんなで協議をして弥富市議会基本条例も制定しました。お互いに議会活動を活発にし、議会活動の向上を目指しているのです。

さてそこで、私がいろいろと経験してきたこと、市長の答弁、また市長の施政方針等の言動の整合性を中心に質問をしてみたいと思います。

多くありますが、時間の関係もあり、重要な問題のみについて質問をいたします。

私は、昨年の6月議会で、1期目を振り返って自己診断を市長に尋ねました。服部市長は、「いろいろ厳しい判断をしなければならないことの連続でございましたけれども云々、精いっぱい毎日努力をしてきたつもりでございます。政治姿勢という形におきましては、就任以来、市民と行政との協働によるまちづくり、そして市民と情報を共有した公明で透明な市政の実現、そして予算の節約と有効活用を基本姿勢に掲げ、職員に対しては、市役所とは市民の役に立つところであるということを職員の意識改革の旗印のもとに、市民本位の行政運営をやっています。

政策公約の実現につきましては、道路整備、下水道整備、都市基盤整備等、積極的に進めていく。さらに、市政への関心を高めていただくために、市民活動を通じて、新市の一体感のさらなる醸成を図るため、市民活動に対する助成制度の創設、まちづくりに関する学習機会の提供、市政の情報を積極的に公開するという事を市民参加のまちづくりで進めてまいりました。これについて、市民の皆さんに一定の評価はいただけるものと思っていますという云々、あります。

そこで、私は、弥富は夢多きまちであり、他の市町と競うよりも、弥富市として誇れる行政、ナンバーワンよりオンリーワンと言われる市政運営を期待していると、大いに期待を示

しました。

学者や評論家と政治家は違うんです。理屈を並べたり、批評や批判ならだれでもできます。政治家は何事も英知を結集して実行をし、結果を出すことでなければならないという使命がある。そのため、逃げるな、ごまかすな、あきらめるなという姿勢が重要であると私は市長に申し上げて、期待を示してきました。

市長は、さらに言葉として、財源の確保と歳出の削減に取り組む。総合計画を着実に実行するなど、力強い耳ざわりのいい言葉が並べられていました。また、その他、医療体制の充実、子育て支援、高齢者支援、学校教育の充実を図っていく。来年度より、中学２年生を沖縄方面へ学習研究に。これは広島に変わったようでございますが、ソフト面の政策も示されておりました。

費用対効果も十分考えながら、よいと思われることは大いに実行されるべきだと、私はそのようにも申し上げてきたのであります。

それから１年半、どうなったでしょうか。昨年６月議会は、服部市長の２期目の出馬表明の議会でもありました。どのようなことが具体的に着実に実行、実現し、また現在進行中であるのか。全く進んでいないものなど、一度具体的にここで総括をしていただきたい、このように思いますので、市長に総括をしていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） おはようございます。

佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

前段でお話しされました第二次世界大戦、70年前の12月８日、日本にとっては特別な日、まさにそのとおりでございます。

私どもは平和都市宣言をし、そして、ことしの５月には平和市長会議にも参加させていただいたところでございます。戦争という悲惨なことは二度とあってはならないということの中で、ことしの11月には中学２年生を、平和教育の一環として広島の方に勉強に行っていました。人の命のとうとさ、平和のありがたさを考えていただく糸口にしていただければということの思いで出かけていただいたわけでございます。子供たちはこの１泊２日の２日間を大変有意義に使っていただき、平和ということについて、人の命ということについて学んでいただいたということを引率した校長先生からも聞いておるところでございます。今後も議会の議員の皆様の御理解をいただきながら、教育委員会ともどもこの事業を継続していきたい、そんな思いでおるわけでございます。

さて、話は変わりますけれども、私に対する政策展開、あるいはどんな課題ということに對してのお話でございますが、答弁の前に佐藤議員に少しお話をさせていただきます。

今も長年の首長の経験として、大所高所から市長としてのあり方を御教示いただいたとこ

ろでございます。また、先月には、市長としての適格性を検証するという形の中で、多くの市民の皆様メッセージを配布されておるわけでございます。夜、夜中に配布をされておるという少し異常なこともあるわけでございますが、これも私のための御指導だろうというふうに受けとめているところでございます。

そのような状況の中で、大変申しわけございませんけれども、るるいろいろとお話をいただくわけでございますが、佐藤議員の本当の心が今の私には伝わってまいりません。

回顧録につきましても先ほど述べられましたけれども、私も読ませていただきました。多くの人々の心からの応援があって、それぞれの仕事が達成できるんだという思いで読ませていただきましたけれども、その回顧録にしても、第三者を通じて市長に渡しておいてくれ。これはいかにも寂しいじゃありませんか。

この１年間、私は佐藤議員とはひざを合わせて話すこともありませんでした。仮にみずからの政治に対する取り組み、あるいは課題の問題解決をするその手腕、そういうことを自負されるのであれば、四十数年間という大きな政治家としての技量、度量を、なぜ私ごとき経験の浅い者に本当の生の声で、心で御指導いただけないんでしょうか。とても残念です。ある種寂しさを感じるところでございます。どうかこれからおきましては、時間がいただけるものであるならば、しっかりとひざを合わせて、真剣に弥富市のさまざまな山積する問題を協議しようではありませんか。

私も、佐藤議員の豊富な経験、そういうことに対しては心から敬意を表しているところでございますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

このような前提に立ちまして御質問に答弁させていただくわけでございますが、少しかみ合わない、そんな答弁になるかもしれませんが、私どもの担当ともども、真摯にお答えをさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

具体的に今取り組んでいること、それは３・１１の東日本大震災、未曾有の国難とも言うべき災害が起きてしまいました。市民の安心・安全をいかに確保していくかという形の中においては、防災、あるいは減災計画が喫緊の課題であろうということを認識しているところでございます。平成24年度、来年度の予算にしっかりと防災、減災ということに対してその事業費を組み込み、議会の御理解をいただきたいと思っております。

また、二つ目には、まだまだ未整備でございます土地整備の基盤事業がございます。次の時代のしっかりとした環境を考えていく、こういうことに対して、公共下水道事業、あるいは今最終形でございますけれども、十四山東部地区における農業集落排水事業を一日も早く、次の環境整備のためにも、豊かな市民の皆様の生活のためにも継続してまいりたい、そんな思いでございます。

また、都市整備といたしましては、主要幹線道路３路線、名古屋第３環状線、名古屋十四

山線、名古屋弥富線、そして市道の中央幹線等でございます。

愛知県と三重県が交錯する私ども弥富市でございます。いろんな交流の場がございます。道路整備というのは本当に重要な問題であると同時に、生活道路においてもこれからも整備をしてまいりたいと思っております。

教育関係におきましては、現在、建築が進められております仮称第2桜小学校をしっかりと進め、平成25年春には開校していきたい、そんな思いでございます。

また、平成26年を計画といたしまして、白鳥保育所の建てかえにも取り組んでいきたい、そんな思いでございます。

もう一つ重要なことは、市庁舎の建築に取りかかりたいということでございます。平成18年4月1日、弥富市の誕生、そしてこの10年の間に、合併推進債を利用できる期間にこの庁舎を皆さんの御努力で建てかえていきたい。そして、市民が使いやすい、利用勝手のいい、防災機能を有する、そんな庁舎建築に今基本構想をまとめておるところでございます。来年度は基本計画をしっかりと議会の中にも置いていただき、検討委員会を設置する予定でございます。

そのほか、大変重要な問題といたしましては社会保障の医療・介護・福祉、これからの高齢化社会の中でしっかりとした市の役割を果たしていきたい。そんな思いで取り組んでまいります。

今、国の方では、社会保障と税の一体改革ということが御議論されておるわけでございますけれども、まさにこれからの時代における本当に重要な問題であろうというふうに思っております。

いろいろと山積する課題でございますが、進行形の問題の弥富駅前の整備事業であるとか、あるいはほかの事業、道路等につきましても担当の方から詳しく話をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、弥富駅前の整備につきまして、担当の方から答弁させていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 関連、竹川都市計画課長。
- 都市計画課長（竹川 彰君） それでは、弥富駅周辺整備構想の質問に関しましてお答えします。

ただいまJR・名鉄弥富駅周辺整備につきましては、平成22年度基本構想の案を作成しまして、関係機関となりますJR東海、名鉄と協議を行っています。鉄道事業者からは、「今の計画では都市側だけのメリットを反映した計画になっており、鉄道事業者側にメリットが考えられない。もし、今後協議が進み、基本合意に至るまでには数年かかると思う。基本合意に至っていないので、この計画案等の公表等は差し控えていただきたい」などの意見がありました。

しかし、ことしの９月にＪＲ東海側から、「８月ごろ国土交通省中部運輸局より、ＪＲ弥富駅については名鉄との共同駅として、日乗降客数３,０００人以上の駅とみなされる旨の連絡があり、当社としても、鉄道施設のバリアフリー化対象駅として今後取り組みを進めていかなければならないので、弥富市と協議がしたい」との申し入れがありました。

この申し入れの根拠としましては、鉄道駅のバリアフリー化対策について、移動円滑化の促進に関する基本方針の一部改正が平成２３年３月に行われ、内容としましては、平成３２年度末までに３,０００人以上の駅を、原則としてすべてについてエレベーター、またはスロープを設置することを初めとした段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備などを実施することになりました。この場合、地域の要請及び支援のもと、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限りの整備を行うこととすることになったものでございます。

この申し入れを受けまして、市としまして、９月下旬にＪＲ東海及び名鉄と再度協議を行っております。

ＪＲ東海からは、「平成２２年度までの目標である５,０００人以上のバリアフリー化対象駅の中で、諸事情により進展できない駅も多数存在するため、バリアフリー化対象駅となっただけでは当社で取り組む優先順位が高い駅に繰り上げられることは考えにくいし、判断のしようもない。しかしながら、整備を進める中で、地域の要請及び支援のもとであるということから、事業化の内容が具現化されている駅を優先的に整備することとしている。仮に都市側から当社への協力依頼があってから後、当社が取り組みを開始して、供用開始するまでに最低でもおよそ７年程度の時間が必要になる。都市側の事業負担も必要になってくる。このため、弥富市の取り組み姿勢を確認させていただきたい」との話がありました。

また、同じように名鉄からは、「ＪＲ東海と同じように、我々鉄道事業者としては、地元の強い決意等の起因がないとなかなか着手しがたい。弥富駅については、ＪＲにしても、当社にしても見解は同様で、自発的にはバリアフリー化整備を実施しようという判断には至らないと思われる」との話がありました。

駅前整備につきましては、長期にわたる事業になることや多額の事業費が必要になることから、市の財政状況や鉄道事業者が進める駅のバリアフリー化の意向も考慮しながら、市役所内部で事業の内容、また事業規模、整備手法、整備時期、事業費、事業費となる財源などの検討を進め、今後事業の推進を図っていききたいと今考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○６番（佐藤 博君） 今、市長からの答弁、私は大変心外に感じておるのであります。私はいつでも協力するということは申し上げてきたわけでありますけれども、今の市長がそういうような協議ができる環境になっていないということです、基本的には。胸に手を当てて考えてもらやあわかることです。

そして、例えば夜、何か配ったと。私は自分の幹部の人たち、あるいは以前に市長選挙に参加をしていただいた人たちに現状はこうですよということで配っただけで、一般の方のところへ配った覚えは絶対ありません。このことだけははっきりと申し上げておきます。

それから、そんな水かけ論、抽象論ではなくて、本当に市長がやる気があるなら、私がいつも言っておるように、人の知恵をかりたり、あるいはまた議会の皆さん方にも協力を求めたり、きちっとする姿勢が大事じゃないか、こういうことであります。今、そういう環境になっていない。それがために、きのうでも、例えば白鳥の防災公園でも3年もほうりっ放しだとか、あるいは今の説明も議会に十分されていない。また、今の駅前の問題でも、一度構想案ということで議会に示して、すぐその構想図を取り上げただけで、今初めて私たちは、恐らく議員みんなだと思いますが、今初めてこういうようなことだということを聞いておるはずなんです。今までにそういう経過などの報告があったかどうか。まさに自分中心の物の考え方で対応しておるところに、市長とうまく話し合いをしたり、あるいはいろいろの知恵を絞り合う、そういう機会ができないということをまず市長はきちっと認識をすべきであります。

そんなことを言っておっても時間が過ぎますので次へ進みますが、例えば私がいつも言っておりますのは、ソフト面は予算とか財源を中心に優先的に考えることが重要であります、ハード面、例えば道路整備だとか、基盤整備だとか、駅前周辺の整備だとか、こういうふうなハード面は、特に用地など対人問題が中心になるのであります。だから、厳しい交渉とか説得等が必要でありますし、また、例えば県だとか、今言われたＪＲだとか名鉄だとか、こういうようなところとのきちっとした話し合い、交渉、これはまさに信頼問題であります。信頼関係を構築しなきゃできないんです。

きのうもＪＲの踏切の問題がありましたが、実は私のやつを見ていただくとわかると思うんですけども、当時は関西線、国鉄でした。国鉄から複線電化のための用地協力をしてもらいたいということで、私どもは率先して3地区を、町長、助役、企画課長と担当して、用地交渉をきちっとしました。その結果、踏切を拡張したいと、こういうところがありまして、あの又八の踏切とか、弥富北中学校の東の踏切とか、こういうところはむしろＪＲの用地担当の人が一生懸命に骨折ってくれて、ああいうのが今広まっていっておるんです。そういうことなんです。基本的には踏切を閉鎖しなきゃ拡張はできん。こんなことは当たり前なんです。

あるいは、今の課長の答弁でも、財源がない、財源がない。こんなこと当たり前なんです。そういう中でどうやってやるのかという知恵を出すことなんです。それは、人脈であり、あるいは信頼関係であり、みんなでやることです。そういうことが今、市長に欠けておるのではないかと、私ははっきり申し上げておきます。

続いて、あんまりそんなことばかり言っておれませんので、特に市長は、基盤整備で3路線と。これはもう私が前から言っておる、155号線の南伸なんか。きのうも小坂井議員からも出ていました。みんな、これは議会で要望しておる。市民も要望しておる。ところが、なかなか進まん原因は何だと、こういうことであります。この点について、一遍市長にはっきりと、まず155号線の重要度の認識と、この南伸がなかなか進まない原因を市長はどのように把握しておられるのか、まず伺っておきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

3路線、第3環状線、名古屋十四山線、そして名古屋弥富線でございますけれども、これは県の方にたびたびお邪魔し、またその進捗状況についても確認をしているところでございます。

先ほど津島で行われました愛知県議会議員の建設委員会においても、その名古屋第3環状線の要望についてはお願いをしたところでございます。県の回答といたしましては、しっかりと事業認可に載っておるから、粛々と進めていきたいという御回答でございます。

これは、今、日光橋西線のところまで南伸が来ておるわけでございますが、県といたしましては、名古屋港の第3バースの整備計画、この背後の道路計画が今4年後には完成をする予定でございます。そして、そういう状況の中での道路の位置づけもあるから、鍋田干拓から北へ向かう北進ということに対して当面の事業は進めていきたいという県の方のお話でございます。私どもとしても、それはそれとして、しっかりとお願いをしていきたいということとで聞いているところでございます。

そして、境地区までことしの5月には供用を開始することができました。そして、境地区から国道23号線、そして調査といたしましては間崎公園まで現状進めていただいているところでございます。来年におきましては、境地区から、境地区周辺の用地買収、そういう状況の段取りまでできてまいりました。

この12月13日に県の方へ再度お願いに行き、建設部長であります近藤部長にこの道路に対してしっかりとお願いをしていきたい、そんな思いをしております。

そしてまた、1月には国の方にも出かける予定をいたしております。

名古屋十四山線におきましては、昨日の小坂井議員の質問に対しても答弁をさせていただいたところでございますけれども、大枠方向がしっかりしてきたという認識をしているところでございます。あとわずかの区間でございます。早期に整備をしていただけるよう、今後とも要望をしてまいります。

また、名古屋弥富線につきましても、用地買収のほとんどがクリアできた段階でございます。これも県の今の事業という形の中でしっかりと位置づけをしていただいておりますので、

これからも進めていただけるというふうに思っております。

しかし、日光橋西線からの第3環状の南進については、さまざまな問題等、きのうもお話をさせていただいたとおり、大変厳しい現状があります。しかし、これも市民の皆さんにとって、弥富市にとっても大変重要な問題であろうということを思っておるわけでございます。そうした形の中で、現在は残念ながら事業認可という形の中で予定がされておられませんので、これをどのような形で事業認可させていただくかということが先決的な問題であろうというふうに思っております。これからも努力してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） こればかりにあんまり時間をとっておるわけにはいきませんけれども、せっかくですので申し上げたいと思いますが、県へ要望しております、これが市長の努力だということです。私はそんなことでは進まんと思っています。前にも申し上げたように、例えば一例を申し上げるならば、今の用地取得の交渉を弥富がやりますと。このようなことを今の前提に置いて、県に要望を迫るべきであって、県にやってください、予算をつけてくださいと言っておるだけではなかなか進みませんよ、今。簡単なことを言えば、財源がありませんと。きのうのことではありますが、財源が厳しい。これはもうあいさつがわりです。そんなことで終わってしまう。ですから、一例を挙げると、今申し上げたように、市長が先頭に立って、必ず用地取得は私のところがやりますからといって直接知事に交渉することです。予算がないから、土地開発公社を利用して買収するからというような勢いで、必ず買い戻してもらおう約束を取りつければ、現に用地の取得はできるんです。

現実に、弥富でももう22年ぐらいになると思いますけれども、155号線用地、河村義彦さんの土地も、義彦さんの方から譲ってもいいという話があったから、市が中心になって買収をして、県に買ってもらってあります。だから、そのような努力をしなきゃ、いつまでたっても、要望しております、要望しております。そんなものは言葉にすぎん。はっきり私は申し上げておきます。

それなら、例えば155号線の南伸の用地、私はこの前のときには区画整理をやったらどうだということを申し上げたんだけど、難しいということで終わった。その後、どんどんと土地は売られていった。ああいうところで代替用地とか、いろいろの調査をして、買っておくとか、いろいろの方法があったはずなんです。そういう調査等はしておられますか。聞きたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

関連答弁をいたしますと時間も過ぎるわけでございますけれども、あの前ヶ須周辺の問題につきましては、昭和48年都市計画決定がされ、弥富市としての課題の一つとして、前ヶ須

の区画整理事業、そして、先ほど所管から述べました駅前整備事業等々があったわけでございます。もう40年にもなるわけでございます。今までの事の経過につきましては事細かに申し上げませんが、そういう状況の中で、どうして40年という歳月がたってしまったんでしょうか。大変難しい地権者の承諾をいただけなかった。そういうことも含めて、多々課題もあろうかと思えます。

それでは、土地開発公社を利用して先行して土地を収用すべきだというお話でございますけれども、事業認可がおりていないところに先行取得をした場合、地権者の税の控除は1,500万どまりでございます。事業認可がおりておりますと5,000万控除という状況になるわけでございますので、地権者の御理解がいただけない、そういうようにも思うわけでございます。

また、仮に土地開発公社で用地を先行取得した場合には、土地開発公社にかかる管理費、あるいは金利というような問題を私どもが買い戻しをしていかなきゃならない、そういうことでございます。また、その年月も制限があるわけでございます。そういうような状況の中では、土地開発公社を利用して用地の先行取得をするということではなく、今は事業認可をどう定めていただけるか。これが大事な問題であろうというふうに思っております。

しかしながら、道路計画、区画整理事業は大変難しい。私はできないというふうに断言してもいいわけでございますけれども、道路計画は進めていかなきゃならないというふうに思っておりますので、地権者とのいろいろな話についてはこれから協議をしていきたい。そんなことを思っておるところでございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） あんまりこれに時間をとってはいかんけれども、私ははっきり申し上げておきます。

ここの問題、それから駅周辺の問題、こういうのを解決するために、土地開発公社というのは平成2年に私が提案してつくったんです。事業認可がおりなければ減免措置がとれない。そんなことはわかっています。だから、早く路線決定をして認可を取ることです。

それと、前ケ須の場合にはどういうことがあったかということ、155号線の路線を決めるときに猛烈な反対があったんです。これは昭和46年、47年。とにかく路線だけは決めると。そして、実際の実行についてはもうしばらく先に送るという約束をとって、あそこは路線を決めておるんです。なぜかといったら、金魚の大変いいときなんです。金魚養殖が非常によかったとき、だからあれです。平島でも同じことなんです。だから、平成の初めには金魚があまりよくなかった。だから、土地開発公社でやろうとしたんだけど、そういう経過があるんです。ですから、やる気になればやれますよ。私ははっきり申し上げておきます。あんまりこのことだけで議論しておってもいけませんので、次へ進みます。

そこで、私は昨年の12月議会で、特にＴＰＰ問題についてという中で、誇れる農業政策を考えてみてはどうかということを申し上げました。これは、るる説明をしておりますと大変長くなりますので避けますが、要するにＴＰＰに参加しなくても、2015年にはＡＳＥＡＮ経済共同体に参加が決定しているんです。2007年の11月20日にシンガポールで開催された首脳会議で当時の福田総理が署名しておられるんです。ですから、いつかは自由競争になるということは当たり前のことなんです。だから、私はＴＰＰに反対しても、必ずそういう時代が来るんだから、私は日本農業を活性化させないかんということを申し上げた。

そこで、ちょっと市長に質問しますが、それじゃあ、日本の農業がそういう競争力に勝てない。だめにしているという言い方は誤解を招くかもしれませんが、そういうような原因を市長はどのように考えておられるか、まず伺いたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 農業問題についての御質問でございます。日本の農業をだめにしている問題、課題、そういうことはどういうことかということのお尋ねでございます。

その要因はいろいろあるかと思いますけれども、最大の要因は、いかにＴＰＰ、あるいはＡＳＥＡＮ、そういう加盟国に対して競争条件が整っているかどうかということだと思っております。日本の農業、余りにも農地の区画が小さく、大型機械の導入だとか、あるいは効率ということがなかなかとれない。そういう条件の中では一定の競争から負けてしまうというふうに私は認識しているところでございます。

今後さらなる集約化ということが望まれるところでございます。その集約化が、まさに私は国策であろうと。国のさまざまな補助がないとできないということを申し上げていきたいというふうに思っております。農家への補助金制度をしっかりと、国から御理解をいただくことであろうと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 要するにこれはまあ、はっきり言って政治の貧困です。私はこれは断言できると思っています。

農家というのは、古い歴史の中で保護されることが当然であるような習性が生まれている。競争力が育たなかった。もうからんもうからんと言いながら、農業者の淘汰ができないようにしてきたことが大きな原因だと私は思っておるんです。武家社会では農業への転職はできなかったですけども、戦後の農地開放によって農業者が転職しないようになってしまった。特に生産手段であるべき農地が財産化してしまった。そこへ持ってきて、補助金補助金といって、助成制度によって政治家と農家のきずなを強め、農家人口を淘汰しないような政策になっているということです。小規模農家中心の政策によって競争力が育たない。所得はなくなっていく。食料の自給率は低下していく。それでも、農家戸数は減少しない。政治家も選

挙で農協や土地改良団体の支援を期待する。こんな状況で競争力は育たないし、農家の所得は減収の一途をたどっているが、結局国際競争にはおぼつかないんです。だから、やるとするならば、農業構造の大改革に取り組まなければ、日本農業の生き残りは困難ではないかと私は考えて、まず一遍そういうことの一つの案を弥富で協議して、モデル地区を一遍つくったらどうだと言ったんですけれども、そういう協議をされたかどうか、あるいはそういうような心構えもできておったかどうか。ただ、国策でなければいけませんということで逃れておる感がしてなりません、どうでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 世界各国の今現在の農業、例えばヨーロッパにおける自給率70%強、フランス等においてはそうです。アメリカ、オーストラリアにつきましてはもっと高い自給率があるわけでございます。日本の自給率、議員御承知のとおり40%でございます。こういう状況の中において、さまざまな競争力との戦いになれば、本当に日本の農業は大丈夫かということが懸念されるわけでございます。私は自給率をある一定の限度、先ほど言っておりますヨーロッパ、アメリカ並みのレベルにしてこないと本当の競争力はできないわけです。そういう状況のものについては、私が、例えば地方自治の中でそれができるかといったら、これは極めて厳しい。だから、私は、国策、国の先進諸国における役割ということを日本の農業においてもすべきだろうというふうに思っておるわけでございます。

弥富の農業についてのお尋ねでございます。今現在、オペレーターを中心とする利用権設定という形で農地が集約化されております。そういうような形の中で、今後もさらにこの農地の区画を大きくし、圃場整備をしていかなきゃならないというふうに思っておるところでございます。効率的な農作業ができるような状況、そしてオペレーターに対する私どもができる支援ということに対して、オペレーターを育成していく。これが今、私ども弥富の農業の大きな課題でもあり、今後の方向であろうというふうに思っております。

また、一定の農地を集約し、法人化して、新たな地域産業を掘り起こしたらどうかということに対しては、佐藤議員の提案に私は大いに賛成をするところでございます。今までの地場産業ということも含めまして、ある一定の農地を集約し、法人化し、新しい生産物をその土地で生産するということについてはこれからもやっていかなきゃならない。そうした形の中で私は努力させていただきたいというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） 要するに農業経営規模の大型化、農業人口を淘汰していく。そして、ある程度農業をやっておる人はもうかる。こういうようなことを真剣に一遍検討したらどうだということを去年の12月に言ったわけです。それから検討されたかどうか。そういうような

話し合いを例えばされたかどうか、これが問題なんです。先進国はみんなこういうような農業経営の大型化、農業構造の大改革をやって、農業の活性化、競争力の強化、自給率の向上を図ってきたんです。これは私も現実にもいろいろのところを見て回って、実感をしておるから申し上げておるんです。

そこで、石川部長にちょっとお尋ねしたいと思いますが、弥富市の総戸数は何軒か。通常農家と言っている農家戸数は何軒か。農業を主たる所得としている農家戸数は何軒か。そして、その農業従事者数は何人か。専業農家、農業収入だけで生活ができる人は何軒か。農業従事者数は何人か。その点について通告をしておいたので、一度数字だけ聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

2010年の世界農林センサスによります統計でございますので、よろしくお願いいたします。

最初に、総戸数でございますが、1万5,302戸でございます。農家戸数につきましては1,570でございます。農業を主たる所得としている戸数でございますが、109戸でございます。ただ、この従事者数につきましては統計がございませんので、農業の就業人口ということで御報告をさせていただきたいと思います。これにつきましては、男性が730名、女性が776名、合計1,506名でございます。専業農家でございますが、これは農業だけの所得でございます。これにつきましては118戸でございます。

それから、農地面積でございますが、調整区域につきましては1,643ヘクタールでございます。市街化につきましては61ヘクタールでございます。合計1,704ヘクタールでございます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 佐藤議員。

○6番（佐藤 博君） これを見てもわかるように、大体農家というところは1,570ということですが、本当は市街化区域や何かの中にも農家と言っておるところもありますから、もうちょっとあると思うんです。全くの専業農家というのは118人なんです。これは専業農家といえども、農業だけでは恐らく生活をしていない。例えば息子はどこかへ勤めておるとか、こういうことだと思うんです。こういうところから考えてみると、一遍真剣に取り組む、協議してみるのがやっぱり私は必要なことだろうと。そして、今の弥富ではこういうことをやっておる、こういうような進んだことをやっておるという先駆的なものを私はやっていただきたいと、こういうふうに思っております。

それから、時間はいいですか。

○議長（伊藤正信君） あと、時間が迫ってまいりましたので、要約をお願いをしたいと思います。3分です。

- 6 番（佐藤 博君） 私ね、土地改良団体の経費負担については、市長も一応高いということとは理解をされたと思っておりますので、具体的に、この前は排水費用ということなんだけれども、もっと根本的な、例えば合併の問題もあるということでありましたが、根本的な問題の解決策を、そして海部土地改良区の2,400円、これはむちゃくちゃ高い。これはどうすべきかということを本当に真剣に考えて、一遍答えを出していただきたいと思います。

ちょっと時間ありませんので、次へ進みます。

特に私がきょう申し上げたかったことは、この前の6月議会で、私は県議会議員選挙の問題で市長にいろいろと申し上げました。特に市長は、「私ども弥富市と県政とのパイプ役として県会議員の位置づけは非常に大きいものがある。今回立たれた候補者で十分やっていただけるというふうに思っているところでございます」、こういうようにはっきりと本会議で明言をされている。市長がそのように明言されている以上、私たちもみんなそのように思っているし、感じておると思うんです。そうすると、今いろいろの県との関係の問題や何か、山積しておるわけなんです、弥富選出の安藤県議とは選挙の前にはよく話をしたと言っておられるんですが、そのために応援したということですが、もう8ヵ月が4月からたっておるんですが、現在の弥富市の諸問題と県政との問題等について十分話し合いがされておるかどうか。このことをまず最初に聞きたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長、簡潔にお願いします。
- 市長（服部彰文君） 佐藤議員にお答え申し上げます。

4月からの県議会議員という形で弥富から安藤正明さんが当選されたわけでございます。県議とは共通課題という形の中で、さまざまな都市整備基盤事業、あるいは農業農地、そういう形の基盤整備事業等々を中心といたしまして、2ヵ月ないし3ヵ月に一度、情報を共有化しているところでございます。次の12月13日にも県の方に一緒に行って、私ども弥富の課題ということをお願いしていくつもりでございます。そうした形の中で十分連絡を取り合っているということでございます。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員。
- 6 番（佐藤 博君） それじゃあ、ちょっとお尋ねしますけれども、9月議会で、8月24日、市長は大村知事と、わずか20分ばかりではあったけれども会談をされたと答弁がありました。市長は大原議員に同行を依頼され、大原議員も別途単独で会談には同席されたと、私は大原議員、あるいは田中君、堀江秘書からも伺っておるんです。本来なら、その席にだれが考えても県議会議員にも同行していただいて、しっかりと県議会議員からもいろいろの諸問題を大村知事に要請していただくことも必要ではなかったかと思うんですが、なぜ同行されなかったのか。市長の後ろ盾を私どもは期待しておるんですが、その期待にこたえていただいておりますかどうか、こういうことをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

8月に知事の方へ訪問させていただき、弥富の都市計画マスタープラン、これは以前に総合計画と一緒に小冊子をお渡ししたところでございますけれども、都市計画マスタープランに記載されております私どもの南部地域における土地活用ということについてお願いに上がったわけでございます。知事との話の中では時間もたくさんとれませんし、基本的には総論的なお話であろうというふうにも思っておりました。そうした形の中で県議の同行はしておりません。配慮が欠けておったかもしれません。それは反省するところでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたようにさまざまな情報を共有化し、市の発展のために御尽力いただいておりますことは事実でございますので、御理解いただきたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 佐藤議員、時間ですので、ここで佐藤議員の質問を終わらせていただきます。また、委員会等で。
- 6番（佐藤 博君） ちょっと一つだけ。きのうでも、山本議員だってちゃんと延長してあるんだから。

〔発言する者あり〕

- 6番（佐藤 博君） 市長がそんなこと言うことじゃないわ。
- 議長（伊藤正信君） 議会は議長権限ですから、申しわけありません。

市長、それは慎んでください。あわせて、佐藤議員、質問は終わらせていただきます。

暫時休憩をいたします。11時30分再開ということをお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時18分 休憩

午前11時28分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に大原功議員、お願いをいたします。

- 18番（大原 功君） まず、名古屋ポートアイランドの予算について聞きます。

これについては37名の方が行かれたということで、こういうふうであります。これ見てください。全部でかかった、37名の方で7,103万3,000円かかりました。これが、市長は要は負担金で行ったということですね。この負担金を組むのには、200万を組んだんですけれども、この200万組むのには当然私どもも賛成をしました。これについては港湾施設を見に行くということであったので、港湾施設とあれば、弥富も国からつくっていただくわけですね。弥富は決してお金を出すわけではありません。そういうふうにつくっていただきます。

そして、これを見ていただくとわかりますけれども、旅行に行く前にこれを渡されておる

わけですね。これを見ておれば、議員だって200万という負担金には賛成をしないと思います。議会の中には、今の宗教関係の方も見える。私も宗教が好きですから、地元の八幡神社、あるいは大慈院さん、観音寺などお参りに行ったり、朝晩はお参りをしております。また、桑名に毎月1日には、大福田寺というところがあります。ここには弘法大師、そして日蓮上人がお祭りしております。人間はうそをついたり、人をだますと、神様・仏様が自分の身内から近くからもう去ってしまう。こういうことを仏の中で聞いております。

ここには観光目的が中心なんですね。これ、よく見てください。寺院、それから今の正教、教会、いろんなところがあります。こういうのを含めて観光、ほとんど観光なんですね。

そしてもう一つは、ここの中の37名の中には、皆さんにはこれを渡してありますから気がついた方もあると思いますけれども、ここの中で、37人中でファーストクラスというところが8名乗っております。それからビジネスが25人、そして自己参加というやつで、4人が別にされております。市長はこのファーストクラスというところに乗っていたんじゃないかなというふうに疑いをすることもあります。まあここにはビジネスということが書いてありますけれども、なぜ、これだけのものが最初に出されておれば、こういう問題はほとんどなかった。これは市長が勉強不足。今、国でも、いわゆる防衛大臣が罷免をされるということがあります。沖縄であれだけ大変な事故があっても全く知らない。これは自民党、公明党、共産党の方から国会に提出されるということを聞いております。市民参加というのは、自分が予算を受けるときに、まずもって議会に説明することが一番大事なことです。全く私は個人的に思うけれども、この200万の負担金というのはだまされたような気がします。

そして、先ほど見せたこの負担金についても、負担金というのは、37名が同じ金額で行くことが負担金です。参加費となれば、一部その参加をキャンセルしたりのことできますけれども、市長は、この間の全協でもこれは負担金を認められ、そして行きましたということでもあります。飛行機運賃だけでも2,980万、食事代が1,660万。宿泊代。食事代が530万、飲食代160万、現地のバス・ガイド、これは830万。まだ多いのは添乗員、これは2名360万。こういう大きな金額です。この200万からという金額は、年金をもらっている方については、社会保険なんかでは200万を切れるという話も聞いております。その中で1年間生活をするわけですね。それには、固定資産税、市民税、あるいは介護保険、国民保険も自分で負担をしなければなりません。これをたった11時間で200万を使っておるわけなんです。全く考えられますか。こういうことが議会で市長にはっきり物が言える議員というのは、今、共産党の3人と公明党の2人、そして佐藤議員含めて、わずかの人であります。やりたい放題の議会をやっておったら、市民税は本当に払っていいのか、払わなくてもいいのかということになると思います。

これからはだんだん生活も苦しくなり、そして、企業はおおむね海外へ進出してしまいま

す。きょうもテレビを朝見ていましたら、パートに勤めても、週20時間ということを言われておりました。30時間働くと、結局1万5,000円近くの国民保険を払わなくてははいけません。年金を払わなくてははいけません。そうすると、企業は大半がパートをやめていただきたい、雇用はできない、こういう結果になります。なぜこれだけの議会に報告しっこなしに行かれたのか。市長の所得から見ると、約700万近くでございます。これは300万、304万かな、304万が減額されたということで公表されております。自分の金であつたら、1日4万円、食事なしで泊まるということはまず考えられん。私も年に二、三十回の旅行へ行きます、国内で。大体1万二、三千円のところです。それも飲んでです。このぐらいの程度なんです。自分のお金がどれだけ大事か。また、お金がどれだけ大事かということは市長も認識があると思います。こういうのを含めて、全く市長は、市民には約束をした。約束は守らない。一円も無駄に使わない。あるいは企業との団体を控えるとか、こういうことが市長が公約したわけなんです。いわゆるパブリックコメント、こういうのを自分で言いながら、全くその地域でやった場合、市民からの意見を聞くと、もう顔色を変えて相手に怒るということも聞いております。なぜ初めから約束を破るのに、なぜ約束をするのか。こういうことを市民の多くからも聞いております。

また、日当についても、国家公務員法に準ずる46条というのがあります。これについては、国家公務員等というのは、「等」というのは皆さん方よくわかると思いますけれども、上に準ずるとしたまでです。こういうことを言うわけなんですね。

そして、このキプロスですけれども、キプロスというのは四国の約半分です。行かれたところが、ここにはキプロス島ということでありまして、北キプロス、そして南キプロスと分かれております。行かれたのは、市長が行ったのは南キプロスなんです。ここはリゾート地域です。ほとんどが観光なんです。このキプロスというのは、民族はギリシャ人が79%、トルコ人が10.5%、あと残りが他の国であります。そして、このキプロスというのは、日本が国家として承認をしていない国なんですね。何をここのキプロスへ行って、日本に輸入をするのか。

ここについては日当が書いてあります。一番上は、佐藤博議員が昭和29年です。昭和59年、申しわけない、59年。それから、ずうっと来まして、61年には服部義治さん、62年には安藤義男さん、平成元年には黒田幸雄さん、また次には佐藤博さんが平成2年、そして川瀬さんが9年、12年にも川瀬さん。この方は日当はとっておりませんという話でした。川瀬さんところへ行って聞いてきました。そうしたら、市の税金で行くのだから日当はとっておりませんという話です。そして、それでもまだ納得がいかなかったため、伊賀市まで行って条例をとってきました。伊賀市も日当は地域についてはとっておりません。その周りの市もとっておりませんということでもあります。

観光についてもそうですけれども、宿泊がこれです。日本交通公社が調べた2008年10月には1ユーロ200円という計算であります。この場合は、キプロスの場合は2万円から3万円程度。これは5の星と書いてありますけれども、こういう外国の場合は1部屋幾らです。1部屋に3人住んでも、1人住んでも3万円、こういうふうの金額です。市が言っておる金額とはかなりの差があります。

なぜこの今のモナコ、モナコなんていうのは全く、この今のモナコの面積は2.02平方キロメートルしかありません。ゴルフ場へ行かれるなら約2コースぐらいです。全く観光どころじゃない。ミラノでもそうです。こういうところへ行って、ここには観光を目的というふうにならなくてあります。港湾を目的なのに、なぜ観光目的が多いんですか。本当に市長が市民税を一円も無駄に使わないということなら、なぜ自分の金で行かないんですか。全く市民をちゅうらかすようなことをやって、本当に市民税が今でも滞納があります。弥富市の借金は約150億あります。市民1人当たりについては28万からぐらいの金額になると思います。

9月議会には、突然保育料が4,300万足りないから値上げをするという話も来ました。私は一番早く反対しました。なぜ子育てやいろんなことをやるのに、市長がこれだけの税金を無駄に使ってあって、なぜ園児に負担をかけるのか。全く私は個人的に思うけれども、アウトローに匹敵するというふうにしかなっていません。もっと市民を大事にすることが大事です。

事業についてもそうです。川瀬のときは、弥富市の事業者は約7割近くが仕事があった。服部彰文になったら、もう全然仕事がない。きょうもこの契約書を見ると、3件の間で2件がよそなんですね。本当は市長がもっと市民のためにやってあったら、目的は何だ。それは市民が安心して安全で生活できる。そして弥富市に住みたい、そういうまちづくりだ。選挙中にもありました。前にも言いました。最近までやっていた福寿会の会長が、服部は会社で金の粗相があったということで、ここにおる議員の方もそういう弁士をやってみえた方も私は聞いております。見ております。やめられた方も、また落選された方も5人ぐらいおりますけれども、そういう中のことも聞いております。それぞれ胸に手を当てればよくわかると思います。

だから、私は、最初はそんなことはないだろうというふうで思っておりました。そして、選挙前の話であったし、また選挙後もありましたが、選挙前にそういう話を聞いたので、私が一番尊敬しておる服部金蔵さんとこのうちへ行って、「おい、服部さんってこういうふうか」と言ったら、「大原君、そんなことおまえが調べたわけじゃねえから言わん方がいいぞ」「そりゃあそうだなあ」というので、私は総合福祉センターでもそういうあいさつはしなかったです。その前に言われた方が今の、後で聞くと、佐藤博さんの同級生で会長をやってみえた。この方が弁士でやってみえました。そして、私は、弥富市になったんだから、

調整区域を市街化にして、弥富にようけ住んでいただき、そして我々も含めた高齢者が安心で安全で、道路、車道、歩道ができる、そういうまちづくりをやってくださいということのあいさつをして終わりました。そして、席に戻ったら、その方は、「もっと金の問題を言わないと選挙が盛り上がりらん」と言ったんです。何をこの人、言っているかなと思った。その後で、いわゆる後輩の議員からも聞きました。地域ではお金の問題を気をつけてもらわなあかん。わしらもしっかりやらないかん。私に言われて、初めてこういう今のポートセールのことを名港管理組合、あるいは名古屋港湾施設などに行って聞いてきました。そうしたら、弥富市がやっていることだから、私らは全然関係ありません。振込先を見ると、今の名古屋港振興協会に振り込んであるんやね。それが普通預金。普通預金といえば代表者があるはずですね。代表者もない。申込者は、名古屋商工会議所に申し込んでくださいと書いてある。普通なら、申込書のところにお金を振り込むのが普通なんですね、旅行の場合は。なぜこっちに振り込んである。中にはお金がプールされておるんじゃないかという話も聞きました。

そして、今から、ちょっと待ってあってよ、書類がようけありますので。

北海道でこういうことがありました。全国の議長会の研修会で、当時の新聞・テレビでは、議長が研修をサボって北海道のゴルフ大会に行った。こういう議員はやめられたということを知っていますが、服部彰文市長は港湾施設を見に行くんじゃないで、自分の目の楽しみ、旅行の喜びを市民税で行っただけで、全く市民との対話にはありません。こういうことを含めて、市長は一遍どう思っているのか。

また、これにつきましてはオランダも行っております。オランダに行ったときは、私も公務じゃないということで、当時48万を支払いました。だけど、15人以上行っているからということで、東海トラベルという会社が36万にしてくれました。25%の値引きですね、約。そして、後から市民の方にいただきましたら、大原さん、あんたも公務で行っておるぎゃあという話だった。何いという話を聞いたら、実際には公務扱いをしてなっております。そして、約28万が公務、そしてあとのものについての8万円近くは、これは旅行ということであるので、この分は支払いなさいということで結局36万払いました。

公務で行く部分と、そして私的で自分が行くときとは当然どこでも分けております。名古屋市でも東京でも大阪でもみんなそうです。この分は公務、この分は自分の目的、旅行ということは分けてあります。なぜ市長はこれだけの大きな200万。国民年金をもらっておる人は、月にすると約6万5,000円程度じゃないかなあと思っております。そうすると、80万から70万そこそこで1年の生活をしておるわけです。

また、服部彰文市長になってからは、仕事がないために、生活保護者も今では300人を超えておるんじゃないかと思います。川瀬のときは生活保護者は127人と聞いております。なぜ200人近くがふえたか。これは、地域の商工会の皆さんやら、そして事業者、建設業者な

ど、仕事を全く与えない。

先ほども佐藤議員から、いろんな仕事、道路、いろんなことをやるという話を市長から聞きましたが、実際にして弥富で事業をやったところで弥富の事業者が受けなきゃ何もならんわけなんです。市長が本当に弥富の業者をかわいがり、そして税金をよく納めていただき、高齢者、あるいは子供さん、保育など、いろんな問題についてもそういう対応をするのが当然。市長はそのために特別職として毎月93万もらっておるわけなんです。

議会もそうです。議会も多くの金をもらっております。また、昼からこれは言いますけれども、実際にしてこれだけの大きな金をもらっておって、本当に仕事をやっている人はだれなのか。先ほど言ったとおりです。愛知県では、サラリーマンの方の平均が300万を切っておるという話も聞いております。恐らくあと2年もたつなら、かなりの所得が減額される。いろんなローン、いろんな生活をするためにも、生活ができない方がどんどんふえてまいります。高校、大学を持っている方は、卒業するまでに何百万、あるいは何千万かかる人もあります。こういうのを含めると、全く市長は市民税を無駄に使い、効率的には何もありません。

なぜこんな、今のイスラムとか、こういうところへお参りに行っておるんですか。日本にはお参りに行くところは幾らでもあります。弘法大師あり、日蓮あり、比叡山あり、いろんなところがあります。なぜこういうことを外国まで行って、政治と宗教は別個ということになっております。だから、弥富市でも、お亡くなりになられた方については4月からは行っておりません。また、戦没者の慰霊塔についてもそうです。本当を言うなら、先ほど言った佐藤議員の言われるように、戦争で亡くなった方だったら、やっぱり日本人として祭り、そして皆さん方が供養するのが当然のこと。仏も神も大事にしない服部彰文市長にお尋ねする。

- 議長（伊藤正信君） 大原議員、要点的に市長の考え方の質問ですから、答弁をいただくわけですけど、実はもうあと3分ほどで12時になりますが、そういう状況ですから、午後にそれぞれ市長の考え方、答弁をいただくということで、ここで暫時休憩をいたしたいと思います。

議会は13時から再開をするということで、休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後 1 時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩を閉じまして、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

大原議員の質問に対して、市側の答弁を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員、いろいろな角度から御質問をいただいておりますけれども、私は平成20年の10月に出かけさせていただきました地中海・北アフリカ経済交流、並びに名古屋港利用促進、いわゆるポートセールスについて、お話をさせていただきたいというふうに思っております。

大変恐縮ではございますけれども、大原議員の御質問の中に間違い等もございますので、その都度修正をさせていただきながらということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

この件に関しましては、大原議員の方から、平成20年10月という形でございますから約3年ほど前になるわけでございますが、一般質問、あるいは全員協議会等々で御質問をいただいております。そして、その都度、私どもといたしましては答弁をさせていただいておりますけれども、再度御質問でございますので、繰り返し答弁をさせていただきます。

この使節団の主催は、名古屋商工会議所、名古屋港管理組合、そして名古屋港の振興協会、そして名古屋港利用促進協議会という四つの団体の主催でございます。そして、私どもは弥富市といたしまして、名古屋港を構成する自治体として、過去から参加させていただいております。

御質問の中にもございましたけれども、このポートセールスにつきましては、弥富市は昭和59年の第1回から参加し、平成12年までに計7回、そして私が8回目の参加でございました。その内訳につきましてはお話も出ておったところでございます。そういった形の中で、過去の諸先輩におかれましても、名古屋港の利用促進、そして、それぞれの訪問国と経済交流をしていただいたわけでございます。そういう形のものが、現在の弥富ふ頭、あるいは鍋田ふ頭という形の中での荷物の商いの増につながっているというふうに思っているところでございます。

平成20年の9月の建設経済委員会の中におかれましても、この利用促進というものにつきましては純然たる公務であるという形で御発言もいただいております。そういう形の中で私は公務として参加をさせていただきました。

毎年、訪問国、並びに日程等につきましては異なるわけでございます。また、当然参加費というものも異なってくるわけでございます。今回、私が参加させていただきました費用につきましては、出発から帰るまで、その交通費でございます。先ほど議員の方はファーストクラスとおっしゃいましたけれども……。

○18番（大原 功君） じゃないかと言っただけ。

○市長（服部彰文君） 私はビジネスクラスで行かせていただいたところでございます。

滞在費、宿泊費、食事代、空港税等を含み、そのほかに現地での経済交流、文化的な施設

の視察、あるいは共通経費というものを含んでいるわけでございます。こういったことにつきましては負担金という形の中で払わせていただき、これも議会の予算計上という形の中では承認をいただいておりますのでございます。

平成20年10月の訪問国、並びに都市におかれましては、キプロス共和国、これはラルナカ、リマソールというところでございますけれども、ここは大原議員の御質問とは全く違っておりまして、キプロスというのは、通常北キプロスを言うわけございまして、国連193カ国の加盟の中、192カ国が承認している国でございます。当然日本も承認している国であるということを申し伝えておきます。

○18番（大原 功君） 承認がしてないと書いてある、ここに。

○市長（服部彰文君） だから、それは南キプロスですよ。また、よく精査いただきたいと思います。

そういった形の中で、南キプロスはトルコというところが承認をしている唯一の国でございます。

また、フランスにおきましては、マルセイユというところの港を訪問させていただきました。そして、モナコ、北アフリカのチュニジア、チェニス、モロッコ・カサブランカというそれぞれの訪問地における港、あるいは経済交流という形の中で視察をさせていただいたところでございます。

そういったことに対しましても、平成22年の8月には議員の中からこのポートセールにつきましては予算も計上され、議会の決算も済み、そして監査役の監査も済んでおりますのでございます。そうした形の中でも御理解をいただきたいというふうに思っております。

この視察に対して、大原議員の方からいろいろな角度から今回調査をしていただき、また関係機関から資料等を取り寄せて、税の無駄遣いはなかったかということを精査していただいておりますのでございます。そうしたことに対しては心から敬意を表するわけでございますけれども、最初に言いましたように、経済交流、あるいはポートセールという形の大きな目的のために行ったわけでございます。御理解をいただきたいと思います。

この平成20年、私が参加させていただきましたポートセールでの成果でございますけれども、フランスのマルセイユの港湾局を訪問し、その船会社であるCMA、CGMという世界でも大手の船会社でございますけれども、これは平成22年から名古屋港を利用していただき、9年連続日本一の荷物の商いを誇っております名古屋港に大きく貢献をしているところでございます。

また、先人の皆様の御努力というところがあるわけでございますから、現在、鍋田ふ頭の第3バースの整備計画、その背後の道路計画も順調に推移している。こういったこともポートセールと密着に関係するところでございます。

その後、新たに日本通運さん、名港海運さん、伊勢湾海運さんともども企業進出をさせていただいておるところでございます。

また、私と一緒に同行していただきましたそのときの団長でございますけれども、現在の名古屋商工会議所会頭であります高橋治朗様、そして名古屋港管理組合の専任副管理者、山田様、そして当時、名古屋港商工会議所副会頭でございまして、当時トヨタ自動車の相談役をやってみえました栗岡さん等々、多くの方と懇意につき合わせていただいております。私自身、そして市にとっても大きな財産であろうというふうに思っております。こういう人脈については大切にしていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

今回、大原議員は、先ほども言いましたように税の無駄遣いがなかったかという観点でさまざまな角度から調査いただいたわけでございます。過去の視察についてはわかりませんが、平成20年の視察については、私どもがいろいろと計画を、あるいは日程、あるいは訪問地というものについて裁量するところではございません。そういった意味では、すべてが団体行動という形で行動をとりにしたわけでございます。

大原議員のおっしゃいます今回のことを機に、参加のあり方、あるいは日程の確認等々については今後に生かしていかなきゃならないだろうというふうにも思っておるところでございます。いろんな意味で、御示唆いただいたことにありがたく思っておるところでございます。

今回、特別調査委員会というものが検討されるというふうにも聞いておりますので、今回の旅費に対する、あるいは経費に対するものにつきましては、その委員会等でいろいろと精査いただければというふうに思っておるところでございます。

また、私自身が判断できる経費につきましては、また調査委員会等で御方針をいただければというふうに思っております。いずれにいたしましても、弥富ふ頭、鍋田ふ頭という二つの非常に重要な港湾を持っている弥富でございます。これから将来、弥富市が港にける期待というのは非常に大きいわけでございます。そうした形の中で、このポートセールにつきましては継続して参加できることを強く望んでいるわけでございます。

また、答弁の中で、私どもとしては少し追加させていただきたい答弁等もございますので、そのことにつきましては所管の方から答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。私の方からは以上でございます。

- 18番（大原 功君） 答弁要らん。市長だけに聞いておるからほかの人は要らない。
- 議長（伊藤正信君） 答弁の最中です。
- 市長（服部彰文君） ちょっと大原議員、補足を総務部長が。
- 18番（大原 功君） 通告はだれのため。通告した人がするんでしょう。だから、通告を

して、私どもが議会で通告書を出しておるわけだ。通告書を出しておると、私は市長にお願いをしたいと書いてあるから、そうでしょう。だから、議長がそこを曲げるということは一体、議長はもう少し勉強しなあかんよ。何のために、そうしたら、あなたが言うけれども、議長が言うけど、そうしたら、予定以外のところへ行ったときは注意するべき。

○議長（伊藤正信君） 議長としてはわかりましたから、注意をしましょう。

大原議員。

○18番（大原 功君） 今の市長が言うように、3回も一般質問をやったと言うなら、やった時点でなぜこれを出さないかということです。4回目にやっと私がもらってきて、見せたわけだね。そうでしょう。皆さん、議員でこれわかりますか。これが3回目にやったとき、2回目にやったとき、これをもらっていますか。私が渡して、初めて皆さん方がここにイスラムの教会とか、考古学のとことか、いろんなところを回っておるわけなんです。旅行なんですよ、これ。市民の方がこれを見て、旅行だというのはほとんどの方が大体思われるわけです。

先ほど休憩時間に議員の方にも聞いた。これを見ておったら、予算を賛成したかと言ったら、いやあ賛成はできんだろうという話だった。なぜそういう曲がったことをするのか。

それと、マルセイユ。マルセイユの前に、ここの今のキプロス、ここからモナコへ行っておるわけです。なぜモナコへ行かずに、マルセイユに行かんの、これ。これ全く旅行と一緒にだよね。このために、ここで泊まるだけに、マルセイユを泊まれば、この旅行費だけでも20万2,560円の金額が変わるわけ、今の11日から引くとね。

添乗員についても、2人でこれだけの金額ということはある得んじゃないの。そして、添乗員に聞いたら、こんな金額をもらっておるかと言ったら、私は絶対もらっておりませんということなんです。だれが見ても、2人の添乗員で360万、11日間で。1人180万ですよ。会社で年金をもらう金額ぐらいですよ、180万と、1人。これが業務になるってどういうふうになるんですか。モナコと弥富市がどういう関係があるの。港を見に行くだったら、弥富市に貿易や輸入、輸出ができるということはない、こんなモナコなんていうのは。これを見たとおり、皆さんわかると思いますけれども、こんなコースありますか、実際言って。

そうしたら、市長に言うけれども、聞くけれども、マルセイユ、マルセイユは地中海の中にあるんだけど、ここの中には紅海、紅の海と書いてするところと、黒海、黒い海と書いてあるが、どこの海を通過して日本に貿易しますか。市長。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほども私、お話の中で答弁をさせていただいておるわけですが、今回の視察団に対する経路、コースであるとか、スケジュール等の日程につきましては、先ほども言いましたけれども、主催団体の事務局の一任でございます。そうした形の中

で、私がコースを設定したりとか、あるいはスケジュールを云々とかいうことについては一切裁量する余地はないわけでございます。また、添乗員等の金額を申されますけれども、このことにつきましても、私の知るというか、理解できるところではないというふうに私は理解しておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、マルセイユ等につきましては、いろんな航路を通して、ヨーロッパであるとか、あるいは日本に来るといふふうにも理解しております。地中海から紅海を通してということもあるでしょうし、またヨーロッパの方へ出るといふような状況もあると思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 当然マルセイユから日本に来るのにはスエズ運河を通ると思いますかね。スエズ運河は、1日に何隻の船がここを利用するのか。海の今の航路の幅、水深、当然ここは港湾で行っておれば説明ができるはずだけれども、どういうふうになっていますか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

回答にはなりませんけれど、スエズ運河の水深だとか、1日当たり、あるいは月間の船の船舶数の数については理解しておるところではございません。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の弥富にそういう輸入をしたり輸出をするというだったら、スエズ運河ぐらいのことは当然港湾でいったらわかるはずですよ。幅は210メートル、水深は22.5メートル、1日の船の通る量、これは59隻。こんなことぐらいは、200万も使って旅行に行ったら勉強しておらん。先ほども言ったように、国会の今の防衛大臣と同じようなもんだ。勉強不足で来ておるわけだ。

そして、こういうのでも、これでもそうですけれども、これは行く前にこういうのは見せられておるわけです。これによって予算も組まれておるわけですね。なぜ議会にこれを見せないんだ。公開条例というのが弥富市にあります。市長は全く勉強していない。自分のことは隠して、人のことはあらを探すということになってしまう。これだけの200万使って、マルセイユの航路がわからん。スエズ運河の航路がわからん。全く勉強というのはもうちょっとしていただかないと、市民が、これでは全く旅行に行ったと同じことになる。

まあこればかりしておってはいけませんので次のところに入りますけれども、女性の会、この女性の会ですけれども、区長会、区長会は15年にもうこの会はやめております。区長会というのは、地域の自治会長でもあり、なぜ今、女性の会にこれだけの金額を使って行かれるのか。普通なら、これ参加費となっておるけれども、参加費だったら、当然バスに乗って一緒に行くのが参加費なんだ。ただ一人旅で3万幾らも汽车租赁を使って行っておって、これ

で市民税を一円も無駄に使わないということがありますか。もう言っておることが全くバランスというか、やりたい放題。なぜこういう金額で行ったのか。なぜバスに乗って行かないのか。中には市民の方は電車で行って、汽車で、ＪＲで行って、不倫旅行じゃないかというわさもあります。個人的に言われるから関係ないですけどね。このくらい市民の方が税金を納めておる以上は、自分自身が大変だから、何のために議会があるんだ。

私ども議会でも、年間約650万をもらうわけですけども、１年間の議会というのは大体32日か35日ぐらい、時間でいくと約100時間ぐらい。１時間当たりの金額は約6万5,000円ぐらいになるわけです。そして、議会で発言ができない。実際にこのやつでも聞きましたけれども、これを見たときに、あなた議長、議長とか、三宮委員長に何とかして、やっぱり市長も、市民が見たら、これは旅行になるということは大半の方が見てみえるわけです。だから、旅行に行った分については、たとえ20万、30万でもやっぱり市に返すことが必要。旅費支度というのがあります、法律で。これについては、違法と認めた分については、これは市に返さなきゃいかんということになっています。それは国家公務員等についてでありますから、それは弥富市にも同じようになるんです。なぜこういう一緒にバスに乗らずに行っているのか。

これからどんどんどんどん弥富市も大変な時代になってくると思います。事業にしてもそうです。先ほど佐藤議員が言ったＴＰＰでもそうです。いろんな問題が多く重なって、本当に働くところがない。こういう時代になっておるのに、市長が本当に弥富市の安全・安心という言葉も、あいさつは上手だ、川瀬に比べれば。だけど、それだけで市民が喜んでおるわけじゃない。市民は、弥富に住んでよかった。住みたい。そして税率も安い。そういうところになりたいというのが希望なんだ。愛西市に比べれば弥富市は高いんです、税金も。こういうのも含めて、市長が本当に税ということを考えておるのか。ただ地震対策や防災対策だけじゃない。高齢者も、先回聞いた話ではひとり暮らしが1,025人見えるという話も聞きました。そういう方をどうやって今これからやっていくんですか。私どもも所得的にはあるんですけども、所得のない人もある人もお互いに助け合いっこして、今、生活保護をもらっている方につきましても、今までは市民税を払ったり、市税を払ったりして苦労された。だけど、会社で解雇されたり、定年になって、生活ができない。こういう人に対しては、当然今の市が面倒見るのが当然のこと。

子育てについてもそうです。赤ちゃんを産んでください。どんどんとしておいて、保育園になったら、預ける施設がない。おまけに保育料を高くする。こんなことをやっておったら、市民がだれが信用する。議会と市側が円滑にいくことが市民が本当に安心して生活できることなんだ。全く市長は、先ほども言ったように、私は個人的に思うとアウトローではないかというふうに思います。もうちょっと本当に自分が出たときに、その言葉は市民参加、ある

いは税金、自分の給料、給料でも20%カットすると言って、3ヵ月では2.8%上げておるわけですね、約3万2,000円。普通からいったら4年とか、自分の任期中はやっぱりその金額でとどめるのが普通なんです。最初から金が欲しかったら、なぜそういうことを言うんですか。

市民の中ではそういう声がいっぱいあります。市民参加だといって、2ヵ月か3ヵ月やったら、もう市民から意見を聞いたら、もうこれはやめてまったという話も聞いております。本当に市民の大事にするのは、市長を信頼して市民は弥富市に住まわせていただいております。全くその考えが、旅行に行って、これ200万も使って、海外で有意義であった。日本に来る船はどこから入ると言ったら、わかりませんと。こんなことで、よう今の港湾施設の研修ということが言えますか。弥富港でもつくっていただくのは、市民の方はよく考えないかん。これは国・県でやってくれる仕事なんですよ。弥富市は何も金を払うわけじゃない。ただ言うのは、市長が各団体をお願いをするというだけのことなんです。

今回でも、四つの団体とあるけれども、実際に名古屋振興協会というのは法務局にも謄本がないわけです。なぜそのないところの普通預金になぜ191万も金を振り込むんですか。考えられんでしょう。だれが見ても、プールということしか考えれん。市長の言っておることは、仲間の議員もおるから大丈夫だという頭なんです。もうちょっと本当に議会を大事にするんだったら、市民を大事にするんだったら、もっとこういうことについても反省すべき。全くあなたは反省するつもりもない。自分の旅行に行っておって、あんたの目の潤いと旅行の楽しさだけを行ってきただけなんだ。これしか思えんじゃないですか、こんな。何遍も見せるようですけれども、こんなことが本当に市民の方、市民の方でこれが本当という方あります、みんなに。これを予算計上して、何が参加だ。

○議長（伊藤正信君） 大原議員、発言中ですけれども、あと少しの時間ですが、答弁はいいか。

○18番（大原 功君） 答弁はなくてもいい。答弁したって、いいこらかげんの答弁としか私は思っておらんから、個人的には。

全く何遍も言うようだけど、本当に市民が生活が苦しい。2年もたったら、恐らく市民の方でもかなりの支払いが難しくなったり、あるいは会社なんかでも海外へどんどんどんどん行っております。こういう時代に、本当に市長が市民から信頼を受ける、そして市民から、市長というぐらいに親しみのある。ただ言葉を、発言をすると、もう敵対行為のようなことを聞いております。それでは市民参加には何もなりません。私は、市民参加をやってくれということも言いません。一円も無駄に使わないということも言っておりません。給与も下げよとも言っておりません。みずから自分で市民と約束をして、公約をしたことを全く守らない。これは神、仏だって去っていったと思う。答弁があったら言ってください。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 女性の会等の各種団体、あるいは福寿会、民生委員会等々の団体につきましては、お誘いをいただきまして、その都度日程調整をしながら参加させていただいておるわけですが、先ほど御質問の中で、一人旅とかいう話がありますけれども、私は各種団体の研修会等において一人で行ったことはございません。きちっと訂正をさせていただきます。
- 18番（大原 功君） 車で走っておるがね、あんた。書いてあるが、ここに車で走ったと。
- 市長（服部彰文君） だから、一人では行っておりません。所管の担当職員と一緒に走っておるわけですが。少し決めつけ的な御意見をいただくわけですので、修正をさせていただきます。

そういった形の中で、今後も日程的なスケジュールは、各種団体は数ヵ月前に決定をされるわけですが、当日近辺になりますと、私の公務等の変更、そういった形の中においては、最初から最後までその団体の方とおつき合いをさせていただくわけにいかない場合があります。そうした形の中においては、JR、いわゆる電車、鉄道を利用したり、あるいは帰りには少し早く帰らせていただくというような状況がどうしても出てくるわけですが、これも御理解をいただきたいところでございます。しかしながら、大原議員のおっしゃる税の無駄遣い、そういったことに対しては、今後は公務の日程等がないように、私でなくて、ほかの人が代行できるならばそういうことも検討していかなくちゃならないでしょうし、少しでも諸経費のことにつきましては検討しながら、各種団体と懇親を深めていきたい。大変多くのそれぞれの地域の中で御活躍をいただいている団体でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、今、御質問の中に少し不適切な、私は発言があるというふうに思っておりますので、そのことについても取り消しをいただきたい。そんなことを思っておるところでございます。

- 議長（伊藤正信君） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 今のね、一人で行ってなかったら、なぜJRで、そうしたら、ほかの女の人と一緒に走ったわけ。さっき言われた……。
- 市長（服部彰文君） 職員と走ったと言っておるじゃないですか。
- 18番（大原 功君） 旅行に走っておるがね、あなた。JRの車で3万幾ら使っておるがね。
- 議長（伊藤正信君） 大原議員、市長のお答えは随員職員と一緒に走ったということは確認しておきます。
- 18番（大原 功君） だから、いいって。なぜ女性の会に職員と行かなくやいかん。女性

の会というのは女の人だけなんです。そして、ここに憲法14条、政治的、経済的、社会的関係に差別はあってはならないということが書いてあります、ここに。きちっとしたことを守らないと、だれが市長を安心して税金を払いますか。答弁は要らん、まあ。

- 議長（伊藤正信君） 質問を終わりますか。
- 18番（大原 功君） はい、終わります。
- 議長（伊藤正信君） では、続きまして、杉浦敏議員、お願いをいたします。
- 10番（杉浦 敏君） 通告に従いまして、1点質問いたします。

コミュニティバスの改善についてであります。

コミュニティバスを初めとした市民の足の確保に対し、市当局にはいろいろと御尽力をいただいております。昨年、平成22年10月1日からは十四山地域で飛島公共交通バスの蟹江線のバス停が設置をされ、関係住民からは多くの喜びの声が届けられているとのことでもあります。

昨年6月、福祉バスからコミュニティバスに変わり、さらにこの4月からはきんちゃんバスという愛称がつけられ、すべてのルートでの福祉センター、イオンタウンへの乗り入れや、十四山での一方通行の解消など改善が試みられました。また、定期券やシルバーバスの発行など、運賃についても利用者の負担軽減に一步を踏み出したと評価をしております。

市内の各地域で市民の皆さんのお話を伺っても、多くの市民はよりよいバスになることを強く願っています。便利になれば、もっと利用したい。今は使っていないが、将来年がいった自動車に乗れなくなったら、ぜひ利用したい。そういう声をたくさん聞いています。

そしてまた、この間、市当局にも、先ほど申し上げましたようにいろいろ御努力をいただいております。しかしながら、前回の9月の決算議会で明らかとなりましたように、バスの台数もふやし、ルートの改善を試みたにもかかわらず、福祉バスの時代に比べても利用者がふえておりません。このことは多くの住民からも指摘をいただいているところであります。実証運行3年ということで、この絶好のチャンス何とか実りあるものにしていただきたいと思います。

まず第1に、福祉バスとコミュニティバス、一番近い比較できる1年間の利用者総数を教えてください。何名でしょうか。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

コミュニティバスは22年6月の21日からの運行でありますので、同じ年度という形のものでは比較できておりません。福祉バスにつきましては平成21年度の総数、コミュニティバスにつきましては最近の11月までのデータがございますので、昨年の12月からことしの11月までの総数でお答えさせていただきます。

福祉バスは6万6,963人、コミュニティバスは6万4,808人です。約3.2%の減少となっております。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） この利用者数が少ないということで、今、課長からお話がありましたように、実際に福祉バスのときよりも利用者が少ないと。減っているということは、この前の決算議会でも御答弁いただいております。きょう御出席の議員の中でも、決算委員会に出てみえない方がおりますので、ちょっと繰り返しになりますが、簡単に決算委員会で私が申しあげましたことをもう一度お話をいたします。

9月の決算委員会で比較参考にさせていただきたいと思い、木曽岬町の自主運行バスについて、その現状を紹介させていただきました。木曽岬町の自主運行バスは、1路線、同じルートを往復して、バス2台で運行。停留所は27カ所、朝6時～7時台は1時間に2本、片道1日16便、年じゅう無休で、年間利用者は昨年10万8,000人余りとなっております。ルートは、名四国道の南からスタートして、主要な集落を回って、近鉄弥富駅まで行きます。以前、三重交通のバスが走っていたルートとほぼ同じところを回っています。弥富の中心部へ出て、戻ってくるということに特化した運行形態となっていますなどのお話をさせていただきましたが、この年間利用者10万人を超えるということを見ましても、木曽岬町では利用者のニーズに大きくこたえるものとなっていることが考えられます。

また、財政的な問題でも、弥富市では地域公共交通活性化協議会負担金ということで、さきの22年度決算では約1億2,500万円の予算を使っておりますが、そのうち三重交通への委託金が、人件費で6,000万円、これは12人分です。1人当たりの人件費が500万円、車両の借上料が3,450万円と聞いております。

これに対しまして、木曽岬町の自主運行バスも同じく三重交通に委託をしておりますが、町のバス予算は3,050万円、そのうち2,600万円が7人分の人件費ですから、1人当たり370万円として三重交通に支払っていると、このように聞いております。弥富のコミュニティバスよりもはるかに少ない予算で10万人を超える利用者がある。こういうことを紹介させていただきました。

木曽岬町では、先ほど述べましたように1ルート往復、それぞれ16便、朝6時～7時台は1時間に2本、つまりは弥富の中心へ出て戻ってくるという、それに特化した運行形態、簡単に言いますと同じところを何回もくるくる回っているということですから、利用できる人にとっては大変便利な乗り物となっております。

防災安全課長のお話でも、木曽岬町の場合は自主運行バスということで、運行の形態が違いうから、バスにかかる予算の問題でも弥富とは単純に比較はできないとのことですが、この利用者の数字だけを見る限りは大変うらやましい。行政にとっても、利用者にとってもそう

いった結果となっております。

9月の安井光子議員の一般質問でも、自主運行できないのかとの問いに、課長からは、自主運行は難しい。乗客の命を預かる運転手の教育が必要である。また、三重交通の関係では違約金の問題も発生するというお話でありましたが、私が伺いました木曽岬町の課長代理さんのお話によりますと、道路運送法80条、同じく4条の違いであると言われました。4条というのは道路運送法の4条ですが、第1項は、一般旅客自動車運送事業を営もうとするものは国土交通大臣の許可を受けなければならない云々とあります。また、80条は、自家用自動車は国土交通大臣の許可を得なければ、業として有償で貸し渡ししてはならない。ただし、その借り受け人が当該自家用自動車の使用者である場合はこの限りではないというような文章となっておりますが、具体的にどこが違うのか、わかりやすい説明をお願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

4条と80条の違いということでございますけれども、4条の定義につきましては、他人の事情に応じ、有償で自動車を使用して、旅客を運送する事業です。一般乗り合い旅客自動車運送業として、路線バスやコミュニティバス、タクシーやデマンドバスが該当いたします。

80条でございますが、これは現在78条の方に変わっておりますけれども、こちらの方の定義として、旅客自動車運送事業によることが困難な場合に限り自家用有償運行を認めるという条文になっております。ということは、原則的には4条の運行をしなければならないといったことでございます。

どういった場合の例外があるかということでございますが、まず一つとして、それを受託する事業者がないということで、例えば山間部等でタクシーもバスもそういった事業者が参入できない、しないといった場合がなっております。

そして、78条になりますけれども、こちらの方でどんなときにそれが可能であるかということがついております。まず一つとしましては、災害のために緊急を要する場合。それから、改正法による登録制度についてですが、市町村の運営、有償の運送ということで、交通空白地の輸送、それから市町村の福祉輸送という形になっております。それから、過疎地の有償運行、それから福祉輸送運行という形です。あと、スクールバス等がございます。ということで、愛知の運輸支局の方に確認いたしましたけれども、基本的にはそういった事業者がないところについての例外的な措置だということでございます。

現在、弥富の場合ですと、4条でもう既に運行しておりますので、これを有償運行という形の中で80条 ―― 78条ですね ―― に戻すということとはできないとの見解でございました。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

- 10 番（杉浦 敏君） 今のお話ですが、木曽岬町は今言った78条に基づいてやっているのでしょうか。
- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 木曽岬町はそのようでございます。これ非常に、愛知支局の方でもお話を伺ったんですけれども、三重支局の関係でして、こういった形でこれが許可されているかわかりませんけれども、想像するに、交通空白地の輸送という形の中でとらえているのかなということを言っておりました。以上でございます。
- 議長（伊藤正信君） 杉浦議員。
- 10 番（杉浦 敏君） 要望ですけれども、隣の木曽岬町でやっていて、何でうちでできるのだと。県が違うからというお話ですけれども、その辺ですね。何かまた研究していただくと選択肢がふえると思いますので、またその辺は引き続き検討していただくように要望いたします。

この前の決算議会ですが、そういうことでこういうお話をいたしましたら、市長の方からも、弥富のバスの運行のあり方も抜本的に考えなければならぬなといった趣旨のお話がありました。弥富と木曽岬では地形も違いますし、集落の分布の状況も全く違っておりますので、木曽岬のやり方がそのまま通用しないことは当然であります。今申し上げましたように改善のヒントになる要素が多分にあると考えられます。

一般の市民の皆さんからも、今のコミュニティバスに対しまして、例えば運行ルートの問題では、臨海部の川崎重工の方までバスを走らせているが、利用者が少ないのではないかと。無理してあそこまで足を伸ばす必要はないのではないかと。全体に無理が来てしまうという意見も聞いております。

それで、先日、停留所ごとのこの1年間の利用実績を表でいただきました。調べましたら、楠の臨海部に川崎重工、それからエアロ、F K L、大日本木材防腐、この四つのバス停があります。それで、この4月からこのバス停は利用されておりますので、4月から11月の8ヵ月間の利用者を見てみました。そうしましたら、これはこの8ヵ月の合計の延べ人数ですが、川崎重工が125人、エアロが100人、F K Lが6人、大日本木材防腐が7人ということで、8ヵ月間の延べの利用者ですから、1ヵ月に直しますと、例えば一番多い川崎重工でも1ヵ月に15.6人、2日に1人ということです。大変少ないなということがやっぱりわかるわけであります。

例えばこの近くにありますほかのバス停と比較いたしますと、鍋田がこの8ヵ月間で294人、鍋田公民館が718人ということで、1ヵ月にしますと、鍋田で36.8人、鍋田公民館で89.6人という数字になっておりまして、やはり少ないなということがわかってまいります。

また、車両の問題では、大型のバスは小回りがきかないし、経費もかかるから、今の利用

状況からはもったいないのではないかなどの意見も聞いております。

いろいろの試みがなされておりますが、残念ながら思うような成果が得られていないというのが実際の話ではないでしょうか。大変残念に思います。

今回の質問では、個別のルートの問題やダイヤの問題について、問題点を指摘する質問ではございませんが、全体の構想として、どういう方向がいいのか、あるいはどう改善したらいいのか、お考えがあるのであれば、お答えください。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

まず最初に、臨海部に関する停留所の関係でございます。今、4ヵ所ということをやっております。これは、去年の企業アンケートの中でバスの利用を検討していらっしゃるというところの企業の近くにということで4ヵ所を設定させていただいております。総合距離としてはほとんど変わらない形のものでございます。

それから、今言われました臨海部から乗られる方については御指摘のとおりでございます。ただ、朝、直行便というのを走らせております。これは現在1日平均4.1ということで、そんなに多くはないんですけれども、多いときで7人、8人の方が乗っていただいているということで、行きはバスを使っただいて、帰りはだれかに乗せてきてもらうといったような方もいらっしゃるようでございます。

それから、臨海部になぜバス停が必要かという話でございます。これにつきましては、従来の巡回福祉バスからコミュニティバスに変更いたしました。このときに、やはり公共交通としての位置づけということで、今まで利用していただいていた方についても利用していただきたいといったことの中で、臨海部も需要があるのではないかといい形で設定させていただいております。こういったところについての見直しにつきましては、今後、まだ1年半という言い方をさせていただきますけれども、1年半でございます。ことしの4月から今言ったバス停をふやす、それから便自体、その分を飛ばした形の便をつくらせていただいたとか、いろいろ工夫させていただいております。そういったことを含めまして、今後慎重に検討していきたいなと思っております。

また、ちょっとお話が戻ってしまうんですけれども、木曽岬町の自主運行バスとの比較を先ほどからしていただいております。議員のおっしゃられた内容は間違いございません。木曽岬のバスの乗車実績が良好な理由を推測いたしますと、まず弥富市では人口の集中している場所、これ自体が鉄道近くが非常に多いということがあるかと思います。それに比べまして、木曽岬につきましては、鉄道駅ということになりますけれども、鉄道駅までの距離が非常に遠いところに団地等があるといったことで、非常に利用しやすいことになっているかと思えます。

それからもう１点ですけれども、やっぱり１路線だけということで非常にシンプルな形の路線になっています。これが弥富市のアンケートでも出てくるんですけれども、バスに乗ると到着までの時間が非常に長いというようなお話があります。それに対して、こちらの方は自家用車とほとんど変わらない時間で駅まで行けるといったことも一つの原因になっているのではないかと考えております。

また、抜本的な見直しということでございますけれども、前回の議会でも申し上げたと思いますけれども、現在のコミュニティバスというものに対する要求が、いわゆる公共交通としての通勤・通学等の足というような面と、それから、より細かいところまでバス停をつかって、そこからいろんな施設に行きたいという福祉バスのような色合いですね。そういったものがまだ混在しているのが現状ではないかと考えております。福祉部門のものにつきましては、例えばタクシーの補助制度といったものも含めた中で、いろいろと今後検討していく必要があるのかなということを考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○１０番（杉浦 敏君） じゃあ、よろしくお願いします。

それで、もう一つですが、三重県の玉城町というところでオンデマンドの乗り合いバスが運行され、多くの高齢者から喜ばれているというお話をちょっとさせていただきます。

玉城町というのは、人口が１万５,３６５人、面積が４０.９４平方キロ。ですから、弥富より少し狭いんですかね。度会郡玉城町というところで、伊勢市の西隣にあります。

簡単に紹介いたしますと、オンデマンドというのは、需要にこたえる、つまり利用者の希望に応じてバスを配車する乗り合いバスであります。玉城町では３台の８人乗りワゴンが使われ、利用者は町内１４６あるバス停から乗る場所とおりの場所を選び、希望時間を予約します。電話や公共施設にあるタッチパネル、携帯サイトから予約ができ、１週間前から利用直前の３０分前までの間に受け付けができます。もちろんすべての希望にこたえるのは無理であり、後の方になれば、利用者の希望を配車に合わせてもらっています。ルートも乗り合わせる乗客によって変わってきます。

こういった方式は、かつては配車やルート決定が大変な作業で、費用もかかりました。玉城町は東京大学が研究をしているシステムを安く借り上げ、社会福祉協議会に委託をし、運転手２名、オペレーター２名、このうち１人は運転手兼務で運営をしています。登録者は約１,０００人。多くは高齢者であります。施設に通う障害者や塾に通うのに利用する子供なども登録をしています。

以前は福祉バスが２台走っていました。年間で２万７,０００人の利用者がありましたが、住民からは、空気バス、がらがらバスという批判もありました。玉城町は、サービスを向上させたい。しかし、予算はかけられないと調べる中で、このオンデマンド交通にたどり着いた

わけであります。現状は、福祉バスのときに比べて費用が減ったわけでもなく、利用者もやっと福祉バスに追いついたところであります。しかし、バス停が53から146にふえ、これは利用状況に応じて増設や廃止がすぐできるようになっています。希望する時間に利用でき、利用者には大変好評のようであります。また、利用実態も詳しくつかめるので、今後のサービスに生かすことができると町の担当者は言ってみえました。

このように、ハードとソフトということからいえば、同じバスの車両というハードでも、ソフトの活用次第でその有効性が大きく変わってくると思います。こういった事例も大いに参考にさせていただき、もう一つの柱として、並行して研究をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えします。

11月14日に担当職員を現地の方で研修させました。その結果も含めてお話しさせていただきたいと思います。

まず玉城町のデマンドバスにつきましては、総務省のICT補助金を利用したものでございます。これは、いわゆるIT化をするためのいろんな補助金という形の中で動いているようでございます。これにつきましては、例えば今はやりといいますか、スマートフォンなどを利用して予約をするといったことで、基本的にはオペレーターはなしでできると。その中で、また有効なルートを検索するといったようなシステムでございます。ただし、予約の9割が電話によりオペレーターで対応しておるということでございまして、なかなかシステムの一番売りの部分がうまくいっていない部分があるのかなという形で思っております。

オンデマンドシステムに関しましては、そういったシステムを使って行うのがいいのか、または、いわゆるアナログになってしまいますけれども、人の力の中でやるのがいいのかということの問題はあるかと思えます。

また、到着時間というのがその予約状況によって変わってくるといったこともあるようです。ですから、同じバス停の中で定時的なものでやるというのは非常に難しい面があると。ただし、この東大のシステムはかなり優秀なものみたいで、そういったおくれに関してはどんどん学習させていくということ、こういう場合はこうだということを学習させていくという中で解消はかなりしていくといったことは伺っております。

ただ、デマンド方式といいますのは、空車は確かに防げます。空気バスというそしりはいただかなくて済むかと思えますけれども、一番の問題点としましては、個人で事前に予約をしなければならないということでございます。これは非常に煩わしい点があるかと思えます。そういったこともありますので、導入に向けては、そういったような問題を慎重に検討しながら進めていく必要があるのかなと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 直接現地へ行っていただいて調べてもらったそうなんですが、ぜひ引き続き検討してほしいと思います。

そこで、市長に伺います。

この前、7月25日から8月30日まで住民アンケート、企業アンケートを実施していただきました。アンケート結果につきましてはいただいたんですけども、例えば住民アンケートですと2,000名出されて、返ってきたのが945名、回収率が45.5%、企業アンケートにつきましては134社に発送して、戻ってきたのが43社ということで、ちょっと少ないんですけども、これを見ますと、やはりまず利用状況につきましては、きんちゃんバスを利用しているとの回答は全体の約1割となっておりまして、その使う頻度も月に1回から2回ということです。あまり利用されていないというのが現状です。

それで、とりわけこのアンケートの後の方に、改善についての要望ということで、どういふところを改善してほしいですかというアンケートをいたしましたところ、やはり便数をふやしてほしいという方が32.1%、これ「大いに要望する」と。「改善を要望する」ということを含めると、大体60%近い方。あるいは「やや改善を要する」という方を入れると、8割近い人が便数をふやしてほしいという要望です。また、ダイヤの改正についても似たような数字が出ております。

上記の要望が改善された場合の利用の意向としては、全体の約8割の人が改善されればますます利用したい。今まで利用していなかったが、利用するようになる。このように答えております。

私が先ほど申し上げたことと同じようなアンケート結果になっておるわけですが、先ほど申し上げましたように、この間ずうっといろんな試みをなされまして、しかし、なかなか思うような結果が出ない、成果が出ないというのが実際ではないかと思います。

私自身もしょっちゅうこういう質問をしているんですけども、なかなかじれったいなと思いますか、歯がゆいなという思いがしております。いろいろ頑張ってみえるんだけど、歯車がかみ合っていないというか、空回りしている、そんなような感があります。

かつて、この問題で市長に質問いたしましたら、杉浦がまたルートの問題やダイヤの問題で、また新しい問題ができたということで、しょっちゅうまた質問してくるということで、ちょっとうんざりされてみえたんですけども、私もそう言いたくないんですけども、実際せつかくあるんだったら、さっきのアンケート結果にもありますように、やはり多くの人改善されれば、ぜひ使ってみたいと思っておるわけでありまして。そういった意味でも、この際、市長も嫌がらずに、やはり市民の声をしっかり聞いていただいて、特にこれからますます高齢化社会を迎えてまいります。最重要の課題の一つではないかなと私は思っております。

す。この問題につきましては、かつて私、質問の中で、他の市町のお話をいたしまして、バスの問題、例えば職員さんの配置につきましても、この問題に専念する職員を配置したらどうだと、そんなような提案をいたしました。先ほどの木曽岬町のお話を聞きましたら、対応していただけたのが課長代理さんね。ちょっとお名前は忘れましたが、この人にお話を聞いたんですけど、この人もバスの問題で専任でやっていると。専らそのバスのことで私は職員をやっていますと言っていました。

木曽岬の場合、マイクロバス2台ですけれども、32人乗りのバスです。これが互い違いに走っておるわけですけれども、お聞きしましたら、この32人でも乗り切れんときがあると。乗り切れないと、9人乗りのワゴン車を後ろから一緒に走らせるそうです。人手がないと、その課長代理さんが自分で運転をずっとおりました。私、これ偉いなと思いましたのは、別にこのままねをしるっておるわけじゃないんです。こういう市民の要望に何かとこたえたいという行政の姿勢といいますか、これは本当にすばらしいなと思いました。

できるできないということの前に、市民の皆さんが困ってみえと。このときに、町としてできる限りのことをやりましょうよとおるわけでありまして、やはり服部市長におきまして、やはりそういった一種の型破りといいますか、発想の転換といいますか、やはり首長としてリーダーシップをとっていただいて、先細りになるんじゃないかと、より一層多くの市民の要望にこたえるようにするにはどうしたらいいんかということで、全力を挙げて知恵を絞ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

- 議長（伊藤正信君） 服部市長。
- 市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

地域公共交通という形の中で、私どもは平成22年から現在のバスを走らせております。そして、実証運行3年ということで、平成24年がその3年目になるわけですが、実は平成22年、23年度は国の補助金という形のもので、運行経費の約半分以上が確保されておったわけですが、当初からこの地域交通に対して全国で大変多くの数に参加され、その補助金の金額が大きく減額をしてきたわけですが、そして、平成24年度におきましてはほぼゼロに近いような状況になってまいります。本当に今現在の歳入歳出の大きな格差があって、正直言いますと赤字という形になっております。こういったことについては公共交通の検討委員会があるわけですが、そちらの方でも私ども行政側からいろんな意見を出しながら協議をしていただいておりますが、また次の機会という形の中では、こういう実態というものについて正直なところの話をさせていただこうというふうに思っております。

そして、今、杉浦議員がおっしゃるように、例えば木曽岬町においては自主運行という形の中でのバスを走らせるよう、あるいは玉城町においてはオンデマンドバスという形の中で、

必要な方にその都度走るといふ非常に効率的な運行形態をとっていただいております。そういったことも参考にしていかなきゃならないというふうには思っております。

また、バス停の数、あるいはダイヤ、そして運行日数というようなことについても、いろいろ精査を加えていかなきゃならないというふうに思っております。

平成24年度がほとんど補助金がないということを前提にしながら、どのような形で市民の方にコミュニティバスを利用していただけるかということについて正念場に来ているなというふうにも実際思っているところでございます。杉浦議員におかれましては、福祉バスのときから、このコミュニティバスに一貫して大変御心配をいただき、またさまざまないい御意見をいただいております。そんなことも検討委員会に、私どもとしてはその話として持っていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

担当職員を置いたらどうだというふうなお話でございますけれども、今それぞれの職員が多くの仕事を抱えながら頑張ってくれておるわけでございます。どういう形のものがいいか、一度検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

○10番（杉浦 敏君） 改善につきまして、市長の方からいろいろ前向きなお話をいただきましたので、ぜひ改善につながるように希望いたします、私の質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は14時20分からといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤正信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に堀岡敏喜議員、お願いをいたします。

○1番（堀岡敏喜君） 皆さん、こんにちは。

1番 堀岡敏喜でございます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

内容は、大きくは2点。一つ目に防災について、二つ目にうつ病など精神疾患対策についてでございます。

初めに、防災関連の質問を順次行ってまいります。

2011年は、3月の東日本大震災、夏の集中豪雨、台風被害と、災害に次ぐ災害に見舞われた1年であります。これらの災害によって多くのとうとい人命が失われました。その無念さにこたえていく意味でも、いかに教訓として生かし、弥富市民の安心・安全のために市の防

災計画を構築していくのか。私は、６月議会、９月議会におきましても防災対策について質問をいたしました。重複する部分もあるかと思いますが、確認する意味からも総括的に伺いをしてまいります。

869年に発生した貞観津波の研究を通して、東北太平洋沿岸への巨大津波について以前から警鐘を鳴らしてきた宍倉正展氏は、東日本大震災の巨大津波は、過去の災害史や地層を調べれば想定外の事象ではなかった。物的被害の防止対策はある程度見切らざるを得ないが、人命だけは何かあっても守られるよう、避難する場所や経路の整備と訓練、ハザードマップ作成など、ソフト面での対策が不可欠だとおっしゃっております。

中央防災会議の専門調査会が９月28日に政府に提出した報告書は、宍倉氏に代表される研究者の考え方を反映させる内容になりました。例えば中央防災会議が、貞観地震など古文書に記録のある津波を考慮の外に置いてきたことについて十分反省する必要があると明記をし、従前の想定手法の限界を認めております。

津波対策につきましては、二つのレベルの津波を想定する必要があるとして、一つ目に、住民避難については、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波。二つ目には、防波堤などの建設に関しては、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波をそれぞれ想定するよう政府に求めています。これは、住民の命を守るための対策に関しては今後想定外を許さないとの思い、意思の表明であると言えます。

この報告書を受け、政府は防災基本計画の抜本見直しを進めていきます。現基本計画では、津波は震災対策編の一つの事項として扱われているにすぎませんが、こうした津波の防災上の位置づけから見直すことを報告書は求めているのであります。

報告書は、津波対策について、地震から５分を目安に、原則として徒歩で避難できるまちづくりを求めています。また、大津波に襲われても、社会、行政機能が失われないよう、病院や役所を浸水の危険の少ない場所につくるよう提案をしています。国の防災計画の変更は、そのまま私たち自治体の防災基本計画の見直しにつながります。

大震災から９ヵ月が過ぎようとしております。弥富市でも、行政の総合力で災害に強いまちづくりが進められておりますが、確認をしてまいりたいと思います。

最終報告をまとめた河田座長は、地震や津波には歴史性、地域性があるので、各自治体が地域性に応じた対策を議論してほしいと訴えております。

弥富市におきましても、この地方に起こり得る災害を考えた場合、現存する記録を再度検証し、防災計画に生かしていくべきだと考えますが、市側の認識と対応をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、県は、平成25年6月をめぐりして新しい被害予想を行っております。その調査で歴史的資料の検証を行うことになっております。

具体的には、文献や資料を整理し、影響の範囲の調査、各市町村の歴史学的資料を調査、静岡県、三重県の県・市の歴史的資料の収集となっております。また、過去の津波、地質学的な調査といたしまして、ボーリング調査等を行うこととなっております。

弥富市は、残念ながら江戸時代には島で形成されていたような土地です。古い記録も少ない状況です。弥富町史にも具体的な被害については明治24年の濃尾地震以降のものしか見当たりません。災害の実態をつかむには有効な手段だと思っております。県の調査結果をまちたいと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 私も、ちょっと弥富の歴史を調べながら、広い範囲になりますけど愛知県の災害史というものをいろいろ調べてみたんですけども、古くは、愛知県という範囲であれば684年から、先人のこの地方に住む方々が後の人のためにということで記録を残していただいています、これほんの一部です。大体300ページぐらい実はありまして、とてもそれを見る時間がございまして、ここで先例として出すことはちょっとできないんですけども、ぜひこの弥富、一番最近では伊勢湾台風ということになりますけれども、台風被害、また地震被害というものが、年度でいいますと大体80年から100年に1度の割合でマグニチュード8クラス、7から8クラスの地震が起こっていると。台風も、これはコース、気象条件によりけりですけども、すごい被害が出るおそれがあります。これはその都度その都度の気象状況によって違ってまいりますので。ただ地形的に、これは日本全体に言えることですけども、今、人というのは平地に住んでいるわけで、もともとは川の流れた、積まれた砂というか、土の上に住んでいるわけで、どうしてもそういう被害が出やすいということが歴史を見ますと明らかであります。

ですので、しっかりこういった形で被害があるのか。今は弥富の方も湾岸の方の防災対策が進んでいまして、ある程度のものと防げるということになっていきますけれども、今回の東日本大震災を見る限り、過去に見たことがない。長くから住んでいらっしゃる方もそういうふうにおっしゃっています。ですので、見過ごすことのないように、ありとあらゆる可能性を見つける意味でも、しっかりと歴史から学ぶ部分は学んでいただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

報告書では、津波や水災害における被害の対策につきましては、被害の軽減のために5分で避難できるまちづくりが提起をされております。6月議会で私は、どの経路で、どこに避

難すればよいのかとお聞きをしました。市側の答弁では、民間の3階建て以上の建物を含め緊急の避難場所として協力をお願いしていくということでありました。

それを反映したハザードマップがこのほど個別に配布をされましたが、避難所の数が余りにも少ないと感じます。今後はどのような対策を考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 5分で避難できるまちづくりについてでございますが、弥富市において、これは津波のことを今言わせていただきますが、現在想定されています東海・南海の2連動地震については80分から90分で津波が到達するということになっております。また、これに南海、日向灘を含む4連動等ですと10分ぐらい時間が早まるのではないかと考えられております。これに、地震がおさまってから自分の身辺を確認するといった時間を考えますと、最低でも60分程度の余裕があるのではないかと。また、水害につきましては、台風等ですともっと早い時間から対応できるかと思っております。

今回配布いたしました防災マップでは、津波に対応できると思われる建物を掲載しております。また、高速道路につきましても、人道的に逃げ込むことについては拒否できないとの御返事をいただいております。

今後、なかなか市だけでは難しい面もございます。各自治会とも協力いたしまして、協定を結ぶ等をして、避難できる建物をふやしていくような努力を行ってまいります。

弥富市におきましては、津波到来が予想される60分以内で避難できるまちづくりを今後の検討課題として取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ハザードマップをつくるに当たって、弥富市として、民間の3階建て以上の建物をお願いをしたと思うんですけど、これというのは、文書でお願いをしたのか、それとも担当の方がその建物をお持ちの方に直接お話をしてお伺いしたのか、お願いします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 本来ですと、一軒一軒お伺いするというのが当然かと思いますが、あとも件数も多いということで、時間的な制約がございました。ということで、事前にアンケートをとらせていただきまして、こういったものに協力していただけますかといった形のアンケートをとらせていただきました。その中で、考えてもいいですよという方について説明会の御案内をさせていただいて、そこに集まっていた方に対して、いろんな不安もお持ちでした。こういった場合はどうなるんだと。そういったことに対する対処の仕方等を説明させていただいて、今回、数は少なくなりましたが、指定させていただいたということでございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） アンケートをとって、協力していただける方に集まっていたいて、それは本当に、集まっていた方には本当にお疲れさまでした。ありがとうございますと心から感謝を申し上げるんですけども、お願いする側でございますので、できたら、やっぱり一軒一軒、特に5分でいうところは地形的に難しい部分もあるかと思います。やっぱり拠点的にここは押さえないかんというところはもちろんリストアップされてしかるべきやと思いますし、そこにはやはり市職員みずから行って、しっかり事情をお話しして、協力を先にいただいとくと。そこから、枝葉で広げていくということが本当の正しい手法じゃないかなと私は個人的には思います。

自治会で防災マップをつくっているとか、また避難所を設定しているところというのは、全部人当たりで行きました。例えば分譲マンションなんかですと、やっぱり全員に了解を得なければならないわけで、それを理事会に合わせて提出をしていただくとか、理事会で承認をもらって、そこで初めてオーケーという話も出ます。本当に頻繁に起こるんであれば、またかということにもなりますけど、本当に50年、また80年、100年に一遍起こる。一遍起こってしまったら、その自治体自身が壊れてしまうような大災害が起こったときに、いや、うちはやめてよなんていうことを言う人なんて弥富市に一人もいらっやらないと思いますので、その辺はやっぱり危機感の共有ということをしっかり訴えていただいて、ぜひ口頭で、目を見て、触れ合ってやっていくことの方が協力にもつながっていくんじゃないかと思うので、今後もぜひ、ふえていくとシールを張っていくんですね。違いましたっけ。いいですけど、それがふえていく形をとっていただけるように、引き続き避難所として協力を応募していますというふうなメッセージを送ることも大切かなと思います。

続きまして、質問に移させていただきます。

次に、災害時の情報伝達についてお聞きをします。

これにつきましては、同報無線、テレビ、ラジオ、携帯電話などあらゆる手段を活用することが求められております。災害が予測されるときは勧告、警報、指示、災害時での緊急放送、災害直後での誘導、安否確認などが上げられますが、災害によって広域な停電が起こった場合でもしっかり機能するのか、市としての対策をお伺いいたします。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 先ほど御指摘のとおり、同報無線等でございます。これにつきましては蓄電池を持っておりますので、ある程度できるかと思っております。また、ケーブルテレビのテロップとか、エリアメールとか、安心メールなどもございます。そういったものを使いながら連絡をしていきたいなと思っております。

それで、きのうもお話ししたんですけども、エリアメールというものがございます。こ

れも停電のときにどうかという話は当然あるわけですが、現在、県もこれに取り組んでおります。県は津波警報等を即時に出すといったことを考えているようでございます。現在、サービスを行っていないa uとかソフトバンクにつきましても来年度にはサービスを開始する予定になってございます。

9月の台風の際に、名古屋市がこのエリアメールを使って情報を出したようです。非常に伝達としては良好な結果が出たということを言っておりますので、こういったエリアメールが中心になっていくのかなということも感じております。

また、現在、ミニFMというのを検討しております。これは、緊急放送を行うときに使うだけではなく、ふだんは一般的な行政ニュースとか、コミュニティーの情報とか、そういったものを流すことになっています。これは海部地区全体で検討されているという状況でございます。まだ確実なものではございませんけれども、そういったことも検討しております。これにつきましては、ラジオでとれますので、一般的なFMラジオで。非常に導入が簡単であるだろうと。また、有効な方法であるんじゃないかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 今、蓄電池というお話があったんですけど、これってどのくらいもつものなんですか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 今、正確な数字は覚えておりません。2日ほどもつというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 再度すみません。その蓄電池というものは、要は放送しますから、声を出す方も電気が要るわけですね。それと対になって初めて声が出るわけですけど、両方ともあるんでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 市の方は直結した発電機で対応させていただきます、発信する方は。受信する方は電池でという形になります。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 名古屋のときも、たしかエリアメール、最初に初動の市か、行政からの一つの勧告であるとか、そういったものを発信するにはすごく有効だったということはお聞きしておりますし、私もそれは絶対大事なことだし、続けていっていただきたいと思うんですけども、かなり今回、名古屋の台風なんていうのは広域やったわけですね。いろんなところから情報を得なければならないのが、広報車は1台しか走っていなかったとか、い

ろいろ聞いていますけど、部分部分的な情報収集ができなかったというのが今回の名古屋のすごい反省点だということもお聞きしています。そういう意味も含めまして、次の質問に移らせていただきます。

私は、3月議会におきまして要望させていただきましたが、東日本大震災の発生直後、あらゆる情報伝達機器が麻痺したんですよ。もう防災無線も動かなかったんです。津波につかりました。機械自身が壊れちゃったんですね。麻痺した状況で唯一機能したSNS、ツイッターを御紹介いたしました。

SNSとはソーシャル・ネットワーク・サービスの略でありまして、簡単に言えば会員制ブログ、日記です。代表的なSNSはツイッター、フェイスブック、ミクシーなどが上げられます。もっとわかりやすく言えば、交換日記みたいなものです。AさんとBさんがやる交換日記をみんなが見れると。これがAからBからCからDからだんだん人数がふえていく。そういう状況のものがいわゆるSNSの仕組みになっております。登録した会員すべての人が見れるというものです。これをインターネット上で行うのがSNSです。

弥富市のホームページは、お知らせ、募集しますなど、市民に向けたさまざまな情報が発信されておりますが、その反応はすぐにはわかりませんし、実際のホームページ閲覧者数以上に広報宣伝効果は望めません。ここでちょっとすみません、村瀬さんにお聞きしたいんですけど、きのう言っていました閲覧者数ってわかりますか。すみません、お願いします。

○議長（伊藤正信君） 山口課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 御答弁申し上げます。

ホームページのアクセス数でございますけれども、12月7日現在で14万3,395件となっております。以上です。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 14万3,395件、1日のアクセス数というのはわからないですか。

○秘書企画課長（山口精宏君） ちょっと調べておりません。

○1番（堀岡敏喜君） いつからこれはオープンしたんですって。

○議長（伊藤正信君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） お答え申し上げます。

今のホームページが始まったのは合併のときからございまして、18年でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 18年からというとな5年たっていますので、年で割りますと3万……。

○議長（伊藤正信君） 山口秘書企画課長。

○秘書企画課長（山口精宏君） 失礼いたしました。先ほどの単年単年の件数でございまして、この手持ちでは、21年度が14万9,986件でございます。22年度が16万106件となっております。

ります。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 年で14万あるということですね。わかりました。

ということは、端的に計算をして、一月で1万幾らか。30日で割りますと300人ちょっとということですね。

これは市の管理するM S Nスペースで情報公開をすれば、瞬時にリアルタイムでわかるということです。ホームページというのは一方向です。会員となる市民の反応がわかるようになります。広域な停電が起こったとしても、きのうも問題になっていました。サーバーが壊れてしまうとホームページは起動しないというのがありますけれども、S N Sですと、I Dとパスワードを持っておればどの端末からでも書き込みが可能です。I Dとパスワードを保持する会員が一人でもいれば、さまざまな情報を発信することが可能になります。災害時だけではなくて、平時でも生活における情報や行政情報、また観光情報、ことしの4月から観光課ができましたね。用途はさまざま考えられます。

これも専門のサーバーから立ち上げを考えますと、費用は約30万から40万かかりますが、既存のサーバー、いわゆるフェイスブックであるとか、ミクシーであるとかを使えば、お金はかかりません。

サイトの立ち上げも、インターネットができる人であれば、だれでも簡単にできます。地方自治情報センターラズディックでは、モデル事業を通し、日本全国で地方自治体における地域S N Sの検証も行っております。愛知県では、モデル事業となったのが安城市です。見ていただくと、すごく充実しております。アクセス数もすごく高いです。市のホームページよりもそちらの方がアクセス数が高いんです。

以上のことを踏まえて、弥富市としての認識と見解を伺います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 御質問の中で、防災の方の考え方でさせていただきたいと思っています。

本年から県ではツイッターを導入しております。これにつきましては、間違っただんな情報等が流れたときに、それを打ち消すということが一番メインに考えられているところでございます。

また、S N Sについてでございますけど、これは私の勉強不足でございますけれども、個人からの発信の場合、必ずしも正確な情報だけではないという可能性があるのではないかとこの心配がございます。現段階におきましては災害に対しての導入は考えておりませんけれども、今後勉強してまいります。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○ 1 番（堀岡敏喜君） 今、課長の方から率直な御答弁だったと思うんですけども、本当にわからなかったら、心配事しか多分浮かばないと思いますので、もちろんフェイスブックなんかだと実名登録になりますから、それも実名かどうかかわからんと言えはわからんのですけど、ツイッターなんかで、特に東日本大震災のときは安否の確認であるとか、避難所はどこにおるとか、だれそれを探してくれとか、そういったものが有効なものも有効でないものも飛び交ったのは事実です。ただでも、ソーシャルネットといいます。ネットの世界というのは、聞く側にもリテラシーというものがあまして、見る側にもです。出す側にもあまして、取捨選択は自己責任という形になってしまいますから、ですから、前から言っているように、愛知県が誤報を打ち消すためのアカウント、公式なアカウントをとっていらっしゃる。これを弥富市でもしっかりとって、地域のコミュニティのために入れと言っているんじゃないんですよ。情報の発信をしていただきたいと言っているんです。そうすると、答える必要はないですよ。皆さんは、弥富市から飛び込んでくる情報をお待ちしている。わざわざホームページに行ってみなあかんという情報ですと遅いんですね。弥富市から情報を発信する。私は、個人的ですけども、お知らせであるとか、いろんな弥富市の行事については、私はツイッターを持っていますので、勝手にリンクさせていただいて、そのときはスポークスマンとして働かせていただいています。ぜひそれは弥富市の仕事でございますので、行政でやっていただきたい、そういうふうに思います。

しっかり検証していただきまして、青森県の八戸で行っていた地域 SNS は、台風であるとか、防災のときに、地域 SNS のホームページが防災モードに変わって、ありとあらゆる地域での、弥富で言えば、どこそこの川が発表よりももっと水位が上がっているよとか、だれそれが流されたとか、あそこで火事が起こっている、そういう情報が寄せられて、SNS というのはつながりがありますので、もし誤報を流すようなことがありますと、うそつくなと来るわけですよ。消されてしまうわけです。ですから、掲示板のように中傷があったり、そういうことがあることはまずないと思いますし、それをまた管理しているのが、ホームページを持っている、アカウントを持っている弥富市が消すこともできますので、ぜひ検証していただいて、今すぐやれとはとても言えませんので、しっかり検証していただきたいと思います。

次の質問です。東日本大震災発生後、着のみ着のままで避難された方々は、やっとの思いで避難所にたどり着かれました。想定以上の方々が避難されたこともあり、そこにはプライベートなどなかったことは報道等で紹介され、問題となっておりました。着がえるスペースがない、授乳する場所がないなど、避難所の運営のあり方に課題を残しました。

6 月、9 月議会でも避難所の設備の充実につきまして質問をいたしました。中央防災会議の報告を受けて、弥富市でも新たな防災計画のために防災会議が行われますが、繊細な目を

持たれる女性の視点が不可欠であると考えます。市としての認識と対策を伺います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 避難所につきましては、現段階では、発生直後に十分な対策を行うことは非常に難しい問題だとは思っております。現段階では必要を感じておりますけれども、備蓄スペース等の問題等もございます。現段階では具体的な……。

○1番（堀岡敏喜君） 違います。女性の視点が。

○防災安全課長（伊藤久幸君） はい、そのところです。女性の視点についてですけれども、なかなかそういったスペースをつくるということが現段階では難しいところがあるなということを思っております。今後、現在具体策を持っておりませんけれども、検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 弥富市で防災会議が行われますけれども、女性というのは何名いらっしゃいますか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 現在2名でございます。

○1番（堀岡敏喜君） 全部で何人ですか。全体です。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 全体でことしから15名の予定でございますので、そのうちの2名ということでございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 15名中2名の女性が発言をされて、意見を出されるということ。これが多いか少ないかといいますと、どちらかというと少ないじゃないかなと思います。

東日本大震災を見ても、実際人があふれて、運営というのは大変だったわけですが、避難所で一番ずうっとそこに住む。そこに避難されて、生活を余儀なくされている方は、高齢の方であったり、子供さんもそうですし、女性の方が多いわけですね。プライベートがないがために、いろいろ女性の事情というのがあります。そういったことでかなり疲労が、震災でただでさえ命からがら逃げてきた中で、そこで生活していくのも苦なんですけれども、どんどん人間の尊厳といいますか、そういったものまでが奪われていくということがありますので、2名ですけれども、しっかり女性の視点というのを聞き取っていただいて、できる限り防災計画に反映していただきたいと思います。そこは強く要望しておきます。

時間がございませんので、次の質問に移ります。

大震災で明らかになったように、学校は被災者の避難所としても大変重要です。弥富市におきましては、耐震化は済んでおりますが、地域の防災拠点としてさらなる設備の充実が必要であります。このほど、国の第3次補正予算が成立をいたしました。この中の全国防災対

策費には5,752億円が盛り込まれ、防災としての道路整備や学校の防災機能の強化に充てられます。弥富市としての対策をお伺いいたします。

- 議長（伊藤正信君） 服部学校教育課長。
- 教育部次長兼学校教育課長（服部忠昭君） 堀岡議員の国の第3次補正予算に対する学校関係の対応についてお答えさせていただきます。

今回の国の第3次補正予算の内訳でございますが、公立学校施設の耐震化及び防災機能の強化に対し1,627億円が盛り込まれました。多くが校舎、建物の改築、耐震補強関係でございます。

弥富市は既に、議員御指摘のように校舎の耐震補強につきましては昨年9月で完了しておりますが、全国の公立学校の建物の耐震化率、東北3県は除きますが、今年度4月の段階で80.3%でございます。こういったことも踏まえまして、今回、今年度国が当初予算、1次補正予算、3次補正予算で財政措置されましたので、執行後の全国の耐震化率は約89%になると見込まれております。

弥富市の小・中学校では、先ほど申しましたように建物の補強は完了しておりますので、今回の3次補正での弥富市分の関係はございませんが、今後は学校の防災機能を強化するため、非構造材、体育館の天井材とか、窓ガラス、照明機器等でございますが、こうしたものの耐震補強に努めて、避難所としての防災機能強化を図ってまいります。

また、今年度、別の事業ではございますが、小学校の教室の窓ガラスの飛散防止フィルムの添付事業を行っております。

来年度、24年度予算になりますが、国は今後3ヵ年で全国の小・中学校に緊急地震速報受信装置、大きな地震の揺れが到達する前に校内一斉放送で警報音を鳴らすシステムでございますが、こちらを設置する計画と聞いております。市の小・中学校でも国の補助採択が受けられますよう計画しております。弥富市としましても、ハード・ソフト両面から学校の防災機能の強化に努めてまいる予定でございます。以上でございます。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- 1番（堀岡敏喜君） 防災機能の強化につきましては、6月議会、9月議会でも市の方にしっかり要望しております。3月の東日本大震災でもいろいろ問題になりましたけれども、これから事業計画を立てられて、来年度の執行ですもんね。立てていただくのであれば、体育館が主になるというのであれば、ぜひ出入り口のスロープのバリアフリー化ですね。あと、まだまだ和式のトイレがあるということで、節水タイプの洋式に変えていただくことであるとか、あとは水、備蓄食料等、前回の議会では課長の方からは3日分ということでしたけれども、食料だけではなくて、気持ちがいやされるようなものも含めて、しっかり考えていただきたい。あとは防寒対策ですね。そういったところもしっかり、できる限りとれる防災設

備を設けていただきたいと思います。

私、前も気になったんですけども、防災倉庫というのが各学校に置いていない。置けないんだと思うんですけども、本来であれば、各学校に置けなくても、すぐそこに持っていけるとところに防災倉庫が必要なんじゃないかなと思います。これは別の予算も出ておりますので、しっかり見過ごすことなく請求をしていただきたいと思います。

すみません、時間がないので次の質問に移らせていただきます。

大地震など大きな災害が起こった際、障害を持たれる方が独力で被災状況を把握したり、避難場所に移動するのは大変難しいのではないのでしょうか。こうした障害を持たれる方などの災害弱者を守るのは政治の責務であります。今回の大震災では、被災した可能性のある障害者の氏名などを自治体に問い合わせても、個人情報保護法により安否確認が進まず、孤立状態に置かれた人が多かったとされています。こうした事態を想定し、安否確認体制の整備や支援体制の強化など、障害を持たれる方の側に立った具体策の実行を考えなければなりません。

総務省の避難者情報システムの避難者登録については自己申告であるため、障害を持たれる方御自身は申告しにくく、全容把握ができませんでした。地方自治体が本人の同意を得なくても同システムに登録できるようになれば、安否確認もスムーズに行えますが、これには法改正が必要で、早急な改善が待たれます。

また、災害時に障害を持たれる方が一番困ることは、障害の内容によって異なります。聴覚障害の方はニュース・報道から正確な情報が得にくく、視覚障害のある方は道路の亀裂など周囲の状況把握が難しいのであります。そのために、障害を持たれる方に関する防災マニュアルやガイドラインをすべての自治体で作成することが必要だと考えます。ほかにも、治療のため医療用機器を携えなければならない方の把握と避難方法も含め、きめ細かく対応を考えなければなりません。市としての認識と対応を伺います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員のお話、全くそうだと思います。特に法の関係の個人情報の関係、これは非常にネックになっております。

それで、現在、本年度から、少数ではありますが、福祉避難所を開設させていただくということになっております。福祉避難所につきましては、発災直後に避難する場所ではなく、一般の避難所で生活することができないと判断した場合に移られるということで、これは先ほど言われました情報の伝達の後の話になってしまいますけれども、そういったことの取り組みも現在行っているところでございます。

また、災害弱者の方につきましては、各障害等で違ってまいります。やはりこの辺のところにつきましては、ふだんからの御近所づき合いの中でということも重要なことだと思いま

す。どうしても平時の公的、災害時の公的の対応というのは、人的な問題も含めまして難しい問題がございます。こういったところで、自主防災会の方等にもお願いする中で、避難訓練等をしていただけるならば、その中で要援護者の方、そういった方の把握をお願いして、そういった方たちに対する対処というものもお願いできたらと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 細かいことを言うようすけれども、障害によって、本当に目の見えない方、耳の悪い方、声が出ない方であるとか、また身体的に障害があって車いすでないと移動ができない方であるとか、また病気によって、医療機器をつけないと移動ができない方とか、一人では動けない。マニュアルというのは、これからつくるというんなら、これからつくっていいんですけれども、自治会に任せるとするか、例えば民生委員さんの情報であるとか、ここで公開しろとは言いません。ここでこういうことをしているということも言わなくてもいいんですけど、そういう方々が、例えば水害があったとき、地震があったとき、私はこうするんだという考えを示してあげないとだめだと思うんですね。そこまできめ細かくやって初めて災害弱者を守る政治の責任が果たせるんだと思うんです。今できていないのであれば、しっかりその辺は対策を組んで、まだ時間がありますよ。あした地震が来るかもしれないかもしれませんけれども、それでも一日も早く対応していただく。課長がおっしゃった自主防災会とか自治会と連携をとっていくということもすぐさまやっていただいて、さっきの緊急避難所もそうですけど、もっと連携をとっていただくと、コミュニケーションもとれますし、コミュニティも強くなるし、広がっていくと思うんですよ。ぜひここは細かく把握をしていただいて、ただ市が直接、例えば職員が行くとかいうことは難しいんだと思いますけれども、その方の了解を得て、だれがこのときはちゃんと見るとか、そこまで決めておかないと難しいんじゃないかなと思います。実際に大きな器械をつけてないと歩けないとか、移動できないという方がおりますので、それが御夫婦で住んでいらっしゃる。そういうことを考えますと、どうしたらいいのと。答えが出ないんですよ。ここを解決してこそ、やっぱり政治の力だと思いますので、ぜひ把握をして、どういうことをやっていくのか、具体的な方法をすぐにでも考えて、実行に移していただきたい、そういうふうに思います。

次の質問に移ります。

9月20日に東海地方を襲った台風15号によって、名古屋市内で計109万人の避難勧告や指示が出されました。これは、東海豪雨の際、勧告基準がなかったことと、一部で勧告がおくれたことが問題となり、河川ごとに危険水位を超せば、自動的に浸水の危険がある地域に勧告を出す仕組みに変えたためであります。避難指示や勧告を出すのは自治体の首長の判断にゆだねられています。しかし、気象庁が行った実態調査によれば、回答を寄せた1,374の市

町村のうち、実に４割強が避難勧告を出す明確な基準を持っていないという実態があります。弥富市における判断基準についてお伺いをしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 弥富市が避難勧告を出す場合ですが、地域防災計画上は次のように規定しております。

津波警報が発表されたとき、木曽川下流はんらん警戒情報が発表されたとき、破堤につながるような漏水等を発見したとき、木曽川下流において避難判断水位を超え、はんらん危険水位に達すると予想されるとき、その他、諸般の状況から避難勧告を要すると認められるときというふうになっております。

また、避難指示につきましては、津波・大津波警報が発表されたとき、木曽川下流はんらん危険情報が発表されたとき等となっております。

ただ、先ほど議員が言われましたように、数値的にここまで来たら、すぐに出すといった形のものは現段階ではとれておりません。こういったものにつきましては、今の基準を超えた場合、現地を確認して、危険度を実際に判断させていただく中で発令するといったことを考えております。ですから、超えたからといって、すべて発令するというわけではないということでございます。以上です。

- 議長（伊藤正信君） 堀岡議員。
- １番（堀岡敏喜君） まさに市長の判断ということになると思うんですけれども、先ほどのいろんな避難の準備といたしますか、その対策というのがとられていないのであれば、本当にその英断というのはすごく重要だと思います。

質問が飛んじゃいましたね、一つ。戻ります。

東日本大震災が発生した３月11日、そして大型台風15号が関東地方を直撃した９月21日ですけれども、両日とも、首都圏では一時ほとんど交通機関がストップしたため、通勤・通学者の足が奪われ、多くの帰宅困難者が生じました。阪神・淡路大震災でその対策の重要性が認識されましたが、今回は十分に機能しなかったことで、新たな対策拡充が求められております。広域の災害が発生し、中部圏における交通網が全部ストップしてしまった場合、帰りたくても帰れない人がここ弥富市にも多数出ることは十分に考えられます。そういう方たちに対して、市としてはどのような対応をしていくのか、お伺いしたいと思います。

- 議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。
- 防災安全課長（伊藤久幸君） 従来、帰宅困難者につきましては、徒歩により自宅まで帰るといったことが原則となっております。東日本大震災の発生後は、その場にとどまって交通網の復旧を待つということが検討されております。このため、会社等に備蓄品を整備したらどうかというような提案も行われております。

弥富市におきましては、特に水害の場合でございますけれども、他の場所への避難は難しくなると思います。市民と同じ避難所に受け入れを行う必要があると思います。避難所の場所につきましては、今後、看板等の設置を検討してまいります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） ぜひ、何や冷たいまちやなど言われないような対策をつくっていただきたい、そのように思います。

次の質問に移らせていただきます。

先ほども触れましたけれども、今回、個別に配られたハザードマップについてであります。水災害は津波、高潮、河川のはんらんだけではありません。局地的な集中豪雨によって雨水の排水が追いつかず、側溝などから水が漏れ、冠水することも考えなければなりません。ハザードマップにはこれらのことも反映し、対応しなければならないと思いますが、市としての認識をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

○防災安全課長（伊藤久幸君） 議員の御質問は内水はんらんに関するハザードマップということだと思います。内水はんらんですと、例えば山なんかですと、低いところがあって、順番に高いところがあるというようなことがありまして、割とつくりやすいといったことは聞いておりますけれども、弥富市のようにほぼ全域がゼロメートルの場合ですと、内水はんらの予想はかなり難しいことと聞いております。ちょっと業者にも聞いてみたんですけども、全域の内水はんらのマップをつくるのはかなり難しいことだというふうに答えがありました。現在は、過去に浸水に遭った場所、これは経験則として持っておりますので、そういった場所について現地確認をして、危険を感じた場合につきましては避難勧告、避難指示等を行うといった形で対応させていただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 私も20年以上弥富に住んでいるんですけども、降ったときに冠水した場所というのは広域にはないんですけども、通れなくなるくらい水がつかるところっていっぱいあるんですよ。そういうところというのは、ここでは一々言いませんけれども、多分そういう情報を持っていらっしゃるということですか。そういうところはしっかり札を立てるとかなんとかの対策をしていただかないと、新たに住んだ人はわからないと思いますし、出れないんですよ。道を通れないから、遠回りせなあかんと。結局それがまた次なる災害につながっていくみたいなこともありますので、そこもしっかり網羅してこそ防災対策じゃないかなと思いますので、取り組んでいただきたいなと思います。

防災システム研究所の山村武彦所長は、防災は事前対策が8割であると訴えられております。事前公助、事後公助の取り組みが万全に機能してこそ減災につながるのではないでしょ

うか。これを受けて、市民が参加・運営していく防災訓練も、より実践的で体験性の高いものに変えなければなりません。どうか服部市長のリーダーシップをとっていただきまして、来年度行われる防災訓練、実の結ぶものに変えていただくよう強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

あと何分ですか。

○ 議会事務局長（若山孝司君） 13分です。

○ 1 番（堀岡敏喜君） 急いで質問いたします。

うつ病など、精神疾患対策についてであります。

我が国は、年間の自殺者数が13年連続で3万人を超える憂慮すべき事態に陥っております。自殺者数が高どまりを続けている現実と向き合い、希望あふれる社会への転換を急がなければなりません。昨年1年間で自殺した人の動機に関する警察庁調査によると、うつ病などの健康問題が最多を占め、経済・生活の問題のうち就職失敗が増加し、仕事や家庭問題もふえております。自殺は、こうした要因が絡み合って引き起こされるのであります。それだけに多角的に対策を講じていくことが欠かせません。自殺防止は社会を挙げて取り組むべき課題だと考えます。

もう少し統計的なことを言いますと、3万人を超える自殺者のうち約7割が男性であり、そのうち30代、40代、50代、特に40代、50代で大半を占めます。原因は、先ほども申し上げたとおり、うつ病などの精神疾患が90%以上、最も多いとされております。ただし、これは通院歴がある方の統計であり、さまざまなストレスがきっかけとなり発症しているかもしれない方はその数には含まれておりません。また、驚くべきことは、未遂者を含むと10万人を超すという事実であります。

平成23年11月現在の自殺者数は2万8,391人であり、愛知県内は1,522名の方が亡くなっております。また、蟹江署管内で起こった自殺案件は、11月現在ですけれども16件起こっております。弥富市内では10件起こっております。ただし、これは弥富市で起こった案件でございますので、亡くなった方が弥富市に在住であったかというのは定かではないというところでございます。

何としてもこれをゼロにする対策を考えなければなりません。そのためには、最大の原因とされるうつ病とはどういう病気なのか知ることが大変重要であります。

認知行動療法の第一人者である大野裕先生は、「うつ病は必ず治ります。そのためにも、早期発見、早期治療が重要です」とおっしゃっております。うつ病とは脳の病気であり、心に症状が出る病気であります。そして、だれもがなり得る病気であり、適切な治療を受ければ必ず治る病気であるともおっしゃっております。万病のもとと言われる病気、風邪がありますが、この病気は、引いている本人もそばにいる人もお互いに症状から認識できているた

め注意し合えます。うつ病もここまで認知できれば、自殺に至ることもなくなるのではないのでしょうか。

しかし、現実にはうつ病になりたくない、見られたくない、まさか自分がといったような嫌悪感や偏見が先立って、指摘や発見をおくらせているように思われます。まずお伺いいたしますが、うつ自殺対策については、昨年9月議会におきまして私は同様の質問をいたしました。市側の答弁では、自殺対策のリーフレットの全戸配布や市民相談窓口を設けて啓発に努めているとのことでありましたが、現状での認識をお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） 堀岡議員の質問にお答えします。

弥富市におけるうつ病患者の人数は把握できておりませんが、現在、自立支援受給者証、精神通院でございますが、これをお持ちの方は610人でございます。そのうちの約300人がうつ病と診断されております。

うつ病の気づきは、初対面ではなかなかわかりにくいのが特徴であり、家族や同僚、上司など、周囲の気づきとかかわりが大切です。

国は、企業や事業所が実施する健康診断に精神疾患を盛り込む方針を固めておりますが、うつ病が疑われた場合には、アフターケアや、健診機関、事業所が連携をし、プライバシーに配慮した情報の共有や適切な措置をとっていくことが重要であります。

市としましては、自殺予防対策として、平成22年度に「支えあおう心といのち」というリーフレットを全戸配布させていただいたところです。ただいま議員からお話がありました。今年度につきましては、「生きていくことがつらくなっていますか？」というリーフレットを作成しました。これでございます。表紙に「絶望的な気持ちの底に沈んでいるあなた、とてもつらいですね。でも明けない夜はありません。そのつらさ、だれかに話しましょう。聞いてくれる人などだれもいない、そう思うかもしれませんが、そんなときのために医師やカウンセラーがいるのです」というようなことで、あと文字を少なくしまして、簡単にぼうっとしても読めるようなタイプにしております。末尾に、心の健康相談統一ダイヤル、それから自殺予防命の電話、内閣府自殺対策ホームページ、働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」、こんなところの案内をさせていただき、それから最後に、市役所の健康推進課、福祉課の電話番号を案内しております。

これを今年度につきましては、従業員数の多い主な事業所、それから医療機関、病院等に約3,000部ほど配布をし、うつ病から自殺につながらないよう啓発をさせていただいたところです。

また、来年度につきましては、地域や職場において自殺予防対策で活動していただける方、ゲートキーパーと言っておりますが、このような方を募集し、協議会を立ち上げたいと考え

ております。

また、うつ病の方の窓口相談は専門性が必要でありますので、ことし4月から福祉課に保健師を配置し、相談をお受けしているところであります。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 一言二言言いたいんですけども、時間がございませんので、最後にまた言います。

通告どおりの質問ですと、教員のメンタルヘルスについてお伺いするところでありますが、人事権が市ではないということですので、その概要だけ申し上げます。

近年、うつ病などの精神疾患により病気休職する教員が少なくありません。直近の文部科学省調査によりますと、精神疾患が原因で休職した公立学校の教員数は、平成21年度で過去最高の5,458名を記録し、17年連続で増加をしております。一方、病気休職者全体に占める精神疾患の休職者数の割合も年々高くなってきており、平成12年度に46%であったのに対し、平成21年度では63.3%に上がるなど、事態は深刻の度を増しております。

精神疾患の休職者が増加している要因としては、公務の多忙化によるストレス、保護者や地域住民からの要望の多様化に伴う対応の困難さ、複雑化する生徒指導への対応の負担増、職場の人間関係の希薄化などが指摘されております。

弥富市内の学校に勤める教員の方にも休職されている方が何人かいらっしゃるとう聞きをしております。教員のメンタルヘルスの問題は、教員個人の健康管理上の問題にとどまらず、児童・生徒の学習や人格形成に多大な影響を及ぼします。さらに保護者や地域の学校教育そのものへの信頼をも揺るがしかねません。極めて深刻な課題であります。弥富市としても、改善に向けて、しっかりと関係当局に働きかけていただきたいと強く要望いたします。

また、これは教職員に限ったことではありません。急増する職場でのうつ病に企業のメンタルヘルス対策として、労働安全衛生法の一部改正に伴いまして、来年度から企業におけるメンタルヘルス診療が義務化されます。産業医などが常駐している企業などではそれは可能だと思いますが、産業医などいない中小企業や零細、個人事業者などで実施されるかどうかは問題であります。

また、うつ病は職場だけの問題ではなく、市民は生活の中で、経済的なこと、人間関係、別の疾患など、さまざまなストレス要因と闘っておられます。まさに子供から大人まで発症し得る病気であります。しかし、きちんと治療を受ければ、必ず治るのであります。13年間連続で3万人を超す自殺者が出ている現状をどう打破していくのか、いかにゼロを目指すのか。まだまだうつ病や精神疾患に対しては偏見もあります。こうした状況が患者を内在させてしまっているのではないのでしょうか。知ってもらうことが一番であり、市におきましては、啓発と周知にさらに力を入れて行っていただきたいと思います。

同時に、行政としては、市民に対してもっと気軽に診療、診断を受けることができる環境を提供することが大切ではないでしょうか。現在、弥富市は、健康促進のために健康診断の受診を推進しておりますが、この中で、オプションでも結構です。メンタルヘルス診断を組み入れることはできないでしょうか。市としての見解をお伺いいたします。

○議長（伊藤正信君） 渡辺健康推進課長。

○民生部次長兼健康推進課長（渡辺安彦君） お答えします。

国は、企業や事業所が行う健康診断に精神疾患を盛り込む方針を示していますが、それと並行して、精神保険医療改革の推進として、認知行動療法の普及や精神医療体制の強化を進めるとしております。

事業所における健康診断で精神疾患の診断が普及すれば、特定健診にも盛り込まれるのではないかと考えております。

当海部地域におきましては、医師会の体制、また精神科医の数が少ないことなど、取り入れるにはその関係機関の協力や連携体制を整える必要があります。また、特定健診につきましては、海部地域統一の事業内容で事業を進めております。当地域の意見統一を図ることなども必要となってきます。このようなことから、今後の課題とさせていただきたいと考えております。御理解願います。以上です。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員、時間が近づいております。要約してください。

○1番（堀岡敏喜君） ぜひ自殺という最悪の結果を生まないためにも、未然に診療ができる、そういう体制を一日も早くつくっていただきまして、お願いしたいなと思います。

本当はいろんな事例がありまして、御紹介したいこともありましたが、時間がないということです。体も心も健康で、初めて健康と言えるんじゃないかなと思います。それでこそ普通に生活ができますし、そこにはやはり健康診断のことを推進することも大事ですけど、気づき合うということですね。健診を受けたから治る、わかるというわけじゃなくて、地域のコミュニティーをしっかりと強めて、あんた、最近大丈夫なのと気軽に声のかけ合いができるような、そこまで周知をされて初めて診療に赴くこともできるんだと思いますので、しっかり啓発に努めていただきまして、弥富市からは一人の自殺者も出さないという強い決意を市に要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（伊藤正信君） ただいままでで12人の一般質問が終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 発議第7号 旅費調査特別委員会の設置について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第3、発議第7号を議題といたします。

本案は、議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮十五郎議員。

- 1 2 番（三宮十五郎君） 先日の議会全員協議会で確認をされました中で、議会運営委員長が提出者、そして議会運営委員全員が賛成者ということで、特別委員会の設置について、今お手元に配付しております文書を読み上げますが、特別委員会の設置について、次のとおり特別委員会を設置するものとする。平成23年12月8日提出、弥富市議会議員 三宮十五郎提出であります。あと、議会運営委員の皆さんが賛成者ということでございます。

名称でございますが、旅費調査特別委員会。

設置根拠につきましては、地方自治法第110条及び弥富町議会委員会条例第6条でございます。

目的につきましては、ポートセールスに関する事項の調査でございまして、事実関係を確認するとともに、今後のこうした行政の海外での行政視察や出張に関してどうあるべきかということも含めて検討させていただき、議会の共通の認識、また市民の皆さんにも報告できるようにするために行うものでございます。

委員につきましては、定数8名でございますので、よろしくお願いいたします。

〔発言する者あり〕

- 1 2 番（三宮十五郎君） すみません。今、文書が「弥富町」になっておりました。私もうっかり読み飛ばしましたが、「弥富市」でございますので、訂正させていただきます。

- 議長（伊藤正信君） ただいま三宮十五郎議員から提案理由の説明がございました。

その中で「町」とあるのは「市」ということで改めていただきたいと思います。

これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

ただいま設置された旅費調査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、名簿のとおり選任することに決しました。

なお、正副委員長も名簿のとおりですので、よろしくお願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時25分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 佐 藤 博

同 議員 武 田 正 樹

平成23年12月 9 日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（17名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 4 番 | 小坂井 実   | 5 番 | 佐 藤 高 清 |
| 6 番 | 佐 藤 博   | 7 番 | 武 田 正 樹 |
| 8 番 | 立 松 新 治 | 9 番 | 山 本 芳 照 |
| 10番 | 杉 浦 敏   | 11番 | 安 井 光 子 |
| 12番 | 三 宮 十五郎 | 13番 | 渡 邊 昶   |
| 14番 | 伊 藤 正 信 | 15番 | 三 浦 義 美 |
| 16番 | 中 山 金 一 | 17番 | 黒 宮 喜四美 |
| 18番 | 大 原 功   |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

3 番 山 口 敏 子

3. 会議録署名議員

8 番 立 松 新 治                      9 番 山 本 芳 照

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

|                            |         |                            |           |
|----------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長                        | 服 部 彰 文 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄   |
| 教 育 長                      | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長                    | 伊 藤 敏 之   |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長   | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長                    | 石 川 敏 彦   |
| 会 計 管 理 者 兼<br>会 計 課 長     | 村 上 勝 美 | 教 育 部 長                    | 山 田 英 夫   |
| 総 務 部 次 長 兼<br>総 務 課 長     | 村 瀬 美 樹 | 総 務 部 次 長 兼<br>財 政 課 長     | 佐 藤 勝 義   |
| 民 生 部 次 長 兼<br>健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 開 発 部 次 長 兼<br>商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳   |
| 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 三 輪 眞 士 | 教 育 部 次 長 兼<br>学 校 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭   |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長       | 服 部 正 治 | 秘 書 企 画 課 長                | 山 口 精 宏   |
| 防 災 安 全 課 長                | 伊 藤 久 幸 | 税 務 課 長                    | 伊 藤 好 彦   |
| 収 納 課 長                    | 服 部 誠   | 市 民 課 長                    | 加 藤 恵 美 子 |
| 保 険 年 金 課 長                | 伊 藤 政 洋 | 環 境 課 長                    | 伊 藤 邦 夫   |
| 福 祉 課 長                    | 前 野 幸 代 | 介 護 高 齢 課 長 兼<br>いこいの里所長   | 松 川 保 博   |

|                   |         |             |         |
|-------------------|---------|-------------|---------|
| 総合福祉センター<br>所 長   | 佐 野 隆   | 児 童 課 長     | 鯖 戸 善 弘 |
| 農 政 課 長           | 半 田 安 利 | 都 市 計 画 課 長 | 竹 川 彰   |
| 下 水 道 課 長         | 橋 村 正 則 | 生 涯 学 習 課 長 | 八 木 春 美 |
| 十四山スポーツ<br>センター館長 | 花 井 明 弘 | 図 書 館 長     | 奥 田 和 彦 |

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

|             |         |     |         |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 若 山 孝 司 | 書 記 | 横 山 和 久 |
| 書 記         | 岩 田 繁 樹 |     |         |

6．議事日程

|        |                                                                   |
|--------|-------------------------------------------------------------------|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名                                                        |
| 日程第 2  | 議案第52号 弥富市税条例の一部改正について                                            |
| 日程第 3  | 議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について                     |
| 日程第 4  | 議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 5  | 議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について                                |
| 日程第 6  | 議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について                              |
| 日程第 7  | 議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について                                    |
| 日程第 8  | 議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）                                   |
| 日程第 9  | 議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）                             |
| 日程第10  | 議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）                            |
| 日程第11  | 議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                               |
| 日程第12  | 議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）                           |
| （追加日程） |                                                                   |
| 日程第13  | 議案第63号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）                                   |
| 日程第14  | 議案第64号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）                           |
| 日程第15  | 議案第65号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）                            |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（伊藤正信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 最初に、本日山口敏子議員からの欠席届が出ていますことを、さらに本日の議題に対しまして三宮十五郎議員から、皆さんの手元に資料配付の要望が出ていますことを確認して、日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、立松新治議員と山本芳照議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第52号 弥富市税条例の一部改正について

日程第3 議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第4 議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第5 議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第7 議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第8 議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第9 議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤正信君） この際、日程第2、議案第52号から日程第12、議案第62号まで、以上11件を一括議題といたします。

本案11件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

三宮十五郎議員、お願いをいたします。

○12番（三宮十五郎君） おはようございます。

少し声がおかしいんですが、どうも風邪のせいらしいので、御勘弁いただきたいと思います。

私は、通告に従いまして、補正予算の関係で市長及び関係当局の方にお尋ねをいたします。

最初に、一般会計補正予算に関連をいたしまして、私どもの任期中の定例会もこの議会が

最後でございますので、2ヵ年の事業で、皆さんの注目の中で行われております第2桜小学校の建設事業は、大変安い価格で入札されたこともございまして、その建設状況等が注目を受けておりますので、現在、予定に対してどの程度の進捗状況で、順調に進んでいるかどうか。また、検査や監督を強化するというところでいろいろされてまいりましたが、問題点等は今のところ出ていないかどうか、御報告をいただきたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それでは、（仮称）第2桜小学校建設工事の進捗状況ということで御質問いただきましたので、お答えをさせていただきます。

着工から現在まで約5ヵ月ほどが経過しておるところでございますが、現在までの主な工事の内容でございますが、くい工事が完了をしております。

進捗率は、11月末日の現在で18.0%というふうになっております。計画の進捗率は20.4%でありますので、2.4%ほど、若干工事がおくれているということでございます。これにつきましては、くい工事の際に、土の中に一部くいが残っておりまして、その対応と、9月20日の台風15号の影響によりまして計画進捗率に満たないことというふうになりました。しかし、23年度末には十分挽回できるということで、請負業者、並びに設計監理の委託業者の方から聞いております。

現在は、校舎棟につきましては、基礎地中張りの掘削工事を施工中でございます。プール棟につきましては、掘削が完了いたしまして、基礎・附帯工事に着手をしているところでございます。体育館棟につきましては、年内に掘削が完了する予定となっております。

何か問題点はということでございましたが、今のところ、特にとりたてて大きな問題はないというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） とりたてて問題はないということでございますが、とりわけ下請の皆さんたちに耐え切れないような苦勞をさせないような監督もしていただきながら、きちんと安全に工事が完成するよう、監督を強めていただきたいということを要望いたします。

なお、この問題に関連しまして、1,000人ほどの学校が400人くらいになるわけですが、弥富市におきましては、旧弥富地区につきましては、今まで各小学校区ごとに児童館をつくってございましたが、抜け目なく御計画されていると思いますが、今度は第2桜の方に児童館が行くというか、もともとそこにあるわけですから、こちらの方の学区には児童館がなくなるわけでございますが、その辺のことについてはどのようにお考えになっておられるかもあわせて伺いしたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 児童館の御質問でございますが、まだ今後の検討

ということでございますが、今現在、桜小学校は児童クラブがございます。下の方は、学校は特別教室を使っておりますので、そういうところも利用することも考えながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 学校が移転しなければ、多分そこを使う場合は工事もできないと思いますが、いずれにいたしましても、一日も早くそういう整備ができるように準備もしながら、予算執行を進めていただきたいと思います。

もう一つ、私もきょうは特に税収のことが一番中心で質問をする予定で通告を出しておきましたが、きのうの一般質問で、杉浦議員がバスの問題で質問をされて、市長も対応を強めていくというお話がありましたが、実は、私も愛西市の議員団の皆さんと一緒に玉城町に視察に行ったんですが、少し導入されたエピソードを紹介していただいて、本当に導入するかせんかにかかわらず、弥富市のバスの問題を解決していくに向けてのやっぱりヒントをもらえればいいんじゃないかということがありますので、少しこの今の予算執行の問題の中でも、これもまた大変大切な問題でございますので、質問させていただきますが、もともと玉城町も29人乗りのバスを使っていて、悩みに悩んでいたときに、たまたまこの仕組みがあることを知って、東京大学工学部の教室の方に、ぜひ一遍お伺いをしたいといって電話をしたら、今、兵庫県にその担当の教室の職員が出張しておるから、帰りに寄って説明させますから聞いてくださいというのが、そもそものこの始まりだったそうです。

それで、もともとこのシステムというのは、船の貨物をどのように有効に短時間で運ぶかということコンピューターでやっていた教室が、全国的にもバスのことがいろいろ問題になった中で、利用できないかということで、そのシステムをバスのシステムに移しかえたというもので、だから使用料も本当に格安で、2けたぐらい普通のソフトを使うのと違うぐらい安い価格で使えるということもありますが、問題は、今あちこちでまだそんなにたくさん普及していないこともありまして、教室の研究課題としてやっているということもありまして、それぞれの地域でこういうバスの運行、オンデマンドだけではなくて、その地域でバスを運行する上でどういう問題があるかというシミュレーションを、一定の条件を、多分こういうデータを下さいといってくると思うんですが、してくれるという。

それをやっていただいて、やっぱりこれはうちはやった方がいいと。このシミュレーションは今のところ無料でやってくれるそうですので、ぜひ一度できたらお願いをして、しかも、やっぱりそういうことはよくわかる。

私ども愛西市の議員団と一緒に視察に行ったときに、一つは、コンピューターでやることによっていろんな負担を軽くすることができる。それから、きのう堀岡議員が別の問題で、今までと各段に違ういろんなコンピューターの使い方があるということを言われておったん

ですが、これもやっぱりそういうものの一つで、今ある汎用的なシステムと独自のシステムを組み合わせたもので、非常に安く、便利に使えるということ。

当然初期投資は一定のものはかかるとは思います、そういうことで、弥富市にとって、特にきのうの質問の中でも杉浦議員が触れられたんですが、木曽岬町というのは、非常にそういう意味ではバスを使うのに便利な仕組み、町自身がそういう特徴を持っておるんですね。

弥富でも、旧の鍋田コースはやっぱり似たような状況だったと思うんですが、それ以外の複雑なところをどうするかということなんかも含めて一定のシミュレーションをしていただいて、このまちでバスを使うためにはどういうことを解決しなきゃいかんかという調査が、担当の人たちの話を聞いてできるということと、もう一つ、私がびっくりしたのは、登録しておることから、しかも全部コンピューターに入っておるわけですね、個人の人の。どこからどこへ、要するに健康講座や健康体操の講習に行く人たち、そこからまた乗り合わせて買い物に行って、うちへ帰っていく。ひとり暮らしや高齢の人たちがどういうふうに動いているか、必要ならいつでも取り出せるということで、見守りという点でも、福祉の担当課長が言ってみえたんですが、これはきちんと使うことができれば夢のようなシステムになるというふうな話もしておりましたが、いずれにしても今弥富市にとって一番緊急な問題は、今のバスをどういう方向に改善していくかということでございますので、ぜひここでバスを運行する上でどういう問題があるかということで、一つのシミュレーションをしていただくというのが、非常に参考になることだと思いますので、そういう点では、そういうことのきちんと理解できるような、やっぱりコンピューターを使うということもありますので、担当の方も含めて一度相談をしていただいて、必要ならそういう手も打っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） コミュニティバスの運行につきましては、3年間実証運行という形の中で、まだ2年もたっていない状況でございます。

ただ、結果としまして、議員のおっしゃるような危惧される点は十分承知しておりますので、きのう答弁させていただいたとおり、玉城町の例も当然参考にしながら、すぐにそれを実践できるかということ、今の状況の中では直ちにというわけにはまいりません。これはやはり参考にしながら、緊急に今のコミュニティバスの運行のあり方を改善しなきゃいけないということは十分承知しておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私が申し上げているのは、これをすぐ導入せよという話じゃないんです。

今のうちのバスのこの状態がどこに問題があるか、世界じゅうの港に貨物を有効に運ぶと

ということもあって、高度ないろいろな研究の積み重ねでそういうシステムを開発した東京大学工学部の教室が、これをバスに使えるといいということでやってあって、しかもそういう時期ですので、今シミュレーションは、市町村の要請があれば無料でやってくださるということですので、愛西市もそうですし、うちもそうですが、木曽岬のようにすんなりいかないいろんな条件がありますね。その中でバスを運行するとしたらどういうことが問題なのかということが理解できれば、今後の改善の上で、これは使わなくなつて非常にありがたことで、そういうことでいうと、やっぱりコンピューターをきちんと使えるというのはすごいことだなあと思って、私はアナログ人間ですのであれですが、ぜひそういう立場で一度、実際に本当に無料でやってくれるのか、使うか使わんかということを一関係にやってくださるということですので、そういうことも確認していただいて、もしそうだったら、早目にそういう条件についての調査や研究をやっていただければ、これは大変ありがたい話だと思いますので、そのことを考慮に入れて、今後お考えいただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほど総務部長の方が答弁させていただきましたけれど、今三宮議員の方から東京大学の先生のシミュレーションという形のものを、一度私たちも勉強することが必要だろうというふうには思っておりますので、また御案内をいただきまして、早急にお話をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） それでは、きょう一番私が質問したかった、市の本年度の税収の見通しの問題をお尋ねしますが、その前提といたしまして、今皆さんのお手元に、まず最初に、弥富市の税収の特徴についてお尋ねをしておきたいと思うんですが、この資料は、さきに保育料の問題は、弥富で本当に今そういう子育て世代の人たちが弥富市の財政に貢献をしておるし、苦労もしておるもので、上げるべきではないということを皆さんに訴えるためにつくった資料でございますが、その後、実際に皆さんの中でいろいろ話を聞いたり、それから尾張9市の税務当局、あるいは子供と人口の問題でもありますので、そういう担当の部署の皆さんの協力もいただいてつくったものでございますが、まず、一つの弥富市の特徴といたしまして、この一番最初の下表にありますように、旧の犬山だとか津島だとかこういうところは、みんな1,000分の3の都市計画税というものを取っています。これは全部1,000分の3取っていますので、市街化区域では、大体3割までは行かんですが、かなり3割に近いぐらいの固定資産税の上乗せが発生をしております。

それから法人超過課税というのを取っておりますが、こういうものも含めた税収でも、3枚目のグラフを見ていただくと、一番上が標準財政規模といいまして、市税だとか地方交付税だとか臨時財政対策債の、これは見込み額ですが、国が発表するもので、上段のグラフが

それですが、その下の方に破線で、この平成17年から22年にかけての各市町の税収、これは総額が載せてあります。弥富市は、22年度 1 人当たり17万円ということで、2 番目の稲沢市の15万1,000円だとかを押さえる、愛西市につきましては10万9,000円でございますので、断トツであるのと、もう一つは、多くの市がかなり大幅に落ち込んでいる中で、弥富市はほぼピーク時を維持しているという特徴がございます。

1 枚めくっていただきまして、4 ページには都市計画税を含まない固定資産税だけの税収ですが、弥富市は、平成17年に比べて 1 人当たりで 1 万8,000円ほどの増加になっておりまして、多くの市町が 5 万円台でありますから、2 倍ぐらいの差があるという特徴があります。

それから、もう 1 枚めくっていただきますと、これは個人市民税の動向でございますが、平成17年には、旧弥富町と十四山村の合計で 1 人当たり 4 万2,300円、これは、岩倉市の 4 万6,200円だとか犬山市や稲沢市に続いて 4 番目でございます。ピーク時には、弥富は 6 万200円、岩倉市は 6 万3,600円というような状態で、これは税源移譲だとか、定率減税の廃止だとか、それから老年者控除の廃止だとか控除の変更だとか、そういうことによります庶民増税と、もう一つは所得税から 5 %振りかえたことによる増税であります。その後景気の後退によりましてどんどん下がってきておりますが、上がり幅が高くて下がり幅が少なかったことから、弥富は、今、岩倉市と400円ほどしか違わない 2 番手につけているという、これはやっぱり働き世代の人たちがふえてきた特徴だと思います。あとは人口と子供の数、ゼロ歳から 4 歳までとゼロ歳から14歳までの子供の動向、それから全人口に占める子供の割合、こういうものを示してありますが、減った分、総合的に見ると、税収の面では際立っているということとあわせて、子供の数、人口でも総合的に見ると、やっぱり弥富が一番この間安定しているのではないかとということの後でゆっくりごらんいただきたいと思います。今は税収の問題でお尋ねをいたします。

そういう中で、平成23年度につきましては、もう大体最終的には見通しがつくような段階になってきた。あとは、法人税とたばこはまだ毎月変わっていく要件がありますので、そういうものを見ますと、大体前年度を上回るだけではなくて、場合によっては平成20年度のピーク時に近いものになるのではないかとこの辺に見ておりますが、この辺については、実際の税収の見通しは今どんなふうにお考えになっているか、お尋ねいたします。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員の方から、本年度の税収見込みということについて御質問をいただいております。お答えさせていただきます。

本年度10月末現在の市税全体で、調定額が77億2,732万円に対し、収入済額が54億2,888万円で、70.2%の収入率となっております。昨年の同時期と比較いたしまして、昨年は調定額が76億3,099万円で、収入済額が53億8,400万円となり、69.5%の収入率でござ

いました。

御質問の収入見込みは、市税全体で約74億1,800万円の収入を見込んでおるところでございます。前年度より約5,000万円増という予定でございます。

少し具体的な項目につきましてお話しさせていただきます。

基幹税である個人市民税、これは10月末同じでございますけれども、個人市民税の合計は16億6,800万円という形の中で、対前年度比としては98.9%でございます。そして、最も大きい税でございますけれども、固定資産税の合計は35億654万円ということで、101.3%の前年比でございます。それから、軽自動車税の小計におきましては6,619万円の済額でございます、102.7%になっております。そして、市のたばこ税でございますけれども、10月末現在におきましては1億8,761万円の収入済額となっております。前年度対比で108.1%でございます。これらの税を合計いたしまして、54億2,888万円という形の収入済額となっております。対前年度比としては100.7%というのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） そこで、いずれにしても弥富の市税の中で固定資産税の占める割合が極めて大きいことと、それからそういうものにも助けられて安定しておることが言えるんですが、いろいろの間皆さんとお話をして、確かに子育て支援の施策の充実によって、2世帯住宅にしたり、別棟を建てたり、あるいは区画整理の後に新たに買ったりということもありますが、もちろん西部臨海工業地帯というほかの市町にはない条件も大きい要因だと思います。

もう一つ、弥富の固定資産税の増収の要因というのは、この周辺の、以前は町でございましたが、市町の中で、市街化区域の中の農地の割合が多分一番高かったというふうに私は見ております。そんなこともあって、結局、農家の皆さんが相続税対策もありまして、借金をしてアパート、マンション、こういうものをつくるということが、もう一つは固定資産税がふえた。

私は、弥富の固定資産税がこういう状況になっているのは、今申し上げました、子育て支援等による働き盛りの人たちの定住が進んで、2世帯住宅にしたり、いろいろそういうことで持ち家に住む人たちの住居が与える影響と、それからもう一つは、西部臨海工業地帯に企業が立地してきたことによる影響。もう一つは、今、アパートなんかの影響というのがある。要するに、相続税をとってもつらくて払い切れないということもありまして、借金をしてこういうものをつくって、そうすると借金としては相殺されますので、その差額分を相続税として納めるかわりに弥富市にずうっと固定資産税を納めるという選択をしていただいたことが、実はこの結果になっているというふうに思います。

そういうことから、市街化区域に、以前、弥富市は1,000分の2で都市計画税を上乗せするということが議論されて、議会でも提案されたことがあります。当時、固定資産税が土地だけで毎年1割ぐらい上がっている、金魚もだんだん斜陽になってきておる中で、とてもそういう税を負担をするということになるとやっぱり耐えられんということで、住民の皆さんがこれは絶対やってもらっては困るということでやらなかったこともあって、結局相続税対策ということもありまして、アパートやマンション、賃貸しのもをつくる、固定資産税を払うという仕組みになってきておって、他の市町の都市計画税を取っておるところよりもはるかにうちの税収が、そういうものによって支えられておるということが一方であるわけです。

もう一方で、人口がふえない中で、こういう賃貸しアパート、私の先日の一般質問でもお尋ねしたことです。空き家ができたり、いろんなことが今起こっていて、この状態では、都市計画税なんかを乗せたらばたばたと倒産するような事態が一方であります。今の条件を大事にして、本当に皆さんが生活も営業もできる、そしてますます多くの人たちにこのまちに住んでいただくというようにしていく上でも、私は、今市長も、歴代の町長、市長の方々は都市計画税は当分考えないということを書いてきてくださったんですが、特にそういう今、例えばあま市が合併後5年以内に新たに都市計画税をなんていう議論をされておるようでございますが、弥富市のこの状況から見ると、今の状態を継続することの方がはるかにメリットがあると思いますが、市長はどのようにお考えになっているか、お聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

都市計画税の導入等々の問題でございますけれども、今、税収におきましては大変厳しい現状が一方ではあるわけでございますが、私どもとしては西部臨海工業地帯の固定資産税の奨励金というのがございまして、これがピークになるのが平成26年、もしくは27年の前半ぐらいになると思いますけれども、こういう形の中では約5億5,000万ぐらいの税収が見込める状況になってまいります。そうした形の中におきまして、都市計画税等々の問題につきましては、今のところ考えていないという状況でございます。

何とか、この二、三年のところが大変厳しい状況ではありますけれども、財政の健全化ということで、身の丈の予算ということの中で乗り切っていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひ本当にみんなで支えて、今の弥富の税収が担保されておるということを御理解いただいて、必要な、特に行政としてのイニシアチブをとっていただきたいと思います。

それとあわせまして、実は臨海部への奨励金ですね、今市長がおっしゃられた。これが今までに、23年度分まで含めまして既に10億円を超えた奨励金の交付になっております。これもまた、弥富の市民の皆さんにとっては、ええっそんなにかということが、今市長がおっしゃったように、まだしばらく続くわけですが、だけど私は、他の市町がいろんな奨励金を出して企業誘致をしておるわけですが、弥富市は都市計画税を取っていないわけですからね。名古屋市も1,000分の3、それから旧市はみんな大体1,000分の3、最近になって県下で幾らか1,000分の2にするとかそういうところが出てきておるような気がしますが、奨励金の制度を使わなくても非常に、特に県の企業局用地は別ですが、向こう側はもう全部市街化区域ですからね、臨海工業団地は。そうしますと、毎年名古屋市なんか比べて3割近い固定資産税の減税がされておるという状況でございますので、奨励金制度は、今の制度の期限が切れたらぜひもう延長せずにそういうことも理解していただく。毎年ほかの市町に比べて3割近い固定資産税の減税が事実上あるということですので、そういう方向でひとつ御研究いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大変厳しい状況の中で、それぞれの市町村、あるいは自治体というのは、企業の誘致合戦が過去からあるわけでございます。

そうした形の中で、一昨年も、この固定資産税の奨励金に対しては、議会の皆様にも御承認をいただいて、5年間延長するということで決定をさせていただいたわけでございます。

固定資産税の全体の伸びもあるわけでございますけれども、そういったような数字も見ながら、今後どうするかということにつきましては、また議会の皆さんと御相談申し上げていきたいと、このように思っております。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） もともとあそこに来る企業というのは、ああいう港湾関係の企業ということが前提で、一般企業対象ではありませんし、この造成のためには相当莫大な工費もかかっているということや、それから他の市町との競争ということを言うと、一時的に、3年、4年ではなくてずっと当分、恐らく私は、弥富の市民の皆さんの生活の状況や今の納税状況からいうと、そう簡単に都市計画税を導入するようなことはできないことも明らかでございますので、その辺は、今後の企業誘致に対する考え方についてもきちんと説明できるし、十分他市と競争力があると思いますので、この有利な点も生かしていただいて、ひとつ御検討いただくということを要望しておきたいと思います。

それと、この一般会計の質問の最後のところで、本年度は、課長の皆さんが亡くなったり、また退職されたりというようなことで、どうしても弥富の場合は職員の定数という問題で言いますと、保育士等が多かって、本庁の職員がそういうしわ寄せを食っているということも

ありまして、そこへ事務事業がどんどん大変な状況になってきているということから、そういう御苦勞もあると思いますし、それから安井議員の前の質問の中で、村瀬次長の方から、若い人たちがほとんどを占める保育士さんたちでさえ、生理休暇も一人もとっていないということが報告されておりますが、大変激務でありまして、これから子供を産んで育てていく人たちが、私も監査委員をやっておったときも何回も指摘をしたことがあります、有給休暇も平均で半分ぐらいしか消化をしていないというような状態でありますので、本当にそういう母性に対するきちんとした対応もしていく、職員の健康も守っていく。そして十分いろんな制度やそういうものに精通して、自分の職務が、市長がいう市民のために役立つ市役所職員になっていただく。職員の皆さんが健康で、そういう意欲に燃えた仕事をしていただくことは、はるかにいい条件を生み出すわけでありますので、そういうことにも十分配慮して必要な職員を確保していただく。

それから、特に保育所だとか、それから児童館が、私たちも知らない間に、今まで正規職員が配置されていたのが全部非常勤職員になっているということがありますが、やっぱり将来の子供たちのためにも、そういう激務をサポートする上でも、可能な限り正規職員にしていく。

特に児童館なんかにつきましては、同じ学年の子供たちだけでなく、ずうっと大きい子供から小さい子供までというようなつながりの中で、やっぱり人間社会のつながり方について自分の体験を通じて子供が成長していく。特に弥富市の場合は、トワイライトスクールですか、学校にそういうものを児童館があるからということで、つくらないということを決めてやってきておりますし、今、栄南学区では、あそこの特徴から、保護者や子供や先生たちの声も聞いて、無理のない方法で児童館を活用する方法を考えていくということも御心配いただいているところでありますが、どんどん子供をめぐる環境や条件が変わってきている中で、次の世代を担う子供たちが安心して成長できる場を保障していくというか、今はやっぱりどうしても大人になり切れない子供たちが非常に多い中で、非常に大事な場所でもあると思いますので、特に職員の健康を守る、それからその職務が安定して果たせるような仕組みというのを、市長を初めとして特に人事に携わる人たちがしっかりとした立場で、必要な人材、職員を確保していくということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

全国的に保育士というのが、今、不足の時代でございます。これは、保育士の仕事そのものが非常にタイトであるということも、一方では私どもも十分承知しているところでございます。

それと、私どもも今年度から6ヵ月という乳児から扱うようにさせていただいております。そうした大変厳しい経済状況の中における保護者の皆様の考えというようなものもございます。待機児童をなくしていきたいというふうには思っておりますけれども、いずれにいたしましても今若干名あるわけでございますが、保育士、あるいは臨時職員というのが大変不足しております。まずは、全力的に臨時職員を含めて、新しい人材センター等も含めて、保育士の確保に当たっていききたいというふうに思っております。

来年度の採用といたしましては、当初の計画よりも現状では三、四名増員という形で考えておるところでございます。そして、全体の保育所の運営をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

また、職員の方でございますけれども、大変不幸なことに亡くなり、また退職者ということを出してしまいました。そういうような中で、こちらの方も来年度の計画におきましては数名上乘せして採用計画をさせていただきました。そんな形の中で、現状の職員が無理のないような形を常に目配りしながら、仕事の運営に当たっていただきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、職員の健康管理につきましては、上司を中心としてしっかりとやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひそうして、本当に市民の要請にこたえられる市役所にしていただく努力を強く求めて、国民健康保険の特別会計の関係でお尋ねをさせていただきます。

実は、今回のさきの改定で全体としては値上げになりますが、私どもは市議団として、通常は市民の新たな負担になるようなことについては賛成しないということが原則的な立場であります。特に今みたいな時期でございますので。しかし、前年も2億3,000万円の一般会計から支援をする、そして積立金も全部取り崩してというような状況の中で、所得が減り続けて、ますます厳しい中で負担をお願いをするということもありまして、もう少し高い税率で予定をしておりましたが、私どもとしてはとても納得し難いということで、再三にわたって担当課長や副市長等にも申し入れを行いまして、議論をさせていただき、説明いただいて、最終的に私どもが賛成をしたのは、引き続いて本年度当初予算では2億円で、前年に比べて3,000万削るということになっておりますが、上げ幅を圧縮してこの3,000万円は入れていくという説明もございまして、まあ万やむを得んかということで、正直なところ断腸の思いで賛成をさせていただいたわけでございますが、実は、その前後いたしまして、多分前だったと思いますが、予定していなかった交付金が入ったということだとか、もう一方で、国民健康保険税が、私どもが説明いただいたのは、22年度1人平均9万390円であったものが、まずほぼ間違いなく9万6,658円程度になるという説明をいただいて、6%、7%ぐらいの値

上げ、しかも低所得の人については可能な限り値上げしない仕組みをとっていくということもございましたが、結果的には、やっぱり複雑な計算がありますので、その数値を違えられたのかどうかわかりませんが、現在出ている調定額で見ますと、1人平均9万9,432円ですか。だから、1人当たりで3,000円弱の値上げになっております。そのことから、その額で大体3,200万円ぐらいですね。

今後、所得が下がっている時期でございますので、必要な医療や保険税でも軽減をしていくということもお考えいただいたら、一時的に今回よかったからということではなくて、またそういう約束をして値上げを私ども賛成したわけでございますので、ぜひこの3,000万円については年度末までに繰り入れていただいて、健康保険が必要な医療費や保険税の減額にも対応できるような準備をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） それでは、お答えいたします。

一般会計の繰入金につきましては、今年度2億円ということでさせていただいております。

今後、予定どおり3,000万円の繰り入れを行いまして、それで不用分が出た場合は、基金に積みめればと思っております。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次に、介護保険の収支についてお尋ねをいたしますが、一つは、ことし、全部基金を基本的に取り崩した状況になっておりますが、あと幾らかあるやつも使うということでございますが、前年の決算、22年度の繰越金が2,600万円ほどありまして、以前はほとんど繰越金はなしくらいの会計状況でございましたが、最近はどんどんふえてくるということもあって、多分少し支出を多目に見積もったとか、そういうこともあると思いますが、この今の状況でも前年度末と似たような状況ですか。それとももっと厳しい、繰越金は次年度にほとんど行かんというような見通しでやっておられますか。いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 松川介護高齢課長。

○介護高齢課長兼いこいの里所長（松川保博君） お答えいたします。

さきの一般質問の中で、基金の残額は650万ということで報告はさせていただいておりますが、これにつきましても最高でそれぐらい残るつもりということでございますので、給付費等、まず今後の見込みはふえると思っておりますので、使い切りまして、残額はゼロの形になると思っておりますので、報告させていただきます。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） そこで、一般質問のおとついでしたか、安井議員への課長の答弁の中で、段階はふやすけれども、一番下の段階、下の多分二つの段階だと思っておりますが、そこ

の全体の平均、基準の保険料に対しての0.5%で変えないと、上の方でふやしていただいて、全体としてそこも安くしていくという御答弁がございましたが、実はひとしく介護保険を皆さんに広く薄く負担をしていくということで、生活保護の人にも負担をしていただいておりますから、そういうほとんど収入のない人も負担をしてくださいということで始めたんですよね。ところが、生活保護の人たちは、生活保護費に保険料分と、それから介護給付を受けた場合は、その介護給付の関係の費用等を上乗せして給付されるという仕組みになっておりますので、生活保護の人も負担しておるから負担するのは当たり前なんてのは、もう全くこれはない人たちから無理やり取り立てる。

もともと最高と最低が1対3なんていうような負担制度というのは、国民健康保険でも後期高齢者医療制度でもいろんな税制でも、ないわけですよね。また、これは当然年金にしたら、それからほかの、保険制度そのものが、一つはそういう必要性に応じて一定の割合を負担するということですが、もう一方で、収入の多寡によってできる負担をするという仕組みになっているわけですね。だから公平ということだと、その両方がきちんと担保されない公平さは伴わない。こんな最高と最低が1対3というようなむちゃくちゃな基準、だから結局、国がどういう、皆さんもお聞きになっておると思いますが、段階をふやしてというのは、この下の方をもっと下げんと、年金から天引きするもんで入っておるだけで、お金を全部渡しておいて払ってくださいといったら、こんな収納率には絶対にならないんですね。

しかも、私の知り合いの方で、お2人とも障害がある方ですが、70近くまで働いてこつこつためたお金で、今、御主人は特別養護老人ホームに入っています。一応非課税所得が一番最低ということで6万円なんですけど、おむつやいろんなものを入れると大体平均月8万円。お2人の収入は、今、年金で15万円ぐらいで、8万円払って、もうこういう人たちは減税の恩恵も何にもないんですよね。ところが、課税所得の多い人、例えば1,000万円を超えるような税金がかかる所得がある人たちというと、部屋代なんかでも半分は医療費控除の対象にすると。病気なんかで医者にかかったときには、合計で年間で200万円までは医療費控除にすることで、100万円の税金の還付が受けられるんですよね。事実上減税になる。

そういうことを考えたら、今のやり方は公平さのかけらもないやり方でありますので、ぜひ今後の検討の中で、本当にその日の暮らしに困って、私も一般質問で申し上げましたように、300円の給食サービスの負担がでкинもんで100円でも200円でも助成してもらえんかと。同じような条件で、私たちは3食を2食にして何とかやりくりしておるという人たちもお年寄りの中にはないわけではありませぬので、そういう人たちから標準の3分の1いただくというような仕組みは、国そのものがこれを変えないと、市長もおっしゃられましたが、制度そのものを変えないともうもたないという状況になってきた中で、とりあえず緊急避難で段階をふやして、そういう低所得者の人たちの救済をしなきゃいかんといって国が言い出した

制度なんですね。

隣の蟹江町なんかは、早くから、下の２段階までの非課税世帯の人は申請なしで半額に減額するという制度にされておりますんで、ぜひこうした周辺市町の状態もごらんいただいて、今後の計画策定に生かしていただき、必要な人たちに必要な支援をしていくという、弥富の福祉を後退させないという、市長の最初の私の一般質問の中でおっしゃった立場を市として守っていただくように要請したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平成24年度から向こう３年間の介護保険を新しく発足していかなければならないという形の中で、今、策定委員会も立ち上げ、いろんな角度から検討していただいております。

安井光子議員のところでもお話をさせていただきましたけれども、社会保障と税の一体改革というふうに今政府はおっしゃっているわけですが、一つ一つの社会保障、例えば年金であるとか介護であるとか、あるいは福祉であるとか医療であるとかという、それぞれの今現状の制度というものを見直していかないと、税ということに対する、これは基本的には消費税の問題になってくるわけですが、その整合性がとれないだろうというふうに思うところでございます。

そうした中での介護保険制度のあり方というのは、なかなか今の段階では見えておりません。基本的には地方の方でしっかりとやりなさいというような状況ではないかなあと思っております。なぜならば、１号被保険者の保険料が20%から21%に上がるとか、そういう個々のことを考えても、国の方は、社会保障と税の一体改革ということはほどほど遠いんじゃないかというふうに私自身は認識をしております。

そうした形の中で、じゃあ市町村独自で第５期を考えていかなきゃならないわけですので、先ほど三宮議員がおっしゃったように、近隣市町とか先進地の例を見ながら、現在の６段階制からどういう段階に持っていくかということを十分検討していきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、高齢化社会における介護のあり方、社会保障のあり方というのが本当に厳しくなってきたなあというふうに思うところでございます。また、策定委員会の中でしっかりと詰めていきたいというふうに思っております。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○１２番（三宮十五郎君） ぜひそのように議論を進めていただきたいと思います。

安井議員も一般質問の中で強調し、市長もお答えいただいておりますが、国に対して要請していただくこととあわせて、愛知県が福祉医療に一部本人負担制度を導入するとか、あるいは所得制限を設けるとか、そういうことが、最近、識者の会合の中で提起をされてお

りますが、本当に子供の医療費無料制度等につきましても、もともと県と市町村の2分の1負担でやってきて、今は多くの市民の要請にこたえて小学校から中学卒業までの通院費用を市の負担でやっておりますが、県が全県的にも中学校までがほとんどになってきておりますので、半分持ってもらえれば、弥富市は年間五、六千万助かりますので、ぜひ県が後退させないようにということとあわせて、そういう全県的な動向も見て、必要な支援をしていただくように強く要請していただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（伊藤正信君） では、以上で質疑を終わります。

本案11件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第63号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第64号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第65号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（伊藤正信君） この際、日程第13、議案第63号から日程第15、議案第65号まで、以上3件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 本日提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第63号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,654万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を152億2,681万9,000円とするものであります。

歳出の内容といたしましては、各款共通で人件費につきまして、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い補正をするもの、当初予算編成時において配属予定の職員に支給する給料等で積算した額と、実際に配属した職員に支給する給料額の差額を補正するものであります。

次に、議案第64号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い人件費の補正を行い、歳入歳出予算の総額を6億5,405万2,000円とするものであります。

次に、議案第65号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、弥富市職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い人件費の補正を行い、歳入歳出

予算の総額を10億6,206万3,000円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（伊藤正信君） 議案説明は省略をさせます。

これより質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

本案3件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時01分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 立 松 新 治

同 議員 山 本 芳 照

平成23年12月20日

午後 2 時00分開議

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 堀 岡 敏 喜 | 2 番 | 炭 竈 ふく代 |
| 3 番 | 山 口 敏 子 | 4 番 | 小坂井 実 |
| 5 番 | 佐 藤 高 清 | 6 番 | 佐 藤 博 |
| 7 番 | 武 田 正 樹 | 8 番 | 立 松 新 治 |
| 9 番 | 山 本 芳 照 | 10番 | 杉 浦 敏 |
| 11番 | 安 井 光 子 | 12番 | 三 宮 十五郎 |
| 13番 | 渡 邊 昶 | 14番 | 伊 藤 正 信 |
| 15番 | 三 浦 義 美 | 16番 | 中 山 金 一 |
| 17番 | 黒 宮 喜四美 | 18番 | 大 原 功 |

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

| | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 10番 | 杉 浦 敏 | 11番 | 安 井 光 子 |
|-----|-------|-----|---------|

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（31名）

| | | | |
|----------------------------|---------|----------------------------|-----------|
| 市 長 | 服 部 彰 文 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 下 里 博 昭 | 総 務 部 長 | 伊 藤 敏 之 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 平 野 雄 二 | 開 発 部 長 | 石 川 敏 彦 |
| 会 計 管 理 者 兼
会 計 課 長 | 村 上 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 英 夫 |
| 総 務 部 次 長 兼
総 務 課 長 | 村 瀬 美 樹 | 総 務 部 次 長 兼
財 政 課 長 | 佐 藤 勝 義 |
| 民 生 部 次 長 兼
健 康 推 進 課 長 | 渡 辺 安 彦 | 開 発 部 次 長 兼
商 工 観 光 課 長 | 服 部 保 巳 |
| 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 三 輪 眞 士 | 教 育 部 次 長 兼
学 校 教 育 課 長 | 服 部 忠 昭 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 服 部 正 治 | 秘 書 企 画 課 長 | 山 口 精 宏 |
| 防 災 安 全 課 長 | 伊 藤 久 幸 | 税 務 課 長 | 伊 藤 好 彦 |
| 収 納 課 長 | 服 部 誠 | 市 民 課 長 | 加 藤 恵 美 子 |
| 環 境 課 長 | 伊 藤 邦 夫 | 福 祉 課 長 | 前 野 幸 代 |
| 介 護 高 齢 課 長 兼
いこいの里所長 | 松 川 保 博 | 総 合 福 祉 セ ン タ ー
所 長 | 佐 野 隆 |
| 児 童 課 長 | 鯖 戸 善 弘 | 農 政 課 長 | 半 田 安 利 |

| | | | |
|--------|---------|-------------------|---------|
| 都市計画課長 | 竹 川 彰 | 下水道課長 | 橋 村 正 則 |
| 生涯学習課長 | 八 木 春 美 | 十四山スポーツ
センター館長 | 花 井 明 弘 |
| 図書館長 | 奥 田 和 彦 | | |

５．本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 若 山 孝 司 | 書 記 | 横 山 和 久 |
| 書 記 | 岩 田 繁 樹 | | |

６．議事日程

| | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第52号 弥富市税条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について |
| 日程第 7 | 議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について |
| 日程第 8 | 議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 9 | 議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第10 | 議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第11 | 議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第12 | 議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第13 | 議案第63号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号） |
| 日程第14 | 議案第64号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第15 | 議案第65号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号） |

（追加提案）

| | |
|-------|---|
| 日程第16 | 議案第66号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 7 号） |
| 日程第17 | 議案第67号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第18 | 議案第68号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第19 | 発議第 8 号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について |
| 日程第20 | 発議第 9 号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書 |
| 日程第21 | 閉会中の継続調査について |
| 日程第22 | 閉会中の継続審査について |

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時00分 開議

○議長（伊藤正信君） 皆さん、御苦労さんです。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（伊藤正信君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、杉浦敏議員と安井光子議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 2 議案第52号 弥富市税条例の一部改正について

日程第 3 議案第53号 公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する  
条例の制定について

日程第 4 議案第54号 弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する  
条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第 5 議案第55号 弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第56号 弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について

日程第 7 議案第57号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 8 議案第58号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 9 議案第59号 平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第10 議案第60号 平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第11 議案第61号 平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第12 議案第62号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第13 議案第63号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第14 議案第64号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第15 議案第65号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（伊藤正信君） この際、日程第 2、議案第52号から日程第15、議案第65号まで、以上  
14件を一括議題といたします。

本案14件に関し、審査過程の報告を、まず総務委員長にお願いをいたします。

総務委員長。

○総務委員長（武田正樹君） 総務委員会に付託されました案件は、議案第52号弥富市税条例  
の一部改正についてほか 4 件です。

本委員会は、去る12月15日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その  
審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第52号弥富市税条例の一部改正について、議案第53号公の施設等から暴力団を排除するための関係条例の整備に関する条例の制定について及び議案第54号弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についての3件は、質疑で、公務災害補償等に関する条例の関係で、消防団の中で転出した者が残っている場合があるかの質問に対し、在住・在勤が要件となっており、分団長会で住所異動等があった場合には届け出をするよう指導したとの回答などがありました。討論はなく、3件を一括して採決をした結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第58号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）は、担当課長から、歳入では10月に本年度の額の変更決定されました地方特例交付金と普通交付税の補正など、歳出で職員の退職や業務の増加による臨時職員賃金、新庁舎建設設計業務プロポーザル審査委員の報償費、消防団員の退職の増加見込みの消防団員退職報償金の補正などの説明を受けた後、新庁舎の審査委員の報酬が市の他の委員と比べて高額ではないかとの質問に対し、名古屋大学等の教授を考えており、交通費等を含んだ額を予定しているとの回答などの質疑がありました。その後、討論はなく、採決した結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第63号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）は、担当課長から弥富市職員の給与に関する条例に関する条例等の一部改正を受けたものと、予算編成時の職員配置と新年度の人事異動をした後の現在の職員配置の差額の補正との説明を受けた後、委員より、市の特徴ある変化に合った業務のあり方の検討が必要ではとの質問に対し、精査するとの回答などの質疑がありました。討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 次に建設経済委員長、お願いをいたします。
- 建設経済委員長（渡邊 昶君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第62号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）ほか3件でございます。

本委員会は、去る12月12日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

担当課長より、議案第62号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入で十四山東部処理施設の県費補助が国庫補助に切りかわり、歳出も処理施設の工事となったものであるとの説明。

議案第63号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）、議案第64号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第65号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、弥富市職員の給与に関する条例等の改正を受けての補正であるとの説明を受けた後、平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）で委員より、県費補助が国庫補助に補助金が切りかわった理由はとの質問に、市側より、

農水省の農業集落排水事業補助金から内閣府の汚水処理施設交付金になったためとの回答などの質疑があり、討論もなく、一括して採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（伊藤正信君） 次に厚生文教委員長、お願いをします。
- 厚生文教委員長（安井光子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について初め8件でございます。

本委員会は、去る12月13日に委員全員の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての3件を一括して審査し、委員より、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定をすることで、施設設備の変更はあるかとの質問に対し、市側より、以前より出入り口は別々ですので従来どおりとし、おふろを一般とは別々にするよう改修するとの回答などの質疑がありました。その後の討論では、弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定については、弥富市は財政の効率化、集中改革プランによる定数の削減が進められて、嘱託、非正規職員が増加している。地方自治体の本来の仕事である住民の命や福祉を守るという原点に立ち返り、まちづくりを今後進めていただくために反対するとの討論があり、1件ずつ採決した結果、議案第55号弥富市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については全員賛成で、議案第56号弥富市十四山デイサービスセンターの指定管理者の指定については賛成多数、議案第57号愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更については全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第58号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第5号）は、市側より、収入ではシステム変更の国庫支出金で子ども手当事務委託金、広域保育の収入見込みの保育所受託事業収入など、支出では土・日保育や長期休暇職員の補充保育士の臨時職員賃金、システム変更のため子ども手当国庫負担金過年度分返還金、国からの補助金が確定したことによるシルバー人材センター補助金、該当者の健康診査受診者の増加による後期高齢者特定健診委託料、入院費の増加が著しい生活保護費、医療扶助費、小・中学校の扇風機設置に伴う学校管理の設計管理委託料などの説明がございました。

議案第59号平成23年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、一般被保険者療養費の今後の見込み分、国保連合会へ支払う介護納付金の額の確定分の補正分などの説明がございました。

議案第60号平成23年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）では、歳入で75歳に達した者の今後の保険料見込み分、歳出で広域連合へ納付する保険料等負担金の補正な

どの説明がありました。

議案第61号平成23年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）では、一般会計からの繰入金の補正などの説明がありました。

議案第63号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第6号）では、弥富市職員の給与に関する条例等の改正を受けての補正であるとの説明がありました。質疑では、委員より、生活保護者の人数、基準、原因の内訳など質疑がございました。討論はなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（伊藤正信君） ただいま3委員長から報告がありました。

これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員、お願いいたします。

○12番（三宮十五郎君） ただいま厚生委員長の報告にもございましたが、議案第56号について反対討論をさせていただきます。

ことし1月に前片山総務大臣がわざわざ記者会見をされまして、これまで指定管理だとか外部委託が経費削減の道具として使われている懸念があると。本来は民間や地域の活力を利用し、住民サービスを向上させることが目的であって、その趣旨に沿ってこうした制度を活用すべきであるということを表明されましたが、デイサービス事業は比較的開業がしやすく、介護事業の中では最も競争が激しく、職員の不安定雇用が広がっている分野でもございます。

直営でありますこの現在の状況におきましても、2名の正規職員を配置している分については事業予算には入れていない関係もございまして、毎年一般会計の繰り入れが計上されておりますが、平成20年度は決算額で2,090万円余り、21年度は1,756万3,000円、22年度は1,379万9,000円、そして23年度予算は1,030万円と年々減少を続けておりまして、直営であっても極めて困難な事業ではないかということが想定されます。

加えて今回、先日16日の民主党が党として了承しました野田内閣の社会保障と税の一体改革案の中で、今後、新年度に向けての法案が提出されるという準備がされているものの中に、要支援1・2につきましては、現在の利用料の1割を2割に引き上げる。また、年収320万円以上の人たちについても、介護利用料1割負担を2割にするなど大きく条件が変えられる中で、基盤が弱い事業者が耐えられるか、極めて心配せざるを得ない状況が新たに発生しております。

さきに、市長は私の一般質問に対して、市民に役立つ市役所にする、市民の皆さんの意見

をよく聞く、弥富の福祉を後退させないという5年前の選挙前後して表明した立場に基本的  
に変わりはないという御答弁をされました。私は介護保険料改定に当たっては、十分な弱者  
への配慮をということもあわせてお尋ねいたしました。が、検討委員会でしっかり協議をして  
いくと述べられました。結果は、一番最下位の1・2段階の人たちの保険料を標準の0.5か  
ら0.45に幾らか下げることがされましたが、パブリックコメントを急がなきゃならないとい  
う理由によりまして、十分な検討とはとても言えない状況でお決めになりました。

特に、そのときに私は申し上げましたが、税と社会保障給付を通じまして社会的格差を本  
来は縮小していくということが、今日のどの国の社会制度の中でも大きな課題となっております  
ますが、残念ながら日本の場合は税と社会保障制度を通じて社会格差が縮小するどころか、  
かえって拡大するような状況が発生をしております。

例えば、最低生活に近いような人たちがこうした利用料だとか保険料だとか税を負担した  
場合には、それはそのまま行った切りで、ますます生活費に食い込むわけですが、実  
際に税金をかけられる所得は、控除後の額で2,000万を超えるような人々にとりましては、  
医療費について、年間実際に使った医療費の当然自己負担分ではありますが、200万を限度に  
して、また社会保険料については、支払った額全額を合わせて50%を負担することで税金が  
安くなる仕組みが保障されております。また、実際に税金が200万円前後かけられる人で言  
いますと、そういう負担の15%ですから、今の人たちに比べると随分少ない額になりますが、  
そういう現行の制度の中で、お金のしっかりある人たちはさまざまな制度によって守られる  
仕組みがありますが、最低生活を割り込むような、あるいはそれに近いような人たちは基本  
的に保護されない仕組み。そこへ、さらに現在の30代の男性が半分しか結婚できないとい  
うような状態の背景には、フルタイムで働いても生活保護と変わらない、健康保険や年金の掛  
金や税金が払えないような収入で働かざるを得ないような状態が蔓延していることが大きな  
原因となっており、さきに市長もこうした状態のやっぱり解決なしには、今の日本の経済の  
正常な発展はないという趣旨のことを申されたことがあると思いますが、本当に深刻な状況  
下によります社会的弱者の姿が現在浮かび上がってきております。

ぜひ、こうした問題にも十分配慮されまして、パブリックコメントなどを通じまして市民  
の皆さんの声もよく聞き、本会議で約束されました十分検討するというを実際に実行し  
ていただくこととあわせて、こうした形で市の行革大綱、あるいはその実施要綱の中で、  
さまざまな形で実は社会保障制度の支出を、扶助費がふえ過ぎているということで削減をす  
る計画がされておりますが、弥富市の他の市町に比べて、他の市町で大幅に税収が落ち込ん  
でいる中で安定した税収を誇っており、しかも、市長就任以来、その前から継続してありま  
した弥富中学校の全面移転改築、さらに弥生保育所の全面改築、さらに現在桜小の分離校の  
建設がされておりますし、おくれておりました小・中学校の耐震補強工事も完成をされてお

ります。

私も長い議員生活をさせていただいておりますが、こうした事業が連続してできるというのは、やっぱり私自身の40年に及ぶ議員活動の中でも初めてでございます。確かに今さまざまな問題はありますが、しかし、この弥富市の財政力、行政力の現状についても、もう一度なぜこういうふうになっておるのか、また今後改善しなければならない問題はどこにあるかということも含めましてよく御議論いただき、可能な限り、行政がやっぱりワーキングプアをつくっていくようなことに手をかさない仕組みや、大変な状態に置かれている人たちに対して、当然国の制度がありますので市で全部やっていくということはできないわけですが、そういう人たちが希望を持って暮らしが成り立っていく、仕事が成り立っていく、そういうまちにしていく努力を積極的に進めていただくことを強く求めて、やはりこの提案には私どもとしては賛成できないことを明らかにしたいと思います。

あわせて、もう一つ要望しておきたいことがございますので簡単につけ加えさせていただきますが、先日、長島温泉で老人クラブの行事がありましたときに同行した方から言われたんですが、本当に防災のことが心配、地震・津波のことが心配で、家族3人分のライフジャケットを、うちとしてできることはそんなことから買いましたと。本当に心配がないまちにしてほしいということをよく言われました。

いろんなゼロメートル地帯ということで過敏になっていることもございますが、やはり西部臨海工業地帯が5メートル前後で造成されているということが、この津波がそれを越えるようなことは今のいろんなお話でもないと思うんですが、一日も早く津波等の実際の予測、あるいは地震による地盤沈下の状況だとか、こういうことについて、国・県などによります責任ある被害予測を明らかにしていただいて、弥富がどの程度耐えられるか、問題があるとすればどこか、こういうことを明らかにしていただいて、その回避に全力を挙げていただく。

とりわけ私が一番心配しておりますのは、やはり尾張大橋の国道1号の橋でありますね。ここは防災計画等によりまして、堤防は7メートル50の高さにする。それから最大の洪水の想定は5メートル20にする。さらに、橋げたの下部は現在たしか3メートル90、路面で5メートルでありますから、東北大震災のときの津波の遡上があったようなときには、こういう障害物はほとんど全部全滅をしております。さらに、その両側の堤防もこの橋があることによって補強がされていないし、弥富側、木曽川よりもはるかに深い、低い川がありまして、地震や液状化の心配もあります。一日も早く問題点を明らかにしていただくと同時に、こういう危険地域につきましては、国・県・市もあわせて最優先事業として解決することに全力を挙げていただきたいということを、ことし最後の機会でございますのでお願いをいたしまして、反対討論とさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第52号から議案第55号までの4件は、原案どおりに可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号までの4件は、原案どおり可決をいたしました。

次に、議案第56号は原案どおりに可決をすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤正信君） 起立多数と認めます。

よって、議案第56号については、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第57号から議案第65号までの9件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第65号までの9件は、原案どおり可決をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第66号 平成23年度弥富市一般会計補正予算（第7号）

日程第17 議案第67号 平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第68号 平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第16、議案第66号から日程第18、議案第68号までの以上3件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆様、こんにちは。

本日提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計補正予算の歳出について、給与費のうち共済費を各款共通の内容といたしまして、平成23年12月14日に国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、平成23年4月にさかのぼって基礎年金拠出金に係る公的負担金率が引き上げられましたので、相当分について増額補正をお願いするものであります。

議案第66号平成23年度弥富市一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それ

ぞれ1,868万円を増額し、歳入歳出予算の総額を152億4,549万9,000円とするものであります。

次に、議案第67号平成23年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ18万円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億5,423万2,000円とするものであります。

次に、議案第68号平成23年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ18万円を増額し、歳入歳出予算の総額を10億6,224万3,000円とするものであります。

以上、提案する議案の概要でございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（伊藤正信君） 議案説明は省略をさせます。

これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

議案第66号から議案第68号までの3件は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号から議案第68号までの3件は、原案どおり可決をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第8号 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

○議長（伊藤正信君） この際、日程第19、発議第8号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の三浦義美議員に提案の理由の説明を求めます。

○15番（三浦義美君） 弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について。弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。平成23年12月20日提出。弥富市会議員 三浦義美。賛成者、弥富市会議員 佐藤博、弥富市会議員 中山金一、弥富市会議員 渡邊昶。

提案理由といたしまして、議員定数についての提案に当たりまして、議会の使命は、第1に議員は本会議や委員会での質疑、修正を通じて政策形成過程で議論し、予算、契約、条例

を審議し、政策の決定。第2に議員自身による政策の提案、また執行機関の行政財政の運営や事務処理、事業の実施がすべて適正適法、さらに公平で効率的に民主的になされているか監視する使命であります。

弥富市議会は、今日まで市民の福祉、市政の発展に大きな成果を果たしてきました。しかし、市民と議会のあり方について、日本経済の低迷、エネルギー政策、国政への不信感から地方議会への役割や信頼が揺らぎ、議会定数について18人から16人に、多くの市民から2名削減の声があり、要望いたします。

多くの賛同を求め提案いたしますが、最後に議会のますますの活動発展を願い、提案いたします。

○議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「議長18番」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 三浦議員に聞きますけれども、最初のときは動議を出すという話で私も一時は賛成をいたしましたですけれども、なぜきょうになってから発議によって提出をされたのか。私もこの10日間ばかり、あなたにサインしたのは9日でしたから、10日ばかりたちました。この間にいろんな私の支持者、いわゆる後援会の方をお願いをして、こういうふうで三浦議員が議員定数を削減するということを出されるよというお話をしました。中には、大原さん、中まで上がっていきやあという話があったところもあります。こういう中で、新たに議員を目指して弥富市の改革のために、大原さんより若い人が出てみえるのに、今ここで大原さんが主張して若い人の改革をとめるような、そういう欄にサインすることは、やっぱり大原さんの考え方とは違うことになるんじゃないかという話がありました。それで、きのう私は三浦さんに、一応署名をさせていただきましたけれども、これはやっぱり取り消していただきたいということで御了解をいただきました。

ということでありまして、新しい予定が、先ほども言ったように新しい人が出てきて、そして新しい改革、そして弥富市の発展のため、あるいは行政改革というものもつくりながらやっていかれる方が見えるのに、この辺のところは、三浦議員が出ないという話も聞いております。普通なら本人が出て、その中で今度立候補される予定の方と一緒にみずから戦って、その中で改革をするというのならいいんですけれども、今の状況では、私だけやめますよということで、あとの人に改革をお願いしたいとか行財政改革をお願いしたいとかいうことであれば、あなたがされておるこの議会運営について、議会運営はどういうふうだということと、それから市の健全財政運営ということについては、私も前から言っておりますが、議員は報酬が余りにも高い。今、愛知県の場合では平均のサラリーマンが約300万円以

下というふうにも聞いております。こういうことがあるから、議員が650万近くいただくということは、普通からいったら心苦しいということも私もあります。そういう面で、本当に財政運営をやっていこうと思うなら、そういう報酬の減額というふうにしてする方法もあると思います。

なぜ三浦議員は、ここで出されて、本当にきょう出されて、このものが賛成できるように、あなたがいろんなところの議員さんとやられたかと。多分私は、三浦議員にはかなり裏切られたところもあります。各議員もそういうのもあると思います。そのために、話がなかなか各議員とのアポがとれない、そういう話ができないという点もあったと思います。だけど、三浦議員は三浦明さん、お父さんですけれども、この方とも私は議会をやりまして、そのときについてはこれからの弥富市ということも、当時は町でしたけれども、弥富市ということを考えながらしていこうということで合併の問題、いろんな話もありました。そういう改革をされる中で、きょうここに出された賛成ができるような議員さんにどのようにアポをとられたのか、その辺のところがあれば聞かせていただきたいなあと考えております。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 大原議員が言われたように、動議を出すと、その場で賛成・反対という形になりますので、ある程度議員提案で議運で諮っていただき、全協で皆さんに質問を投げるという形をとりました。緊急動議を出しますと、その場で本当に皆さんの意見が聞けないし、また波乱が起きます。今、初めて聞いた話では皆さん迷います。だから、ある程度の時間をとって、議員提案として出させていただきます。

また、大原議員さんが言われるように、今回の提出の理由は給与の問題ではありません。ただ、議員定数の削減です。2人減りますと大体1,200万。そうすると、市行政としても保育料の値上げは、議員さんの本当の力です。皆さんが苦しんでいるときに値上げしてはいけない。議員さんみずからも削るべきだと。多くの方の賛同、人それぞれ違いますけど、やっぱり新しい議会を、新しい私らの議員の権限は議会の中できちっと決めること。議会中にあったことをきちっと決める。それでなければ、否決されれば、また次の議会にきちっと継承されていくべきだと思います。以上、終わります。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 三浦議員、私は最終議会であるので、普通からいうとあなたにサインするときには、動議だねという話もあなたにしたはずだと思います。

それで、8日は今のガスの講習とテストがありましたので本会議を休ませていただきました。9日の朝に来たときに、あなたがこういうふうに出して、ここにサインしてくれという話だったから、いいよと。だけど、そのときには必ず質疑をしますよという話もしました。

私が言うのは、動議を出しておれば、その中で否決とか賛成になればいいんですけども、そうなれば新たにきょうこの問題を出すということ、その中で賛成者が例えば5人おったと、あと足らん分は5人だというなれば、そういう方にアポをとりながらして、こういうふうでこうやっていくというのが普通だと私は思っておりますし、きょうここで出して、この問題が、ただあなたがやめるから定数を削減というふうに世間から思われておることもあります。私もそう思われました。戦う人に提案を出されてするならいいけれども、やめられる方のところにサインをしてまでということについては、やっぱり大原さんの考え方が少し間違っておらへんかなあというふうに、私も後援会を持っておりますから、そういう意味で、そう言われればやっぱりそうだなと。新たに、先ほど言ったように、改革をしたい、弥富市をもっと住みよいまちにしたいという新しい私よりも年の下の方が出てきて、弥富市のために頑張りたいという方があるので、きょう突然に出されるということについては、三浦議員もそういう相手との話がきょうここで終わってしまうと思うんですね。ここでは採決か、どうなるかわかりませんよ。わかりませんが、そういうことがあるので、私はその辺のところをよく聞いてしていきたいなあというふうで来ました。

市の健全財政というのは、どこまでが範囲であるのか、一遍そこだけ最後に聞かせていただきたい。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 健全財政というのは本当に皆さんが楽に、例えば生活保護をなくして、市民が本当に暮らしていける、そういう財政が一番健全だと思います。今の経済の世の中では本当に苦しい人も確かに多い、大原さん自身が言っています。生活保護を受けている方が二百何人、市長さんも言っておる、税金の無駄遣いはいけませんと。やっぱり議員みずから身を削ること、これは来年選挙を控えている方も、私らも有権者3万5,000人で、その中で25歳以上の私らも一応予定者です。出るか出んかは来年の2月5日にわかります。それまで皆さん同等の立場です。これは弥富市民の願いであります。以上。

○議長（伊藤正信君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あなたが健全財政としておるなら、あなたも3期以上された方だから、弥富市の財政とかいうものはわかっておるはずだと思う。私もですけども、この約3年10ヵ月の間になぜこういうことをもっと議会の中で、あなたが本当に今のこういう改革をしたいと、健全財政をしたいと言うなら、もっと早くからやれた時期がありました。私は一般質問でも、いわゆる日当制にせよと。福島県の矢祭町のように日当制にしてやっぱり健全財政をということで、私は何回か、あなたは一般質問のときに私のやつを聞いていただいたと思いますけど、そのときからあなたが本当に健全な市の財政という考え方があるなら、そのときに提案をしていただいたら私もよかったなあというふうに思っております。

最後になりましたけれども、できることならあなたも次の議員に立候補していただいて、そしてみずから新たに出られる方と選挙を戦っていただく、これが本当の提案者の考えだと思っておりますので、答弁をあなたにいただくということではなくていいですから、そういうふうに希望しております。以上、終わり。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の人はございませんか。

〔「議長１番」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○１番（堀岡敏喜君） １番 堀岡敏喜でございます。

三浦議員に２点お伺いをいたしますが、まずお伺いする前に、この議員提案を出される前にもう少し議論をすべきではなかったかなと、そういうところが非常に残念でなりません。

まずお聞きしますが、適切な議員定数ということが提案理由にあるんですけれども、これには適切なという一つの基準、いわゆる法的根拠みたいなものがあるのかどうか、まずお聞きするのが一つと、行財政運営に資するためということがありますが、それは先ほど大原議員の質問に対する答弁の保育所の値上げという部分に関してのものなのか。余りにも大ざっぱな行財政という部分なので、もう少し詳しくお聞かせ願えたらと思います。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○１５番（三浦義美君） 法的根拠といいますと、法的には弥富市の議会としては正常であります、定数に関しては。ただ、近隣の市町村、今の愛西市、蟹江町、本当に皆さん、財政のよい悪いは別として、やっぱり地域の方、それから多くの市民の方が愛西市として、最初合併するときは28、前は24、次は20という行政財革をしております。また、蟹江町も弥富と一緒に20から18、今回は14です。弥富も、愛知県内における市としては岩倉と同等の人数、財政のことは多少違いますけど、14ということです。

皆さんがやっぱりそういうことを、十四山と合併する前に弥富町の議会のときには20から16という形に決まりました。それは17年に弥富町議会として16に決まりました。多くのこの２期目の人ばかりが、弥富の議員の時代はほとんど賛成したわけです。反対の方もありませんが、ほとんどの方が賛成しました。また、18年に弥富町と十四山村が合併したときに弥富が16で、今回は16ではあれだ対等という、いろんな見方がありますけど、弥富の人口に応じて大体3,000人ぐらいという形で2枠をふやしました。そういう経過がありまして、そのときの話が継続として、皆さんの胸のうちはわかりませんが、私自身としては次は18にして、けれど合併したときは16と、合併した以降１回目は18で、２週目は16だという話をやりました。

それで、今の議員定数の議論どうのこうのという話がありましたけど、議員条例が先だという話も、皆さん反対もなかった。議員定数の話は先送りになっていましたので、最終的に

今議会の中で議員がみずから決めるべきだと思ひまして出しました。以上です。

○議長（伊藤正信君） 堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 議会運営委員会でも三浦議員の提案に対してお話をさせていただいたとおり、住民の方から私も聞きます。ただ、定数云々ということよりも、議会というものに対しての不信といいますか、存在感のなさというものが市民に反映をして、議会に対してのさまざまな、苦情とまでは言いませんけれども、御意見があったという、私はそういうふうには解釈をしております。だからこそ、議会のあり方というものを問われている以上は、議会自身がその姿勢を正していく意味で、だからこそ10月1日から施行された議会基本条例というのを制定したわけですね。

でも、今現在、議会基本条例が制定され、市民に対して広報活動をもうちょっと拡大していくだとか、議会で決まったことをもっと市民に訴えていく、また市民から大きな、またたくさんの方の御意見、要望を、また市政に反映していくといったような動きがまだされていない段階での次なる意見だと思います。もちろん、この先、定数の削減であるとか、報酬の削減であるとかというのは議論されてしかるべしだとは思いますが、ただ、基本条例が制定されて、まだ市民に対してどういう動きをしているのかとかが全く見えないわけですね。僕はそこが先だから、決まってからすぐというわけじゃなくて、しっかり市民の方に御意見をお伺いする。本当は住民の代表機関であると思うんです、議会というのは。だから、住民の意見を広く聞くためにはやっぱりある一定の定数というのは必ず必要であって、それが多いか少ないかという議論ですと、もう少し僕は詰めて話をする必要があるんじゃないかなと思います。

私自身も、ある程度気持ちとしては、もうちょっと議論したいということがいっぱいございますので、質問は以上で終わります。

○議長（伊藤正信君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「議長12番」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 三浦議員にお尋ねいたします。

まず議員定数の削減についての御提案でございますが、もともと法律で決められました本市のあるべき議員定数は26名であります。約30%をカットいたしまして、そういう意味では昨年の決算でも総額230億円余り、九つの会計の予算や決算の審査だとか、日々市民の方にいろいろお目にかかって御意見をお伺いしたりするという、この議員活動につきましては、本当に多忙をきわめております。

特に、十四山と弥富が合併した後の選挙で私どもが痛感いたしましたのは、十四山村は定数12名、旧弥富町は定数20名でございましたが、住民との結びつきの深さというのが全く違

うということを痛感させられました。あの選挙の結果にも見られますように、確かに十四山地域から出られた議員の方が頑張られたということもあると思うんですが、やっぱり日ごろの住民との結びつきの強いことが、旧十四山地域の利益のためにも我が村で頑張ってきた議員たちを議会へ出したいという強い思いもあって、ああいう結果になってきたというふうに思いますし、弥富でもかつては定数26名だったときもあります、だんだん人口もふえ、業務もふえてくる中で、私自身の40年に及ぶ議会活動の中でも、だんだん市民との結びつきが以前に比べると弱くなってきている。

もう一方で、議員としての業務はますますふえてきているというふうには実感をしておりますが、三浦議員はそういうことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） お答えします。

議員は本当に365日、私もどこも旅行も行けません。本当に議員活動でいろんな地域を回ります。やっぱり自分の白鳥学区を中心にずうっと回りますけれども、本当に議員としては多忙です。けど、やっぱり市民の代表です。十四山村どうのこうのじゃなくて、これは弥富市の話です。弥富市で、いかにして皆さんの声を聞くか。十四山村の声を聞くんじゃない、旧弥富町の皆さんの声も聞かないかんし、十四山村の市民の声も聞かないかんし、これは本当に弥富市の大事な話ですので、やっぱり幅広く、偏らずに意見を聞くことが大事だと思います。本当に議員活動は大変だとは思いますが。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私の質問に全然答えていないじゃないですか。

十四山村の人口の中で、12名の定数という関係の住民の結びつきと、旧弥富町の中で20名の議員定数の関係の住民との結びつきの深さというのはかなり大きく違ったし、ましてや今日合併をして、本来26名の定数を18に削減をした中で、ますますある意味では市民との直接のつながりというのは少なくなっているというふうに思いますが、忙しいとか忙しくないという問題については、あなた自身も忙しいと今おっしゃられたんですが、市民との結びつきの度合いというのは、定数が少なくなればなるほどますます開いていくということについては、あなたはというふうにお考えになりますか。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 地域の、例えば地域格差がありますよね。やっぱり旧の村とやっぱり集落単位ですけど、もう今は弥富町の時代になったから、ある程度学区単位。それは、昔やと20名と14名、格差はあります。これは、新たに選ばれた人が一生懸命やって、これは議員の任務だと思いますので、それはそのように一生懸命頑張って、これは議員の任務。いろいろな形がありますが、やっぱり市民の方に弥富市政をよく知っていただく、それは最大

のチャンスじゃないかと思います。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） お答えになっておりませんが、私がお尋ねをしたのは、やはり議員の姿が見えないというのは、人口と定数の関係が開けば開くほど議員の活動や議会の活動が目につかない、そういうことと、日々の暮らしがどんどん大変になってくる中で、公務員や議員というのはあんまり働いていないんじゃないか、余分な活動ではないかというような、こういう声もあることも事実であります、目に見える活動というのはなるべく多くの皆さんに直接お目にかかる機会がある方がよく見えるわけでありまして、それがどれぐらいの規模が適正かどうかということは別にしまして、はっきりしていますよね。なるべく選挙民と近い数の議員がおればおるほど、議員の活動や議会の活動は見ていただけたらと思いますが、ちょっと質問を変えまして、市の財政の安定化のためにというような趣旨の説明をされましたが、もともと旧弥富町時代から、弥富町の議会は絶えず市民の皆さんの暮らしの願いにこたえるということを時の町長や市長、また職員の皆さんと力を合わせて全力を挙げてやってまいりました。

一、二申し上げますと、例えば佐藤町長時代に、保育所になかなか入れないということで、大きな悩みを住民が抱えておりましたが、当時は人口急増の時期でございますので学校をつくらなきゃいかんということで、たくさんの財政支出があり、今よりもはるかに財政的に困難な時期がありまして、一時もう保育所をつくらないというような御意見も出されたこともありましたが、やはり議会が市民の声をどんどん反映しまして、結局、佐藤町長は決断をされて新しい保育所をつくる、そして希望者全員の基本的な入所の仕組みをつくっていく土台がつくられたり、あるいは当時毎年保育料が上がるような時期でございましたが、海部地域の前年の平均以下に次年度の保育料はするというような形で、よそに比べて安い保育料、また今日の長期にわたる経済不況のもとでは、長期にわたる保育料の据え置きなどという仕組みそのものは、そういう住民の皆さん、議会、あるいは時の町長や市長が力を合わせてずうっと積み上げてきたものでありますし、また子供の医療費無料制度の拡充につきましても、住民の請願を議会が全会一致で可決をして、歴代の町長、市長は少しずつ少しずつ引き上げて今日に至る。こういう中で、弥富市には働き盛りの人たちが定住をしてくださるとかいろんな条件が重なって、今では尾張9市の中で、他を引き離して断トツの1人当たりになると税収を上げるとか、市の財政に大変寄与しておりますし、先ほども別の機会に申し上げましたが、とにかく40億かけた弥富中学校の耐震対策を含む用地買収も含む全面移転改築から、その後、弥生保育所の全面改築。現在、またその間におくれておりました小・中学校の耐震補強を全部解決するとか、さらに桜小学校の分離校を続けているとか、私自身の40年にわたる議員活動の中でも、こんなに市政が住民のために必要な事業を次々とやっているというよ

うな時代はかつてなかったことでありまして、なぜ今議会の議員定数を削らなきゃならないのか。あなたの提案の真意は全く理解できませんが、あなたはこうした最近の市政の状況、あるいはそれを支える議会の活動についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 三宮議員の意見はわかりますけど、安心・安全、本当に弥富市民が安心して暮らせるように耐震、安全上で防災広場、これからもまだまだ防災広場、防災ビル、いろいろかかります。そのために、ある程度言うだけじゃなくて、議員もみずから身を削る、これも皆さんの考えがあると思います。最低限の必要人数として18から16という形に提案いたしました。

本当にこの世の中100%、これといった妙案はありませんけれども、一応市民の立場になって、安心・安全のために、これは定数を18から16に削ることを提案いたしました。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） まじめに質問に答えてください。

例えば、弥富で耐震対策の問題で一番深刻にとらえられたのは、あの阪神大震災のときでありました。当時、私どもが呼びかけたんですが、結局、全会一致で防災対策の充実を求める請願が可決をされて、そして弥富中学校は昭和31年に1期工事が完成したところでございますが、当時の基準ではもう阪神大震災クラスの地震にはとても対応できないということで、全面改築しかないということはどなたも理解しておりました。

ところが、この海部津島地方で鉄筋校舎の全面改築というのは経験がなかったことでありまして、何度も私どもも申し上げましたし、今議長席におります伊藤議員も言ったわけがありますが、当時の町長も教育委員会も、また財政を担当する総務部も一切これを解決するための具体的な方法等は明らかにせずに、何年も据え置きにされました。私どもはたまりかねて、当時当選した間もない八田ひろ子議員と連絡をとり合って、当時の文部省に行きまして、こういう鉄筋校舎の全面改築に対する国の補助制度、使えるものはありませんかというお尋ねをしたら、私どものこの地域にはなかったから、なかなか町や議会の中でもそういう方向がはっきりしなかったんですが、そのときに行ってコロンプスの卵ですね、私もびっくりしたんですが、それはそうですよね。大都市はもう戦前から鉄筋の建物があるわけですから、当然危険校舎になれば建てかえる。あるいは当時はこの地震の問題が大きな問題になっておりまして、昭和44年以前の建物は建て直す以外に基本的に対応できないということで、補助制度が使えますと。しがたって、県を通じて申請していただければ、必要な条件を満たしておれば利用していただけますから申請してくださいという私たちに対する答弁でした。

私どもが帰ってくると、当時は川瀬町長だったんですが、「三ちゃん、やっぱりおまえが言っておったように、そういう制度はあったんだなあ」と、顔を見るなりそう言われたんで

すよね。私たちが帰る前に、文部科学省から愛知県を通じて、そういう制度がありますので、弥富地方の方や共産党議員の方が見えてこういうふうにお聞きしましたので、念のためにと  
いって連絡を入れてくれておったんですね、そういう活動を弥富町議会は。1人の五百万、  
六百万を削るのと、こういう大事なことをきちんとやっていくということは全く大きな差が  
あると思うんですよね。

弥富町議会、あるいは弥富市議会がこれまでもいろんな機会に、やはり行政の中におるだ  
けで毎日の仕事に忙殺されて、なかなかそういう今の制度の活用だとか、そういう問題につ  
いての対応ができなかったときに、いろんな節目に大きい役割を果たしてきておることを考  
えれば、定数削減をすることが活性化だとか、身を切ることだというお考えというのは、私  
は弥富町議会、あるいは弥富市議会のこの間の経験から見ると、そうじゃなくて、そういう  
仕事をきちんとすることの方を私は市民が求めていると思いますが、どのようにお考えか、  
お聞かせください。

○議長（伊藤正信君） 三浦議員。

○15番（三浦義美君） 三宮議員といつまでもしゃべっておっても、考え方の相違ですね。  
皆さん、考え方は一緒ですよ。賛成・反対はともかくとして、考え方は皆さん一緒です、最  
終的には。

ただ、今のこの世の中の状況、人それぞれです、考え方もいろいろ。私らも別に三宮さん  
に反対するわけじゃありません。ただ、この議員定数というのは、議会でもってきちっと討  
議する。これが今までの議員定数の話になると、皆さん先送りになっています。ある程度の  
ことは議員定数の話をしなくちゃ、これはどこかの場に乘せなきゃいけないと思い、私も前  
から17年の16人のスタート時分から、また18年の合併したときからそう思っています。やっ  
ぱり議員定数の話は議員がみずからして、皆さんで討議して、いい悪いは別としてこうやっ  
てきちっと話を、これが本当の討議の場です。皆さんから多くの意見、市民の方も多くの意  
見をもらいます。それから、いい人は減らさんでもいいという人もある。これは、最終的に  
決めるのは議会の議員の方ですので、よろしく御賛同の方をお願いします。

○議長（伊藤正信君） 三宮議員、簡潔にお願いできませんか。

○12番（三宮十五郎君） 簡潔というよりも、質問に全然お答えになっておらんもんね。

議論をすることに私も別に反対だとは言っておりません。ただ、あなたが言うように、一  
人、二人削ることと、今私が言ったように本当に議会や行政のそういう基本的な仕事になか  
なか、今、職員も大幅に減っている、いろんな事情があって必要な対応ができんような中で、  
弥富の町議会、市議会というのはそういうことをしっかりサポートして、市の前進のために  
寄与してきているとか、あるいは先ほども申し上げましたが、尾張9市の中で他の市町を断  
トツに引き離れた、昔からそうじゃなかったんですよ。そういうことが、平成17年以降にで

きている。いろんな条件が重なっておりますから、議会だけのせいだとは私も全く思っておりませんが、そういう方向をリードしていくのが議会の役割だということを申し上げて質問を終わります。きちんと質問に答えてください。

- 議長（伊藤正信君） 他に質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 質疑がないようでしたら討論に入りますけれども、ここで暫時休憩をしたいと思います。5分ほど休憩いたしまして、15時20分から再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時15分 休憩

午後3時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（伊藤正信君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、質疑なしと認め、討論に入ります。

反対討論の方ありませんか。

黒宮議員。

- 17番（黒宮喜四美君） 私は議題になっております発議第8号弥富市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてに反対討論をいたします。

本日は12月定例会の最終日であります。あす、来年2月に執行される弥富市議会議員選挙の立候補予定者の説明会が予定されております。志を持って2月の選挙に立候補を予定されている方々に対して、余りにも性急過ぎる突然の発議であります。多様な市民の有権者の声を反映させるためにも、現在の18人は必要であると思います。三つの常任委員会構成のためにも、各委員会6人ずつの現在の定数18人が最適であると思うのであります。

9月の議会におきまして、弥富市議会基本条例も決議されまして、10月1日から制定をされたわけであります。議題になっている定数18を16にする、こうした改正案には、議会基本条例、あるいはまたこれからの議会活動の中において大変、今、急にそのような提案をされて、本日の議会で決定されるということに私は反対をするものであります。

以上、反対討論いたします。終わります。

- 議長（伊藤正信君） 次に、賛成討論の方ありませんか。

佐藤議員。

- 6番（佐藤 博君） 6番 佐藤博であります。

先ほど来の提案者、そしてまた質問者のいろいろの質疑を伺っておって感ずることは、いささか本質論に触れていないんじゃないかということを私は感じておるのであります。と申しますのは、弥富町時代、これは17年だったと思いますけれども、平成17年に法定定数は26

でありましたけれども、弥富町議会は20名でした。それを16名に、今の定数を減員しました。これは大原議長のときであり、そして宇佐美議運の委員長等が提案をされて、そして減らそうと。これは、やはり定数問題とか報酬問題というのは、社会情勢や経済情勢、あるいは国民的世論の中で、お互いに議員が良識の判断をもって決めていくものであると私は信じておったのであります。このときには、私はそういうことから賛成をいたしました。そして、弥富町の議会は16名ということに決まったわけであります。

その後、十四山村の編入合併の問題が出てきて、急遽18年に16人を18人にということで提案がされたわけです。正直申し上げて、私はこのときには反対をしたいということでありましたが、当時、議長は宇佐美議長でしたけれども、十四山から大勢の人が出てくると。だから、今回は20にはできんけれども、20には戻せんけれども、18に上げて今回は選挙をやるのが妥当じゃないかということで、私は本質的に反対でありましたけれども、賛成をいたしました。

この十四山村は、編入合併したということは、弥富町の条例その他すべてのものが弥富町のもので運用されていくというのが当時の状況でした。対等合併ということであれば、また新しいシステムになるはずであります。しかし、そういう中で弥富町の条例を一部変えたわけであります。そういう形で定数を18にしたという経過があるわけであります。

ですから、いろいろの今質疑がありましたけれども、そういう中で私は次期選挙はやっぱりもとに戻すべきだという考え方を持っておりました。それは、私、ことしの議会運営委員会で何回も定数問題を考えるべきだといってやってまいりましたけれども、なかなか皆さん方の中に賛成論者がなかった。こういう中で、私は議員の良識を一遍ここできちっと示すべきだと、こういうように考えていたのであります。

急に出したという意見がありますけれども、決して今回だけではありません。以前から私は申し上げてきましたし、そして大原議員が9日の日にということでありましたけれども、このときにもちゃんとやったけれども、議会運営委員会、あるいは議長の方から改めて提案をというのがきょうに至ったと、こういうことであります。

この間に、なぜそういうような議論がきちっと進められなかったか、これは大きな問題ではあります。しかし、私はそういうような定数を20から16に下げたということは、弥富町としてはきちっと皆さん方の良識で決まったものだと思っております。そういう中で、16から18にふやしたと。これは、私は暫定的なものであり、一時的な措置であったというように判断をしておりましたから賛成をしてきたわけであります。その提出者は三浦義美議員であり、賛成者は高橋和夫議員であり、佐藤良行議員、浅井葉子議員でした。今残っておるのは、正直申し上げて三浦義美議員しかいないんです。そういう中で、三浦義美議員も責任を感じて今回の提案者になったと私は思っておりますし、私も16を18に上げたのは三浦議員が提出者

になってやったんだから、三浦議員がやっぱり提案をされるべきだということで、今回三浦議員が提出をされることに私は賛成をしてきたということでもあります。

いろいろな質問の中にありましたように、例えば引退される方が云々という、こんなことは関係ありません。あるいはまた、立候補者がそろって、あるいは立候補者の数が云々ということも関係ありません、これは。そんなことで定数問題は決めることではありません。要するに、社会情勢や経済情勢もろもろのものを考えて、議員が良識的に考えて、今どうあるべきかということを考えることであると同時に、今回の定数の削減は何も削減じゃないんです。もとに戻すだけのことです。これを、例えば18を15とか14とかということにすれば、私は削減だと思います。ところが、16にするということは本来の弥富町の条例に従ったものであると、そういう判断を私はいたしております。ですから、私は今回の今の質疑の中でいろいろなことがありましたけれども、お互いに議員が良識を持って判断をすることだと、こういうふうに思っております。

もし、今回そういうことで定数削減についての問題がいろいろと出てくるとするならば、17年に20名から16名にしたときの議論を一遍みんなで考えてみる必要があると思うんです。確かに一部反対の人もありましたけれども、ほとんどの人が賛成ということで決めたということです。これは一つ間違えてもらっては困ると思うんです。

ですから、今回、三浦議員がそうした過去の経緯の中で、責任を持った提出者でありますので、私も同様に考えてきた一人でありますから、ここできちっと議員の良識を問うという意味で、今回のこの定数をもとに戻す、削減ではなくて、もとに戻すという考え方に立った、この16名への提案については、これは自信を持って私は賛成をしていきたいと、こういうふうに思っております。以上であります。

○議長（伊藤正信君） 他に反対討論の方はありますか。

堀岡議員。

○1番（堀岡敏喜君） 1番 堀岡敏喜でございます。公明党弥富市議団を代表いたしまして、反対という立場で討論をさせていただきます。

地方自治法第91条の、地方議会議員の法定定数についての法定根拠について考えてまいりたいと思います。

旧自治政務次官で岡山県知事を務められました地方自治の神様と言われる長野士郎氏が書かれました「逐条地方自治法」には、市町村の議会の定数についても都道府県の議会の議員定数と同様に、市町村においてこれを特に減少する場合を除くほかは、それぞれの市町村の人口に応じて何らの措置を要せずして、法律上当然に決定される、これは260項にあります。同条第2項の条例で、特にこれを減少することができるにつきましては、地方自治の本旨に基づいて、これを解釈し、運用しなければならない。これは地方自治法第2条第12項、住民

の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと啓示をしております。

また、市町村議会等が定数を特に減少できることについて、元内閣法制局長官で元最高裁判事の大出峻郎氏は「現代地方自治全集 3 地方議会」に、人口の少ない市町村などの場合には、もともと法定定数が少ないのであるから、このような団体にあっては特に住民の代表機関として、議会のあり方及び合議体としての適正規模のあり方の両面からも慎重に配慮する必要があると思われると述べられ、地方自治の本旨の上からは、選挙や議会の定数に係る事項は第2の憲法と言われるほど重要なものと位置づけ、法定定数の減少は特に慎重でなければならないと結論づけております。つまり単に人口比較による短絡的な定数削減は、地方自治法の本旨の上からも否定的であるとするのが一致した解釈であるというのであります。

しかし、現在、日本の各所におきまして、近年まるで競争するかのような定数削減問題があり、また名古屋市や鹿児島県阿久根市の出来事のような、市長と議会との対立から取りざたされている地方議会の状況を見ると、結局、突きつけられているものは、地方議会とは何なのか、議員というのとは何なのかということだろうと思っております。したがって、今後の議会及び議員のあり方について考える上で、幾人かの識者の言葉を引用して考察・検証してまいりたいと思います。

地方自治が御専門の、同志社大学大学院の新川達郎教授は語っておられます。議会と町の二元代表制をとる地方自治においては、制度的にもともと公選職である市長と議員、すなわち議会とが相対立をし、その抑制と均衡によって民主主義を達成させようとするものであるのに、1人を選ぶ市長だけが民意で、議会は民意ではないかの言動は二元代表制を理解しないものと言わなくてはならない。ましてや、一方の代表が他の一方のあり方が気に入らないと力を弱める提案をすることは、明らかな越権行為であると述べるとともに、これら地方議会と議員に対する批判の背景には、市長に権力が集中している自治体運営制度である市長主義があり、その上に議会と議員の働きが情報として市民の目に見えないことがますます地方自治にとって議会は不要であり、無駄なものに見える傾向が読み取れますと述べられております。

また、鹿児島大学法科大学院教授 小栗実氏は、今日の定数削減などの地方議会の合理化は、1985年の自治省文書「地方公共団体における行政改革推進の方針の策定について」に文字どおり地方議会の合理化を取り上げて以来始まったと証言をし、その地方議会合理化の問題点を列挙されております。それによりますと、一つ目に、地方行政の減量化、効率化という観点のみから地方議会の定数削減を取り上げたことに問題がある。地方議会は、憲法上、地方自治を保障された統治団体としての自治体の立法機関であって、国の国会に準ずる性格を持つものであり、単なる地方行政機関ではない。地方自治は、何よりも住民自治をその本

質的な要素とするが、その住民自治の最も中心的な制度として地方議会が存在することに対する軽視がうかがわれる。二つ目に、全国の自治体が一斉に中央政府の指導に従い、定数削減が実施されていったのは地方自治の理念と正反対であり、地方自治の形骸化にみずから手をかすことになりはしなかったか。三つ目に、特に定数を減少する場合の根拠となる最少の経費で最大の効果の考え方は、その自治体の経費全体の中で、議会、あるいは議員の役割で実際に節約された効果額がどの程度であって、議員定数削減の経費節減効果額との価値判断の比較について考えることである。にもかかわらず、そのことが検証されず、地方議会の定数削減は経費節減のシンボリック的役割を担わされたと述べられ、現状の地方議会の危機は、住民にとっての不利益に結びつくと警鐘を鳴らしておられます。

さらに、この危機に際し、地方分権の中での地方議会の役割について、一つ目に、住民からの定数削減要求は、住民からの地方議会があまり重視されていないサインと見るべき、二つ目に、住民との距離を縮める情報開示や実りある議会審議の公開などを指摘し、三つ目に、今こそ議会の活性化に取り組むことであると結んでおられます。

したがって、私たち議員はこうした識者の指摘や、何よりも市民から出された要望の背景にあるものを真摯に受けとめ、真剣に議会改革、議会活性化のスタートに立ち、市民に見える議会であり、議員活動となることが先決であると考えます。議会改革のそうした道筋をしっかりと市民に示した上で、さらなる民意を酌み取り、定数削減等の問題を判断していくのが筋ではないかと強く思うことから、以上で反対の討論とさせていただきます。

○議長（伊藤正信君） 賛成討論の方はございませんか。

大原議員。

○18番（大原 功君） 賛成討論をさせていただきます。

今回の定数は、弥富市の健全財政という目的で出されたということを三浦議員から聞きました。弥富市にも多くの生活保護の方、あるいは高齢者、福祉のために財源を使っていただくためにも、これは定数を削減するということは財源をつくるということでもありますので、賛成討論とさせていただきます。終わり。

○議長（伊藤正信君） 反対討論の方。

三宮議員。

○12番（三宮十五郎君） 私も、今回の定数の削減に反対する立場で討論をさせていただきます。

一つは、議員の問題であると同時に、この問題は市民の皆さんの市政への参加の根幹にかかわる問題であります。現在、約1,000票を超えるような得票をしなければ、多分今回の選挙ではなかなか議席を確保することができないというような状況のもとで、今ちまたでは定年になって、かなりの収入や年金がある人でも、なかなか、はっきり言って1,000票を獲得

しなきゃいかんような選挙には出るのは腰が重いと。一方で、病気なんかになれば本当に多額の負担が待ち受けているだとか、あるいはかなりの資産を持っている方たちだと固定資産税だとかそういう負担ですね。そういうものがあって、とても、できたら皆さんのために骨を折りたいたけれども、なかなかやれない状況。もう一方で、応援をする人たちも、以前の五、六百で当選できるような選挙だともっとみんなで応援をすることができたけれども、やはり今の状況というのは容易ではない。あるいは以前は農家の方だとか商売をやっている方、商店店主の方がやっていたわけでありましたが、片手間でやっていたら自分の営業そのものが成り立たなくなるというような深刻な状況があります。

また、今回の歳費を決めるに当たりまして、市長が議会で述べられたことでありますが、若い人たちが議会に出てきていただくということから考えたって、もう今勤めながら議員をやるとかそういうことはなかなか困難な時期でありますので、一定の生活や活動ができるということで現在の歳費が決められたわけでありましたが、それでもなかなか出てきていただけない、そういう状況があります。

やはり、議会基本条例を決めたときにもそうでございますが、議会のあり方について、特に定数問題のような市民の議会や行政への参加の根幹にかかわるような問題は、きちんと議会でも議論をする。同時に市民の皆さんと一緒に考えて、市民的合意のもとで進めるべきでありまして、短期間に決めていくということについてはいかがなものかというふうに私は考えております。

同時に、実際に議会が弥富町、弥富市でどういう役割を果たしてきたかということは先ほども申し上げましたが、重複しない問題で一、二申し上げますと、一つはごみ収集の不正問題をめぐりまして、当時私どもは民間の収集業務をやっている人たちに比べて、当時の町の費用負担というのは大変高過ぎるということで問題にしまして、不祥事もあったことで百条調査委員会が設置をされましたが、その結果、再入札が行われまして、当時町が予定をしていた額に比べて年間2,000万円ほど削減がされました。当時、この入札を担当した職員は、とても私たちの常識では信じられない安い値段だといってあきれておりましたが、今もその状態は基本的に引き継がれております。

また、平成10年当時に市民の方から、弥富市の消防積載無線などは実際の市場価格に比べて余りにも高過ぎる。6割台で十分やれるんじゃないかということで私どもに教えていただいたことがございますが、私どもはこれを取り上げまして半年間の議論を重ねまして、結局、当初予定しておりました事業価格の6割台で落札をさせることに成功しましたし、それが今日の電子機器、あるいは機械設備類の弥富町、市、あるいは昨今では南部水道の設備の更新の入札の中にも生かされておりました、皆さんも御承知のように、同報無線等につきましても、市の努力もありまして、そういう経緯を踏まえまして大変安い価格で、やはり以前から

官庁価格と言われて、実際の価格よりも何割も高いと言われておったことが証明をされた経緯もございます。

さらに、行政と住民の意見が違った問題でいいますと、昭和50年代末期の弥富町に都市計画税を導入するという問題がございました。これは、固定資産税は1,000分の14、都市計画税は当時1,000分の2を、多くの市町は1,000分の3でございますが、2で導入するというところで提案がされましたが、当時土地の固定資産税が毎年10%を超えて上がるときであり、金魚も斜陽の影が色濃く出ていた時期でありますので、実際に1,000分の2でも固定資産税とはちょっと掛け方の仕組みも違ひまして、一般家庭では2割程度の、市街地の固定資産税の値上げになるということもございまして、住民の方からも、とりわけ市街地にたくさん農地を持っている皆さんから強い反対がありまして、これも半年近くの提案から議論をした上で議会は否決いたしました。

そのことが、実はその後、弥富の農家の皆さんが多額の相続税を払うか、賃貸しのアパート・マンションなどをつくりまして、弥富町と弥富市に固定資産税を払うかという選択をされる大きな理由の一つとなっております。弥富市の今日の税収が安定している大きな理由の一つにこれはなっております。今、西部臨海工業地帯もありますし、前から私が申し上げておりますように、働き盛り世代の人たちが弥富に住み着いて自分のうちを建てること、それからまた、今は多少供給過剰ぎみでございますが、こうしたアパート・マンションに住み続けていただくこと、こういうことをあわせまして、これらの諸条件、さらに子育て支援があることによりまして、今若い人たちの安定した収入が見込まれないということから、自分の住むまちを子育てしやすいところを探して住居を構えるというようなことも重なりまして、弥富市の固定資産税は、愛西市や一宮市や江南市の人口1人当たり5万円をほぼ2倍ほど上回る水準にまでなっていることが市の税収の安定の最大の原因になっております。こうした選択を、私どもはまさかこんな形で結果が出るとは夢にも思いませんでしたが、今後また、こうした問題を、本当に供給過剰になっております中で、あまり皆さんの負担がないような方向でどう考えていくかということも大きな課題となっております。やはりいろんな多様な意見が、先ほども堀岡議員の方から原則的なことがお話がありましたが、反映される仕組みがあることが、時の行政のトップがした判断でも、住民の皆さんの暮らしに根差して、本当にいいかどうかということを実際に議論をして、そこでやっぱり議会が判断をして決定をするということが私は弥富市の今日の繁栄をつくってきた一因でもあるというふうに思いますので、こういう形でしっかり議論をした上で決めていくと。

なお、先ほど佐藤議員の方から、ずうっと議会運営委員会でも言ってきたはずだということなんですが、この提出や提案の日程につきましては、佐藤議員も賛成していただいておりますので、そういうことで言うと少なくとも、まだ議論不足、そう

いう問題は当然私もあると思いますが、こういう形で議論をするということについて言うと、佐藤議員もお認めになっていただいた上での議論でございますので、そのことも御了承いただいて、最終的に議員各位の態度をお決めいただくことをお願いして、私の反対討論とさせていただきます。

- 議長（伊藤正信君） 賛成討論の方はございませんか。

〔発言する者なし〕

- 議長（伊藤正信君） ないようですので討論なしと認め、採決に入ります。

発議第8号は原案の提案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（伊藤正信君） 起立少数と認めます。

よって、発議第8号については否決をされました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 発議第9号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書

- 議長（伊藤正信君） この際、日程第20、発議第9号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の三宮十五郎議員に提案理由の説明を求めます。

三宮議員。

- 12番（三宮十五郎君） 全員協議会でも御確認をいただきましたが、本件につきましては愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出についてでございます。議会運営委員長の私が提出者、議会運営委員の皆さん全員が賛成者ということでございますが、意見書を読み上げて提案にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書。

市民の健康を保持するための医療行政への取り組みは、各種福祉施策の充実とともにますます重要となっている。本市は、医療を必要とする市民が経済的負担の心配なく安心して医療を受けることができるために、各種の医療費助成制度の充実に努めてきた。

子ども医療費助成は、市民からの強い要望も受けて、平成19年度から入院・通院とも対象を中学校3年生まで拡大したところであり、一人親世帯への医療費助成とあわせまして、本市の子育て支援の推進施策の大きな柱となっている。

障害者医療費助成や福祉給付金制度も、本市の福祉施策の大きな柱となっている。障害者医療費助成においては、身体・知的障害者、また福祉給付金として、ひとり暮らし非課税老人・認知症の方に対する助成も行っており、高齢期の医療を支える大切な施策となっている。

これらの医療費助成制度は、愛知県の福祉医療制度に支えられており、事業の財源構成では、平成22年度実績で約3分の1が県費で賄われている。

しかしながら、愛知県がさらなる行革を進めるためにと発表した「重点改革プログラム策

定に向けた重点改革項目及び論点」の中には「福祉医療制度の見直し」が含まれており、福祉医療制度の縮小（対象範囲の削減、所得制限や一部負担金の導入）が含まれている。外部有識者による公開ヒアリングにおいて、提言の結果は「妥当」「再検討」が同数となるなど、この制度が短時間のヒアリングでは簡単に結果が出せない重要な施策ということが示された。この制度の存廃は各市町村が行っている医療費助成に大きな影響を与えるものであり、より慎重な検討が必要である。ただ、医療費削減、福祉医療制度の縮小という発想ではなく、健康に対する意識改革を含めた政策を提案されることが重要ではないか。

よって、弥富市議会は、愛知県に対し、本市を初め各市町村が今後も子ども医療費助成を初めとした医療費助成制度が安定的に維持できるよう、医療費助成を県の制度として堅持していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（伊藤正信君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 閉会中の継続調査について

○議長（伊藤正信君） 日程第21、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

旅費調査特別委員長から、会議規則第104条の規定により所管事務について閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

旅費調査特別委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、旅費調査特別委員長の申し出どおり決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 閉会中の継続審査について

- 議長（伊藤正信君） 日程第22、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（伊藤正信君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、服部市長から年末に当たり発言を求められていますので許可をいたします。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 議長のお許しをいただきまして、平成23年12月議会閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

11月25日から12月20日までの24日間、提案いたしました議案を慎重審議賜り、滞りなく可決・承認をいただき、まことにありがとうございました。

弥富市も、合併から5年を終え、これからも多くの皆様の御支援と御協力をいただきながら、市政運営に傾注し、活力のあるまちづくりに努力してまいります。

さて、本年は東日本大震災を初め台風など、多くの自然災害が発生した年でありました。被災されました方々や、被災地の早期の復興を心より願っております。本市においては、幸いにも大きな災害は発生いたしませんでした。しかし、発生が想定されております東海・東南海・南海の連動地震があり、さきの東日本大震災を教訓とし、災害への対応をいま一度見直し、防災はもちろんのこと、被害をいかに少なくできるかという減災にも積極的に取り組み、安心で安全なまちづくりを目指してまいります。

社会情勢は不透明をきわめており、円高、デフレ、少子・高齢化などさまざまな課題があり、国における財政状況の悪化、地方においても同様に財源確保が非常に厳しい状況が続いております。今後の日本のあり方を決める社会保障と税の一体改革の議論も始まり、税などの住民負担、社会保障、公共サービスのあり方が問われています。限られた予算で活力と希望にあふれるまちをつくるために、一層の高効率で健全な行政運営が求められます。

そうした中、企業誘致や港湾整備に力を注ぎ、税収のアップと将来の安定した経済基盤に努めてまいりました。また、桜小学校の過大規模校の解消を図るため、（仮称）第2桜小学

校の建設工事事業、道路、公共下水道整備、平島中区画整理事業の都市基盤も進み、まちづくりも順調に推移することができましたことは御同慶にたえない次第であります。

明けて2月12日の市議会議員選挙に立候補を御予定の各位におかれましては、全員が当選の栄を得られ、市議会において引き続き山積している諸問題の解決と諸事業の推進に当たっていただくことを懇願いたしております。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方には切に御自愛をくださいまして、御多幸な新春をお迎えくださいますようお願いを申し上げまして、私のごあいさつといたします。

○議長（伊藤正信君） 御苦労さまでした。

私からも一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員の皆さん方、並びに服部市長を初め市当局の皆様方には、議会運営に格別の御理解と御協力を賜りまして、心からお礼を申し上げます。

本年もあと10日ほどになりました。師走という大変忙しい時期を迎え、寒さも一段と厳しさが増しております。私ども議会も、3月11日の東日本の震災を初め、私たちのこの市の防災の安全・安心問題、あわせて福祉、教育環境等、幾つかの課題を議員の皆さんと一緒に本年度議論をしてまいりました。特にこの師走防災という大変な時期であります。さらには、また2月の議会選挙を迎えられる方、大変気ぜわしいとは思っています。しかし、私ども議会議員は2月29日まで議会の任をお互いに担っています。そのようなことの中で、ますます新しい年が希望と夢、きずなが大切にできる市民とのまちづくりにお互いに決意を新たに新年を迎えていただきますこと、そして皆さん方が御健勝でありますことをお祈り申し上げまして、議長としてのあいさつにかえさせていただきます。

これをもちまして、平成23年第4回弥富市議会定例会を閉会といたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊 藤 正 信

同 議員 杉 浦 敏

同 議員 安 井 光 子